

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和２年２月28日
【計算期間】	第10期（自 平成30年９月１日 至 令和元年８月31日）
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタインーアジア・エックス・ジャパン・ エクイティ・ポートフォリオ （AB FCP IーAsia Ex-Japan Equity Portfolio） （愛称：日興ＡＢアジア・バリューフアンド）
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・ エル （AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.）
【代表者の役職氏名】	取締役会による特別受任者 高 森 雅 也
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ Lー2453、 ユージェヌ・リュペール通り2-4番 （2-4, rue Eugène Ruppert, Lー2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 弁護士 廣 本 文 晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 弁護士 廣 本 文 晴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03) 6212-8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

【提出書類】 募集事項等記載書面

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年2月28日

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
(AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)

【代表者の役職氏名】 取締役会による特別受任者
高 森 雅 也

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

アライアンス・バーンスタインーアジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(AB FCP IーAsia Ex-Japan Equity Portfolio)
(愛称：日興ABアジア・バリューフアンド)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

(i) クラスA受益証券（円建）
1,000億円を上限とする。

(ii) クラスB受益証券（円建）
1,000億円を上限とする。

(iii) クラスA受益証券（米ドル建）
10億米ドル（約1,096億円）を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- (注2) 本書中、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）による。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは9月1日に始まり翌年の8月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は2009年11月30日から2010年8月31日までの期間を指す。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタインーアジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(AB FCP I — Asia Ex-Japan Equity Portfolio)

ただし、日本においては、愛称として「日興ＡＢアジア・バリューファンド」を使用する。
(以下「ファンド」という。)

(注１) ファンドは、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託であるアライアンス・バーンスタイン（以下「トラスト」という。）を構成するポートフォリオのひとつである。2019年12月末日現在、トラストは、ファンドを含め、合計15のポートフォリオによって構成されている。各ポートフォリオの受益者は、約款の定めに従いポートフォリオ間の転換をする権利があるが、日本の受益者には、当該転換の権利はない。2019年12月末日現在、ファンドは35種類のクラスの受益証券（以下全クラスの受益証券を「ファンド証券」という。）によって構成されている。

(注２) 用語の定義については、本書別紙Ａ「定義」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、日本においては、以下の３種類のクラスの受益証券を募集する。

クラスＡ受益証券（円建）

クラスＢ受益証券（円建）

クラスＡ受益証券（米ドル建）

以下、総称して、「受益証券」という。また、文脈により、クラスＡ受益証券（円建）、クラスＡ受益証券（米ドル建）を含むすべてのクラスＡ受益証券を総称して、「クラスＡ受益証券」という場合があり、クラスＢ受益証券（円建）を含むすべてのクラスＢ受益証券を総称して、「クラスＢ受益証券」という場合がある。

上記各クラス受益証券は追加型である。

上記各クラスの受益証券とも、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a.r.l.)（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

(i) クラスＡ受益証券（円建）

1,000億円を上限とする。

(ii) クラスＢ受益証券（円建）

1,000億円を上限とする。

(iii) クラスＡ受益証券（米ドル建）

10億米ドル（約1,096億円）を上限とする。

(注) 上記の米ドル建金額は、2019年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.56円）により円換算されている。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格は、管理会社が購入の申込みを受領したファンド営業日に計算される各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格とする。

発行価格は、下記「（８）申込取扱場所」に照会することができる。

(注１) 「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいう。

(注２) 発行価格は、以下「購入価格」ともいう。

（５）【申込手数料】**（i）クラスA受益証券（円建）**

クラスA受益証券（円建）については、購入金額（購入価格×購入口数）に対して次の料率による申込手数料が課される。

申入口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	1.10%（税抜1.00%）
10億口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注）販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」に定義される。）により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

（ii）クラスB受益証券（円建）

クラスB受益証券（円建）については、申込時点においては申込手数料は課されないが、クラスB受益証券（円建）の購入日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券（円建）について、申込時の購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課される。本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）はC D S Cには課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（※）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

（※）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内買付約定日（同日を含む。）から国内買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。「国内買付約定日」の定義については、後記「（9）払込期日」を参照。また、「国内買戻約定日」の定義については、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、② 日本における買戻し手続等—約定および決済」を参照。

（注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻される受益証券の購入価格に料率を適用して決定される。C D S Cは、ファンドの基準通貨である米ドルで計算され、各評価基準時点で適用される換算レートにより日本円で表示される。

（注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率から優先して計算される。すなわち、投資者は、購入後の経過年数がより長いクラスB受益証券から買戻すものとみなされる。

（注3）クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

（注4）条件付後払申込手数料は、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ（管理会社の一部門）に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う販売会社を通じて精算される。

（注5）管理会社は、購入金額の4.50%に当たる金額を管理会社の計算の下日本における販売会社に対して支払う。

C D S Cについては、後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（2）買戻し手数料、② クラスB受益証券（円建）」を参照のこと。

（iii）クラスA受益証券（米ドル建）

クラスA受益証券（米ドル建）については、購入金額（購入価格×購入口数）に対して次の料率による申込手数料が課される。

申入口数	申込手数料
10万口未満	3.85%（税抜3.50%）

10万口以上50万口未満	2.20%（税抜2.00%）
50万口以上100万口未満	1.10%（税抜1.00%）
100万口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注）販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

（6）【申込単位】

- （i）クラスA受益証券（円建）
5億口以上1万口単位
- （ii）クラスB受益証券（円建）
50万口以上1万口単位
- （iii）クラスA受益証券（米ドル建）
500口以上1口単位

（7）【申込期間】

2020年2月29日（土曜日）から2021年2月26日（金曜日）まで

申込みの取扱いは、販売会社の営業日に行われる。

（注1）申込みは、販売会社の営業日に受付けることができるが、販売会社による管理会社への発注はファンド営業日であつ販売会社の営業日である日に行われる。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われない。

（注2）日本における申込受付時間は、原則として、午後4時までとする。

（8）【申込取扱場所】

SMB C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「販売会社」という。）

（注1）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（注2）米国の居住者もしくは法人に該当する者はファンド証券を購入することはできない。詳細は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、① 海外における申込（販売）手続等—ファンド証券の所有制限」を参照のこと。

（9）【払込期日】

日本の投資者によるファンド証券の購入に関する約定日（以下「国内買付約定日」という。）は、販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌営業日となる。投資者と販売会社との間の受渡日（以下「国内買付受渡日」という。）は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および（適用ある場合）申込手数料の支払いを行うものとする。

申込金額は、販売会社によって保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンドの口座に、投資者の申込日から起算して5ファンド営業日以内の日（以下「支払日」という。）に各クラスの取引通貨（表示通貨）で払い込まれる。

（10）【払込取扱場所】

前記「（8）申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

① 申込証拠金はない。

② 引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結しており、当該契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

（ロ）管理会社は、SMBC日興証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表、目論見書や運用報告書等の販売会社への送付等の日本証券業協会が規定する代行協会員業務を行う日本証券業協会の会員をいう。

③ 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

投資者は、該当する国内買付受渡日に、申込金額および（適用ある場合）申込手数料を販売会社に支払う。申込金額および（適用ある場合）申込手数料は、各クラスの申込通貨（表示通貨）または円貨で支払うものとし、申込通貨（表示通貨）と円との換算（適用ある場合）は、各申込みについての国内買付約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した、販売会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、販売会社によって、保管受託銀行のファンドの口座に、投資者の申込日から起算して5ファンド営業日以内の日に、各クラスの申込通貨（表示通貨）で払い込まれる。

④ 過度の売買および短期売買に関する方針および手続

管理会社は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。過度の短期売買は、ポートフォリオの運用戦略を混乱させ、ファンドの運用成績を損なう可能性がある。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付注文（受益者の金融仲介機関が受諾した買付注文を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任を負わない。（詳細は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 過度の売買および短期売買に関する方針および手続」を参照。）

⑤ 日本以外の地域における発行

クラスA受益証券（米ドル建）、クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）については、本募集に並行して、海外において販売および発行が行われる。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストを構成するポートフォリオのひとつである。2019年12月末日現在、トラストはファンドを含め15のポートフォリオにより構成されている。管理会社は、随時、他のポートフォリオを追加設定することができる。

トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンドの受益証券所持人（以下「受益者」という。）との関係について規定する契約（以下「約款」という。）によって設定されたもので、譲渡性のある有価証券およびファンドのその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。トラストは、商業登記番号K217として、ルクセンブルグ商業および法人登記所に登録されている。受益者は、ファンドの受益証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款を正式に受諾する。

ファンド証券は、需要に応じて、その時の1口当たりの純資産価格（以下「純資産価格」という。）で販売され、また、募集期間中、適用される純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

日本においてはファンドのクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）のみが販売される。

ファンドの信託金には制限はない。ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

ファンドの投資目的は、長期的な元本の成長と配当収益の獲得である。ファンドは、投資顧問会社により割安と判断されたアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資を行う。ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）は、MSCIオールカントリー・アジア・エックス・ジャパン指数およびMSCIフロンティア・マーケットズ指数構成国の企業の株式とするが、これらの指数構成銘柄以外へ投資を行う場合もある。

適切な投資者について

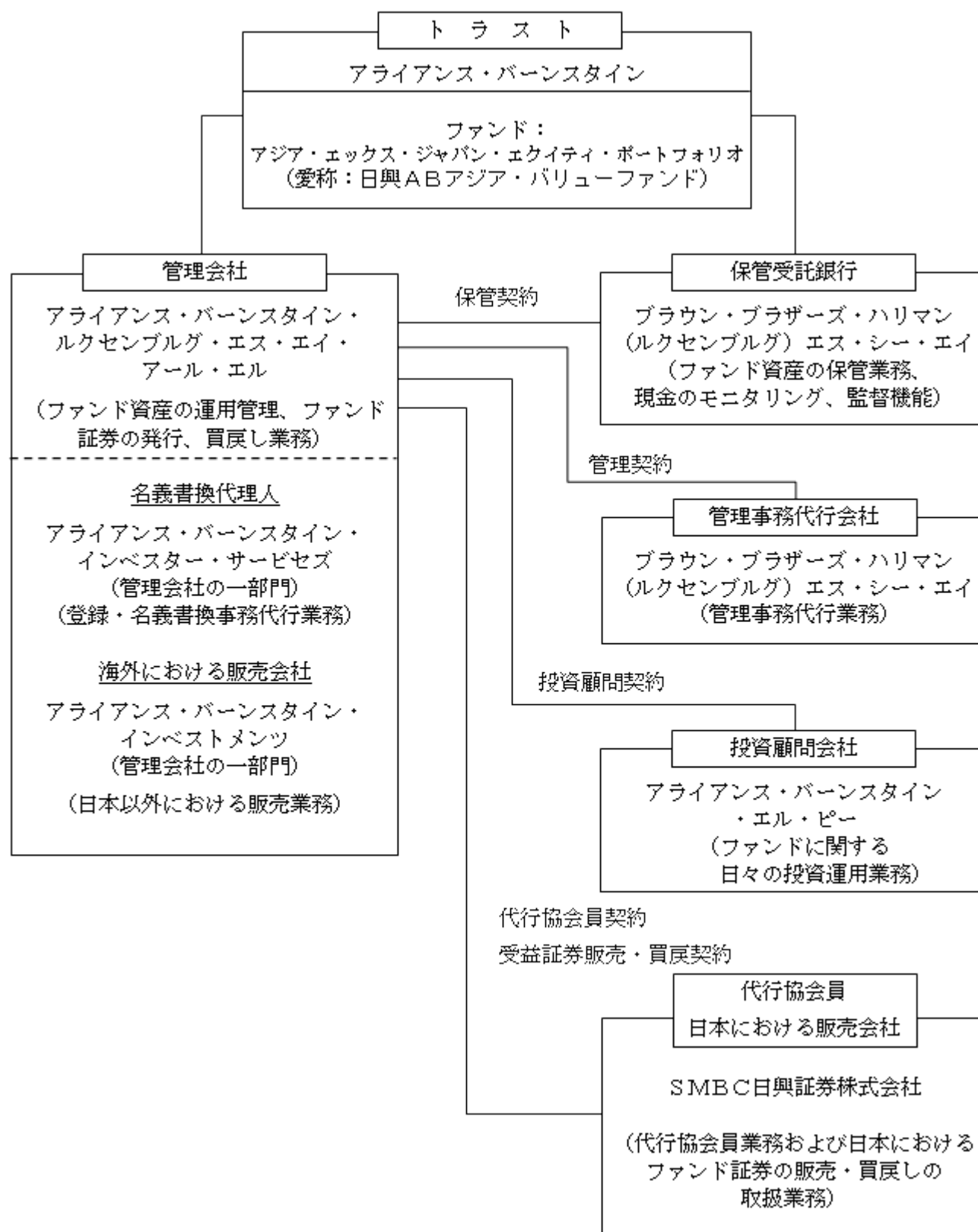
ファンドは、株式投資による中長期的なリターンを追求する、より高いリスクを許容できる投資者に適している。適切な投資期間についての個々の投資者とファンドの見解は、様々な要因により異なる可能性がある。かかる要因には、ファンドの利用目的（単独の戦略としての利用であるか、またはより大きな規模での資産配分戦略の一部としての利用であるか）、投資者が投資する関連するファンド証券、ファンドに適用されるリスクおよび一般的市場条件、投資者の固有の状況などが含まれる。投資者は、自身の投資目的に照らしたファンド証券の適切性に関して、独立の財務アドバイザーに相談することが推奨される。独立の財務アドバイザーは、個々の投資者の財政状態、生活条件および目標ならびにその他要因を含む当該投資者に固有の要因を考慮したより総合的なアプローチに基づき、当該投資者と共に、ファンドの適切性を評価することができる。

（２）【ファンドの沿革】

1990年7月31日	管理会社設立
1991年8月21日	約款締結
2009年11月30日	ファンドの運用開始
2012年1月23日	日本におけるファンド証券の募集開始
2012年2月17日	クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）の運用開始
2016年2月5日	トラストの英文名称の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)	管理会社 名義書換代理人 (注6)	2016年2月5日付で保管受託銀行との間で約款を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行および買戻しについて規定している。
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (AllianceBernstein L.P.)	投資顧問会社	2019年2月6日付で管理会社との間で投資顧問契約 (注1) を締結。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行 管理事務代行会社	2016年11月11日付で管理会社との間で保管契約 (注2) を締結 (2016年3月18日より効力発生)。 1996年5月13日付で管理会社との間で管理契約 (注3) を締結。
SMB C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2012年1月4日付で管理会社との間で代行協会員契約を締結 (変更済) (注4)。 2012年1月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約を締結 (注5)。

(注1) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

(注2) 保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がルクセンブルグ法および約款に従い、ファンド資産の保管、現金のモニタリングおよび監督業務を行うことを約する契約をいう。

(注3) 管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、記録の維持、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が1口当たりの純資産価格の公表、目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への送付等を行うことを約する契約をいう。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約をいう。

(注6) 管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズが、ファンド証券の名義書換代理人として行為する。

③ 管理会社の概要

(イ) 設立準拠法

ルクセンブルグの1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年7月31日に設立された。1915年商事会社法（改正済）は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

2010年法第15章のもとで、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ロ）事業の目的

管理会社の主な事業の目的は、

- 1) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）についての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第2項および附属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（以下「UCI」という。）の運用、ならびに
- 2) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第5条第2項および附属書Iに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、（a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、（b）投資助言業務および（c）2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに／または有用および／もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商事会社法の第600条第5項、第310条第2項および第320条第3項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

（ハ）資本金の額（2019年12月末現在）

資本金の額 16,300,000ユーロ（約20億円）

発行済株式総数 163,000株（内訳：優先株33,000株／クラスB普通株130,000株）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主の決議を要する。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.54円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限りすべてこれによる。

(二) 会社の沿革

1990年7月31日設立。

2006年7月31日付で会社名をアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイに変更した。

2011年4月11日付で会社形態を株式会社から非公開有限責任会社に変更し、社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル」に変更した。

(ホ) 大株主の状況

(2019年12月末現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
アライアンス・バーンスタイン・ホールディングズ・リミテッド(注1) (AllianceBernstein Holdings Limited)	英国、ロンドン W1J 8AJ、 パークレー通り50番	130,000株 (クラスB 普通株式)	79.75%
アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド(注2) (AllianceBernstein Preferred Limited)	英国、ロンドン W1J 8AJ、 パークレー通り50番	33,000株 (優先株式)	20.25%

(注1) アライアンス・バーンスタイン・ホールディングズ・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社である。

(注2) アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社である。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の告示等の規則に従っている。

② 準拠法の内容

(イ) 民 法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

(ロ) 2010年法

2010年法は、ルクセンブルグの契約型、会社型を含む一定の種類の投資信託を規制するもので、ルクセンブルグの投資信託の組織、税制および監査に関する基本法である。この法律は、UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/EC（改正済）（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。ファンドは、UCITS指令第1条(2)および2010年法の要件に適合するUCITSとしての資格を有している。

(5) 【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

(イ) CSSFに対する開示

ルクセンブルグ国内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ国内外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストおよびファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）である。さらに、トラストは、CSSF告示15/627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者は請求によりこれを無料で入手することができる。なお、約款の全文はルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）」

（以下「RESA」という。）において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、法律により必要な場合、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞および／またはRESAに公告される。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各ファンドの計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付される。運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはCSSFの監督に服している。

監督の主な内容は、次のとおりである。

（i）登録の届出の受理

- ① ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。
- ② 欧州連合（以下「EU」という。）加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。
- ③ ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその証券を販売している、外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型のUCIは、当該加盟国において、投資者の保護を確保するために法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服する必要がある。さらにこれらのUCIは、CSSFが2010年法に規定されるものと同等とみなす監督に服さなくてはならない。
- ④ EUおよび非EUのオルタナティブ投資ファンドのルクセンブルグにおける機関投資家への販売は、オルタナティブ投資ファンド運用会社およびその施行規則に関する2011年6月8日付指令2011/61/EU（以下「AIFM規則」という。）に定められている適用される条項およびAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従って行われるものとする。

（ii）登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSFの告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託のマネジャーまたは投資信託の取締役もしくはその管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（iii）英文目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、規則、CSSFの告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、かかる英文目論見書に査定を付す。

（iv）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の年次財務書類は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は、投資信託の財務状況その他に関する情報がその財政状態を適正に表示していないと判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、長期的な元本の成長と配当収益の獲得である。

投資方針およびプロセス

ファンドは、投資顧問会社により割安と判断されたアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資を行う。ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）は、MSCIオールカンントリー・アジア・エックス・ジャパン指数およびMSCIフロンティア・マーケットズ指数構成国の企業の株式とするが、これらの指数構成銘柄以外へ投資を行う場合もある。

投資顧問会社は、企業の株価は、時間の経過とともにその本質的な経済価値を反映するようになると考えている。投資顧問会社のバリューストック投資手法では、通常、現在の株価と企業の長期的な潜在収益力から算出される本質的な経済価値との関係に基づきその価値を判断する。

当運用では、まず初めに将来の収益力に対して株価が割安であると判断されるアジア地域（日本を除く）株式のユニバース（投資候補銘柄群）を選定する。従って、企業収益およびキャッシュ創出力の予測が同バリューストック投資手法の核心といえる。

通常、ファンドは約60社から100社の企業から構成されるポートフォリオに投資を行う。

投資顧問会社のバリューストック分析は、社内の多数のリサーチ・スタッフおよび企業・産業のファンダメンタル分析に大きく依存している。同じ業種の企業は、世界全体で類似した収益構造や市場ダイナミクスを共有する傾向があるため、投資顧問会社のアナリストは地域別または資産の種類別ではなく、グローバルな産業別チームで組織されている。企業・産業アナリストは、独自の定量リターンモデルを用いてスクリーニングされたアジア地域（日本を除く）の企業に関し、むこう5年間の収益力、キャッシュフローおよびバランスシートの健全性の予測を行う。ある企業が多数の分野で事業を展開している場合、当該企業について総合的な予測を行うために、アナリストは当該企業の製品またはサービスに対する需要の現在および将来の決定要因などを勘案して、事業分野毎にこの調査を実施する。また、アナリストは各企業が市場シェア獲得のために用いる価格戦略の評価も行う。最後に、これらの分析を補足するものとして、各企業がその企業戦略を実行するための経営能力および財務力を評価する。

投資顧問会社は、企業の本質的な経済価値とその株価が乖離している銘柄を割安な銘柄として追求し、この乖離の幅が最も大きな企業を最も割安な銘柄と判断する。

投資顧問会社は、ポートフォリオの特性を総合的に評価したうえで、個別銘柄の組み入れ比率を決定する。投資顧問会社の定量分析アナリストは、ポートフォリオのリスクとリターンのバランスが効率的に運用されていることを確保するために、評価およびリスクモデルを構築する。投資顧問会社は、全体的なセクター集中度、株価の割安度およびその他投資銘柄間の微妙な類似点等を評価することにより、ファンドのリスク分散にもつながるような魅力的な銘柄を選定し、ファンドの全体的なボラティリティの低下に努める。

企業の現在の株価とその本質的価値の評価との間の乖離は、足元の出来事やトレンドに対する市場の短期的で非合理的な反応の結果として（少なくともそれを一つの要因として）生じることがある。そうした非合理的な市場の反応が終息する前にその銘柄を購入してしまうリスクを低減するために、投資顧問会社は、アナリストの収益予想修正や相対的なリターン傾向（「価格モメンタム」ともいう。）のモニタリングも行う。

為替戦略について

投資顧問会社は、為替オーバーレイ戦略をとることができる。この戦略は、ファンドの基準通貨と他の通貨の両方のリスク・リターン予測を考慮するために、ファンドの様々な為替リスクの調整を伴うものである。これにより、投資顧問会社は、いつでも、その調査が示す、当該通貨により予想されるリスク・リターンの特徴に応じて、ファンドの為替リスクを調整することができる。

投資顧問会社の為替オーバーレイ戦略は、不利な為替の影響からファンドを保護する意図で、および／または異なる通貨のリスク・リターンの見通しに基づく積極的な投資機会を追求するために、為替先渡契約、通貨先物、通貨オプション、通貨先物オプションおよび通貨スワップなどの一定の為替関連デリバティブ商品の取引を通じて実行される。例えば、投資顧問会社の調査により、ある特定の外貨が

基準通貨を下回る予想リターンが示された場合には、投資顧問会社は、より低いリターンが予想される当該外貨の一定額を売却するために為替先渡契約を締結することができる。また、投資顧問会社の調査で、ある外貨が魅力的なリターンを提供する可能性があることが示された場合には、ファンドの当該通貨に対するエクスポージャーが当該通貨建のファンドの組入有価証券の評価額を超えるように（ファンドのポートフォリオが当該通貨建の有価証券を組み入れていない場合も含む）、当該通貨に対するファンドのエクスポージャーを増加させるため、当該金融商品が用いられる場合もある。投資顧問会社は、上記の目的のために社内で特別に開発されたモデルと、そのファンダメンタル調査に基づく見通しの両方を利用する。

この為替オーバーレイ戦略の枠組の範囲で、投資顧問会社は、銘柄選定が常にファンドの投資リターンの主要因に留まることを確保するため、また、当該為替エクスポージャーから発生したリスクを為替オーバーレイが提供する予想されるリターンの機会に確実に比例させることを追求するために、ファンドの為替エクスポージャーを管理する。

デリバティブの利用

一般的事項：投資顧問会社は、投資、組入有価証券の効率的運用およびヘッジ目的で金融デリバティブ商品を利用することができる。金融デリバティブ商品としては、“ローカル・アクセス商品”（株式にリンクされた証書、参加ノート、ワラント等）、普通株式に転換可能な証券、先物、株価指数先物に係るオプションが含まれるが、これらに限定されるものではない。

レバレッジ：

投資顧問会社は、ファンドの投資戦略を実行する際に、銀行借入を利用することを予定していない。ファンドの予想レバレッジ水準は、その純資産総額の0%から50%までの範囲内と予測される。予想レバレッジ水準は、ファンドが保有する金融派生商品の想定元本の合計額として計算される。CSSFの2011年5月30日付告示11/512に基づき、この計算方法は、ある特定の金融派生商品がファンドの投資リスクを増大または減少させるという事実を考慮しておらず、また、金融派生商品を逆のポジションと相殺することを容認していない。受益者は、（i）予想レバレッジ水準が高くなっても、それが自動的に投資リスクの増大を意味することにはならないこと、および（ii）上記の予想レバレッジ水準は、主にヘッジ目的またはポートフォリオの効率的運用のための金融派生商品の利用によって生み出されるものであること、に留意する必要がある。加えて、ファンドの実際のレバレッジは、上記の予想レバレッジの水準から乖離する場合がある。

2019年8月31日終了年度について、想定元本の合計額として計算したファンドの平均レバレッジは0.01%であった（無監査）。

リスクの測定：投資顧問会社は、ファンドの世界全体のエクスポージャー（市場リスク）を監視するために、バリュエ・アット・リスク（VaR）法を用いる。ファンドの世界全体のエクスポージャーは、相対VaR法によって測定され、それによれば、ファンドのVaRは、参照ベンチマークのVaRの2倍を超えてはならない。ファンドのVaRの測定にかかる参照ベンチマークは、MSCIオールカントリーズ・アジア・フリー・エクス・ジャパンである。

2019年8月31日終了年度において、相対VaR法によって測定されたファンドのVaRの最低値、最高値および平均値は以下のとおりである（無監査）。

ポートフォリオ	VaR測定にかかる 参照ベンチマーク	最低	最高	平均
日興A Bアジア・バリューファンド	MSCI オールカントリーズ・ アジア・フリー・エクス・ ジャパン	106.88%	137.74%	119.03%

その他の投資方針

ファンドは、一時的な防御措置として、または買戻しに備えるために、現金、現金等価物または短期金融商品を含む短期確定利付債券を制限なく保有することができる。

ファンドは、その純資産の10%を上限として、既存の流通市場がない証券に投資することができる。後記「(5) 投資制限」の(5)も参照。従って、ファンドは、かかる証券を容易に売却できない可能性がある。さらに、かかる証券には、契約により転売が制限されている場合がある。

投資顧問会社は、常に、少なくともファンドの総資産の80%をアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資する予定である。また、いかなる場合でも、ファンドの総資産の3分の2以上は、アジア地域（日本を除く）の企業の株式へ投資されるものとする。

(2) 【投資対象】

ファンドは、前記「(1) 投資方針」の投資目的および投資方針に記載される制限ならびに後記「(5) 投資制限」に記載される制限に従って、以下に記載するいずれの種類の投資対象にも投資することができる。

投資顧問会社の単独の裁量により、ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および市場リスクのヘッジを目的として、または原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを持つために、後記「(5) 投資制限」に記載される制限に従って、様々なデリバティブ戦略を行うことができる。ファンドが行う当該取引には、スワップ（金利スワップ、トータル・リターン・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含む）ならびに金融先物およびオプションが含まれる。またファンドは、組入有価証券のオプション取引も行うことができる。ファンドは、通貨オプション、先物契約および為替先渡契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である米ドルに不利な為替レートの変動に対してファンドの組入有価証券のヘッジを追求することができる。かかるデリバティブの利用には、一定のリスクが伴い、また、かかる金融商品の利用を通じて追求する目的を達成できる保証はない。後記「3 投資リスク、(1) リスク要因」を参照のこと。

以下は、ファンドが投資する主要な投資の種類である。ただし、以下は、ファンドが投資できるすべての投資対象の完全な説明ではない。以下は、単に例を挙げたものであり、ファンドがその他の種類の証券に投資できる能力を制限するものと解釈されるべきではない。ファンドは、前記「(1) 投資方針」に記載される投資目的および投資方針ならびに後記「(5) 投資制限」に記載される制限に従って、随時、下記以外の種類の投資対象も一定程度利用する場合がある。

① 株式およびその他持分証券

株式およびその他持分証券

ファンドが投資する株式およびその他持分証券には、普通株式、優先株式、普通株式もしくは優先株式に転換可能な証券、パートナーシップや信託に対する持分、または譲渡性のある有価証券として適格であるその他の種類の持分証券に対する持分が含まれる。

様々な証券市場で企業が発行した証券を直接購入することに加えて、ファンドは、ADR、EDR、GDRまたはアメリカ合衆国以外の国を拠点とする企業の証券を表象するその他証券に投資することができる。預託証券は、転換可能な原証券と必ずしも同じ通貨建てであるとは限らない。さらに、スポンサーがいない預託証券の原株式の発行体は、アメリカ合衆国において重要な情報の開示が義務付けられないため、かかる情報とかかる預託証券の時価との間には相関性がない場合がある。ADRは、典型的にはアメリカ合衆国の銀行または信託会社により発行される預託証券で、アメリカ合衆国以外の企業によって発行された原証券の所有権を裏付けるものである。EDR、GDRおよびその他の種類の預託証券は、典型的にはアメリカ合衆国以外の銀行または信託会社により発行される預託証券で、アメリカ合衆国のまたはアメリカ合衆国以外の企業によって発行される原証券の所有権を裏付けるものである。一般的に、ADRは、記名式で、アメリカ合衆国の証券市場での利用を目的としており、EDRは、無記名式で、アメリカ合衆国以外の証券市場での利用を目的としている。発行国を決定する目的においては、どの種類の預託証券への投資も、原証券への投資とみなされる。

② その他の種類の投資対象

オプション、新株引受権およびワラント

オプションの買い手は、プレミアムの支払に基づき、定められた期日に、もしくは当該期日まで、あらかじめ定められた特定の価格で特定額の証券（指数に係るオプションの場合には現金）をオ

プシジョンの売り手に引き渡す権利（プット・オプションの場合）または売り手から受け取る権利

（コール・オプションの場合）を有する。ファンドが売り手となるコール・オプションは、ファンドが原証券を保有している場合やファンドが保有する別の証券の転換または交換により当該原証券を取得する絶対的かつ即時の権利を有する場合、またはファンドが売り手となるコール・オプションと同価格またはそれを下回る価格を行使価格とする原証券のコール・オプションをファンドが保有する場合、「カバード」となる。ファンドが売り手となるプット・オプションは、当該プット・オプションと同価格またはそれを上回る価格を行使価格とする原証券のプット・オプションをファンドが保有する場合、「カバード」となる。

ファンドが原証券を保有していない場合で、ファンドが保有するか取得する権利を有する他の証券の値下がりに対するヘッジを追求する場合には、コール・オプションはクロス・ヘッジの目的のものとなる。ファンドは、クロス・ヘッジ取引から受取るプレミアムがカバード・コール・オプションの売り手となる場合に受取るプレミアムを超過し、それと同時に目的のヘッジが達成される場合には、カバード・コール・オプションの売り手ではなく、クロス・ヘッジ目的のコール・オプションの売り手となる。

新株引受権およびワラントは、その所有者に対して、一定の期間に一定価格で株式を購入する権利を付与するものである。投資顧問会社を対象となる原株式自体をファンドに組入れることを適切とみなした場合にのみ、ファンドは、新株引受権またはワラントに投資する。一般的に、新株引受権は、発行体の既存の株主に付与され、国によっては「優先的新株引受権」と呼ばれることもある。新株引受権は、ワラントに比べ存続期間がかなり短い点を除きワラントに類似する。新株引受権およびワラントは、その所有者に対し、対象となる原株式に関する分配請求権もしくは議決権を付与しない点または発行体企業の資産に関するいかなる権利も表章しないという点で、他の一定種類の投資対象に比べ投機的であるとみなされることがある。新株引受権またはワラントの価値は、対象となる原株式の値下がり、時間の経過、対象となる原株式の潜在力に関する認識の変化、その他これら要因が組み合わさることで下落することがあるが、必ずしも原株式の価値に連動して変動するものではない。対象となる原株式の市場価格が行使満了日にワラントに記載されている行使価格を下回る場合、ワラントは、価値を失い、失効する。さらに、新株引受権またはワラントが、行使満了日前に権利行使されない場合はその価値はなくなる。

先物契約

先物契約の「売り」は、特定の日に特定の価格で、契約上要求される証券、外貨または商品指数を引き渡す契約上の義務を取得することである。また、先物契約の「買い」は、特定の日に特定の価格で、契約上要求される証券、外貨または商品指数を取得する義務を負うことである。指数先物契約の買方は、契約満了日の指数の価格を特定倍した額（現在契約価値）と契約の当初行使価格との差額を受取る（場合により引き渡す）ことに同意する。指数を構成する証券の現物交付は行われない。またファンドは、行使の際に先物契約の引渡しを請求するオプションである先物契約オプションに投資できる。ファンドが売方または買方となる先物契約オプションは、取引所または店頭市場で取引され、組入証券の効率的運用の目的でのみ利用される。

先渡契約

証券の売買に関する先渡契約には、「発行時」ベースでの買付または「繰延受渡し」ベースでの売買が含まれる。一定の場合には、先渡契約は、合併、企業再編または債務再編の承認および実施等の後発事象の発生を条件とすることがある（すなわち「発行時および発行条件付」取引）。

先渡取引が取り決められる場合、その価格は、契約締結時に定められるが、当該証券の受渡しと支払いとは後日に行われる。通常、その決済日は、取引後2か月以内に発生するが、2か月を超える決済が取り決められることもある。先渡契約により売買される証券は、市場の変動を受け、また買い手には、決済日まで利息または配当は発生しない。

先渡契約の利用により、予測される金利や価格の変動に対して、ファンドを保護することができる。例えば、金利が上昇し債券価格が下落している期間には、ファンドは、価格下落に対するエクスポージャーを制限するためファンドが保有する証券を先渡契約により売却することができる。また、金利が低下し債券価格が上昇している期間には、ファンドが保有する証券を売却し、発行時取引や先渡取

引に基づき同一または類似の証券を購入することにより、その時の高い現金利回りから利益を得ることができる。ただし、投資顧問会社が金利の動向を誤って予測した場合、ファンドは、現在市場価格を下回る価格で発行時取引や先渡契約取引を完了せざるを得なくなる可能性がある。発行時引渡証券および先渡契約は、決済日前に売却することも可能であるが、ファンドは、実際に証券を受取る（または引渡す）ことを意図としてのみ、発行時取引および先渡取引を締結する。ファンドが、発行時引渡証券を取得する前にその取得の権利を処分するか、先渡契約に基づく引渡しもしくは受領の権利を処分することを選択する場合、利益または損失が発生する。「発行時および発行条件」付証券の購入にファンドの資産の重要な額が約定される場合は、ファンドの純資産価格のボラティリティを増大させる可能性がある。先渡契約取引の相手方が債務不履行に陥る場合、ファンドは、有利なレートで資金を投資する機会または有利な価格で証券を処分する機会を失う可能性がある。

効率的なポートフォリオ運用技法

2010年法ならびにCSSFによって随時発行される告示（特に、欧州証券市場監督局（ESMA）が出した監督官庁およびUCITSの管理会社のためのガイドラインESMA/2014/937—ETFおよびその他UCITS関連問題に関するガイドライン（以下「ESMAガイドライン」という。）を取り入れたCSSF告示14/592）に規定される条件に従い、またその制限の範囲内で、ファンドは、有価証券貸付取引および買戻条件付取引などの譲渡性のある有価証券および短期金融証券に関する技法および商品を利用することができる。ただし、かかる技法および商品は効率的なポートフォリオ運用の目的で用いられる。ファンドが採用する効率的なポートフォリオ運用に関する詳細は、本書別紙B「金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」に記載されている。

スワップ、キャップ、フロア

ファンドは、スワップ取引（金利スワップを含む）、金利キャップの売買、フロアの売買およびこれらすべての取引に関するオプションの売買を行うことができる。ファンドは、特定の投資対象もしくは組入有価証券の一部に関するリターンもしくはスプレッドを保護するため、またはその他ヘッジ目的で当該取引を行う予定である。またファンドは、後日に購入予定である有価証券の価格上昇に対する保護の目的で、または組入有価証券のデュレーションを管理する目的で当該取引を行う場合もある。金利スワップは、ファンドと契約相手方との間で、金利の支払または受領を交換する契約である（例えば、固定金利の支払と変動金利の支払の交換）。金利キャップの買い手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を上回った場合に、金利キャップの売り手から、契約上の想定元本額に基づく金利の支払いを受領する権利を有する。金利フロアの買い手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を下回った場合に、金利フロアの売り手から、契約上の想定元本額に基づく金利の支払いを受領する権利を有する。金利キャップの売り手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を上回った場合に、プレミアムの受領と引換えに金利キャップの買い手に対して、契約上の想定元本額に基づく金利を支払わなければならない。金利フロアの売り手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を下回った場合に、金利フロアの買い手に対して、契約上の想定元本額に基づく金利を支払わなければならない。

ファンドは、その資産または負債のどちらかをヘッジするかにより、資産ベースまたは負債ベースのいずれかに基づき、スワップ、キャップおよびフロアの取引を行うことができる。ファンドは、通常、純額ベースでスワップ取引を行う（すなわち、2当事者間の2つの支払いの流れは相殺され、ファンドは、当事者間の2つの支払いの純額のみを受領するか、または（場合に応じて）支払う）。各スワップに関するファンドの契約義務相当額の正味超過分（もしあれば）は、毎日計上される。ファンドが純額ベース以外でスワップ取引を行う場合、ファンドは、当該スワップに関するファンドの契約義務の全額が日々計上される分別口座を維持するものとする。投資顧問会社は、スワップ、キャップおよびフロア取引の契約相手方の信用力を継続的にモニタリングする。

スワップ（キャップおよびフロアを含む）の利用には、通常の組入有価証券の取引に附随するものとは異なる投資手法およびリスクが伴う。投資顧問会社が市場価値、金利およびその他適用ある要因を誤って予測した場合には、ファンドの運用成績は、これらの投資手法を用いなかった場合の運用成績を下回る可能性がある。さらに、投資顧問会社の予測が正確であったとしても、スワップのポジションがヘッジされる資産もしくは負債の価格と完全に相関しないというリスクがある。

通貨スワップ

通貨スワップは、相対取引であり、ファンドと相手方との間で特定通貨により一連の支払いを交換する取引である。通貨スワップでは、交換期間終了時に、ある指定通貨と他の指定通貨の交換により相当金額の引渡しが行われる。従って、通貨スワップの元本額全体が、通貨スワップの相手方当事者による当該契約上の引渡義務の不履行リスクにさらされる。各通貨スワップに関して、ファンドの権利に対するファンドの義務の超過分の純額（もしあれば）が、毎日未払計上される。かかる取引の相手方当事者による債務不履行が生じる場合、ファンドは、当該取引に係る契約に基づき、契約上の救済を得ることになる。

クレジット・デフォルト・スワップ

ファンドは、ヘッジ目的または投機のために、CSSFの慎重な監督に服しかつCSSFが承認する分類に属する機関との間で、前記の適格投資対象のいずれかを参照するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の取引を行うことができる。ヘッジ目的で利用する場合、ファンドは、CDSの買い手となるものとする。この場合、ファンドは、CDSの契約期間中、取引相手方に対し定期的な流れの支払いを行う代わりに、当該特定債務の発行体に「クレジット・イベント（信用事由）」が発生した場合には、当該債務またはその代替現金決済を額面価額（または予め合意したその他の額）と交換する権利を有する。「クレジット・イベント」が発生しない場合には、ファンドは、何ら利益を得ることなく、CDSに関して受領される連続的な支払額を支出することになる。逆に、ファンドがCDSの売り手となる場合には、ファンドは、連続的な支払いを受領するが、「クレジット・イベント」が発生した場合には、当該参照債務またはその代替現金決済と交換に、当該債務の額面価額（または予め合意したその他の額）を取引相手方に支払う義務を負う。売り手として、ファンドは、取引全体を完結させるためには発行体に依存しなければならないので、発行体の信用リスクにさらされることになる。ファンドは、単一の銘柄、指数、トランシュ、バスケットまたは特注商品のCDS取引に投資することができる。

トータル・リターン・スワップおよび類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品

ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行うか、類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品に投資する場合には、ファンドによって保有される資産は、2010年法第43条、第44条、第45条、第46条および第48条に規定する分散化制限を遵守しなければならない。同時に、2010年法第42(3)条およびCSSF規則10-4の第48(5)条に従って、管理会社は、2010年法第43条に従って定められるファンドの投資制限を計算する際に、トータル・リターン・スワップまたは類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品の対象原資産に対するエクスポージャーが確実に考慮されるようにしなければならない。

加えて、ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行うか、類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品に投資する場合には、直接または公認の指数を通じて取得される対象原資産に対するエクスポージャーは、ファンドの投資目的および投資方針に沿っているものとする。

かかる種類の取引の取引相手方は、この種類の取引を専門とする高格付の金融機関でなければならない。投資顧問会社が定める承認済取引相手方リストから選定されるものとする。

取引相手方には、ファンドの投資対象または当該金融デリバティブ商品の対象資産もしくは参照指数の構成もしくは運用に対する裁量権はない。取引相手方が、ファンドの投資対象または当該金融デリバティブ商品の対象資産の構成もしくは運用に関し裁量権を有する場合には、ファンドと当該取引相手方との間の契約は投資運用委託契約とみなされ、委託に関するUCITSの要件を遵守しなければならない。かかる場合、当該契約の詳細が本書に記載される。

ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行うか、類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品に投資する場合には、取引相手方の契約不履行リスクにさらされることになり、それがファンドの受益者のリターンに影響を及ぼす可能性がある。当該リスクおよび当該種類の取引に適用されるその他リスクの詳細は、後記「3 投資リスク」の「(1) リスク要因」、特に「② ポートフォリオ・リスクー金融商品リスクーデリバティブ・リスク」の記載を参照のこと。

合成持分証券

ファンドは、「ローカル・アクセス証券」または「参加ノート」または「低行使価格ワラント」と呼ばれる合成持分証券に投資することができる。これらの商品は、一般的に銀行などの金融機関によって発行され、取引所で取引される場合もあれば、取引されない場合もある。これらの商品は、2010年法第41(1)条に従って、発行者が原証券もしくは指数で代表される証券バスケットを特定価格で売買する権利を所持人に付与するか、または原証券もしくは指数の価値に関する現金支払額を受領する権利を所持人に付与するというデリバティブ証券の形をとる。これらの商品は、所有者が原証券またはその価値を対象として行使可能である点においてオプションと類似しているが、一般的には、行使可能期間が通常のオプションより長い。これらの商品は、一般的に、発行時に決定される行使価格を有する。

これらの商品の所持人は、その発行体から、企業の普通株式を購入する権利または現金支払額を受領する権利を付与される。現金支払額は、あらかじめ決定された計算方式に従って計算される。これらの商品の行使価格は、一般的には、発行時の原商品の市場価格を大幅に下回る価格（例えば1アメリカ合衆国セント）となる。低行使価格ワラントの買い手は、最初に、対象原普通株式の価格の実質的全額を支払う。当該ワラントを行使する場合、ワラント所持人が行使の指示を与えた時点と、行使に関連する普通株式の価格または決済日が決定される時点との間に時差があり、その間に原証券の価格が大幅に変動する可能性がある。加えて、当該ワラントの行使・決済日は、現地の資本規制や、他の法域の投資者に関連する法律の変更など一定の市場攪乱事由によって影響を受ける可能性がある。かかる事由の発生によって、当該ワラントの行使日もしくは決済通貨の変更または決済日の延期につながる可能性がある。市場攪乱事由が一定期間継続している場合、場合によっては、当該ワラントは、価値を失い、その購入金額全額を喪失する可能性がある。

投資顧問会社は、かかる発行体の信用度を継続的に監視しており、ファンドは、投資顧問会社によって信用度が高いと判断された事業体によって発行される当該商品を取得する。かかる商品への投資には、その発行体による原証券またはその代替現金の交付義務の不履行というリスクがある。また、当該ワラントを取引する流通市場が限定されるため、これらの商品には流動性リスクもある。

さらに、ファンドは、一定の発行体の長期オプションまたは一定の発行体に関する長期オプションに投資する場合がある。長期オプションは、発行体（一般的には金融機関）によって発行されるコール・オプションであり、所持人は、当該発行体から別の発行体の発行済証券を購入する権利を付与される。長期オプションは、当初、1年以上の期間であるが、一般的には、3年から5年の間の期間となっている。長期オプションは、取引相手方の履行を保証する決済会社を通して決済されない。そのかわり、当該オプションは、取引所で取引され、取引所の取引規則に従うものとする。

③ その他考慮すべき事項

投資者は、投資顧問会社が、市場条件の変動により、下記のとおり、ファンドの投資対象を変更する場合があることに留意する必要がある。

一時的防御ポジション

異常な状況において、かつ限定された期間について、投資顧問会社は、証券市況またはその他の経済的もしくは政治的状況により正当化される期間において、一時的な防御措置としてその投資方針を変更することができる。ファンドは、株式（または場合により長期債務証券）のポジションを減らし、その他の債務証券（アメリカ合衆国政府、OECD加盟国の政府機関またはS & PによるAA格以上もしくはムーディーズによるAa格以上もしくは少なくとも一つのIRSROにより同等の格付けを付されているか格付けがない場合には同等の投資品質であると投資顧問会社が判断したヨーロッパ、アメリカ合衆国もしくは多国籍の企業または国際機関により発行または保証された短期固定利付証券を含む）のポジションを増加させることができる。かかる証券の表示通貨は、ファンドの基準通貨建ての場合もあれば、それ以外の通貨建ての場合もある。ファンドはまた、現金およびかかる高格付機関が発行または保証する短期金融商品（満期は120日未満とする。）により構成される流動資産を付随的に保有することができる。また、ファンドは、いつでも、再投資のための待機資金または受益者に対する分配のために保有されている引当金を一時的に上記の短期金融商品に投資することができる。ファンドは、一時的な防御目的で投資するが、その投資目的と一致しない可能性がある。

将来の展開

ファンドは、現在は利用を企図していないその他の投資手段を付随的に利用することができる。ただし、かかる投資手段がファンドの投資目的と合致しており、また法律で認められる場合に限られる。かかる投資手段は、実現した場合、本書に記載されている手段に内在するリスクを上回るリスクを伴う可能性がある。

一定の証券の流動性の欠如

ファンドが投資する一部の証券は、法律等により譲渡が制限されている場合や換金できる市場が存在しない場合がある。

ファンドは、純資産総額の10%を超えて流動性に欠ける証券を保有しない。この目的上、流動性に欠ける証券には、就中、（i）再販売が法律上または契約上制限されていたり直ちに利用できる流通市場がない直接販売証券またはその他の証券（例えば、証券の取引が停止された場合、または非上場証券の場合にはマーケット・メーカーが存在しないかもしくは売値・買値を提示しない場合）（通貨スワップの多くや通貨スワップをカバーするために使用される資産を含む）、（ii）OTCオプションおよび発行されたOTCオプションをカバーするために使用される資産、（iii）7日以内に解約できない買戻条件付証券売買契約、が含まれる。再販売に関する法的または契約上の制限があるが、直ちに利用できる流通市場が存在する証券は流動性に欠ける証券とはみなされない。投資顧問会社は、ファンドの組入証券の流動性を監視する。ファンドが流動性に欠ける証券に投資する場合には、かかる証券を売却できない可能性があり、また売却時にその価値の全額を実現できない可能性がある。

上記に関連して、後記「(5) 投資制限」の(5)も参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資運用業務を投資顧問会社に委託している。

運用体制

投資顧問会社

管理会社は、投資顧問会社との間の投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資運用業務を投資顧問会社に委託しています。

アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」といいます。)^{※1}について

- 資産運用業務で50年以上の歴史と経験
- 上場企業（ニューヨーク証券取引所^{※2}）としての信頼
- 世界の機関投資家・富裕層・個人投資家のニーズに応える幅広い商品群とサービス内容
- 約190名のアナリストを擁する、業界屈指のリサーチ陣容
- 約3,800名の従業員



ALLIANCEBERNSTEIN

ABは、ニューヨークをはじめ世界25カ国51都市に拠点を有し、総額約5,924億米ドル（約64.9兆円^{※3}）の資産を運用しています（2019年9月末日現在）。

運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行います。

世界を結ぶグローバル・ネットワーク25カ国、51都市に広がる拠点



2019年9月末日現在

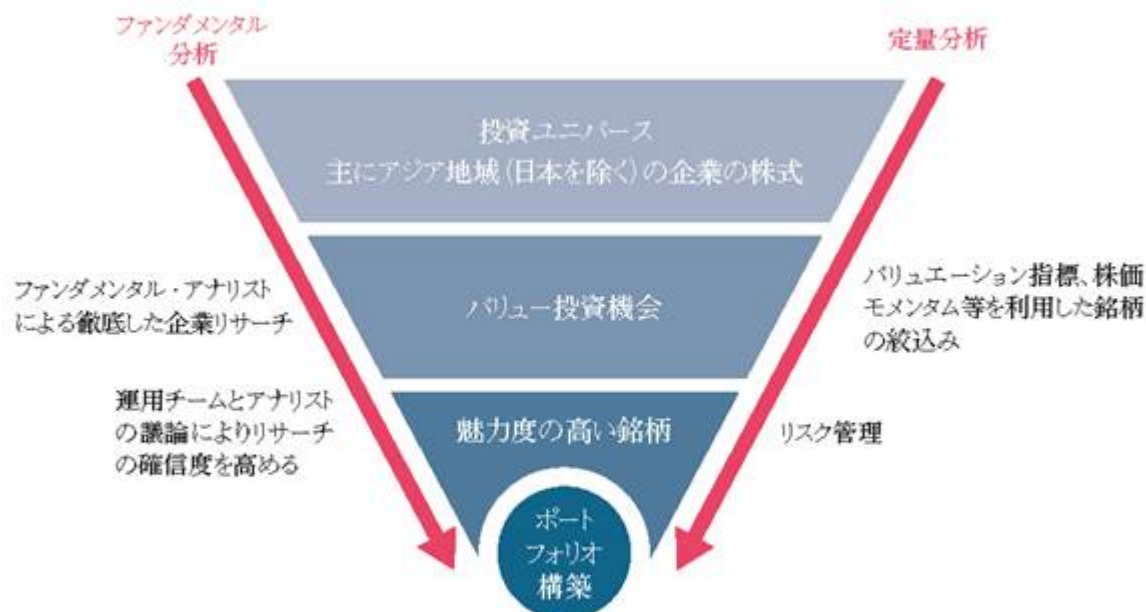
※1 アライアンス・バーンスタインおよびABにはアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

※2 アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーのリミテッド・パートナーシップ持分がニューヨーク証券取引所に上場。

※3 米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）によります。

ファンドの運用プロセス

ファンダメンタル分析と定量分析を融合した規律ある運用プロセス



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

ファンドの運用体制

ファンドの運用は、ABのバリュート株式運用部門の株式アナリストチームによるファンダメンタル分析と定量分析に基づき、アジア・バリュート（日本を除く）株式運用チームが行います。

リスク管理は、アジア・バリュート（日本を除く）株式運用チームが投資プロセスの一環として行っています。



※上記の運用体制は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

クラスA受益証券（円建）／クラスB受益証券（円建）

管理会社は、各クラスに帰属するファンドの純利益から分配を宣言し、支払いを行う裁量権を有する。管理会社は、支払われる分配金に実現値上がり益を含めるか否か、および／または当該クラスに帰属する元本を分配の原資とするか否か、またその各割合を決定することができる。各クラスに帰属する純利益および純実現利益が、分配金額を超過した場合、その超過分は、各クラスの各純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択により、自動的に再投資することができる（ただし、日本においては、再投資の適用はない）。

クラスA受益証券（米ドル建）

管理会社は、現在のところ、分配を行わない方針である。従って、受益証券に帰属する純利益および純実現利益は、各受益証券の純資産価格に反映される。

（５）【投資制限】

以下の制限は、別段の規定のない限り、トラスト全体に対してではなく、トラストの各ポートフォリオに対して個別的に適用される。約款は管理会社に以下の制限を課している。

- (1) トラストは一時的措置による銀行からの借入を除き金銭の借入を行うことはできない。かかる一時的措置にはファンド証券の買戻しを目的とするものが含まれ、また借入総額はトラストの純資産総額の10%を超えないものとする。ただし、本制限はトラストがバック・ツー・バック・ローンの方法により外貨を取得することを妨げるものではない。
- (2) トラストは、トラストが所有または保有する証券に抵当権、質権を設定し、またはいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡することはできない。ただし、下記に関連して必要な場合はこの限りではない。(i) 上記(1)記載の借入で、当該抵当権設定または質権設定がトラストの純資産総額の10%を超えない場合、および／または(ii) トラストがその先渡・先物契約取引またはオプション取引につき維持する預託証拠金に関連する場合、および／または(iii) スワップ取引に関連する場合。
- (3) 本書中の他の規定を損なうことなく、トラストは第三者のために貸付を供与することまたは保証人となることはできない。
- (4) (i) トラストは、当該ポートフォリオの純資産総額の10%超が同一発行体の譲渡性のある有価証券または短期金融商品で構成されることになる場合には、当該発行体の譲渡性のある有価証券または短期金融商品への投資を行うことはできない。トラストは、その資産の20%超を同一機関への預金に投資することはできない。トラストがポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある有価証券および短期金融商品のトラストの保有総額は、いずれの投資時においても当該ポートフォリオの純資産総額の40%を超えてはならない。ただし、この制限は、慎重な監督に服している金融機関になされた預金には適用されない。この制限は、慎重な監督に服している金融機関への預金および当該金融機関との間の店頭デリバティブ取引には適用されない。

上記(i)に規定された個々の制限にかかわらず、トラストは、以下を組み合わせる必要はない。

ポートフォリオの純資産の20%を超える、

- 同一機関により発行された譲渡性のある有価証券または短期金融商品への投資、および／または
- 同一機関への預金
- 同一機関との間の店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャー

- (ii) 上記の10%の制限は、EU加盟国、その地方公共団体、一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはその他のEU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある有価証券または短期金融商品については35%とする。

(iii) 上記の10%の制限は、登記上の事務所がEU加盟国にある金融機関が発行する一定のめられた債券については25%とする。ただし、当該金融機関が当該債券の保有者を保護する目的で法律により特定の公的監督を受けている場合に限る。特に、当該債券の発行手取金が、適用ある法律に従い、当該債券が有効である期間中、当該債券に附随する請求を担保し、当該発行体の債務不履行の場合には元本の補償および経過利子の支払いに優先的に充当される資産に投資される場合に限る。また、トラストがポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、一発行体の上記債券に投資する場合、当該投資の総額は当該ポートフォリオの純資産総額の80%を超えてはならない。

(iv) 上記 (ii) および (iii) に記載する譲渡性のある有価証券および短期金融商品は、本項に定める40%の制限の適用には含まれない。

(v) 上記に拘らず、トラストは、EU加盟国、その地方公共団体、一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはOECD加盟国が発行または保証する異なる複数の銘柄の譲渡性のある有価証券または短期金融商品にポートフォリオの資産の100%まで投資することができる。ただし、トラストは当該ポートフォリオ中に少なくとも6銘柄の譲渡性のある有価証券または短期金融商品を保有しなければならず、またかかる譲渡性のある有価証券または短期金融商品の各銘柄はポートフォリオの純資産総額の30%を超えてはならない。

上記 (i) 、 (ii) および (iii) に規定する制限は、合算されてはならない。よって、 (i) 、 (ii) および (iii) に従って行われた同一機関により発行された譲渡性のある有価証券もしくは短期金融商品または同一機関になされた預金への投資は、いかなる状況においても、合計でポートフォリオの純資産の35%を超えないものとする。

指令83/349/EEC^(注) または公認されている国際会計規則に従って定義されるように、連結財務書類上同じグループに含まれる発行体は、本項に規定する制限の算定の目的において同一機関とみなされる。

(注) 連結財務書類に関する条約 (OJL193、1983年7月18日、1頁) の第54 (3) (g) 条に基づく1983年6月13日付第七理事会指令83/349/EEC。同指令は、指令2013/34/EUによって廃止された。

トラストは、同時に、同一グループ内の発行体の譲渡性のある有価証券および短期金融商品に、当該ポートフォリオの純資産の20%を限度として投資できる。

(4②) (i) ルクセンブルグ版目論見書に記載するポートフォリオの投資方針の目的が、CSSFが以下に基づき公認する一定の株価指数または債券指数の構成に連動させることである場合、上記 (4) に規定する制限は、下記 (6) に規定する制限を損なうことなく、同一発行体により発行された株式および／または債務証券への投資について最高20%まで引上げることができる。

- 指数の構成が十分に分散化されていること。
- 指数が対象とする市場の適切なベンチマークとなっていること。
- 適切な方法により公表されていること。

(ii) 上記 (i) に規定する制限は、異常な市場の状況（特に、一定の譲渡性のある有価証券または短期金融商品の市場占有率が高い規制された市場における場合）によって正当化される場合には、最高35%まで引上げることができる。この制限までの投資は、一発行体に限って認められる。

(5) トラストは、ポートフォリオのために、その資産の10%を超えて、以下を除く譲渡性のある有価証券および短期金融商品に投資することはできない。

- (a) 規制された市場での取引が認められているか、かかる市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品
- (b) EU加盟国のその他の市場（ただし、かかる市場は、規制され、定期的に取り引が行われ、公認かつ公開のものとする。）において取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品
- (c) EU非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、またEU非加盟国のその他の市場（ただし、かかる市場は、規制され、定期的に取り引が行われ、公認かつ公開のものとする。）において取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品。ただし、証券取引所または証券市場の

選択が、かかるUCITS（譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人としての資格を有するオープン・エンド型の契約型投資信託または投資法人）の設立文書に規定されている場合に限る。

(d) 発行後間もない譲渡性のある有価証券および短期金融商品については、次の条件を満たすもの。

- － 発行要項に、証券取引所またはその他の規制された市場（ただし、かかる市場は、定期的取引が行われ、公認かつ公開のものとする。）への正式な上場申請がなされる旨の約束が含まれていること。ただし、証券取引所または証券市場の選択が、かかるUCITSの設立文書に規定されている場合に限る。
- － かかる上場申請の承認が発行後一年以内に確保されること。

(e) 規制された市場で取引されていないが、2010年法第1条に該当する短期金融商品。ただし、当該金融商品の銘柄または発行体自身が、投資者および貯蓄保護の目的で規制の対象となっている場合で、かつ以下に該当する場合に限るものとする。

- － EU加盟国の中央・地域・地方当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EU連合もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合には連邦を構成する各メンバー、または一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関によって発行または保証されていること。
- － 上記(a)、(b)または(c)に記載する規制された市場で取引されている証券を発行している事業体により発行されていること。
- － 共同体法に定義される基準に従った慎重な監督に服している事業体、あるいはCSSFによって共同体法が規定する基準と少なくとも同等以上に厳格であるとみなされる慎重な規則に服し、かつ当該規則を遵守している事業体によって発行または保証されていること。
- － CSSFによって承認されている分類に属するその他の機関によって発行されていること。ただし、当該金融商品への投資は、上記第一、第二および第三段落に規定するものと同様な投資者保護の対象となっており、当該発行体が、少なくとも10百万ユーロ（10,000,000ユーロ）以上の資本金および準備金を有し、指令78/660/EECに従って年次財務書類を作成し公表している企業である場合に限る。また、当該発行体は、一つ以上の上場企業を含む企業グループ内で、当該グループの資金調達を専業としている会社であるか、銀行の貸出枠から利益を得る証券化ビークルの資金調達を専業としている会社に限る。

(6) (i) トラストは、当該購入によりトラストが発行体のいずれかの種類の証券の10%超を保有することになる場合、または当該購入の結果、管理会社が発行体の経営に対し重大な影響力を行使できるようになる場合、当該発行体の証券を購入してはならない。

(ii) さらに、トラストは、以下を取得することはできない。

- － 同一発行体の債務証券の10%超
- － 同一投資信託／投資法人の受益証券／株式の25%超（ただし、合併に関する場合を除く。）
- － 同一発行体の短期金融商品の10%超

取得時点における当該短期金融商品または債務証券の総額または発行済証券の純発行額が算定できない場合には、かかる取得時点において、上記の段落に規定する制限を無視することができる。

(iii) 上記(i)および(ii)に規定する制限は、以下には適用されない。

- (a) EU加盟国もしくはその地方公共団体が発行もしくは保証する、または一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する、またはOECD加盟国が発行もしくは保証する譲渡性のある有価証券または短期金融商品。
- (b) EU非加盟国において設立された会社で当該国内に登録上の事務所を有する発行体の証券に主としてその資産を投資している会社の資本金について、トラストが所有する株式。ただし、当該国の法律により、トラストが当該国内の発行体の証券に投資するにはかかる所有による方法しかない場合に限り、また当該会社はその投資方針について、2010年法第43条、第46条ならびに第48条(1)および(2)で規定される制限を遵守するものでなければならない。

- (c) 投資会社が保有する子会社の株式。ただし、当該子会社の唯一の事業が、専属的に当該投資会社のために受益者の買戻請求に基づく受益証券の買戻しに関連して、当該子会社の所在国における投資運用業務、投資助言業務または販売促進業務である場合に限る。
- (7) トラストは、他の発行体の証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。ただし、組入証券の処分に関し、トラストが適用ある証券法に基づき引受人であると見做される場合はこの限りではない。
- (8) トラストは他のオープン・エンド型の投資信託／投資法人の受益証券／株式を購入することはできない。ただし、以下を遵守する場合はこの限りではない。
- － トラストは、UCITS指令の下で譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人の資格を有する投資信託／投資法人および／またはEU加盟国で設定されているか否かにかかわらず、UCITS指令の第1(2)条の第一および第二段落の意味における投資信託／投資法人に投資することができる。ただし、
 - － 当該投資信託／投資法人は、共同体の法律に規定するものと同等とみなされる監督に服し、かつ監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定する法律の下で承認されるものでなければならない。
 - － 当該投資信託／投資法人の受益者／株主保護の水準は、EU加盟国で登録されている譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人の受益者／株主保護の水準と同等でなければならない。特に、資産の分離、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある有価証券および短期金融商品のカバーされていない売却に関する規則が、UCITS指令の要件と同等でなければならない。
 - － 当該投資信託／投資法人の事業は、報告期間における資産および負債ならびに収益および運営について評価が可能となるように半期報告書および年次報告書において報告されなければならない。
 - － 買収が計画されている当該投資信託／投資法人については、当該投資信託／投資法人の設立文書に従って、合計でその資産の10%を超えて他の投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資することはできないものとする。
- ただし、トラストは、ポートフォリオの純資産の10%を超えて、上記の投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資することはできない。
- トラストが、直接または委託により、管理会社によって管理されているか、または管理会社と共通の管理もしくは支配で結ばれている会社または管理会社と直接もしくは間接の実質的所有の関係がある会社によって管理されている、譲渡性のある有価証券を投資対象とするその他の投資信託／投資法人の受益証券／株式および／またはその他の投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資する場合、管理会社またはその他の会社は、かかる他の投資信託／投資法人の受益証券／株式の取得または処分に関連して申込手数料または買戻手数料を請求することはできない。
- (9) トラストは以下の制限が遵守されない限り、証券または短期金融商品に関するオプション取引を行うことはできない。
- (i) コール・オプションおよびプット・オプションの各買付ならびにコール・オプションの売付は、その行使の結果前記のいずれの制限にも違反しない場合に限定される。
 - (ii) トラストによるプット・オプションの売付は、当該プット・オプションに基づきトラストが取得する証券の行使価格総額をカバーするための流動資産が当該プット・オプションの行使期限まで引当てられる場合に限る。
 - (iii) コール・オプションの売付は、当該売付が空売りとならない場合に限り行う。かかる場合、トラストは、トラストが売付けたコール・オプションの行使期限まで当該コール・オプションの裏づけとなる証券を当該ポートフォリオ中に保持する。ただし、トラストが下記の場合に下降局面の市場において当該証券を処分する場合はこの限りではない。
 - (a) トラストがいつでも当該ポジションを回復できる十分な流動性が市場にある場合
 - (b) 当該売付オプションに基づき支払われる行使価格の総額が当該各ポートフォリオの純資産の25%を超えない場合

- (c) 証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されていないオプションの買付または売付は行われず。ただし、その取得直後において、トラストが保有する全オプションの購入価格（払込プレミアム）の総額は当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えないものとする。
- (10) トラストは為替リスクのヘッジ目的のため、為替先渡契約もしくは通貨先物を保有するかまたは通貨オプションを取得することができるが、トラストが当該通貨建て当該各ポートフォリオ中に保有する証券およびその他の資産の総額を超えない金額とする。ただし、トラストは、当該費用がトラストにとってより有利である場合には、（同一の相手方を介して締結される）クロス取引を通じて当該通貨の買付または同一制限内での通貨スワップ取引を行うことができる。為替取引は、トラストが高格付の金融機関と為替先渡契約またはスワップ契約を結んでいる場合を除き、証券取引所に上場されているかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。
- (11) トラストは以下の場合を除き指数オプションの取引を行うことはできない。
- (i) トラストは、ポートフォリオの組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的として、当該ポートフォリオのために株価指数に関するコール・オプションの売付または株価指数に関するプット・オプションの買付を行うことができる。かかる場合、当該株価指数オプションの裏付けとなる証券の価額は、同一目的のために締結された金融先物契約の約定残高と合算して、当該ポートフォリオの資産のヘッジ対象部分の総額を超えないものとする。
- (ii) トラストは、組入証券の効率的な運用を目的として、主に、ポートフォリオの資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行うために、または市場におけるある産業部門の重要な上昇を予測してもしくはかかる上昇に対して、株価指数に関するコール・オプションを取得することができる。ただし、当該各株価指数オプションの裏付けとなる証券の価額が、当該ポートフォリオ内の非拘束性の現預金、短期債務証券・証書、または事前に決定された価格で処分される証券によってカバーされている場合に限る。
- かかる株価指数先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、トラストは金融商品のOTCオプションの売買を行うことができる。ただし、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要条件を備えた上場オプションがない場合に限るものとし、また当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者を行う場合に限るものとする。さらに、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価（払込プレミアム）の総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。
- (12) トラストは以下の場合を除き、金利先物契約の締結、金利オプション取引または金利スワップ取引を行うことはできない。
- (i) トラストは、ポートフォリオの資産の価格変動リスクをヘッジすることを目的として、金利先物の売付、金利に関するコール・オプションの売付もしくはプット・オプションの買付または金利スワップ取引を行うことができる。かかる契約またはオプションは、当該ポートフォリオ資産の表示通貨または当該通貨と同様に変動することが予想される通貨で行われ、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならない。ただし、金利スワップ取引は高格付の金融機関との相対取引により行うことができる。
- (ii) トラストは、組入証券の効率的な運用を目的として、主に、ポートフォリオの資産の短期または長期市場間での投資配分の変更を円滑に行うために、または市場におけるある産業部門の重要な上昇を予測してもしくはかかる上昇に対して、または短期投資証券を長期投資に変更するために、金利先物買付契約を締結するかまたは金利先物のコール・オプションを取得することができる。ただし、常に、当該先物契約の額と同一目的で同一ポートフォリオのために取得した金利先物コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計額をカバーする充分な額の非拘束性の現預金、短期債務証券・証書または事前に決定された価格で処分される証券が存在する場合に限る。

かかる金利先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、トラストは金融商品のOTCオプションの売買を行うことができる。ただし、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要条件を備えた上場オプションがない場合に

限るものとし、また当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者を行う場合に限るものとする。さらに、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価（払込プレミアム）の総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(13) トラストは以下の場合を除き、株価指数先物の取引を行うことはできない。

(i) トラストは、ポートフォリオの資産の価格変動リスクをヘッジすることを目的として、当該ポートフォリオの資産中の該当部分の価格変動に相当するリスクの額を超えない額の株価指数先物売付契約を当該ポートフォリオのために保持することができる。

(ii) トラストは、組入証券の効率的な運用を目的として、ポートフォリオの資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行うために、または市場におけるある産業部門の重要な上昇を予測してもしくはかかる上昇に対して、株価指数先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物契約の額と同一目的で取得した株価指数コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計額をカバーする十分な額の、当該ポートフォリオが保有する非拘束性の現預金および短期債務証券・証書または事前に決定された価格で当該ポートフォリオによって処分される証券が存在する場合に限る。

上記に加え、かかる株価指数先物はすべて証券取引所に上場されているかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。

(14) トラストが投資証券の貸付けを行う場合、高格付の金融機関による銀行保証書またはOECD加盟国政府の発行した現金もしくは証券に関する抵当証書の形態による適切な保証の受領と引換えに行わなければならない。証券の貸付けは、公認の決済機関またはこの種の取引を専門とする高格付の金融機関を通じて行い、各ポートフォリオの証券価額の二分の一を超えてはならず、また期間は30日を超えてはならない。

(15) トラストは不動産を購入してはならない。ただし、トラストは、不動産に投資する企業または不動産を所有する企業に投資することができる。

(16) トラストは、商品、商品契約または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には貴金属も含まれる。ただし、トラストは、商品により担保されている証券、および商品に投資するまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。またトラストは、商品指数に係るデリバティブ取引を行うことができるが、当該金融指数は、2010年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公勅令の第9条ならびにUCITSの投資適格資産に関する欧州証券規制委員会（CESR）のガイドラインについての2008年2月19日付CSSF告示08/339に定められる基準に従っているものでなければならない。

(17) トラストは、証券を信用で購入しない（ただし、トラストは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる）。また、証券の空売りを行わずまたはショートポジションを保持しない。ただし、トラストは、先物契約および先渡契約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初・継続証拠金を預託することができる。

(18) トラストは、投資ポジションのリスクおよびそれらが各ポートフォリオのリスク・プロファイル全体に寄与する割合をトラストがいつでも監視および算定できるリスク管理プロセスを採用しなければならない。また、トラストは、OTCデリバティブ商品の価値の正確かつ独立の評価のためのプロセスを採用しなければならない。

いかなる状況においても、かかる運用によって、トラストが、当該ポートフォリオについて規定する投資目的から逸脱することになってはならない。

トラストは、各ポートフォリオのデリバティブ商品に係る全世界でのエクスポージャーの総額が、当該組入証券の純合計価額を超えないことを確保するものとする。

当該エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場の動きおよびポジションの精算に使える時間を考慮して算定される。これは、以下の段落にも適用されるものとする。

トラストは、金融デリバティブ商品に投資できるが、原資産に対するエクスポージャーの総額は、上記（4）の投資制限の合計を超えないものとする。トラストが指数に基づく金融デリバティブ商品に投資する場合は、当該投資は、上記（4）の投資制限に合算することを要しない。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれる場合には、かかるデリバティブは、上記（18）の投資制限の要件を満たしている場合に考慮されなければならない。

(19) トラストは、規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（同等の現金決済商品を含む）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- － 原資産は、2010年法第41(1)条記載の有価証券、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨で構成されており、当該ポートフォリオがその投資目的に従ってそれらに投資できること。
- － OTCデリバティブ取引の取引相手方は、慎重な監督に服している、ルクセンブルグの監督官庁によって承認された種類に属する機関であること。
- － OTCデリバティブは、信頼できかつ立証可能な日々の評価が行われ、いつでも、公正価値で、ファンドの意思に基づき、反対取引により売却、清算または終了できること。

トラストは、特定のポートフォリオについてルクセンブルグ版目論見書に別段の規定がある場合を除き、金融デリバティブ商品に投資することができる。

ポートフォリオが金融デリバティブ商品に投資できる場合には、利用される金融デリバティブ商品が当該ポートフォリオの投資方針に記載されるものとする。

(20) ファンドは、トラストの一または複数のポートフォリオ（以下「対象ポートフォリオ」という。）が発行予定のまたは発行した有価証券の購入申込み、取得および／または保有を行うことができる。ただし、以下を条件とする。

- － 対象ポートフォリオが逆方向で当該ファンドに投資しないこと、
- － 取得予定の対象ポートフォリオが他のファンドの受益証券に投資する資産の割合が10%を超えないこと、
- － いかなる場合においても、ファンドがこれらの有価証券を保有している限り、2010年法において義務付けられる最低純資産額を検証するためのトラストの純資産の計算に当該有価証券の価値を考慮しないこと、および
- － ファンドと対象ポートフォリオの間で、管理報酬／申込手数料または買戻手数料の二重徴収がないこと。

マスター・フィーダー構造 上記にかかわらず、2010年法および各規制に規定される条件に従い、ファンドは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のファンドのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったり、またはフィーダー・ファンドの受益証券／投資証券を保有したりしてはならない。この場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券／投資証券に投資するものとする。

フィーダーは、その資産の15%を超えて、以下の一または複数のものに投資することができない。

- (a) 2010年法第41条第2項第2段落に基づく補助的な流動資産
- (b) 2010年法第41条第1項g)ならびに第42条第2項および第3項に基づくヘッジ目的のためにのみ利用可能な金融デリバティブ商品

フィーダーとしての資格を有するファンドがマスターの受益証券／投資証券に投資する場合、マスターは、かかるポートフォリオによるマスターの受益証券／投資証券への投資を理由として、申込手数料または買戻手数料を請求してはならない。

ファンドがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券／投資証券への投資を理由に支払うすべての報酬および費用の償還ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料総額に関する記載が、英文目論見書の当該ポートフォリオに関連する項目において開示されるものとする。

投資制限に関する注記

管理会社は、トラストの資産の一部である譲渡性のある有価証券または短期金融商品に付随する新株引受権の行使の際、上記の投資制限比率の遵守を要しない。

その後のトラストの資産の価値の変動を理由として、または新株引受権の行使の結果として、上記の投資制限比率が遵守されない場合、証券の売却に当っては受益者の利益に留意しつつ、当該事態の是正が優先される。

管理会社は、トラストの受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しないその他の投資制限を随時課することができる。

特定のポートフォリオについて別段の規定がある場合を除き、トラストは、UCITS指令に定められる投資制限を超えない限りにおいては、その範囲内で上記の投資制限から逸脱することができる。

台湾で登録されているポートフォリオに課される投資制限

台湾証券先物局に登録されているポートフォリオについては、上記投資制限に加えて、以下の制限が適用される。デリバティブに係る相殺されないショート・ポジションの総持高は、当該ポートフォリオが保有する関連証券の時価総額を超えないものとし、デリバティブに係る相殺されないロング・ポジションの総持高は、かかる40%の上限免除について、台湾証券先物取引局（証券期貨局）から免除の承認が得られない限り、当該ポートフォリオの純資産額（台湾証券先物取引局（証券期貨局）が適用する解釈に従って決定される。）の40%を超えないものとする。

加えて、中華人民共和国（以下「中国」といい、本書の目的上、香港、マカオおよび台湾を除く。）に関連する投資については、以下の制限が適用される。中国の証券市場において発行された証券へのポートフォリオによる直接的投資は、上場証券および中国銀行間債券取引市場で取引される証券に限定され、かかる40%の上限拡大適用について、台湾証券先物取引局（証券期貨局）から拡大適用の承認が得られない限り、当該投資の合計額は当該ポートフォリオの純資産額の20%を超えることは許されない。

韓国で登録されているポートフォリオに課される投資制限

韓国金融委員会に登録されているポートフォリオについては、その純資産40%を超えて韓国ウォン建の資産に投資することはできない。

論争となっている武器に関する方針

管理会社は、非人道的地雷、クラスター弾および／または劣化ウラン弾に対する法人としての関与があるか否かについて世界の会社を選別する体制をとっている。法人としてかかる関与があることが確認された場合には、管理会社は、その方針として、トラストが当該会社によって発行された証券に投資することを認めない。

日本証券業協会の規則により課される投資制限

管理会社が運用するすべての投資信託の全体において、一発行会社の議決権の総数の50%を超えて保有することになる場合には、かかる取得は行わない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドの投資は、株式投資に附随するより高いリスクにさらされている。一般的に、組入れた株式の価値は、個々の企業の活動および業績に反応して、または予測が困難な一般的な市場・経済・政治および自然の条件を理由として、（時に劇的に）変動することがある。これらの要因には、急激なもしくは持続的な市場の下落の可能性および個々の企業に附随するリスクが含まれる。歴史的に、株式は、その他の投資対象に比べて、より大きな長期的リターンを提供すると同時に、より大きな短期的リスクを伴ってきた。

ファンドは、主として、アジア地域（日本を除く）に所在する発行体の有価証券に投資するので、劇的な拡張と収縮を繰り返してきている当該地域の様々な証券市場におけるボラティリティや当該地域の一般的な経済的・政治的状况から直接影響を受ける。

ファンドは、市場、金利および通貨の変動の影響を受け、また証券投資に附随するその他のリスクにもさらされている。従って、投資目的が達成され、または投資された元本が維持され、または元本の値上り益が発生する保証はない。投資結果は、実質的に毎月、毎四半期または毎年変動する。ファンドへの投資は、完全な投資プログラムを反映するものではない。

ファンドは、金融デリバティブ商品を利用することを意図している。前記「2 投資方針、(5) 投資制限」の(9)から(13)については適用されない。ファンドは、バリュエーション・アット・リスク（VaR）法を用いる。

バリュエーション・アット・リスク（VaR）報告書が作成され、以下の基準に基づき、日々監視される。

- － 保有期間 1 ヶ月
- － 信頼水準 99%
- － ストレステストを必要に応じて適用。

以下は、ファンドの主要リスクの概要である。ただし、以下は、ファンド証券の取得および保有に付随するリスクの完全な説明ではない。ファンドは、随時、下記以外のリスクに一定程度さらされる可能性がある。

① 一般的リスク

カントリー・リスクー一般

ファンドは、様々な国および地域の発行体の証券に投資することができる。各国の経済は、国内総生産もしくは国民総生産の伸び率、インフレ率、資本再投資、資源の自給率および国際収支の状態等に関して、相互に異なり、国によって有利であったり、不利であったりする可能性がある。インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主代理に関する要件および情報の適時開示等の事項について一般的に発行体に課される規制の程度も様々である。発行体の報告・会計・監査基準は、重要な点において各国毎に異なり（時には著しく異なり）、証券または他の資産への投資者に提供される情報が、国によってはより少ない場合がある。国有化、収用もしくは没収的な税制、通貨ブロック、政変、政府の規制、政情不安もしくは社会不安または外交上の展開が、一国の経済または当該国に対するファンドの投資に悪影響を与え得る。ファンドは、収用、国有化または他の没収の場合、当該国におけるその投資の全額を失う可能性がある。さらに、事業組織、破産および債務超過についての各国の法律は、ファンドのよう証券所有者に対し、限られた保護しか提供しない場合がある。

基本的に一カ国の発行体の証券にのみ投資するポートフォリオは、地域的に分散化された投資を行うポートフォリオよりも、当該国の市場、政治および経済上のリスクにさらされる度合いが大きい。複数国の発行体の証券にのみ投資するポートフォリオは、1カ国のリスクにさらされる度合いは小さいが、より多くの国のリスクにさらされることになる。

ファンドは、多くの異なるブローカーおよびディーラーと様々な市場で証券を取引することができる。ブローカーまたはディーラーの不履行が発生した場合、当該ブローカーまたはディーラーに対する規制によっては、当該ブローカーまたはディーラーに預託されたファンドの全資産を失う結果になる可能性がある。さらに、一部の国では、ブローカー手数料が他国に比べて高い場合があり、また、一部の

国では、証券市場が他国に比べて流動性が低く、変動性が高く、政府の監督が緩やかである場合もある。

多くの国の証券市場も比較的小規模で、時価総額および取引量の大部分は、少数の産業を代表する限定的な数の企業によって占められている。その結果、かかる国の企業の株式に投資されるポートフォリオは、証券市場の規模が相対的に大きい国の企業の株式にのみ投資されるポートフォリオより大きな価格変動性および大幅に低い流動性を経験する可能性がある。これらの比較的小規模な市場では、一般的に市場に影響を与える不利な出来事、および証券の大量取引を行う大口投資家によって、通常の上回る影響を受ける可能性がある。証券の決済は、場合によって、遅滞や関連する管理上の不確実性の影響を受ける可能性がある。

国によっては、外国人による投資について政府の事前承認を義務付けている場合がある。また、外国人による投資に対して、発行体の発行済証券の特定比率を限度とする制限を設けたり、内国人が購入できる企業の証券より不利な条件（価格を含む。）を有する特定クラスの証券に限定する場合もある。これらの制限または規制により、しばしば、一定の証券に対する投資が制限または妨げられたり、ファンドの費用を増加させる可能性がある。さらに、投資収益、資金、証券の売却手取金の一定の国から本国への送金が規則に基づいて管理されている場合がある（政府への事前通知または政府の事前承認が必要な場合もある）。国際収支が悪化した場合には、国が、外国への資金の送金に一時的制限を課す場合がある。送金に関して要求される政府の承認の遅れ、承認の拒絶、また投資に対するその他の制限の適用は、ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。市場によっては、投資に際して、ファンドが特別の手続きを要求される場合があり、その場合にファンドに追加的費用が発生する可能性がある。これらの要因は、いずれの国においても、ファンドの投資の流動性に影響を与える可能性があり、投資顧問会社は、ファンドの投資に及ぼすこれらの要因の影響を監視する。

サイバーセキュリティリスク

ファンドの事業の一部として、管理会社および投資顧問会社は、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報を含む大量の電子情報を処理し、蓄積し、送信する。同様に、ファンドのサービス・プロバイダーも、当該情報を処理し、蓄積し、送信する場合がある。管理会社および投資顧問会社は、当該情報の保護ならびにデータ喪失およびセキュリティ侵害の防止のために合理的に設計されていると考える手続きおよびシステムを整備している。しかしながら、かかる措置は絶対的なセキュリティを提供することはできない。未承認のデータアクセスを得るために利用される技術、ディセーブル・サービス／デグレード・サービス、または妨害システムは頻繁に変化し、長期間について発見することは困難である可能性がある。第三者から取得したハードウェアまたはソフトウェアには、設計上または製造上の欠陥またはその他情報セキュリティを危殆化させる想定外の問題を孕んでいる可能性がある。第三者から管理会社および投資顧問会社に提供されたネットワーク接続サービスは、危殆化しやすい可能性があり、管理会社または投資顧問会社のネットワーク侵害につながる可能性がある。システム、ファシリティおよびオンラインサービスは、従業員のエラーもしくは不正行為、政府の調査またはその他セキュリティ上の脅威の影響を受けやすい可能性がある。管理会社および投資顧問会社の情報システムの侵害の結果、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、不正にアクセス、使用、開示される可能性がある。

管理会社、投資顧問会社およびファンドのサービス・プロバイダーも、同様の電子情報セキュリティ上の脅威にさらされている。サービス・プロバイダーが適切なデータセキュリティ方針を採用し、それを着実に履行できない場合やそのネットワークへの侵害が発生した場合には、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、不正にアクセス、使用、開示される可能性がある。

ファンドの専有情報の喪失または不正なアクセス・使用・開示の結果として、ファンドは、財務上の損失、事業の中断、第三者に対する負債、規制当局の介入、悪評等を被る可能性がある。上記のいずれの事象も、ファンドならびに受益者のファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

流動性リスク

ファンドが投資する一部の証券は、法律等により譲渡が制限されている場合や換金できる市場が存在しない場合がある。当該証券の市場価格（もしあれば）は、変動幅が大きく、容易に確定できない可能性があり、ファンドは希望するタイミングで売却することができないか、売却時にファンドがその公正価値相当と考える金額に現金化できない可能性がある。制限付証券および非流動性証券の売却は、国の証券取引所および店頭市場で取引可能な証券を売却する場合に比べてより多くの日数を要し、取引仲介手数料またはディーラー割引率およびその他売却費用も高くなる場合が多い。制限付証券は、転売制限がない類似の証券より低い価格で売却される可能性がある。

ファンドは、その純資産額の10%を上限として流動性のない証券に投資することができる。（詳細は、前記「(5) 投資制限」の(5)を参照のこと。）さらに、ファンドは限定的な状況において、先物契約またはそのオプション取引を行うことができるが、かかる取引手法はまた、市場活動が減退するかまたは日々の価格変動の限度に達した場合には、流動性を失った状態になることがある。ほとんどの先物取引所では、「デیلیー・リミット」と称する規則により、一日の間の先物契約の価格の変動を制限している。一取引日に、デیلیー・リミットを超える価格での取引を実行することはできない。先物契約の価格が限度額まで増加または減少した場合、買い持ちすることも、または持高を現金化することもできない。先物の価格が、時にデیلیー・リミットまで動き、連続する数日間ほとんどまたは全く取引が行われなかったこともあった。同様の事由の発生により、ファンドが不都合な持高を速やかに現金化できなくなり、その結果としてファンドが損失を蒙り、これに対応して1口当たり純資産価格が値下りする場合がある。

流動性が限定される一定のOTC商品は、純資産価格の計算の際には、少なくとも2社の大手ディーラーからの買取平均価格に基づいて評価される。こうした価格は、ファンド証券の買戻価格または購入価格に影響を及ぼす。当該評価価格は、ファンドによる売却の際に実現されない可能性がある。

為替リスク

ファンドの原投資は、ファンドの基準通貨建のみならず、それ以外の一つまたは複数の通貨建の場合がある。これは、かかる原投資の為替レートの変動が、ファンド証券の純資産価格に重大な影響を与える可能性があることを意味する。特定の通貨建のポートフォリオは、当該通貨の価値が一または複数の他の通貨に関連して変動するというリスクにさらされている。通貨の価値に影響を与える要因には、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨の類似資産の相対的価値の差、長期的な投資機会および元本値上りの機会、および政治的展開等がある。ファンドは、基準通貨以外の通貨建のファンド資産の比率を限定されることはない。

投資顧問会社は、一もしくは複数の通貨、複数通貨に係る先物契約およびこれらのオプション、複数通貨に係る為替先渡契約、またはこれらの組合せに投資することにより、当該リスクを考慮し、当該リスクを減らすためのヘッジをすることができる。投資顧問会社は、かかる為替ヘッジ取引を行う義務は有せず、その単独の裁量により、かかる取引を行うことを選択することができる。かかる為替ヘッジ戦略が有効であるという保証はない。加えて、ファンドは、ファンドの投資目的および方針の一定の制限に従い、通貨オプションおよび先渡契約などの通貨関連デリバティブの利用を通じて通貨のロング／ショート・ポジションをとることにより積極的で投機的な投資機会を追求することができる。かかる通貨取引は相当の程度のリスクを伴うものであり、為替取引が実行される市場は極めて変動性が高い。

加えて、ファンド証券は、海外において、複数の通貨建で販売されているため、ファンドおよびファンド証券の保有者は、一定の追加的な為替リスクにさらされる。例えば、ユーロによる買付申込みで、特定の取引日に受諾されたが次の取引日まで保管受託銀行がユーロによる申込金額を受領しない場合には、ファンドは、米ドル／ユーロの交換レートが不利に変動するリスクにさらされる。さらに、ファンドは、ユーロによる買戻請求後、買戻しを請求した受益者にユーロ建の買戻金額が支払われるまでの間に、ユーロとの関係で米ドルの価値が低下するというリスクにさらされる。

加えて、ファンド証券の純資産価格は、ファンドの基準通貨以外の通貨でも表示されており、かかる価格は、ファンドの各評価基準時点における、当該取引通貨の直物為替レートから導かれる。従って、受益者が、ファンドの基準通貨以外の取引通貨で行ったファンド証券への投資に関して買戻しによって最終的に実現するトータル・リターンは、申込日から買戻日までの期間における当該取引通貨とファンドの基準通貨との間の為替レートの変動により直接的な影響を受け、それがプラスになる場合もあり、

マイナスになる場合もある。申込金額および買戻金額について、ファンドの基準通貨と当該取引通貨との間の換算に係るすべての費用は、ファンドにより負担され、ファンド証券に帰属する。

海外における販売会社は、場合により、投資者にファンド証券の購入および買戻しについて取引通貨以外の通貨を使用できるよう為替取引手続の便宜をはかることができる。かかる取引は、トラスト外において、投資者自身のリスクと費用で行われる。かかる手続を利用する投資者は、申込金額の決済のタイミングに関連する為替リスクおよびトラストへの投資期間中の換算レートの変動に関連する為替リスクにさらされる。

借入リスク

ファンドは、銀行またはその他事業体から、私的取引により、一時的目的（受益証券の買戻しの目的を含む。）で、ファンドの総資産額の10%を超えない金額の借入れを行う場合がある。借入れは、ファンドが、組入証券の売却が不利となる時にそれを行うことなく上記の限定的活動の資金調達の機会を提供するものである。組入証券に係る投資収益・利益または組入証券の保持の結果としての取引費用の節約が借入れに係る支払い利息およびその他費用を超過する場合には、受益証券1口当たりの純利益または純資産価格は、借入れを行なわなかった場合より増加することになる。他方、保持した組入証券に係る収益または利益（もし、あれば）が借入れに係る支払い利息およびその他費用をカバーできない場合には、受益証券1口当たりの純利益または純資産価格は、借入れを行なわなかった場合より減少することになる。

組入証券の貸付け

ファンドは、組入証券の担保付貸付を行うことができる。他の信用の供与と同様、組入証券の貸付のリスクは、借主が経済的に破綻した場合に担保物に対する権利を失う可能性である。さらに、借主の債務不履行の場合、担保物を売却しても貸付証券の代替物を購入できる十分な額の手取金を得られないというリスクが伴う。ある特定の借主に対し証券の貸付を行うか否かを決定する際、投資顧問会社は、関連するすべての事実および状況（借主の信用度を含む。）を検討する。組入証券の貸付期間中、借主は、かかる証券からの収益を当該ファンドに支払うことがある。ファンドは、現金担保を短期金融商品に投資することによって、追加収益を取得することができ、または同等の担保を交付した借主から合意した金額の収益を受け取ることができる。ファンドは、所有者としての権利（議決権、新株引受権および配当、利息または分配に関する権利等）を行使するために貸付証券または同等の証券の登録上の所有権を取り戻す権利を有する。ファンドは、当該貸付に関連して合理的な仲介手数料、管理手数料、およびその他の手数料を支払うことがある。

元本からの分配によるリスク

クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）に関して、ファンドは、当該クラスに帰属する純収益の全額相当を分配する場合もあれば、当該純収益を超える金額を分配する場合もある。その結果、当該クラスに関する分配は、ファンドの元本から支払われる場合がある。かかる分配は、総収益（報酬・費用控除前）、実現・未実現利益および当該クラスに帰属する元本を原資とする場合がある。分配の原資が純収益（総収益から報酬・費用を控除した額）を超える場合、かかる分配は投資者の当初投資金額の一部払戻しに相当する可能性があるため、当該クラスの1口当たり純資産価格が下がる結果となり、資本累積額も減少する可能性があることに投資者は留意すべきである。元本からの分配は、国によっては所得として課税対象となる場合がある。クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）の分配方針については、前記「2. 投資方針、(4) 分配方針」を参照のこと。

分配が行われる保証はない。分配利回りの高さは、必ずしもプラスのリターンまたは高リターンを示唆するものではない。

租税リスク

ファンドは、一定の組入証券に帰属する収益または実現キャピタル・ゲイン等について課税される場合がある。一定の場合、二重課税防止条約が存在し、かかる課税の影響を消去もしくは軽減できる可能性がある。二重課税防止条約が締結されていない場合もある。例えば、ファンドは、アメリカ合衆国の発行体の株式に投資することができる。アメリカ合衆国企業の株式についての配当は、一般的に、アメリカ合衆国において30%の税率による源泉税の対象となる。アメリカ合衆国の債務者の一定の債務証券について支払われた利息も同様に、アメリカ合衆国において30%の税率による源泉税の対象となる。

ファンドが投資するアメリカ合衆国以外の証券（ADR、EDRおよびGDRを含む。）についての分配は、原証券の発行体の居住国によって源泉課税されることがある。一般的に、これらの税金は、源泉国とトラストの居住国との間の所得税条約の下で還付または減額の対象とはならない。ファンド証券の純資産価格に悪影響を与えるような方法で、将来、適用税法およびその解釈が変更または改正されないという保証はない。

FATCAおよび一定の源泉税リスク

2010年に米国の2010年雇用促進対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法が制定された。同法は、一般的に米国域外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対し、「特定米国人」が直接的または間接的に保有している「金融口座」に関する情報を年次ベースで米国税務当局に提供することを要求するものであり、これを遵守しない場合には、一定の米国源泉の収益および総手取額に対して源泉徴収を行うものである。

米国への一定の実際の投資およびみなし投資に関連して行われる一定の支払（収益総額の支払を含む。）に課税される30%の米国源泉税を回避するために、トラストおよび／またはファンドは、一般的には米国内国歳入庁（以下「歳入庁」という。）に適時に登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。ルクセンブルグは、米国との間で、上記の源泉徴収・報告規則を実施するためのモデル1A政府間(相互)協定（以下「US IGA」という。）を締結した。トラストがUS IGAおよびその施行法を遵守する限りにおいて、投資顧問会社は、トラストに当該米国源泉税が課税されることはないと予想している。

トラストの非米国投資者は、一般的に、その直接的および間接的な米国人所有について確認する情報をトラスト（または一定の場合において非米国投資者による当該投資を仲介した販売会社、仲介機関またはその他事業体（以下、各々を「仲介機関」という。））に提供することが求められる。US IGAに基づき、トラストに提供された情報は、当該米国人所有が当該報告規則の下で適用除外となっている場合を除き、ルクセンブルグ財務大臣またはその受任者（以下「ルクセンブルグ財務相」という。）と共有される。ルクセンブルグ財務相は、報告を受けた当該情報を年次ベースで自動的に歳入庁に提供する。1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「IRC」という。）の第1471(d)(4)条の意味における「外国金融機関」に当る非米国投資者は、一般的には歳入庁に適時に登録し、自身の一定の直接的および間接的な米国口座所有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。トラスト（または適用ある場合は仲介機関）に対して当該情報の提供を怠った非米国投資者または（場合により）登録して当該口座保有者の特定および当該口座保有者に関する情報の報告を行うことに合意することを怠った非米国投資者には、ファンドによる米国への実際の投資およびみなし投資に起因する支払に対するその持分について30%の源泉税が課税され得る。投資者が必要な情報を提供することを怠ったか、当該要求事項を遵守しなかったことで当該源泉税が課税されることになった場合、管理会社は当該投資者によってかかる源泉税が経済的に負担されることを確保するため、関係法令に従い当該投資者のファンド証券または買戻代金に関しいかなる措置もとることができるが、その場合、管理会社は、誠実に、かつ合理的な根拠に基づき行為するものとする。受益者は、自身のファンドへの投資に及ぼす上記規則の潜在的影響について、自身の税理士等に相談すべきである。

非米国受益者も、米国への情報報告義務ならびにファンド証券の買戻しに係る源泉税の適用除外を受けるためには、トラストに対し、ファンド証券の実質的所有およびかかる実質所有者の非米国資格について一定の証明を行わなければならない場合がある。

他の第三国の財務当局（以下「外国財務当局」という。）に対する類似の報告制度を導入する場合には、ルクセンブルグ政府によって、US IGAに類似するさらなる政府間協定（「追加IGA」という。）が締結される可能性がある。

ファンドへの投資（またはファンドへの投資の継続）によって、投資者は以下を承認したものとみなされる。

- (i) トラスト（またはその代理人もしくは仲介機関）は、投資者に關する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）を含むがこれらに限定

されない）ならびに投資者の投資に関する一定の情報をルクセンブルグ財務相に開示しなければならない場合があること。

- (ii) ルクセンブルグ財務相は、上述のとおり、歳入庁およびその他の財務当局に対し情報を提供する場合があること。
- (iii) トラスト（またはその代理人もしくは仲介機関）は、歳入庁、ルクセンブルグ財務相およびその他の外国財務当局に登録を行う際に、またはかかる当局がトラスト（またはその代理人に直接）に追加照会を行った場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する場合があること。
- (iv) トラストまたは仲介機関は、投資者に対し、トラストまたは仲介機関がルクセンブルグ財務相に対し開示する義務のある追加の情報および／または書類を提供するよう求める場合があること。
- (v) 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、および／または適用ある要求事項を遵守しない場合、トラストは、あらゆる措置を講じる権利および／またはあらゆる治癒方法を遂行する権利を留保するものであること。それには、当該投資者のファンド証券または買戻代金に関して課された源泉徴収税が当該投資者によって経済的に負担されることを確保するための措置および当該投資者のファンド証券の強制的買戻しが含まれるが、これに限定されるものではないこと。
- (vi) かかる措置または治癒方法によって影響を受ける投資者には、FATCA、いずれかのUS IGAもしくはいずれかの追加IGA、または大本の関連法令規則を遵守するために、トラストによって、またはトラストのために講じられた措置または遂行された治癒方法の結果として負ったいかなる形態の損害または負債についてもトラスト（またはその代理人）に対してその賠償を請求する権利はないこと。

② ポートフォリオ・リスク

投資戦略リスク

カンントリー・リスク－新興市場

ファンドは、新興市場の発行体の証券に投資することが認められている。その場合、ファンドには、より発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するポートフォリオに比べて、大きな価格変動性および大幅に低い流動性が発生する可能性がある。新興市場の発行体の証券への投資は、より発展した市場における発行体の証券への投資に慣例的に附随するリスクに加えて重要なリスクを伴う。即ち、

- ① 取引量が僅少であるか存在しないため、結果としてより発展を遂げている資本市場における同等の発行体の証券に比べて当該証券が流動性に欠け、かつ価格変動の不安定さが増すこと、
- ② 国家政策の不確実性、社会、政治および経済との不安定さにより、資産収用、没収的な税制、高いインフレ率、好ましくない外交的展開等の可能性が増大すること、
- ③ 為替レートの変動の可能性、異なる法体系および為替管理、保管制限またはその他当該投資に適用ある法律もしくは制限の存在またはこれらが課される可能性があること、
- ④ 国家利益に敏感に反映するとみなされる発行体または産業への投資に対する制限等、ファンドの投資機会を制限するような国家政策がとられていること、ならびに
- ⑤ 個人や外国人の投資、および個人の財産を管理する法体系が欠けているか、またはまだ初期の発展段階にあること、等である。

新興市場の発行体への投資に関連するその他のリスクには、①証券の発行体に関して得られる公開情報が少ない。②決済慣行が、より発展した市場の決済慣行と異なっているため、遅滞につながったり、資産の損失または盗難に対してファンドを完全に保護できない可能性がある。③会社または産業の国有化や収用または没収的な税制の可能性。④外国税の賦課、などが含まれる。また、新興市場証券への投資にかかる費用は、為替費用、一定の新興市場における高額なブローカー手数料および外国の保管銀行での証券の維持費用などにより、一般的に高くなる。

新興市場における発行体には、先進国の市場での企業に課せられる会計、監査ならびに財政報告の基準および要件が課されていない場合がある。一定の新興市場においては、報告基準に大きな差異がある場合がある。その結果、株価収益率等先進国の市場で使用されている伝統的な投資測定法を一定の新興市場には適用できないことがある。

あらゆる新興市場について一般的な上記のリスクに加えて、ロシアへの投資に関連する特定のリスクが存在する。投資者は、登録機関が常に有効な政府の監督に服していないロシア市場では、証券の決済および保管ならびに資産の登録に関連する特定リスクが存在することを認識すべきである。ロシアの証券は、保管受託銀行またはそのロシアにおける代理人にその現物が預託されない。従って、保管受託銀行もそのロシアにおける代理人も、現物証券の保管もしくは伝統的な意味での保管機能を遂行しているとみなすことはできない。保管受託銀行の責任の範囲は、自身の過失および故意の不履行ならびにロシアにおける代理人の過失および故意の不法行為のみに及ぶものであり、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。かかる損失の際には、トラストは、発行体および／またはその任命した登録機関に対して、自らの権利を主張・追求しなければならない。

中国株リスク：中国ストックコネクト制度

ファンドは、中国コネクト制度を通じて、適格中国A株（以下「中国コネクト証券」という。）に、直接または間接に投資することができる（中国コネクト証券にリンクする金融商品およびその他市場アクセス商品への投資も含む。）。中国コネクト制度は、香港証券取引所（以下「SEHK」という。）、上海証券取引所（以下「SSE」という。）、深セン証券取引所（以下「SZSE」という。）（以下SSEとあわせ、各々「中国コネクト市場」という。）、香港中央結算有限公司（以下「HKSCC」という。）および中国証券登記結算有限責任公司（以下「チャイナクリア」という。）その他によって開発された、中国本土と香港との間の証券市場の相互アクセスを目的とする証券の取引・決済の相互接続プログラムである。中国コネクト制度の下で、将来、上海・香港ストックコネクト制度（以下「上海コネクト」という。）および深セン・香港ストックコネクト制度（以下「深センコネクト」といい、「上海コネクト」とあわせて「中国コネクト制度」という。）は、実質的に類似した規制の枠組みに従うものの、互いに独立して運営される。

中国コネクト制度によって、香港と海外の投資者（ファンドおよびその他のポートフォリオを含む。）は、関連する中国コネクト市場に上場されている中国コネクト証券を現地の証券会社やブローカーを通じて取引することが可能となる。中国コネクト証券への投資（香港から上海への投資）については、中国コネクト制度は、「滬股通」（Hugutong、フーグートン、英語ではノースバウンド・トレーディング・リンク）がその枠組みとなる。ノースバウンド・トレーディング・リンクの下で、投資者は、投資者の各々、上海（上海コネクトの下での取引）および深セン（深センコネクトの下での取引）における香港のブローカーおよびSEHKによって設立された証券取引サービス会社を通じて、SSE（またはその他のかかる市場）に注文を転送することにより、SSE（または適用ある場合はSZSEもしくはその他の市場）に上場されている中国コネクト証券の取引注文を発注することができる。

中国コネクト制度の下では、香港交易及結算所（以下「HKEx」という。）の全額出資子会社の一つであるHKSCCが、香港サイドの市場参加者と投資者によって行われる取引の清算、決済ならびに保管業務、ノミニ業務およびその他の関連業務の提供の責任を負う。関連するファンドは、随時発行される適用ある規則および規制に従うことを条件として、中国コネクト制度の下でのノースバウンド・トレーディング・リンクを通じて中国コネクト証券を取引することが認められる。

ノースバウンド・トレーディング・リンクにおける適格中国コネクト証券

英文目論見書の日付現在、上海コネクトのノースバウンド・トレーディング・リンクの取引対象として適格な中国コネクト証券には、SSE上場株式のうち以下に該当するものが含まれる：(a) SSE180指数構成銘柄、(b) SSE380指数構成銘柄、(c) SSE180指数およびSSE380指数の構成銘柄ではないが、SEHKにおいて対応する中国H株の重複上場および取引が認められている中国A株。英文目論見書の日付現在、深センコネクトのノースバウンド・トレーディング・リンクの取引対象として適格な中国コネクト証券には、SZSEに上場され取引される株式のうち、以下に該当するものが含まれる：(a) 時価総額が60億人民元以上の会社により発行されるSZSE構成指数の構成銘柄、(b) 時価総額が60億人民元以上の会社により発行されるSZSE中小型イノベーション指数の構成銘柄、(c) 上記(a)または(b)に該当しないが、SEHKにおいて対応する中国H株の重複上場および取引が認められている中国A株。中国コネクト市場に上場されている株式のうち、(i) 人民元以外の通貨で取引され、または(ii) 中国コネクト市場の取引注意銘柄ボードに含まれているもの、(iii) 上場廃止手続きの関連または上場がSSE/SZSEによって停止されているもの、および(iv) その他SSE/SZSEによって指定されているものは、中国コネクト制度に

に基づきノースバウンド・トレーディング・リンクで利用することができない。SEHKは、証券を中国コネクト証券として含める場合もあれば除外する場合もあり、ノースバウンド・トレーディング・リンクでの取引対象としての適格性を変更する場合があり、指定された情報開示ウェブサイトにおいて関連リストが更新される。

かかる中国コネクト証券の活発な取引市場が発展もしくは維持される保証はない。中国コネクト証券のスプレッドが拡大すれば、ファンドの希望する価格で中国コネクト証券を処分するファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。中国コネクト証券に活発な市場が存在しない時にファンドが中国コネクト証券の売却を必要とする場合には、当該中国コネクト証券についてファンドが受領する価格（売却できると仮定した場合に）は、活発な市場がある場合に受領する価格より低くなる可能性がある。

外国為替

中国コネクト証券の取引はすべて人民元建で行われる。ファンドの基準通貨または受益者が保有するクラス証券の該当通貨が人民元ではない場合には、ファンドは人民元の為替リスクにさらされる。人民元の為替リスクをヘッジできる能力は制限される可能性がある。加えて、人民元は為替管理制限の対象となっているため、ファンドは、他通貨の人民元への転換（およびその逆）が遅延すること（不利な市況である場合には度々）により悪影響を受ける可能性がある。

中国コネクト証券の所有権

中国コネクト証券は、チャイナクリアで保管される。HKSCCは、チャイナクリアの直接的な参加者となり、ノースバウンド・トレーディングを通じて投資者が取得した中国コネクト証券は、

- (a) HKSCCがチャイナクリアに開設するノミニー証券口座においてHKSCCの名義において登録され、HKSCCが当該中国コネクト証券のノミニーとなる。および
- (b) チャイナクリアの保管の下で保有され、関連する中国コネクト市場の上場会社の株主名簿にHKSCCの名義において登録される。

HKSCCは、中央清算決済システム（以下「CCASS」という。）の該当するCCASS清算参加者の株式口座において当該中国コネクト証券に関する持分を記録する。

香港法では、HKSCCは、当該中国コネクト証券の法的所有者とみなされ、該当する清算参加者を代理して中国コネクト証券に付随する受益権の保有者とみなされる。当該清算参加者とその香港・海外顧客との間の保管規定に応じて、一般的には、かかる清算参加者が当該香港・海外顧客のためにその受益権を保有するものとみなされる。

現行の中国の規制では、中国コネクト証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設したノミニー口座に記録され、ノースバウンドの投資者は、適用法令に従って、中国コネクト制度を通じて取得した中国コネクト証券に対する権利および持分を有する。CSRC（中国証券監督管理委員会）の証券登録決済措置、チャイナクリアの証券登録規則および証券口座管理規則、チャイナクリアと関連する中国コネクト市場の該当する中国コネクト制度関連規則は、「ノミニー保有者」の概念を一般的に規定していて、ノースバウンドの投資者を中国コネクト証券の最終的所有者として認識している。

ノースバウンドの投資者は、一般的にノミニー保有者であるHKSCCを通じて中国コネクト証券に関する権利を行使するものとする。ノースバウンドの投資者は、（個々にまたは共同で）当該中国コネクト証券に関する議決権を実際にコントロールすることになるため、ノースバウンド取引を通じて取得した中国コネクト証券に関連する中国の法令に基づく開示義務および関連する外国人所有制限を遵守する責任がある。

ただし、ノミニーであるHKSCCを通じた中国コネクト証券の実質的所有者としてのノースバウンド投資者の正確な性質および権利についての中国法に基づく定義は不明確である。中国法の下では、「法的所有」と「実質的所有」の間で明確な定義ならびにその区別がなく、中国の裁判所でのノミニー口座の構造に関連する判決はほとんどない。従って、中国法に基づくノースバウンドの投資者の権利および持分の正確な性質および執行方法には疑義が残る。

HKSCCのCCASS規則の下では、ノミニー保有者としてのHKSCCは、HKSCCを通じて保有される中国コネクト証券に対する権原を保証することではなく、中国内外において、中国コネクト証券に関し、投資者を代表して権利執行のために法的措置をとる義務もしくは訴訟を提起する義務を負わないことに投資者は留意する必要がある。

ファンドの所有が最終的に認識され得るとしても、かかる一連の関係業者のいずれかが投資者のため権利執行の法的措置をとらないことまたは訴訟を提起しないことを選択した場合、ファンドによる中国コネク特証券の権利執行は困難となるか遅延される可能性がある。HKSCCがHKSCCを通じて保有される資産に関する保管機能を担っているとみなされる限りにおいては、保管受託銀行およびトラストはHKSCCとの間に法的関係を有しておらず、HKSCCの保管業務の履行もしくはHKSCCの破産の結果ファンドが損失を蒙る場合でも、HKSCCに対してとれる直接的な法的償還請求権はないことに留意する必要がある。

取引限度額の制限

中国コネク特制度における取引には、毎日の取引限度枠（以下「毎日の限度額」という。）の制限がある。毎日の限度額は、上海コネク特および深センコネク特各々の下で、SEHKの登録取引所参加者（以下「取引参加者」という。）によって執行可能なノースバウンド・トレーディング・リンクを通じたクロス・ボーダー取引の1日の買付純額に上限を設けるもので、中国コネク特制度は毎日実施されている。現在、毎日の限度額は、上海コネク特および深センコネク特の各々について130億人民元に設定されている。毎日の限度額は、結果的にノースバウンド・トレーディング・リンクの買取引の有効性に影響を及ぼす可能性がある。

特に、ノースバウンド・トレーディング・リンクに適用される毎日の限度額の残高がゼロに下がった時点または毎日の限度額が超過した時点で新規の買注文は直ちに拒絶される（ただし、限度額の残高にかかわらず、投資者の中国コネク特証券の売却は認められる）。従って、取引限度額によって、中国コネク特制度を通じた中国コネク特証券へのファンドによる適時投資が制限される可能性があり、また、中国コネク特制度を通じた中国コネク特証券へのファンドの投資額の規模によっては、ファンドは投資戦略を効率的に追求できない場合がある。

デイトレーディングの制限

デイ（ターンアラウンド）トレーディングは、中国A株市場では認められていない。ファンドを含む投資者が中国コネク特証券をT dayに買付ける場合、投資者はT + 1 day以降にのみ当該中国コネク特証券を売却することができる。ファンドの投資オプション（特に、ファンドが特定の取引日に中国コネク特証券の売却を希望する場合）は制限される。

外国人保有制限

中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」という。）は、既存の市場における株式保有制限が中国コネク特制度を通じて中国コネク特証券を保有する株主にも適用される旨規定しており、加えて、香港または海外の投資者による保有については、単一の外国人投資者の保有は、発行済全中国上場会社のA株の10%を超えることはできず、外国人株主全体の保有の合計は、発行済全中国上場会社のA株の30%を超えることはできない。

停止リスク

SEHKおよび関連する中国コネク特市場が、公正で秩序ある市場の確保およびリスクの慎重な管理のために必要な場合には、ノースバウンド取引および／またはサウスバウンド取引を停止する権利を留保している。

マニュアル取引またはブロック取引

ノースバウンド・トレーディング・リンクの中国コネク特証券の取引には、マニュアル取引またはブロック取引のファシリティはない。ファンドの投資オプションは限定される。

注文の優先順位

ブローカーが顧客に中国コネク特制度での取引サービスを提供する場合、ブローカーまたはその関係人の独自の取引は独立して取引システムに提出され、取引者は、顧客から受けた注文の状況について情報が得られない場合がある。取引額制限やその他市場介入イベントの発生により、ブローカーを通じたファンドの取引が完結するという保証はない。加えて、中国コネク特証券にリンクする金融商品およびその他市場アクセス商品の発行体であるブローカーは、当該商品に基づくポジションのヘッジを追求する際に注文の優先が得られない場合や毎日の限度額もしくは総限度額が適用される場合には、ファンドに対して当該商品を発行することを制限される可能性がある。

最良執行リスク

中国コネクト証券の取引は、コネクト制度に関連する適用規則に従って、ノースバウンド・トレーディング・リンク経由の取引のためにファンドが任命する一もしくは複数のブローカーを通じて執行されることがある。中国コネクト証券の取引を実行する際に、投資顧問会社は、注文の最良執行が得られることを追求する。当該市場の中で最良執行であると投資顧問会社が合理的に判断する執行基準がブローカーによって提供される場合には、投資顧問会社は、当該ブローカー（関係会社である場合を含む。）と一貫して取引を実行するべきであると判断する可能性がある。プレマーケットチェックの要件を満たすために、取引所参加者に対する中国コネクト証券のプレマーケット受渡は、当該取引所参加者がファンドのために当該証券の保有および保管に責任を負う結果となる。従って、投資顧問会社は、一つのブローカーもしくは取引所参加者を通じた場合にのみ中国コネクト証券の取引を執行できる旨ファンドのために決定する可能性があり、その場合には当該取引は最良執行基準で執行されない可能性がある。

ファンドの中国コネクト証券の取引が最良の価格で実行されない場合であっても、ブローカーも、投資顧問会社も、ファンドが取引を実行する価格と、該当時点で市場で入手可能であったその他の価格との差額についてファンドに説明する責任を負わない。加えて、ブローカーは、投資注文を、自己の注文およびその関係会社の注文ならびにファンドを含む他の顧客の注文と合算する場合がある。合算は、ファンドに不利に働く場合もあれば、有利に働く場合もある。仲介ブローカーの中国コネクト制度取引サービス上、かかる方法によりファンドの注文の合算が要求される場合は、場合によって、合算しない場合に比べてファンドが不利な結果を得ることになる可能性がある。

限定的な取引所外取引および譲渡

中国コネクト証券は、該当中国コネクト市場（またはその他の市場）によって運営される、該当中国コネクト市場（または適用ある場合はその他の市場）での中国コネクト証券の取引専用のシステム（以下「中国ストックコネクト・システム」という。）を通じてのみ取引される。市場参加者は、中国コネクト制度規則に従い、中国ストックコネクト・システムを通じて中国コネクト証券に関する投資者からの売買注文もしくは譲渡指図をマッチさせ、執行し、もしくは執行のアレンジを行わなければならない。「非取引」譲渡は限定的な状況において認められる。例えば、ファンド・マネジャーによる異なるファンド／サブ・ファンドに対する中国コネクト証券の取引後の配分または取引エラーの修正などである。

中国コネクト証券の「非取引」譲渡は限定的状況において認められるものの、中国コネクト証券に関する、顧客に買い持ち機会を提供するための市場アクセス商品（デリバティブ、仕組商品または参加ノートの形態による）の発行、証券貸付取引および内部現金決済ヘッジ契約が取引所外取引に対して上記のルールを発動せざるかどうかをめぐる不確実性も存在する。ただし、関連する市場アクセス商品および取引が現金決済される範囲においてはリスクはきわめて小さい。

清算、決済および保管リスク

HKSCCおよびチャイナクリアは、SEHKおよび該当中国コネクト市場の間の相互清算を確立し、クロスボーダー取引の清算および決済を容易にするために、それぞれが他方の参加者となる。一方の市場において開始されたクロスボーダー取引については、当該市場の清算機関は、一方では、当該市場自身の清算参加者との間で清算・決済を行い、他方では、カウンターパーティーである清算機関との間で当該市場の清算参加者の清算・決済義務の履行を引受ける。

中国コネクト制度を通じて取引される中国コネクト証券は券面なしの形式で発行されるため、ファンドを含む投資者は、中国コネクト証券の現物を保有しない。中国コネクト制度に基づき、ノースバウンド・トレーディング・リンクを通じて中国コネクト証券を取得した香港と海外の投資者（ファンドを含む）は、HKSCCによって運営されるCCASSにあるブローカーもしくは保管会社の株式口座において当該中国コネクト証券を維持しなければならない。

ファンドの投資対象を保管するまたはファンドの取引を決済する保管会社もしくはブローカーとの取引にはリスクが伴う。保管会社もしくはブローカーの支払不能もしくは破産の場合、保管会社もしくはブローカーまたはその財産からのファンドの資産の回収が遅延されるか、回収を妨げられる可能性があり、保管会社もしくはブローカーに対して、当該資産に対する一般的な無担保債権しか持たない可能性がある。ブローカー、その他金融機関の最近の倒産の例では、破産者の財産からのファンドの資産の回

収は遅延され、制限され、または妨げられており、それは予測不能な場合が多い。また保管会社もしくはブローカーに保管されるファンドの保有資産のいずれについてもファンドが容易に回収可能であるという保証はない。

中国コネクト証券に対するファンドの権利と持分は、中国コネクト証券のノミニー保有者としてその権利を行使するHKSCCを通じて行使され、HKSCCがチャイナクリアに有するHKSCCの人民元建普通株式のオムニバス・アカウントに貸記される。

HKSCC/CCASSのデフォルトリスクおよびチャイナクリアのデフォルトリスク

関連するブローカーもしくは保管会社の、HKSCCによって運営されるCCASSの口座で保有される中国コネクト証券は、HKSCC/CCASSのデフォルト、破産もしくは清算の際には無防備になることに投資者は留意する必要がある。その場合、ファンドがCCASSにおける当該口座に預託されている資産に対して自らの権利を有さないというリスク、および／またはファンドがHKSCC/CCASSの他のすべての無担保債権者と同順位の無担保債権者となるリスクがある。ファンドが当該資産を回収するのが困難となる可能性や回収が遅延する可能性があり、また全額を回収できない場合や全く回収できない場合もあり、その場合には、ファンドには損失が発生することになる。

さらに、CCASSに開設された当該ブローカーもしくは保管会社の口座で保有されるファンドの資産は、それらがファンドの名義でのみ登録され、ファンドの名義でのみ保有されることが可能であったならば保護されることが可能であったほど十分には保護されない可能性がある。特に、HKSCC/CCASSの債権者が、当該証券はファンドではなくHKSCC/CCASSによって所有されていると主張し、裁判所がかかる主張を支持するというリスクがあり、その場合、HKSCC/CCASSの債権者がファンドの資産を差し押さえる可能性がある。また、中国政府当局がHKSCC/CCASSに対して取る規制上の措置がファンドに影響を及ぼすというリスクも生じる可能性がある。

HKSCCによる決済の債務不履行の場合、ならびにHKSCCが、当該債務不履行に相当する金額の有価証券または当該債務不履行に相当する金額の十分な有価証券を指定することを怠ったことでいずれかの中国コネクト証券の取引を決済する際に有価証券の不足が生じるような場合、チャイナクリアは、当該不足分の金額をチャイナクリアにあるHKSCCの人民元建普通株式オムニバス・アカウントから控除することになるので、ファンドは当該不足分の割合を負担する可能性がある。

チャイナクリアは、中国証券監督管理委員会によって承認および監督されるリスク管理体制およびリスク評価方法を策定している。可能性は低いですが、チャイナクリアの債務不履行が生じた場合やチャイナクリアが債務不履行者としての宣言を行った場合には、HKSCCは、利用可能な法的手段または（適用ある場合）チャイナクリアの清算手続きを通じて、発行済中国コネクト証券および金員のチャイナクリアからの回収を誠実に追求する旨を表明している。HKSCCは、次に、クリアリング参加者に対し、回収した中国コネクト証券および／または金員を、コネクト制度に関し管轄権、監督権もしくは責任を有する適用ある規制当局、政府機関もしくは監督機関の指図に従って、按分比例に基づいて分配する。その後、投資者には、HKSCCから直接もしくは間接に回収された範囲でのみ、中国コネクト証券および／または金員が分配される。かかる場合、ファンドは回収の過程で遅れを蒙るか、その損失全額をチャイナクリアから回収できない可能性がある。

ただし、CCASSまたはHKSCCのデフォルトおよび／またはチャイナクリアのデフォルトの場合の上記リスクは、発生する可能性はきわめて低いと考えられる。

コーポレート・アクションおよび株主総会への参加

中国における現行の市場慣行に従って、ノースバウンド・トレーディング・リンクで中国コネクト証券を取引する投資者は、当該中国コネクト市場上場会社の総会へ出席または代理出席することはできない。従って、ファンドは、当該中国コネクト市場上場会社の総会に出席または代理出席することはできない。その代り、CCASS参加者を通じてHKSCCに議決権代理行使指図書を交付することにより議決権を行使することができる。CCASS参加者からのすべての議決権代理行使指図書はHKSCCにより併せられ、HKSCCは、合算された単一の議決権代理行使指図書を当該SSE上場会社に提出する。従って、ファンドは、先進国市場で提供されている方法と同じ方法で投資先企業の議決権を行使することはできない。

加えて、中国コネクト証券に関するコーポレート・アクションは、当該中国コネクト市場のウェブサイトおよび公式に指定された一定の新聞を通じて当該発行体により発表される。中国コネクト証券の取

引に従事する投資者は、上場会社の最新の発表について当該中国コネクト市場のウェブサイトおよび当該新聞を参照することができる。あるいは前取引日に発行された中国コネクト証券のコーポレート・アクションについてはHKExのウェブサイトを参照することができる。ただし、中国コネクト市場上場発行体は会社関係書類を中国語のみで公表するので、英訳版は入手できない。

HKSCCは、CCASS参加者に中国コネクト証券のコーポレート・アクションを継続的に通知する。香港および海外の投資者（ファンドを含む）は、それぞれのブローカーもしくは保管人（すなわち「CCASS参加者」）が指定する手続きおよび締切日を遵守する必要がある。中国コネクト証券の一部の種類のコーポレート・アクションについて行動するために与えられる時間は短く、1営業日のみとなる可能性がある。従って、ファンドは、一部のコーポレート・アクションに適時に参加できない可能性がある。さらに、中国では複数の代理人が利用できないため、ファンドは、中国コネクト証券に関連する株主総会に出席または参加するための代理人を任命することができない可能性がある。中国コネクト制度に参加しているCCASS参加者が議決権代理行使等のサービスを提供するか、その便宜を図るという保証はない。

規制リスク

中国コネクト制度は、市場にとっては新しいプログラムであり、規制当局によって公布される規則ならびに中国および香港の証券取引所によって定められる施行規則に服する。さらに、中国コネクト制度に基づくクロスボーダー取引に関連する運営およびクロスボーダーでの法令施行に関しては、新しい規則が当局により随時公表される可能性がある。

チャイネクスト証券への投資に関連するリスク SZSEは、メインボード（以下「SZSEメインボード市場」という。）、中小企業ボード市場（以下「SZSE中小企業ボード市場」という。）およびチャイネクスト市場（以下「チャイネクスト」という。）からなる多層的資本市場の枠組みを設けている。かかる多層的資本市場は、異なる成長段階にある企業ならびに異なる性質およびリスク特性を有する企業のために設計されている。SZSE中小企業ボード市場は2004年5月に設立された。かかる市場は、比較的成熟した発展段階にあり、かつ、安定した収益性を有する企業向けの市場として位置づけられている。チャイネクストは2009年10月に発足した。かかる市場は、主に、収益性を有する革新的な成長企業を対象としている。

チャイネクストで取引される中国コネクト証券は、SZSEメインボード市場またはSZSE中小企業ボード市場で取引される中国コネクト証券に比べて、異なるより高いリスク特性を有することがある。特に、投資者は以下に挙げる相違点（ただし、これらに限定されない。）に留意すべきである。

チャイネクストの目的は、革新的な企業およびその他の成長するスタートアップ企業の発展を促進することである。従って、チャイネクストにおける証券に関する規則および規制は、SZSEメインボード市場またはSZSE中小企業ボード市場におけるものに比べて、収益性および資本金の面において厳格さが緩かである。

チャイネクストに上場し取引される企業の新興性を考慮すると、チャイネクストで取引される証券は、SZSEメインボード市場またはSZSE中小企業ボード市場で取引される証券よりも高い市場ボラティリティの影響を受けるリスクがある。

チャイネクストの上場企業は、通常、初期の発展段階にある。従って、これらの企業は、SZSEメインボード市場およびSZSE中小企業ボード市場の上場企業と比べて成熟しておらず、より小さな規模および浅い運営歴を有し、市場リスクに対する安定性および抵抗力がより低いことがある。よって、これらの企業は、その業績の変動に応じて株価の変動が大きくなる。これらの企業は、SZSEメインボード市場またはSZSE中小企業ボード市場の上場企業よりも高いリスクおよび回転率にさらされる。

チャイネクストの上場企業は、一般に、市場リスクに対する抵抗力がより弱く、業績がより大きく変動する可能性がある。チャイネクストの上場企業は、SZSEメインボード市場およびSZSE中小企業ボード市場の上場企業よりも上場を廃止することが多い場合があり、このような上場廃止は、SZSEメインボード市場およびSZSE中小企業ボード市場に上場され取引される証券よりも、チャイネクストに上場され取引される証券に関して早期に起こり得る。

従来の評価方法は、チャイネクストの上場企業が属する業界の高いリスクを伴う性質により、これらの企業に完全に適用できない場合がある。チャイネクストに流通している証券数はより少なく、株価は市場操作の影響を受けやすい可能性があり、市場投機により株価の変動が大きくなる可能性がある。チャ

イネクストの新興性およびチャイネクストで取引される株式の収益性の実績が少ないという事実から、これらの株式が過大評価されることがあり、かかる高評価が維持できない場合がある。

組入回転率リスク

ファンドは、積極的な運用方針がとられる可能性があり、市況に反応して場合により組入証券の回転率が100%を超える可能性がある。組入証券の回転率が高くなると、仲介手数料等の費用が上昇し、それはファンドおよびその受益者の負担となる。また、高い組入証券の回転率により、重要な額の純短期的キャピタル・ゲインが実現される結果となる可能性があり、それが分配された場合、受益者が課税される可能性がある。

さらに、ファンド証券が購入可能な特定の国における投資者が要因となって、ファンドに比較的高い回転率が発生する場合がある。かかる行為は、ファンドの運用成績および長期的投資者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある。ファンド証券の過度の買付および買戻または転換（特に、多額のドル金額を伴う場合）に起因するボラティリティ（変動性）は、効率的なポートフォリオ運用を阻害する可能性がある。特に、ファンドが受益者に対する流動性を提供するために資産のうちどのくらいの割合で現金を保有すべきか予測できない場合には、ファンドは長期の投資戦略を実行することが困難となる可能性がある。また、ファンド証券の過度の買付および買戻または転換により、ファンドは、短期売買行為に対応して、現金持高を不利益なほど多額に維持することを余儀なくされる可能性もある。さらに、ファンド証券の過度の買付および買戻または転換により、ファンドは、短期売買行為に対応する現金を調達するため、不利なタイミングで、組入証券を売却せざるを得ない場合もある。加えて、1名または複数の受益者が過度の買付および買戻または乗換行為を行う場合、ファンドが負担する費用は増加する可能性がある。例えば、短期売買行為のために投資有価証券を換金せざるを得ないファンドは、投資による利益を何ら達成することなく、売買手数料および租税の負担が増えることになる。同様に、短期売買行為に伴う資産水準および投資のボラティリティの結果として、ファンドが負担する管理費用は増加する可能性がある。

小型株リスク

ファンドは、時価総額が比較的小さい企業の証券に投資することができる。かかる時価総額が小さい企業の証券は、通常取引量が少ないこと、またそれらの企業には大きな事業リスクがあることの両方を理由に、より大きな、成熟した企業の証券より急激かつ突然の市場の変動にさらされる可能性がある。また、一定の新興市場国においては、少数の主要な投資者の行為によって大きな値動きとなる可能性がある。例えば、かかる市場に投資する投資信託のキャッシュ・フローの重要な増加または減少が、かかる国の株価、ひいてはファンド証券の価格、に重要な影響を与える可能性がある。

金融商品リスク

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを利用することができる。デリバティブは、その価値が原資産、参照レートまたは指数の価値に依拠し、またはこれらの価値を源泉とする金融上の契約である。投資顧問会社は、他のリスクを減じるために設計された戦略の一環としてデリバティブを時に利用する。しかし、一般的に、ファンドは、収益獲得、利回りの増加、組入証券のさらなる分散化のための直接的投資としてデリバティブを利用する場合がある。相手方当事者の信用リスクを含むその他のリスクに加えて、デリバティブには、価格の決定および評価が困難であるというリスク、およびデリバティブの価値の変動が関係する原資産、レートまたは指数と完全には連動しないというリスクが附随する。

ファンドの投資顧問会社等の経験豊かな投資運用業者によるデリバティブの賢明な活用は組入資産の効率的な運用を促進し、一定のリスクを軽減し、原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを増加させることができるが、デリバティブはまた、従来の投資手法に付随するリスクとは異なるリスク、また一定の場合にはかかるリスクより大きいリスクを伴う。

下記は、投資者がファンドに投資する前に了解しておくべき、デリバティブの活用に関する重要なリスク要素および問題点についての一般的な説明である。

- ・市場リスクーあらゆる投資に付随する一般的リスクで、特定の投資対象の価値の変動により、ファンドの利益を害するものである。

- ・運用リスクーデリバティブ商品は、株式および債券に関連するリスクとは異なる投資技術およびリスク分析を要する高度に専門的な投資手法である。デリバティブ取引の利用が功を奏するためには、投資顧問会社が価格の変動、金利または為替レートの変動を正確に予測できることを条件とする。価格、金利または為替レートが予測に反して変動した場合、ファンドは、当該取引の予想された利益を達成できないか、または損失が実現され、その結果、当該戦略を利用しなかった場合よりポジションが悪化する可能性がある。デリバティブの利用には、原証券のみならずデリバティブそれ自体についての理解が必要とされ、あらゆる可能性ある市況におけるデリバティブの実績を監視してもその恩恵を受けられない可能性がある。特に、デリバティブの利用およびその複雑性によって、実行された取引を監視するための適切な管理体制の維持、デリバティブによりファンドが追加的にさらされるリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの変動の正確な予測能力が要求される。
- ・信用リスクーデリバティブ契約の要項を遵守するために、デリバティブの別の当事者（通常、「取引相手方」という。）の不履行の結果としてファンドが損失を蒙ることがあるというリスクである。上場デリバティブの信用リスクは、デリバティブの発行体または取引相手方である決済機関が履行を保証するため、非上場デリバティブに比べて一般的に小さい。かかる保証制度は、信用リスク全般を減じる目的で決済機関が運用している日払いシステム（即ち、証拠金要件）により支えられている。非上場デリバティブについて、同様の決済機関による保証は存在しない。従って、投資顧問会社は、潜在的な信用リスクを検討する際、非上場デリバティブの各取引相手方の信用度を考察する。
- ・流動性リスクー特定の金融商品の売買が困難である場合に、流動性リスクが存在する。デリバティブ取引の規模が特に大きい場合または関連する市場が（多くの非上場デリバティブの場合の様に）流動性を欠く場合、有利な価格で取引を開始し、または持高を現金化することが不可能な場合がある。
- ・レバレッジ・リスクーワラント、オプションおよび多くのデリバティブは（利用される限度において）レバレッジの構成要素となるため、裏付けとなる資産、金利または指数の価値またはレベルの不利な変動の結果、ワラント、オプションまたはデリバティブそれ自体に投資された金額を実質的に上回る損失が生じる可能性がある。スワップの場合、当事者が初期投資を行っていない場合でも、損失リスクは、一般に、名目上の元本に対応する。一定のデリバティブは、初期投資の規模に関わりなく、無制限の損失を発生させる可能性がある。
- ・その他のリスクーデリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブのプライシングの誤りまたは不適切な評価、ならびにデリバティブがその裏付けとなる資産、金利および指数と完全に相関しないというリスクが含まれる。多くのデリバティブ、特に非上場デリバティブは複雑であり、しばしば主観的に評価される。不適切な評価により、相手方当事者に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値の損失につながる可能性がある。デリバティブは、追求すべき資産、金利または指数の価値と、必ずしも完全にまたは高度に相関し、連動するものではない。結果として、ファンドによるデリバティブの利用は、常に、ファンドの投資目的を推進するための有効な手段となるものではなく、時にはそれを妨げる可能性がある。

OTCデリバティブのカウンターパーティーリスク

上記の一般的なデリバティブのリスクに加えて、OTCデリバティブ市場における取引には、以下の特定リスクが付随する。

・規制の欠如、取引相手方の債務不履行

一般的に、OTC市場（一般的に、通貨、先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引される）での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかである。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護（取引所決済機関の履行保証など）の多くがOTC取引に関しては適用されない。従って、OTC取引を行うポートフォリオは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよび当該ポートフォリオが損失を被るというリスクにさらされる。ポートフォリオは、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行うものとし、一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。ただし、トラストが取引相手方の信用リスクの軽減を図るため

に如何なる措置をとろうとも、取引相手方が債務不履行に陥らず、トラストが結果的に損失を蒙ることにならないという保証はない。

・流動性、履行の義務

ファンドが取引を実行する取引相手方は、時に、一定の金融商品のマーケット・メークまたは気配値を停止する場合がある。かかる場合、トラストは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに係る希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、運用成績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、取引所で取引される金融商品とは対照的に、通貨に係る先渡・直物・オプション契約では、投資顧問会社が、同等取引または反対取引を通じてファンドの債務を相殺できる可能性はない。この理由により、トラストは、先渡、直物またはオプション契約を締結するに当たっては、契約上の義務の履行を要求される可能性があり、また契約上の義務を履行できなければならない。

・相手方との取引関係の必要性

上記のとおり、OTC市場の参加者は、一般的には、取引相手方が証拠金、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない限り、十分に高い信用力を有すると判断する取引相手方とのみ取引を行う。トラストおよび投資顧問会社は、店頭市場またはその他の相対市場（適宜、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびその他のスワップ市場を含む）でトラストが取引を実行することを可能にする複数の取引相手方との事業関係を構築できるものと考えているが、それを実現できる保証はない。かかる関係を構築または維持できないことは、潜在的にトラストの取引相手方信用リスクを増大させ、トラストのオペレーションを制限し、トラストに当該先物市場での投資オペレーションを終了させるかまたは当該先物市場での当該オペレーションの重要部分を終了させることを余儀なくさせる可能性がある。さらに、トラストがかかる関係を構築することを予定する取引相手方には、トラストに提供された与信枠を維持する義務はなく、当該取引相手方は、その裁量により当該与信枠の引下げまたは終了を決定する場合がある。

株式リスク

ファンドが投資する原株式の価値は、個々の企業の活動および業績に反応して、または一般的な市場および経済状況ならびに為替レートの変動を理由として、（時に劇的に）変動することがある。ファンドの投資証券の価値は、短期または長期にわたって減少する可能性がある。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社

管理会社は、ファンドの投資ポジションのリスクおよびそれらがファンド全体のリスクプロファイルに寄与する割合を常に監視しかつ測定できるようなファンドに関するリスク管理プロセスを採用するか、または投資顧問会社にかかるリスク管理プロセスを確実に採用させるようにする。

金融デリバティブ商品に関して、リスク管理プロセスは、OTCデリバティブの正確かつ独立した評価を確保するため、かつ金融デリバティブ商品に関するファンドの世界全体のリスク・エクスポージャー総額がルクセンブルグ版目論見書、2010年法およびCSSFの関連告示に特定される制限を超えないことを確保するために策定されている。

世界全体のリスク・エクスポージャー総額は、原資産の現在価値、契約相手方リスク、将来の市場の動きおよびポジションの清算に要する時間を考慮して算定される。

またファンドは、投資目的および投資方針に従って、また投資制限の範囲内で、金融デリバティブ商品に投資することができる。譲渡性のある有価証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれる場合には、かかるデリバティブは、当該制限を遵守する場合に考慮されなければならない。

投資顧問会社

コンプライアンス（法令遵守）の監視

世界中に子会社を擁する投資顧問業者として、投資顧問会社の業務は、米国連邦政府および州政府ならびに米国以外の各国政府により広く規制されている。従って、投資顧問会社は、法令上要求される遵守事項に関する方針および手続について多くの規定を設けてきた。これらの方針には、特に、従業員による個人取引、議決権の代理行使、手数料配分、インサイダー取引、マーケティングと広告、関係会社

との取引、注文配分、投資機会割当、投資ガイドラインの遵守および倫理規定が含まれている。コンプライアンスに関する方針は、グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサーにより管理され、同役員は、グループのゼネラル・カウンセルに報告する。

様々な事業分野（ポートフォリオ運用、オペレーション、テクノロジー、法令遵守、リスク管理、監査および販売を含む。）の代表者は、戦略が適切かつ承認された方針および手続きに従って運用されていることを確保するため、様々なリスク監視委員会に出席する。特定の国々・地域を対象とするリスク委員会もあれば特定の資産クラスを対象とするものもある。新商品および新戦略委員会は、新商品の承認を管理する。

ポートフォリオは、コンプライアンスおよびリスク・チーム等から監督を受けてポートフォリオ運用チームにより、日々モニターされる。チームは、すべての規制上の制限内にポートフォリオを維持し、ポートフォリオの規定された投資方針・投資戦略から逸脱しないようにするため、取引の際にはシステムで自動的に事前および事後の確認を行う。同様の戦略の口座間で適切なパフォーマンスおよびエクスポージャーの共有を確保するため、定期的精査が行われる。さらにリスク管理チームは、ポートフォリオの制限および目的に整合するように、合理的に分散されたリスク・エクスポージャーのバランスを確保するため、定期的に精査する。

内部監査

投資顧問会社の内部監査部門（「監査部門」）は、投資顧問会社の取締役会と上席執行役員に対し、投資顧問会社の内部管理に関する独自の査定を提供するよう包括的監査責任を課されている。監査部門は、投資顧問会社の財務、運用およびシステム／テクノロジー環境を評価して、リスクを見極めるとともにこうしたリスクを軽減するための管理・運営を補助し、投資顧問会社の商品とサービス（トラストを含む。）のすべてを支える上記の機能を精査する。個々の口座または商品に特有の精査は、通常行われない。

内部監査の結果を詳述する監査報告書は、妥当な処置が確保されるように上席執行役員、各地域の執行役員および取締役会の監査委員会に配布される。

投資顧問会社は、外部の監査法人プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーにより毎年監査を受ける。

以上のリスクに対する管理体制は以下のように要約される。

投資顧問会社は、ファンドが保有するポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスクの影響を監視・測定することができるリスク管理方法を採用している。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有している。加えて、投資顧問会社には、広範な内部調査チームおよびポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う以下のチームが存在する。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用ガイドライン等、および法令遵守の管理を行う。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む運用上およびその他のリスクを管理する。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続きの遵守を監視する。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブおよびこれに類する取引（新株予約権証券、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債売買および商品投資等、日証協選別基準に定めるものをいう。）（以下「デリバティブ取引等」と総称する。）を、ヘッジ目的のほか、ヘッジ以外の目的により行うことができる。デリバティブ取引等は、UCITS指令に準拠するリスク管理方法に従い管理される。

ファンドのデリバティブについて、UCITS指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの純資産価格および年間騰落率の推移

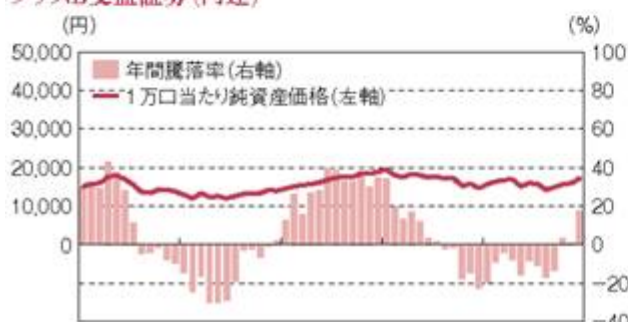
(2015年1月～2019年12月)

クラスA受益証券(円建)



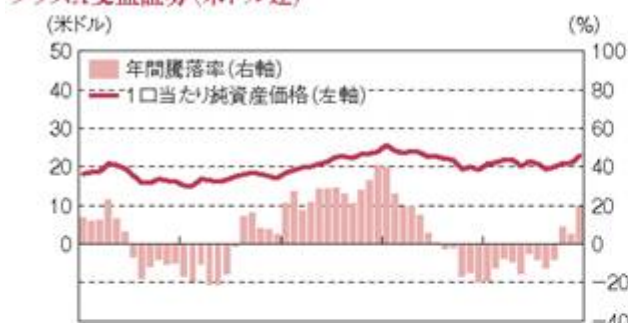
2015年1月 2016年1月 2017年1月 2018年1月 2019年1月

クラスB受益証券(円建)



2015年1月 2016年1月 2017年1月 2018年1月 2019年1月

クラスA受益証券(米ドル建)



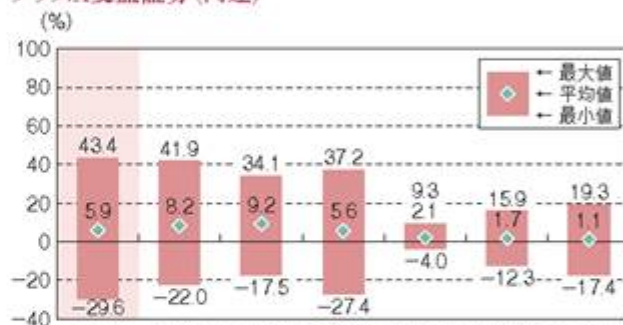
2015年1月 2016年1月 2017年1月 2018年1月 2019年1月

- 過去におけるクラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)の純資産価格(毎月末時点)と年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。
- クラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)とも設定来分配を行っておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

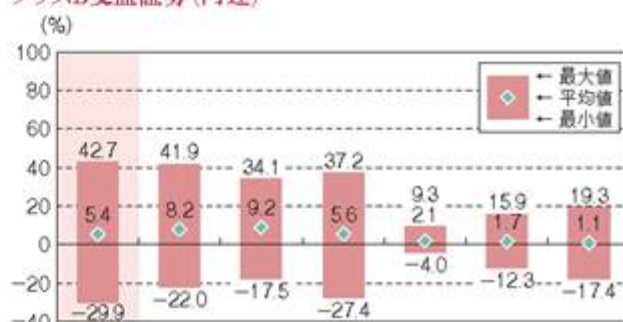
(2015年1月～2019年12月)

クラスA受益証券(円建)



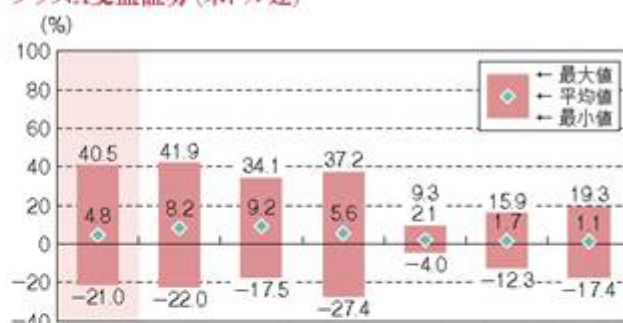
ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

クラスB受益証券(円建)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

クラスA受益証券(米ドル建)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- 上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、代表的な資産クラスについては、2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- クラスA受益証券(米ドル建)の年間騰落率は、その表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

<代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、円貨に為替換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(3) 利益相反

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、販売会社およびその他業務提供会社ならびにそれら各々の関係会社、取締役、役員および受益者は、トラストの運用および管理と利益相反する可能性のある他の金融業務、投資業務および専門業務に関与しているか、関与している可能性がある。かかる利益相反行為には、他の投資ファンドの運用、有価証券の売買、取引仲介業務、保管業務、保護預り業務ならびに他の投資ファンドもしくは他の会社（ポートフォリオが投資することがある会社を含む）の取締役、役員、顧問もしくは代理人として業務を行うことが含まれる。各当事者は、各当事者が関与することがある他の関係によって、各当事者のそれぞれの義務の履行が損なわれないことを確保するものとする。利益相反が発生する場合には、管理会社の取締役および関係当事者は、合理的な時間内に、かつトラストの利益に沿って、利益相反を公正に解決するための努力を行うものとする。

投資を予定する者は、トラストがA Bに係る多くの利益相反に実際におよび潜在的にさらされていることを認識する必要がある。利益相反は、A B内での関係に内在するものであるが、単に、実際にもしくは潜在的に利益相反が存在するという理由のみで、トラストの利益が損なわれる行為が行われることを意味するものではない。かかる場合、投資顧問会社は、利益相反が発生し得る投資を実行する際、他の顧客に対する自己の義務を可能な限り考慮しつつ、投資顧問契約に基づくその義務および、特にトラストの最善の利益に沿って行為する義務を考慮する。利益相反が発生した場合、投資顧問会社は、これを公正に解決すべく努力する。かかる利益相反は下記を含むが、これらに限定されない。

(イ) 投資顧問会社によって運用される他の投資信託／投資法人

投資顧問会社自身が直接または間接に運用または助言している投資信託／投資法人、または投資顧問会社と共通の経営もしくは支配の関係で結ばれているかまたは投資顧問会社との間で資本もしくは議決権の10%超の直接もしくは間接の所有関係がある会社が直接または間接に運用または助言している投資信託／投資法人に投資する場合、かかる投資は、投資運用報酬または投資顧問報酬の二重請求を避けるかまたはかかる二重請求が実質的に消去される適切な規定が設けられていることを条件としてのみ実行されるものとする。さらに、管理会社またはその他の会社は、かかる投資の取得または処分に関連して申込手数料または買戻手数料を請求しないものとする。

(ロ) 顧客間の配分

利害関係者は、同じ投資を他の顧客のために行い、ファンドのために行わない場合がある。加えて、投資顧問会社が、トラストおよびその他の顧客の勘定で、同時に同一証券への投資を行うことが

適切であると考えられる場合には、トラストは、トラストが希望する量の当該証券の割当を受けることができない場合があり、または当該証券についてより高い価格の支払を行うかもしくは低い利回りを受けざるを得ない場合がある。割当は、勘定の規模または売買額および関連するとみなされる他の要因を考慮して、投資顧問会社が公平であるとみなす方法で行われる。

(ハ) 他の顧客に対するサービス

利害関係者は、トラストとの間で、または当該利害関係者が手数料を受領・保持するトラストの投資証券の発行会社との間で、アームズレングスルールに基づき、金融、銀行、通貨、助言（企業財務関連助言を含む。）に係る取引またはその他の取引を行う場合がある。

(ニ) クロス取引

関係当事者は、適用法の認める範囲内で、その顧客間において、ならびにその顧客とその関連会社（投資顧問会社が資産運用業務を提供していないことを条件とする）が仲介サービスを提供している顧客との間において、有価証券のクロス取引を行うことができる。投資顧問会社がトラストを当事者とするクロス取引を行う場合には、投資顧問会社は、トラストとクロス取引の他の当事者の両方のために行うことになる、両当事者に対する忠誠心の潜在的な分裂状況を有することになる。かかる忠誠心の潜在的な分裂状況に対処するため、投資顧問会社は、クロス取引のいずれの当事者も、他の当事者との相対的關係で不当に有利となりもしくは不当に不利となることがないように、クロス取引に関する方針および手続きを策定している。すべてのクロス取引は、委託取引に基づき、現在の公正市場価格で実行され、それ以外の点では投資顧問会社の受託者義務と矛盾なく実行される。上記のいかなる業務も、投資顧問会社またはその社長がトラストに対するそれらの責任を履行するために必要な時間の拘束を実質的に妨げるべきではない。

(ホ) トラストとの売買

利害関係者は、トラストとの間で組入有価証券の売買を行う場合がある。ただし、（i）売買は、売買の時点で買主もしくは売主が開示されない公的証券取引所または売主および買主の身元が互いに確認できないその他の組織的市場で実行されるか、または（ii）当該売買の条件が、アームズレングスルールに基づき実行され、かつ当該売買の実行前に管理会社の取締役会により承認されているものとする。

(ヘ) 関係会社であるブローカー／ディーラーとの取引

投資顧問会社は、通常の業務の過程において、関係会社であるブローカー／ディーラー（サンフォード・C・バーンスタイン・アンド・カンパニーLLCおよびサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドを含むがそれらに限定されない。）の仲介サービスを利用する場合がある。ただし、投資顧問会社は、最善の執行基準に従って、トラストのために取引を実行する義務を負うものとする。

(ト) ソフトダラー契約

現在、管理会社は、ソフトダラーコミッションを受領しておらず、またはソフトダラー契約を締結していないが、投資顧問会社は、株式に投資するトラストのポートフォリオに関してブローカーからソフトダラーコミッションを受領し、またブローカーとの間でソフトダラー契約を締結しており、それに関連して、投資決定プロセスをサポートするために使用される一定の商品およびサービスを受領している。ソフトコミッション契約は、トラストのための取引の執行が最善の執行基準に合致し、かつ取引手数料率が機関投資家を対象とした総合的サービスに係る通常の手数料率を超過しないことを基準として、締結された。受領した商品およびサービスには、専門家による産業・企業・消費者調査、ポートフォリオおよび市場分析、ならびに当該サービスの引渡しに使用されるコンピューターソフトウェアが含まれる。かかる契約に基づき提供される利益は、ファンドへの投資サービスの提供を助け、かつファンドの運用成績の向上に貢献できるものでなければならず、従って、受領した商品およびサービスもそのような性質を有するものである。疑義の回避のために付記すると、かかる商品およびサービスは、出張費、宿泊費、接待費、一般管理用品・サービス、一般的なオフィス機器もしくは建物、会費、従業員の賃金もしくは直接的な金銭の支払いを含まない。ソフトコミッション契約は、ファンドの定期的報告書に開示される。

(チ) リサーチ

トラストにとっての主要なポートフォリオテーマは、関係当事者およびその他の調査会社によって雇用される、株式、信用力、クオンティタティブ（Quantitative）、経済および確定利付仕組資産のリサーチ・アナリストによって提供される予測情報を考慮する場合がある。従って、トラストの投資対象に関連する利益および配当金の推計は、関係当事者の法人アナリストの推計とは異なる可能性がある。さらに、投資顧問会社によるトラストのための売買行為は、関係当事者の法人アナリストが推奨する売買行為とは異なる可能性がある。

（リ）独立法律顧問の不在

トラストは、米国法に関しては、デカート・エルエルピーを法律顧問とする。トラストは、ルクセンブルグ法に関しては、エルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムを法律顧問とする。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、利害関係者およびトラスト（いずれか該当する一方）の独立した法律顧問として行為するため、A Bにより選任されている。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、A Bおよびその関係会社により運用される特定のその他の投資信託、口座および投資ビークルについても、それぞれ法律顧問として行為する。重複して法律顧問となることにより利益相反が発生することがある。デカート・エルエルピーまたはエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、トラストの潜在的投資者および現在の投資者の法律顧問ではなく、今後も法律顧問とはならないため、トラストの潜在的投資者および現在の投資者はトラストの募集の実績およびリスクならびにトラストの運用を判断するに際し、自らの法律顧問の助言を求めることが推奨される。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① クラスA受益証券（円建／米ドル建）

海外における申込手数料

クラスA受益証券に関する販売手数料の上限は、英文目論見書に記載される。海外における販売会社は、契約を結んでいるディーラーに販売手数料の全額を再配分することができる。

クラスA受益証券が販売されている国において、当該国の法律または慣行により、個人の投資者に対して、当該料率より低い料率のディーラー手数料が要求され、または認められる場合は、海外における販売会社は、当該国において当該上限率より低い料率でクラスA受益証券を販売することができ、またディーラーにかかる料率で販売する権限を付与するか、かかる料率で販売することを義務づけることができる。

日本における申込手数料

クラスA受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）については、購入金額（購入価格×購入口数）に対して以下の料率による申込手数料が課される。申込手数料は、購入に係る販売取扱業務の対価として、販売会社が購入時に徴収する。

（i）クラスA受益証券（円建）

申込口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	1.10%（税抜1.00%）
10億口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注）販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

（ii）クラスA受益証券（米ドル建）

申込口数	申込手数料
10万口未満	3.85%（税抜3.50%）
10万口以上50万口未満	2.20%（税抜2.00%）
50万口以上100万口未満	1.10%（税抜1.00%）
100万口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注）販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

② クラスB受益証券（円建）

申込時点においては申込手数料は課されないが、当該受益証券の保有期間に応じて、買戻し時に、下記「(2) 買戻し手数料、② クラスB受益証券（円建）」に記載する条件付後払申込手数料（C D S C）が課される場合がある。

（2）【買戻し手数料】

① クラスA受益証券（円建／米ドル建）

買戻し手数料はない。

② クラスB受益証券（円建）

申込時点においては申込手数料は課されないが、クラスB受益証券（円建）の購入日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券（円建）について、申込時の購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課される。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cには課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（※）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%

1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

(※) 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内買付約定日（同日を含む。）から国内買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。「国内買付約定日」の定義については、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、② 日本における申込（販売）手続等一約定および決済」を参照。「国内買戻約定日」の定義については、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、② 日本における買戻し手続等一約定および決済」を参照。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻される受益証券の購入価格に料率を適用して決定される。C D S Cは、ファンドの基準通貨である米ドルで計算され、各評価基準時点で適用される換算レートにより日本円で表示される。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率から優先して計算される。すなわち、投資者は、購入後の経過年数がより長いクラスB受益証券から買戻すものとみなされる。

(注3) クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

(注4) 条件付後払申込手数料は、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ（管理会社の一部門）に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う販売会社を通じて精算される。

(注5) 管理会社は、購入金額の4.50%に当たる金額を管理会社の計算の下日本における販売会社に対して支払う。

C D S Cは、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ（管理会社の一部門）（以下「海外における販売会社」という。）に支払われ、海外における販売会社がその全額または一部を、クラスB受益証券（円建）の販売、販売促進およびマーケティングに関してファンドに提供した販売関連サービス費用ならびに海外における販売会社の販売・マーケティング担当者による受益者へのサービス提供費用を賄うために使用する。

(3) 【管理報酬等】

① 管理報酬

管理会社は、各クラスに帰属するファンドの日々の平均純資産総額に対して、以下の年率による管理報酬を受領する。管理報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。

クラスA受益証券（円建）	1.70%
クラスB受益証券（円建）	1.45%
クラスA受益証券（米ドル建）	1.70%

投資顧問会社は、ファンドによって管理会社に支払われる上記管理報酬の中から、ファンド証券の日々の平均純資産総額に基づく年率による投資顧問報酬を受領する。投資顧問報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。投資顧問報酬は、ファンド資産の日々の投資運用業務の対価として支払われる。

一定のクラス証券についての管理報酬には、受益者サービスおよびその他管理費用をカバーするために販売会社またはその他金融仲介機関およびサービス提供者へ支払われるべき金額が含まれている場合がある。該当クラスについての受益者サービス報酬は、当該クラス証券の所有者についてトラストに継続的に提供される受益者サービスに対する報酬として、管理会社によって管理報酬の中から海外における販売会社に支払われる。海外における販売会社は、ファンド証券を販売するディーラーに、当該月にディーラーの顧客が所有するファンド証券の日々の平均純資産総額に基づきかかる報酬の一部または全

部を支払うことができる。特定のクラスの受益者サービス報酬を他のクラス証券の販売を補助するためには使用しない。

投資顧問会社が1ヶ月全部にわたっては投資顧問会社として行為していない場合、当該月についてファンドが支払うべき投資顧問報酬は、投資顧問会社が当該月において投資顧問契約に基づき投資顧問会社として行為した期間を反映させるため按分比例されるものとする。

管理会社もしくは投資顧問会社、またはこれらの関係会社は、自身の財源から、販売会社およびディーラー等に対し、ファンド証券の販売に関連する現金支払いを随時行うことができる。かかる支払いには、販売会社およびディーラー等が行ったマーケティング・教育・トレーニング活動ならびにその他の支援活動に関連する費用の直接的または間接的な払戻しのための金額が含まれる場合がある。

当該支払金額の決定には、様々な要因が考慮される。その中には、当該各企業のABファンドの売上げ、資産・買戻比率、当該各企業が教育およびマーケティング目的で同社のファイナンシャル・アドバイザーへのアクセスを提供する意欲または能力、などが含まれる。企業は、ABファンドを「推奨リスト」に入れる場合もある。目標は、既存および将来の投資者と接触するファイナンシャル・アドバイザーにABファンドを良く知ってもらい、ABファンドおよび関連投資者サービスに関する適切な情報およびアドバイスを提供してもらうことである。あるファンド・スポンサーが他のスポンサーに比べてより多くの販売支援金額を支払う場合、かかる取決めは、ファイナンシャル・アドバイザーおよびその企業が、あるファンド群を他より勧めるインセンティブとなる可能性がある。同じように、かかるファイナンシャル・アドバイザーが、ある一つのクラスの受益証券に関して他のクラスより販売支援を多く受取る場合にも、当該クラスを勧めるインセンティブとなる場合がある。

管理会社、投資顧問会社およびそれらの関係会社ならびに当該ファイナンシャル・アドバイザーが勧める他のファンドのスポンサーによって当該ファイナンシャル・アドバイザーに対して支払われた合計金額を知るためには、ABファンドの受益者／投資予定者は、当該ファイナンシャル・アドバイザーに相談する必要がある、購入時点で当該ファイナンシャル・アドバイザーによってなされた開示内容を検討する必要がある。

代行協会員は、日本証券業協会の規則に基づき提供される代行協会員業務の対価として、日本の実質受益者が保有するファンド証券の日々の平均純資産総額の年率0.10%の報酬を管理報酬の中から四半期毎に後払いで受領する。販売会社は、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として、日本の実質受益者が保有するファンド証券の日々の平均純資産総額のクラスA受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）については年率0.65%、クラスB受益証券（円建）については年率0.45%の報酬を管理報酬の中から四半期毎に後払いで受領する。

② 管理会社報酬

管理会社は、クラスS受益証券およびクラスS1受益証券を除くすべてのファンド証券につき、日々の平均純資産総額の年率0.05%の年次報酬を各クラスの受益証券に帰属する純資産総額に基づきファンドの資産から受領する。管理会社報酬は、ルクセンブルグにおけるファンドの運営および中心的な管理業務に関連して管理会社が提供するサービスの費用をカバーする目的で支払われる。管理会社報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。

③ 管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬

管理事務代行会社、保管受託銀行および名義書換代理人はそれぞれ、ルクセンブルグの通常の実務慣行に従い、ファンドの資産から報酬を受領する。当該報酬は、資産を基準とする報酬と取引手数料の組合せとなっている。

管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬の年間の合計額は、通常、ファンドの純資産総額の最大1%である。保管報酬には、別途課されるコルレス銀行の費用、その他一定の税金、仲介手数料（適用ある場合）、借入利息は含まれていない。かかる報酬の実額の金額は、ファンドの財務書類に開示される。直近2計算期間の財務書類については、後記「第3 ファンドの経理状況、1 財務諸表」を参照のこと。これらの報酬は、ファンドの資産および取引量またはその他の理由に応じて減少する場合もあり、増加する場合もある。

管理事務代行報酬は、ファンド証券の純資産価格の計算および会計記録の維持等ルクセンブルグ法に従ってファンドに提供される一般的な管理事務代行業務の対価として支払われる。保管報酬は、ファン

ドの資産を構成するすべての有価証券および現金の保管業務の対価として支払われる。名義書換代行報酬は、ファンド証券の購入、買戻し、転換および名義書換の事務処理業務の対価として支払われる。

④ 販売管理報酬

海外における販売会社は、クラスB受益証券（円建）に帰属する日々の平均純資産総額の年率0.72%の販売管理報酬を受領する。この報酬は、クラスB受益証券（円建）についてトラストに提供された販売関連サービスに対する報酬として支払われる。

海外における販売会社は、クラスB受益証券（円建）を販売するディーラーに、当該月間に当該ディーラーの顧客が保有するクラスB受益証券（円建）の日々の平均純資産総額に基づいて、上記報酬の一部もしくは全部を支払うことができる。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは、以下を含む（ただし、それらに限定されない）その他の費用をすべて負担する。

- ① ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金ならびにトラストのレベルで課せられる一切の税金。
- ② 保管受託銀行が負担した合理的な実費（電話、テレックス、電報、郵便費用を含むがそれらに限定されない）、ならびにファンドの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料。
- ③ ファンドの組入証券に関し取引上支払うべき通常の銀行手数料等。（当該手数料は取得価格に含まれ、売却価格から差し引かれる。）
- ④ 名義書換代理人の報酬および実費（毎月支払われる）。
- ⑤ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法的費用。
- ⑥ （i）券面印刷費、（ii）ファンドに関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）へ約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の文書を作成し提出する費用、ならびにファンド証券の募集もしくは販売を行うすべての法域においてファンド証券の適格性を取得しまたは登録するためのその他の費用、（iii）上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類をファンド証券の実質受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、（iv）会計、記帳および毎日の純資産価格の計算に要する費用、（v）受益者への通知公告の作成・配布費用、（vi）弁護士および監査人の報酬、（vii）証券取引所への上場および上場継続に要する費用、（viii）ルクセンブルグの年間登録手数料、（ix）以上に類似するその他すべての管理費用（管理会社により他の決定がなされる場合を除き、ファンド証券の販売会社またはディーラーがその業務活動において使用する部数の上記書類または報告書の印刷費用を含むファンド証券の募集または販売に関して直接発生したその他すべての費用を含む。）。

すべての経常費用は、まずインカムから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、資産の順序で控除される。特定のポートフォリオに起因する費用は、当該ポートフォリオが負担する。特定のポートフォリオに起因しない費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な基準によりトラストのポートフォリオ間に配分される。ポートフォリオ内の異なるクラス証券は、当該クラス証券に起因するすべての費用を負担し、ポートフォリオの費用が当該ポートフォリオの特定のクラス証券に起因するものでない場合には、当該費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な基準により当該ポートフォリオのクラス証券間に配分される。

ファンドの創業費は、すでに全額を償却済である。

管理会社は、ファンドの年間費用比率は、類似した投資目的をもつ他の投資信託／投資法人の年間費用比率と同等であると予想している。

本「(4) その他の手数料等」に記載される費用は、ファンドが実費として負担する。当該費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできない。

上記「(3) 管理報酬等」および本「(4) その他の手数料等」に記載される報酬および費用の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるものであり、表示することができない。

（５）【受益者による報酬・費用の負担の上限率】

本書日付現在、管理会社は、受益者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額の上限を、各クラスに帰属するファンドの平均純資産総額に対する以下の年率までに制限している。各クラスに関する報酬および費用の総額が以下の上限率を超えた場合には、管理会社は、当該超過報酬および費用（※）を自発的に負担する（当該超過報酬および費用は、トラストが管理会社に対する支払金額から控除するか、管理会社がそれ以外の方法で負担する。）。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に対し通知する。

クラスA受益証券（円建）	2.05%
クラスB受益証券（円建）	2.52%
クラスA受益証券（米ドル建）	2.05%

（※）管理会社が負担する当該超過報酬および費用には、前記「(3) 管理報酬等」および「(4) その他の手数料等」に記載する報酬および費用（ルクセンブルグ年次税を含む）が含まれるが、ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれない。

（６）【課税上の取扱い】**① 日本**

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- （5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。
- （7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

以下の記載は、ルクセンブルグにおける想定される課税上の取扱いの一般的な概要である。

トラスト

トラストはその税法上の地位に関して、ルクセンブルグ法に服する。ルクセンブルグの現行法令のもとでは、ファンドにはその受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.05%の年次税が課せられる。当該年次税は日々発生し、四半期毎に計算され、支払われる。トラストの資産のうちそれ自体が課税対象となっているルクセンブルグ籍の投資信託に投資されている部分については、年次税は課せられない。現行法令のもとでは、トラストは所得税、キャピタル・ゲイン税または遺産税の課税対象となっていない。ただし、トラストは、資産が存在する国々（ルクセンブルグを含む。）における収入および／または収益への源泉徴収税を含む税の課税対象となる可能性がある。

受益者

現行法の下で、トラストの受益証券を保有している受益者は、ルクセンブルグにおいて、いかなるキャピタル・ゲイン税、所得税、源泉徴収税、遺産税、相続税その他の税金の課税も受けない（ただし、ルクセンブルグに居所もしくは恒久的施設を有する者については、この限りでない。）。

③ 自動情報交換制度

経済協力開発機構（OECD）は、世界全体で包括的な多国間自動情報交換（AEOI）を達成するための共通報告基準（CRS）を策定した。

2014年12月9日、ヨーロッパ連合の加盟国の間でCRSを実施するために、指令2011/16/EUを改正する、「税分野における強制的自動情報交換に関する委員会指令2014/107/EU」（以下、「ユーロ-CRS指令」という。）が採択された。オーストリアについては、ユーロ-CRS指令は、2017暦年について2018年9月30日までに最初に適用される（すなわち、利息支払における貯蓄収入への課税に関するEU理事会指令2003/48/ECは1年延長して適用される。）。

ユーロ-CRS指令は、税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）により、ルクセンブルグの国内法として施行された。CRS法は、ルクセンブルグの金融機関に対し、金融資産の保有者の本人確認を行うこと、また当該保有者がルクセンブルグの税情報交換協定締結相手国の物理的な居住者であるか否かを特定することを義務付けている。かかる特定後、ルクセンブルグの金融機関は、当該資産保有者の金融口座情報をルクセンブルグの税務当局に報告し、その後、ルクセンブルグの税務当局は、年次ベースで、当該情報を管轄権を有する外国税務当局に自動的に転送する。

従って、トラストは、トラストの投資者に対し、そのCRSステータスを確認するために、金融口座保有者の本人確認および物理的な居住国（一定の団体およびそれらが支配する者を含む）に関連する情報の提供を要求することができ、当該口座がCRS報告対象口座とみなされる場合には当該投資者およびその口座に関する情報をルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告することができる。トラストは、以下に従い、あらゆる情報を投資者に通知するものとする。（i）トラストはCRS法に規定される個人データの取り扱いに責任を負うこと、（ii）個人データはCRS法の目的でのみ使用されること、（iii）個人データはルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に通知される可能性があること、（iv）CRS関連の質問に答えることは必須であり、返答がない場合の潜在的帰結があること、（v）投資者にはルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に通知されたデータへアクセスし、それを修正する権利があること。

CRS法に従い、最初の情報交換は、2016暦年に関する情報について、2017年9月30日までに適用される。ユーロ-CRS指令に従い、最初のAEOIは、2016暦年に関するデータに関して加盟国の各税務当局に対して2017年9月30日までに適用されなければならない。

加えて、ルクセンブルグは、CRS法に基づき自動情報交換を行うためのOECDの管轄権を有する当局の多国間協定（以下「多国間協定」という。）を締結した。多国間協定は、非加盟国間においてCRSを実施するためのものであり、国毎に個別に協定を締結することが要求される。

提供された情報もしくは提供されなかった情報がCRS法に基づく要件を満たしていない場合には、ファンドは、ファンド証券のいかなる申込みも拒絶する権利を留保している。

よって、ファンドの投資者は、適用ある規則および規制に従い、ルクセンブルグおよびその他の国の関連する税務当局に報告されることがある。

投資者は、CRS法の実施に関する課税およびその他の取扱いに関しては、税務の専門家に相談すべきである。

④ 中華人民共和国（以下「中国」という。）の税制

中国の証券取引所または中国の銀行間債券市場に上場されている中国居住者企業の株式（中国のA株、B株およびH株を含む。）、人民元建の社債および政府債、証券投資ファンドおよびワラントに投資することにより、ファンドには、中国で課される源泉所得税（以下「WIT」という。）およびその他税金が課税される可能性がある。

(a) 中国法人所得税（以下「CIT」という。）

本税金に関する固有のガイダンスが存在しないため、人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」という。）または投資を行う当該ポートフォリオが、中国の債券、株式およびその他証券への投資から得る中国国内源泉所得に関し納税者とみなされるか否かは不確実である。RQFIIが納税者とみなされる場合には、RQFIIに対して課されるすべての中国の税金はRQFIIに対して払戻され、最終的にはトラストの該当ポートフォリオが負担することになる。

ファンドが納税者とみなされる場合でファンドが中国の税法上の居住者企業とみなされる場合、ファンドの世界全体の課税所得に対し25%の税率で中国CITが課税される。ファンドが税法上、中国に営業上の機構・場所（以下「PE」という。）を設置している非居住者企業とみなされる場合は、当該PEに帰属する中国国内源泉利益に対して25%の税率でCITが課税される。

2008年1月1日発効の中国CIT法に基づき、中国にPEを設置していない外国企業は、一般的に、租税条約による軽減税率の適用により、その中国国内源泉所得（配当、利息、資産の譲渡益等の受動的所得を含むが、それらに限定されない。）に対して現行税率10%のWITが課税される。

投資顧問会社は、トラストおよびファンドが、CITの目的上、中国の税法上の居住者企業または税法上中国にPEを設置する非居住者企業とみなされないような方法でファンドを運用および管理する方針であるが、これを保証することはできない。従って、ファンドが中国の債券、株式およびその他証券への投資に関して直接的に中国国内源泉所得を稼得する限度で、ファンドには10%の税率でのみWITが課税されることが予想される。

(i) 利息

特例措置が適用される場合を除き、中国の税法上の非居住者（ファンドを含む）は、中国の税法上の居住者が発行する債務証書（中国本土内で設立された企業により発行される債券を含む。）について受領する利息について中国WITの課税対象となる。一般的なWITの適用税率は10%であるが、二重課税条約が適用される場合には軽減され得る。

中国財務部および地方政府が発行する政府債から取得する利息は、中国CIT法に基づき中国CITが免除される。地方政府債とは、省政府、自治区、中央政府の直轄市もしくは中国の国家計画上別箇に位置づけられる行政区によって発行される債券をいう。

中国本土と香港特別行政区との間の、所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための取り決め（以下「中国・香港租税規定」という。）に基づき、香港の税法上の居住者が中国から利息収益を得る場合、香港の税法上の居住者が中国・香港租税規定上の当該利息所得の最終受益者であることを条件として、WITの税率が7%まで軽減される。7%の軽減税率が適用されるためには、中国税務当局の事前承認が必要となる。中国とルクセンブルグとの間の二重課税防止条約（以下、「中国・ルクセンブルグ租税条約」という。）では、中国国内源泉利息所得に関してファンドが利用できる軽減措置はないので、WITは10%の税率で適用される。投資ファンドに関し、中国の税務当局が最終的受益者の問題をどのように評価するか、またファンドまたはRQFIIが債券の利息所得に関して納税者とみなされるか否かについては依然として不確実である。かかる承認が得られなかった場合またはファンドが納税者とみなされる場合には、10%の一般税率が中国に投資するポートフォリオに適用される。

(ii) 配当

ファンドには、中国国内源泉配当（A株、B株およびH株の配当を含む。）に対して10%の税率でWITが課税されるが、この税率は関連する二重課税防止条約により軽減され得る。ファンドは、規制上の制限により一中国企業に対して25%以上のエクイティ持分を所有する可能性は低いので、中国国内源泉配当について、中国・香港租税規定または中国・ルクセンブルグ租税条約による軽減税の対象とならない可能性がある。

(iii) キャピタル・ゲイン

債務証書

ファンドが中国の債務証書の処分から取得する利益に関するCITの取扱いについて準拠すべき特定の規則もしくは規制は存在しない。よって、中国政府により特別の免除が付与されない限り、CIT法の一般原則に従うことになる。

中国の債務証券に投資するファンドの課税上の取扱い、CIT法の一般的な課税規定に準拠する。かかる一般的原則の下では、中国での債券の売却益が中国国内源泉収益とみなされない可能性があるため、ファンドには、当該利益に対して10%の中国WITは課税されない可能性がある。

中国での債券の売却益が中国国内源泉所得とみなされる場合には、ファンドは、当該利益について、中国・香港租税規定または中国・ルクセンブルグ租税条約のキャピタル・ゲイン条項に基づく軽減措置の対象となり得る。

中国にPEを設置していない香港もしくはルクセンブルグの税法上の居住者については、中国・香港租税規定または中国・ルクセンブルグ租税条約に基づき、中国税務当局の承認を条件として、中国WITが免除される。

投資顧問会社またはRQFII保有者はさらなる評価を行い、中国・香港租税規定または（場合により）中国・ルクセンブルグ租税条約に基づく上記のキャピタル・ゲイン税の免除の承認を得るために中国税務当局に申請を行う方針であるが、これを保証することはできない。当該承認がない場合、中国の債券についてファンドが取得するキャピタル・ゲインには10%の一般税率が適用される可能性がある。

エクイティ投資

中国国務院の承認を得て、中国国家税務総局、中国財政部および中国証券監督管理委員会は、合同で「財税〔2014〕第79号」（以下「告示79号」という。）を発行し、中国企業の株式を含むエクイティ投資の処分により外国適格投資家（以下「QFIIs」という。）およびRQFIIsが取得する利益についてのWITの取扱いに関して明確化した。告示79号によれば、2014年11月17日より、QFIIsおよびRQFIIsは、QFIIおよびRQFIIの投資割当額を通じたエクイティ投資（中国企業の株式：例えばA株）の処分から得る利益に関しては一時的にWITが免除される。2014年11月16日までに取得した利益に関しては、QFIIsおよびRQFIIsは、関係法令に従い、WITの課税対象となる。

(b) 営業税（以下「BT」という。）、付加価値税（以下「VAT」という。）および付加税

2009年1月1日に発効した改正中国営業税暫定規則によれば、納税者が市場性のある証券の取引から得る利益には5%の税率でBTが課税されることになる。

中国財政部および中国国家税務総局が合同で発行した「外国適格機関投資家への営業税方針に関する告示」（財税〔2005〕第155号）によれば、オンショアの中国証券（一般的にはA株およびその他中国債券が含まれるとみなされる。）の取引によりQFIIsが得る利益についてはBTが免除される。RQFIIsは、QFIIsと異なる規則が課せられることはあまりないが、中国税務当局は、関連する規則を解釈する権限を有している。さらに、株式および債券以外のオンショアの中国証券の取引（例えば指数先物）によりRQFIIsが得る利益がBT免除の対象となるか否かについては明確ではないが、実務上、オンショアの中国証券の取引からRQFIIが得る利益についてBTは課税されていない。

2016年5月1日付で、中国財政部および中国国家税務総局が2016年3月24日に合同で発行した「営業税に代えて付加価値税を徴収する試験の全面的な実施に関する告示」（財税〔2016〕第36号）（以下「告示36号」という。）に従い、従来はBTの対象であった業種はすべてVATの対象に移行する。告示36号は、BT制度に基づき従来適用されていた5%の税率に代わり、金融サービス（金融商品の取引を含む。）に対して6%のVAT税率を定めている。中国財政部および中国国家税務総局が2016年6月30日に合同で発行し、2016年5月1日から遡及的に効力を生じる「銀行間取引に対するVAT方針に関する補充通知」（財税〔2016〕第70号）に従い、RQFIIが中国で行う証券取引に関しては一時的にVATが免除される。

(c) 印紙税（以下「SD」という。）

中国法においてSDは、一般的に、中国のSDに関する暫定規則に列挙されるすべての課税対象書類の署名および受領に適用される。SDは、一般的に、中国の証券取引所に上場されている中国企業の株式の売主に対して、売却対価の0.1%の税率で課税される。ファンドには、かかる中国上場株式の処分毎に当該税金の対象となる。

受益者は、トラストおよびファンドへの投資に関する受益者の課税上の取扱いについて、自身で助言を求める必要がある。

近年、中国政府によって、様々な税制改革政策が実施されており、現行の税法および税規則は将来改正される可能性がある。中国における現行の税法、税規則および税実務が将来、遡及的效果を伴って変更される可能性があり、かかる変更はファンドの純資産に不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、将来、現在企業に提供されている税優遇措置（もしあれば）が廃止されないという保証はなく、既存の税法および税規則が改正されないという保証はない。租税政策の変更は、ファンドが投資する中国企業の税引後利益を減少させる可能性があるため、その結果としてかかる投資からの所得および／またはかかる投資の価値を減少させる可能性がある。

中国債券の処分から生じるキャピタル・ゲインについての所得税課税の取扱いが不確実であることを考慮し、またキャピタル・ゲインについてのかかる潜在的租税債務に備えるため、投資顧問会社は、現在、トラストの各ポートフォリオのローンチ日以降、中国債券の処分から得る実現および未実現キャピタル・ゲイン総額の10%の税率で当該ポートフォリオが潜在的な支払義務を有する中国WITについて、各ポートフォリオから引当金を計上する意向である。

管轄当局による最終的な課税評価が出た場合は直ちに、ファンドが負担するまたは負担することが予想される租税債務額を超過して留保されている金額は放出され、ファンドに移転される。かかる租税引当金の金額はファンドの会計書類に開示される。

中国国家税务总局によって課される実際の適用税率は、WIT引当金とは異なる可能性があることに留意する必要がある。税金は遡及的に適用される可能性がある。従って、ファンドが保有する中国証券から得る利益についての実際の中国税金債務を充足させるためには、投資顧問会社によって設定される納税引当金では不十分である場合がある。かかる場合、ファンドの純資産額は減少し、投資者に損失が生じさせる可能性がある。

中国コネクト制度に関して開示されている中国の税金

RQFII保有者のRQFII割当額を通じたA株への投資に加えて、ファンドは、2014年11月17日より取引が開始された上海コネクトおよび2016年12月5日より取引が開始された深センコネクトの下で中国コネクト制度を通じてA株へのエクスポージャーを取得することができる。

中国国务院の承認を得て、中国国家税务总局、中国財政部および中国証券監督管理委員会は、合同で（i）上海コネクトの下での取引に関して、中国の課税上の取扱いについて明確化するための「財税〔2014〕第81号」（以下「告示81号」という。）および（ii）深セン証券コネクト制度の下での取引に対応し、中国コネクト制度の下での一定のその他の税金問題を明確化するため、告示81号の下での中国の課税上の取扱いを広げる「財税〔2016〕第127号」（以下「告示127号」という。）を発行した。告示81号は2014年11月17日に発効し、告示127号は2016年12月5日発効した。

告示155号、告示36号、告示81号および告示127号によれば、ファンドは、中国コネクト制度のノースバウンド・トレーディング（すなわち、SSE/SZSEの一定のA株の取引）に関して、以下の中国の所得税の取扱いに服する：

- A株の取引から得る利益については暫定的に中国WITが免除される。
- A株から受領する配当金については10%の税率で中国WITが課税される（適用租税条約に基づき還付がなされる。）。
- A株の取引から得る利益については暫定的に中国BT（2016年5月1日より前）およびVAT（2016年5月1日以降）が免除される。
- A株の売却、相続および贈与については0.1%の税率で中国SDが課税される（すなわち、A株の購入については中国SDの対象とならない）。
- 株式を保有した空売りについての中国コネクト証券の借入れおよび返済に関し、中国SDは一時的に免除される。

中国コネクト制度に先例はなく、開始されてから日も浅い。よって、SSE/SZSEで取引される中国コネクト証券に適用される課税規則は長く確立されたものではなく、将来変更される可能性があることに投資者は留意する必要がある。投資者は、中国コネクト証券に関する疑問については、自身の税理士等のアドバイスを受ける必要がある。

⑤ 追加の税金または賦課金の支払について

各受益者は、トラスト、管理会社または管理事務会社の行う受益証券に関する支払に適用される州税もしくは地方税またはその他の類似する公租公課等の、管轄地または政府もしくは規制当局の課すあらゆる税金を引き受け、かつ適正な政府または規制当局に対し、これらの税金を支払う責任を負う。トラストまたは管理会社または管理事務会社のいずれも、これらが行う受益証券に関する支払からの源泉徴収または控除を要求されるあらゆる公租公課の払戻しのため、受益者に対しいかなる追加額も支払わない。トラスト、管理会社または管理事務会社のいずれも、適用ある源泉徴収税率の引き上げにより支払うべきこととなる源泉徴収税の追加額の支払につき、責任を負わない。

5【運用状況】

クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）は、2012年2月17日に運用を開始した。クラスA受益証券（米ドル建）は、2009年11月30日に運用を開始した。

（1）【投資状況】

資産別および国別の投資状況は以下のとおりである。

（2019年12月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時 価 合 計 (米ドル)	投 資 比 率 (%)
普 通 株 式	中国	158,753,683	44.41
	韓国	73,892,732	20.67
	台湾	43,164,851	12.07
	インド	32,720,025	9.15
	香港	20,932,922	5.86
	シンガポール	6,525,620	1.83
	アイルランド	4,423,381	1.24
	インドネシア	3,721,858	1.04
	フィリピン	2,059,371	0.58
	日本	1,929,700	0.54
	ベトナム	150,955	0.04
	小計	348,275,097	97.42
投資有価証券合計		348,275,097	97.42
現金・預金・その他資産（負債控除後）		9,215,620	2.58
合 計（純資産総額）		357,490,717 (約39,167百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）国の分類は、発行会社の本店の所在国を基準とする。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

投資株式上位30銘柄（2019年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	業種	株数 (株)	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	
1.	Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	情報技術	439,380	13,783,581.14	31.37	21,200,574.17	48.25	5.9
2.	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	台湾	情報技術	1,116,000	8,422,319.71	7.55	12,322,647.36	11.04	3.4
3.	Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class H	中国	金融	899,500	8,496,902.81	9.45	10,631,514.44	11.82	3.0
4.	ICICI Bank Ltd.	インド	金融	1,396,497	6,649,325.68	4.76	10,538,562.70	7.55	2.9
5.	Weichai Power Co., Ltd. - Class H	中国	資本財・サービス	4,523,000	6,083,933.67	1.35	9,542,512.48	2.11	2.7
6.	SK Hynix, Inc.	韓国	情報技術	114,560	7,826,407.48	68.32	9,321,713.87	81.37	2.6
7.	KB Financial Group, Inc.	韓国	金融	213,870	8,769,124.08	41.00	8,812,231.83	41.20	2.5
8.	Anhui Conch Cement Co., Ltd. - Class H	中国	素材	1,070,000	4,598,295.77	4.30	7,799,494.37	7.29	2.2
9.	Guangzhou Automobile Group Co., Ltd. - Class H	中国	一般消費財・サービス	6,208,000	6,289,265.42	1.01	7,727,833.89	1.24	2.2
10.	CIFI Holdings Group Co., Ltd.	中国	不動産	8,962,000	5,741,376.93	0.64	7,579,223.08	0.85	2.1
11.	Hana Financial Group, Inc.	韓国	金融	236,520	7,760,574.17	32.81	7,546,878.81	31.91	2.1
12.	Samsung Electronics Co., Ltd. (Preference Shares)	韓国	情報技術	186,570	4,808,198.21	25.77	7,324,378.92	39.26	2.0
13.	PetroChina Co., Ltd. - Class H	中国	エネルギー	14,216,000	10,253,802.93	0.72	7,133,267.46	0.50	2.0
14.	China Construction Bank Corp. - Class H	中国	金融	8,138,000	7,062,329.77	0.87	7,028,571.80	0.86	2.0
15.	WH Group Ltd.	香港	生活必需品	6,795,500	6,025,227.76	0.89	7,020,234.72	1.03	2.0
16.	Nanya Technology Corp.	台湾	情報技術	2,434,000	6,502,521.05	2.67	6,771,711.65	2.78	1.9

順位	銘柄名	国名	業種	株数 (株)	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	
17.	Times China Holdings Ltd.	中国	不動産	3,337,000	3,681,401.40	1.10	6,654,900.35	1.99	1.9
18.	State Bank of India	インド	金融	1,376,861	5,914,502.47	4.30	6,438,892.04	4.68	1.8
19.	China CITIC Bank Corp., Ltd. - Class H	中国	金融	9,884,000	6,392,635.02	0.65	5,923,575.84	0.60	1.7
20.	Industrial Bank Co., Ltd. - Class A (Nth SSE-SEHK)	中国	金融	2,008,510	4,743,132.28	2.36	5,712,674.51	2.84	1.6
21.	Geely Automobile Holdings Ltd.	中国	一般消費財・サービス	2,755,000	4,599,088.13	1.67	5,388,165.24	1.96	1.5
22.	Hua Hong Semiconductor Ltd.	中国	情報技術	2,337,200	3,375,323.25	1.44	5,314,885.72	2.27	1.5
23.	Shanghai Pharmaceuticals Holding Co., Ltd. - Class H	中国	ヘルスケア	2,712,100	6,021,913.62	2.22	5,276,418.52	1.95	1.5
24.	China Unicom Hong Kong Ltd.	中国	コミュニケーション・サービス	5,512,000	6,765,196.44	1.23	5,192,058.83	0.94	1.5
25.	Realtek Semiconductor Corp.	台湾	情報技術	659,000	2,623,193.36	3.98	5,166,127.36	7.84	1.4
26.	China Resources Cement Holdings Ltd.	中国	素材	4,018,000	4,393,545.21	1.09	5,115,121.34	1.27	1.4
27.	CK Asset Holdings Ltd.	香港	不動産	707,500	5,101,467.53	7.21	5,107,205.19	7.22	1.4
28.	Novatek Microelectronics Corp.	台湾	情報技術	662,000	3,806,658.95	5.75	4,836,307.84	7.31	1.4
29.	UOL Group Ltd.	シンガポール	不動産	750,600	3,752,064.10	5.00	4,643,289.34	6.19	1.3
30.	Huaxin Cement Co., Ltd.	中国	素材	1,216,869	2,941,466.71	2.42	4,619,992.63	3.80	1.3

出所：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（管理事務代行会社）

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2019年12月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2019年12月末日現在）。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記の各計算期間末および2019年12月末日前1年間における各月末のファンドの受益証券全クラスの純資産総額の推移は、以下のとおりである。

受益証券全クラス合計

	純 資 産 総 額	
	米ドル	千円
第1期末 (2010年8月31日)	5,840,304	639,864
第2期末 (2011年8月31日)	380,176,248	41,652,110
第3期末 (2012年8月31日)	865,511,580	94,825,449
第4期末 (2013年8月31日)	423,957,559	46,448,790
第5期末 (2014年8月31日)	445,893,805	48,852,125
第6期末 (2015年8月31日)	389,905,228	42,718,017
第7期末 (2016年8月31日)	379,614,598	41,590,575
第8期末 (2017年8月31日)	507,776,327	55,631,974
第9期末 (2018年8月31日)	470,776,868	51,578,314
第10期末 (2019年8月31日)	300,017,545	32,869,922
2019年1月末日	411,845,553	45,121,799
2月末日	405,790,865	44,458,447
3月末日	413,208,130	45,271,083
4月末日	409,593,726	44,875,089
5月末日	371,729,366	40,726,669
6月末日	392,573,428	43,010,345
7月末日	335,709,482	36,780,331
8月末日	300,017,545	32,869,922
9月末日	300,243,425	32,894,670
10月末日	310,625,920	34,032,176
11月末日	304,642,273	33,376,607
12月末日	357,490,717	39,166,683

運用開始日（2012年2月17日）以降の下記の各計算期間末ならびに2019年12月末日前1年間における各月末のクラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（円建）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第3期末 (2012年8月31日)	637,923	0.8506
第4期末 (2013年8月31日)	823,435	1.0979
第5期末 (2014年8月31日)	1,081,753	1.4423
第6期末 (2015年8月31日)	1,034,749	1.3797
第7期末 (2016年8月31日)	1,007,920	1.3439
第8期末 (2017年8月31日)	1,349,230	1.7990
第9期末 (2018年8月31日)	1,327,671	1.7702
第10期末 (2019年8月31日)	265,136,589	1.4810
2019年1月末日	43,507,649	1.6273
2月末日	206,758,749	1.6973
3月末日	352,962,297	1.7408
4月末日	366,359,662	1.7526
5月末日	329,125,836	1.5712
6月末日	349,560,862	1.6624
7月末日	336,824,014	1.6294
8月末日	265,136,589	1.4810
9月末日	273,292,092	1.5558
10月末日	287,065,786	1.6308
11月末日	292,138,401	1.6596
12月末日	308,852,358	1.7909

クラスB受益証券（円建）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第3期末 (2012年8月31日)	42,594,882,319	0.8483
第4期末 (2013年8月31日)	3,578,327,380	1.0895
第5期末 (2014年8月31日)	2,223,511,839	1.4240
第6期末 (2015年8月31日)	1,990,442,160	1.3553
第7期末 (2016年8月31日)	1,170,442,370	1.3140
第8期末 (2017年8月31日)	3,383,910,012	1.7505
第9期末 (2018年8月31日)	2,021,452,713	1.7145
第10期末 (2019年8月31日)	773,963,567	1.4276
2019年1月末日	1,497,580,117	1.5730
2月末日	1,376,823,876	1.6401
3月末日	1,235,109,418	1.6815
4月末日	1,022,256,189	1.6922
5月末日	878,171,326	1.5164
6月末日	917,347,948	1.6038
7月末日	857,918,281	1.5714
8月末日	773,963,567	1.4276
9月末日	807,532,366	1.4992
10月末日	805,846,316	1.5708
11月末日	854,623,017	1.5979
12月末日	696,215,598	1.7238

下記の各計算期間末ならびに2019年12月末日前1年間における各月末のクラスA受益証券（米ドル建）の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建）

	純 資 産 総 額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1期末 (2010年8月31日)	633,702	69,428	16.22	1,777
第2期末 (2011年8月31日)	9,704,578	1,063,234	16.39	1,796
第3期末 (2012年8月31日)	68,974,591	7,556,856	15.09	1,653
第4期末 (2013年8月31日)	28,136,399	3,082,624	15.53	1,701
第5期末 (2014年8月31日)	35,313,868	3,868,987	19.25	2,109
第6期末 (2015年8月31日)	21,226,983	2,325,628	15.80	1,731
第7期末 (2016年8月31日)	20,161,464	2,208,890	18.03	1,975
第8期末 (2017年8月31日)	20,535,555	2,249,875	22.71	2,488
第9期末 (2018年8月31日)	27,732,129	3,038,332	22.11	2,422
第10期末 (2019年8月31日)	23,977,278	2,626,951	19.35	2,120
2019年1月末日	23,126,572	2,533,747	20.74	2,272
2月末日	24,620,743	2,697,449	21.13	2,315
3月末日	26,662,946	2,921,192	21.80	2,388
4月末日	28,479,464	3,120,210	21.84	2,393
5月末日	26,360,422	2,888,048	20.12	2,204
6月末日	27,732,457	3,038,368	21.40	2,345
7月末日	26,369,671	2,889,061	20.79	2,278
8月末日	23,977,278	2,626,951	19.35	2,120
9月末日	23,368,268	2,560,227	19.97	2,188
10月末日	22,333,895	2,446,901	20.96	2,296
11月末日	22,033,129	2,413,950	21.04	2,305
12月末日	23,103,007	2,531,165	22.88	2,507

＜参考情報＞

※ 以下に記載する運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産総額および純資産価格の推移

クラスA受益証券(円建)およびクラスB受益証券(円建)は、2012年2月17日に運用を開始しました。クラスA受益証券(米ドル建)は、2009年11月30日に運用を開始しました。各クラスについて、運用開始日から2019年12月末までの期間における日々の純資産総額および純資産価格の推移は以下のとおりです。

クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



②【分配の推移】

クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）のいずれも、設定来、分配金は支払われていない。

③【収益率の推移】

クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）の運用開始日以降の下記の各計算期間の収益率は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（円建）

計算期間	収 益 率 (注)
第3期 (自2012年2月17日（運用開始日） 至2012年8月31日)	－14.9%
第4期 (2013年8月31日終了年度)	＋29.1%
第5期 (2014年8月31日終了年度)	＋31.4%
第6期 (2015年8月31日終了年度)	－4.3%
第7期 (2016年8月31日終了年度)	－2.6%
第8期 (2017年8月31日終了年度)	＋33.9%
第9期 (2018年8月31日終了年度)	－1.6%
第10期 (2019年8月31日終了年度)	－16.3%

クラスB受益証券（円建）

計算期間	収 益 率 (注)
第3期 (自2012年2月17日(運用開始日) 至2012年8月31日)	－15.2%
第4期 (2013年8月31日終了年度)	＋28.4%
第5期 (2014年8月31日終了年度)	＋30.7%
第6期 (2015年8月31日終了年度)	－4.8%
第7期 (2016年8月31日終了年度)	－3.0%
第8期 (2017年8月31日終了年度)	＋33.2%
第9期 (2018年8月31日終了年度)	－2.1%
第10期 (2019年8月31日終了年度)	－16.7%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（第3期については当初発行価格（1円））

クラスA受益証券（米ドル建）の下記の各計算期間の収益率の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建）

計算期間	収 益 率 (注)
第1期 (自2009年11月30日（運用開始日） 至2010年8月31日)	+8.1%
第2期 (2011年8月31日終了年度)	+1.0%
第3期 (2012年8月31日終了年度)	-7.9%
第4期 (2013年8月31日終了年度)	+2.9%
第5期 (2014年8月31日終了年度)	+24.0%
第6期 (2015年8月31日終了年度)	-17.9%
第7期 (2016年8月31日終了年度)	+14.1%
第8期 (2017年8月31日終了年度)	+26.0%
第9期 (2018年8月31日終了年度)	-2.6%
第10期 (2019年8月31日終了年度)	-12.5%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配前の額）（第1期については
当初発行価格（15.00米ドル））

＜参考情報＞

※ 以下に記載する運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

収益率の推移

設定来の収益率の推移は以下のとおりです(暦年ベース)。

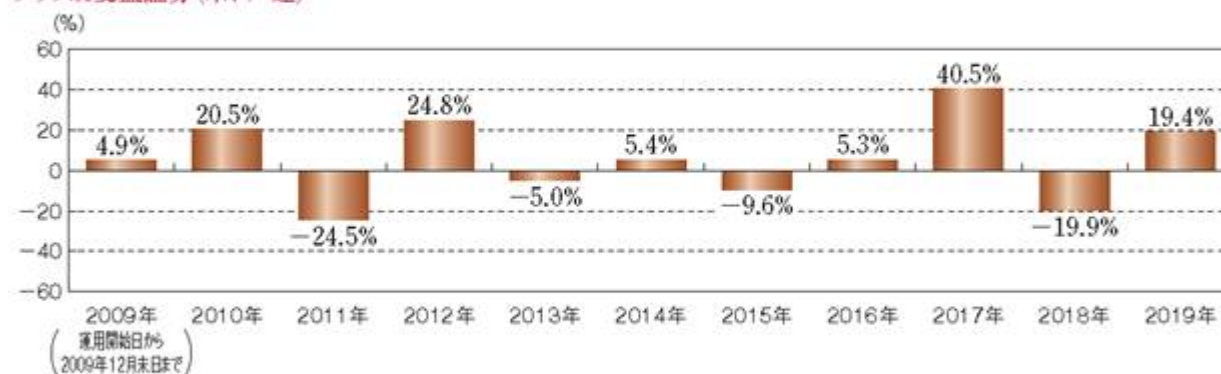
クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 12月末日現在の1口当たり純資産価格

b = 前年の12月末日現在の1口当たり純資産価格

ただし、クラスA受益証券(円建)およびクラスB受益証券(円建)の2012年についてのbは、運用開始日(2012年2月17日)における当初発行価格(1円)ならびにクラスA受益証券(米ドル建)の2009年についてのbは、運用開始日(2009年11月30日)における当初発行価格(15.00米ドル)です。

(注2) ベンチマークは設定しておりません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の各計算期間におけるクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）の販売および買戻しの実績ならびに当該期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（円建）

計算期間	販売口数	買戻口数	転換による 販売口数 (+)	転換による 買戻口数 (-)	発行済口数
第3期 (自 2012年2月17日 (運用開始日) 至 2012年8月31日)	750,000 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第4期 (2013年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第5期 (2014年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第6期 (2015年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第7期 (2016年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第8期 (2017年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第9期 (2018年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第10期 (2019年8月31日終了年度)	223,968,857 (223,968,857)	45,688,421 (45,688,421)	0 (-)	0 (-)	179,030,436 (178,280,436)

(注1) () 内の数字は日本国内における販売、買戻しおよび発行済の口数を示す。以下同じ。

(注2) 日本においては、2012年1月23日より販売が開始された。以下同じ。

(注3) 第10期（2019年8月31日終了年度）に、クラスB受益証券（円建）からクラスA受益証券（円建）への日本における転換（スイッチング）が行われている。日本国内におけるクラスA受益証券（円建）のかかる転換による販売口数は、上表における販売口数に含まれる。

クラスB受益証券（円建）

計算期間	販売口数	買戻口数	転換 による 販売口数 (+)	転換 による 買戻口数 (-)	発行済口数
第3期 (自 2012年2月17日 (運用開始日) 至 2012年8月31日)	56,695,130,000 (56,695,130,000)	6,484,270,000 (6,484,270,000)	0 (-)	0 (-)	50,210,860,000 (50,210,860,000)
第4期 (2013年8月31日終了年度)	657,980,000 (657,980,000)	47,584,481,000 (47,584,481,000)	0 (-)	0 (-)	3,284,359,000 (3,284,359,000)
第5期 (2014年8月31日終了年度)	89,730,000 (89,730,000)	1,812,618,999 (1,812,618,999)	0 (-)	0 (-)	1,561,470,001 (1,561,470,001)
第6期 (2015年8月31日終了年度)	664,340,000 (664,340,000)	757,200,000 (757,200,000)	0 (-)	0 (-)	1,468,610,001 (1,468,610,001)
第7期 (2016年8月31日終了年度)	80,900,000 (80,900,000)	658,770,000 (658,770,000)	0 (-)	0 (-)	890,740,001 (890,740,001)
第8期 (2017年8月31日終了年度)	1,321,050,000 (1,321,050,000)	278,640,000 (278,640,000)	0 (-)	0 (-)	1,933,150,001 (1,933,150,001)
第9期 (2018年8月31日終了年度)	454,470,000 (454,470,000)	1,208,610,000 (1,208,610,000)	0 (-)	0 (-)	1,179,010,001 (1,179,010,001)
第10期 (2019年8月31日終了年度)	24,050,000 (24,050,000)	660,930,000 (660,930,000)	0 (-)	0 (-)	542,130,001 (542,130,001)

(注) 第10期（2019年8月31日終了年度）に、クラスB受益証券（円建）からクラスA受益証券（円建）への日本における転換（スイッチング）が行われている。日本国内におけるクラスB受益証券（円建）のかかる転換による買戻口数は、上表における買戻口数に含まれる。

クラスA受益証券（米ドル建）

計算期間	販売口数	買戻口数	転換による 販売口数 (+)	転換による 買戻口数 (-)	発行済口数
第1期 (自 2009年11月30日 (運用開始日) 至 2010年8月31日)	39,825	761	0	0	39,064
第2期 (2011年8月31日終了年度)	1,039,320	482,592	16,061	19,830	592,023
第3期 (2012年8月31日終了年度)	6,785,202 (5,333,905)	2,749,058 (1,526,299)	382,800 (-)	441,323 (-)	4,569,644 (3,807,606)
第4期 (2013年8月31日終了年度)	1,636,924 (602,350)	4,798,866 (3,299,931)	1,330,435 (-)	926,058 (-)	1,812,079 (1,110,025)
第5期 (2014年8月31日終了年度)	1,049,786 (21,980)	1,573,760 (548,749)	878,525 (-)	331,745 (-)	1,834,885 (583,256)
第6期 (2015年8月31日終了年度)	2,842,774 (14,160)	3,495,045 (284,908)	920,137 (-)	758,886 (-)	1,343,865 (312,508)
第7期 (2016年8月31日終了年度)	283,593 (7,800)	661,953 (52,755)	437,106 (-)	284,335 (-)	1,118,276 (267,553)
第8期 (2017年8月31日終了年度)	673,593 (93,715)	1,061,460 (97,073)	435,715 (-)	261,922 (-)	904,202 (264,195)
第9期 (2018年8月31日終了年度)	1,050,744 (135,705)	1,052,465 (67,680)	1,104,908 (-)	753,251 (-)	1,254,138 (332,220)
第10期 (2019年8月31日終了年度)	434,632 (21,970)	407,174 (77,385)	399,049 (-)	441,366 (-)	1,239,279 (276,805)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 海外における申込（販売）手続等

一般的事項

トラストは、海外において、英文目論見書により、英文目論見書に記載するクラスの受益証券を販売する。英文目論見書には、ファンド証券の申込みおよび買戻しが行われる取引通貨が規定される。英文目論見書により販売されるファンド証券には、異なる販売手数料ならびに継続的な販売報酬およびその他の報酬が課せられる場合がある。かかる異なる販売条件を提供することにより、投資者は、購入金額、投資者の受益証券保有予定期間およびその他の状況に応じた最も便宜的なファンド証券の購入方法を選択できる。

当初の最低申込金額は、クラスA受益証券（円建）が200,000円、クラスB受益証券（円建）が200,000円、クラスA受益証券（米ドル建）が2,000米ドルである。追加の最低申込金額は、クラスA受益証券（円建）が80,000円、クラスB受益証券（円建）が80,000円、クラスA受益証券（米ドル建）が750米ドルである。クラスB受益証券（円建）の申込金額の上限は20,000,000円である。一定のクラスの受益証券および一定の種類の投資者については、当初および追加の最低申込金額が減額される場合があり、また管理会社は、その単独の裁量により、適用ある最高申込金額を減額または放棄することができる。さらに、管理会社は、その単独の裁量により、販売会社またはディーラーに対して、各クラスの受益証券の当初および追加の投資金額について、異なる最低金額を設定することを認めることができる。

トラストは、現在、取引通貨以外の通貨による支払いを受諾していない。各クラスの受益証券の販売価格は、管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。管理会社は、トラストを代表して、理由の如何を問わず、ファンド証券のいかなる注文も拒絶することができる。この点において、トラストは、短期的動機によりなされた頻繁な売買行為の傾向を示すと判断される場合にはファンド証券のいかなる買付（転換による買付を含む。）も制限できる権限を留保している。（後記「4 過度の売買および短期売買に関する方針および手続き」を参照。）

管理会社は、その裁量によりいつでも、特定の国もしくは地域に居住する個人または当該地で設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に停止し、もしくは無期限に停止し、または制限することができる。管理会社はまた、受益者全体およびトラストの保護のために必要な場合、特定の投資者によるファンド証券の取得を禁止することができる。

反マネー・ロンダリング法の遵守

ルクセンブルグの1973年2月19日付法律（改正済）、1993年4月5日付法律（改正済）、2004年11月12日付法律（改正済）およびルクセンブルグの監督官庁の関連告示に従って、トラストなどの投資信託をマネー・ロンダリング目的で利用することを防止するために遵守すべき義務の概要が定められている。加えて、トラストには、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止のために、適用ある法令規則ならびに米国財務省海外資産管理局(OFAC)が管轄する法令規則および大統領令により一定の規制（以下「OFAC規制」という。）が課される。

この点において、投資者の本人確認手続きが課されており、投資者は、本人証明書類（パスポート、IDカードまたは運転免許証など）の提出を要求される場合がある。法人の場合には設立文書（会社登記簿、定款またはその他公式文書の抄本など）の提出を要求される可能性がある。かかる本人確認手続きは、ルクセンブルグの法令および（場合により）OFAC規制により免除が認められている特定の場合にのみ放棄することができる。

ファンド証券の購入

ファンド証券は、ファンド営業日にはいつでも、各取引通貨建の純資産価格（適用ある販売手数料が加算される。）で販売される。純資産価格は、ファンドの基準通貨で計算されるが、加えて、その他の取引通貨建の純資産価格が、該当するファンド営業日の適用換算レートに基づき決定される。各取引日の1口当たり純資産価格は、当該取引日の評価基準時点である米国東部時間午後4時に決定される。投資者からの買付注文は、保管受託銀行が決済性資金を受領した時点でのみ受諾される。ただし、特定の場合、各投資者が、管理会社または海外における販売会社が満足する書面による誓約書を提出し、かかる誓約書に従って受益証券の全額払込みを慣行的な期間内に実行させる場合はこの限りではない。なお、管理会社もしくは海外における販売会社は、いずれか一方のもしくは両方の完全な裁量によりかかる取決めを受諾することができる。各注文には、払込みがなされる取引通貨を明記しなければならない。管理会社が取引通貨以外の通貨による払込みに同意した場合は、当該注文は、受領額をファンドの基準通貨に転換し、かかる買付注文との調整後に受諾される。

各取引日の買付注文は、当該取引日における各クラスの該当カットオフ時間（定義を参照）を締切時間として受諾される。当該締切時間までに管理会社またはその代理人が受領および受諾した有効かつ完全な注文は、当該取引日の評価基準時点に決定された該当クラスの1口当たり純資産価格（該当する取引通貨建）で、当該取引日付で処理される。カットオフ時間後に受領および受諾された注文は、翌ファンド営業日の評価基準時点で決定された該当する純資産価格により、当該翌ファンド営業日に処理され、その場合、当該買付申込み、買戻請求または転換請求についての取引日は当該翌ファンド営業日となる。管理会社の裁量により、取引日、評価基準時点またはカットオフ時間は変更されることがあり、追加の取引日、評価基準時点およびカットオフ時間が指定されることがある。管理会社は、かかる変更を受益者名簿上の登録受益者に通知する。後述するとおり、管理会社が純資産価格の決定を停止または延期した場合、翌評価基準時点に決定される純資産価格が適用される。

注文は、通常、その受領日に海外における販売会社またはディーラーにより管理会社に取次がれる。ただし、かかる注文を受付けた事務所が随時設定する締切時間までに海外における販売会社またはディーラーがかかる注文を受領した場合に限るものとする。海外における販売会社またはいかなるディーラーも価格の変動により自己の利益となるように注文を留保することは認められない。

発行および決済

ファンド証券の買付申込みは当該ファンド証券への払込みが確認された場合にのみ受諾されるため、払込みは買付申込書の提出と同時に行われなければならない。授權された販売ディーラーまたは海外における販売会社から、またはかかる販売ディーラーまたは海外における販売会社を通じてファンド証券が購入された場合、払込みは、該当する取引日から3ファンド営業日以内に、かつ各ディーラーが採用し海外における販売会社およびトラストが承認する手順に従って行われる必要がある。ファンド証券が販売される一部の地域では異なる決済期間が適用される場合がある。トラストから直接購入されたファンド証券についての払込みは、買付申込書に指定されるファンドの口座宛てに行われるものとする。トラストが払込みを受領したと同時に、管理会社は、1口単位および端数のファンド証券および券面（請求された場合）を発行する。投資者には確認書が交付される。ファンド証券および適用ある販売手数料（もし、あれば）の払込みは、取引通貨で行われなければならない。

確認書および券面

ファンド証券の発行直後のファンド営業日に、当該取引の完全な明細を記載した確認書が当該投資者に送付される。すべてのファンド証券は記名式で発行され、名義書換代理人が保持するファンドに関するトラストの受益者登録簿がその所有の証拠となる。管理会社は、当該ファンド証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱う。申込時にファンド証券の券面が特別に要求されない場合は、当該証券は券面を伴わない方式で発行される。券面を伴わない方式によりトラストは不当に遅滞することなく買戻しの指示を実行することができるため、トラストは、券面を伴わない方式でファンド証券を保有することを投資者に勧める。投資者が券面付でファンド証券の発行を要求する場合、ファンド証券の券面は、通常、当該証券の登録および譲渡手続の完了後28日以内に当該投資者またはその指名する代理人に、当該投資者のリスク負担で送付される。

A Bファンド口座および口座番号

投資者が初めてＡＢファンドに投資する場合、当該投資者の買付申込書が受諾されると同時に、名義書換代理人は、当該投資者のＡＢファンドの受益証券が記録される受益者登録処理システムにおいて口座を開設するものとする。この口座は、当該ＡＢファンドについての投資者の持高を表示するものである。ＡＢファンド口座は、当該投資者のＡＢファンドへの初回申込みの際の通貨で表示されるものとする。ＡＢファンド口座は、一通貨のみで表示されるので、同一通貨で表示されるファンド証券の所有のみを記録するものとする。従って、複数の通貨でのファンド証券の所有を望む投資者は、一以上のＡＢファンド口座を保有するものとし、各口座に関する別個の明細書を受領するものとする。投資者には、開設された各ＡＢファンド口座についてＡＢファンド口座番号が割当てられ、この番号は、投資者の関連情報とともに、本人確認の証拠となる。ＡＢファンド口座番号は、当該口座のＡＢファンド受益証券に関する当該投資者の将来のすべての取引に使用されるべきものである。投資者の個人情報の変更、ＡＢファンド口座番号の喪失または券面の紛失は、書面により直ちに名義書換代理人に通知しなければならない。トラストは、かかる指示を受諾する前に、補償金またはトラストが容認する、銀行、受益者または他の当事者が副署した本人証明を要求する権利を留保する。

その他の情報

同一クラスのすべての受益証券は、発行と同時に、買戻しおよび分配に関し同一の権利を有する。各クラスのファンド証券に課せられる手数料が異なるため、１口当たり純資産価格は異なることがある。

トラストは、ファンドについて、現在、一定の種類の投資者のニーズに応じて、または一定の法域の市場慣行または要件に従って、報酬体系および申込要件が異なる複数のクラス証券を販売している（または将来販売する可能性がある）。トラストは、特定法域の投資者による購入に対し、一クラスのみまたは複数のクラスの受益証券を販売する権利を留保する。そのほか、トラストまたは海外における販売会社は、特定のクラス証券について購入を許可するかまたは投資を制限する投資者または取引の区分別に適用される基準を採用することができる。

受益者が留意すべき点として、ファンドは、ファンド内に同じ種類の受益証券がすでに存在していることを条件として、現在の英文目論見書に記載されている受益証券クラスの他に受益証券クラスを創設し、販売することがある。かかる新規創設の受益証券クラスは、次の英文目論見書の改訂時に記載される。ファンドの販売可能な受益証券クラスの完全な一覧表は、www.alliancebernstein.comより入手でき、または管理会社の登記上の事務所でも入手できる。

後記「５ 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(ハ) 受益証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価格の計算の停止」に記載される状況においては、管理会社は、ファンド証券の発行および販売を停止することができる。

ファンド証券の所有制限

約款に記載された管理会社の権限に基づき、管理会社は、「米国人」による受益証券の所有を制限または防止することを決定した。投資者は、買主となる予定の者が米国人ではないことを示す、海外における販売会社、ディーラーまたはトラストの納得する確認書を提出しなければならない。受益者は、かかる情報に変更があった場合にはただちに管理会社に通知しなければならない。各受益者は、ファンド証券の所有を禁止されている米国人ではないことを自ら証明する責任を負う。

加えて、管理会社は、その裁量により、一定の状況においては、米国人によるファンド証券の所有を認めることができる。

米国人が単独または共同でファンド証券を実質的に所有していることを管理会社が知ることとなった場合はいつでも、管理会社は、トラストのために、その裁量により、当該ファンド証券を本書に記載される買戻価格で強制的に買戻すことができる。トラストが当該強制買戻しにつき通知を行ってから10日目以降に、ファンド証券は買戻され、受益者は当該証券の所有者ではなくなる。

データの保護

個人データの処理

受益者に関する特定のデータおよび受益者の受益証券の保有状況（以下「個人データ」という。）は、トラストおよび／またはトラストを代理する管理会社（共同データ管理者として行為する。）によって、および／または名義書換代行業社、保管受託銀行、支払代理人（もしあれば）および／また

は管理会社および／または名義書換代行会社の授權代理人に加えて、A Bグループ内の関連会社（データ処理業者として行為する。）（以下「関連当事者」という。）によって、収集、保管および／または処理されており、受益者はその旨をここに通知される。ここで、受益者とは、自然人としての受益者を指し、代表者または最終的な受益権所有者等であるが、それらに限定されない、他の識別可能な者もしくは識別可能な自然人としての受益者（総称して「データ対象者」という。）を含む。個人データは、（i）受益者とトラストとの間の契約関係の結果として、また受益者に対して関連するサービスを提供するために、および／または（ii）適用法令（受益者がトラストと直接の契約関係を有しない状況を含む。）を遵守するために、処理される。

個人データは、収集された目的のためにのみ使用される。ただし、受益者が別の目的のために個人データを使用することを事前に通知されている場合は、この限りではない。

個人データ移転

個人データは、適用法令に従い、データ処理業者またはデータ管理者として行為し、欧州経済地域（以下「EEA」という。）内外に所在しうる関連当事者に移転される場合がある。従って、個人データは、欧州委員会の妥当性認定の対象ではない国（シンガポール、台湾、インド、カナダおよびアメリカ合衆国等であるが、それらに限定されない。）またはデータ保護法が存在しないであろう国もしくはEEAよりも低い基準である国に所在する事業体に移転される場合がある。欧州連合外での当該個人データの移転は、（i）A Bグループ内で締結された拘束力のある企業規則に基づき、（ii）欧州委員会によって採択された標準データ保護条項に基づいて、（iii）当該移転がトラストおよび／または受益者に提供されたサービスの履行のために必要である場合、ならびに／または（iv）当該移転がトラストおよび／または管理会社と第三者との間で締結された、受益者が間接的に参加しかつ受益者の利益のために締結された契約に基づいてサービスの履行のために必要である場合、行うことができる。

個人データの強制開示

さらに、請求の当事者である第三国とEEAまたはルクセンブルグ間で相互法的援助条約等の国際協定が有効である限り、関連当事者が、適用される法令の遵守を目的とし、ルクセンブルグおよび他の法域における裁判所および／または法的機関、行政機関もしくは規制機関（税務当局、監査人および会計士を含む。）等に、個人データを開示および移転できることを、データ対象者は、通知される。

個人データの保有

個人データは、受益者が要求するサービスを履行するために必要な限り、または適用法令に従ってのみ、保有される。

受益者による表明

受益者は、個人データを関連当事者に提出することによって、当該個人データを関連当事者に提供する権限を有することを表明する。

管理会社およびトラストは、該当する場合、データ対象者が必要に応じ承諾し、個人データの処理および英文目論見書に定められる権利について知らされていると想定することができる。

受益者の権利

受益者（および該当する場合、そのデータ対象者）は、適用される法令に規定される方法で、および制限に従い、トラストおよび／または管理会社によって処理された個人データについて、（i）閲覧、（ii）訂正または補完、（iii）抹消、（iv）処理の制限、（v）可搬性を請求する権利を有する。当該請求は、管理会社のデータ保護責任者に、郵送または電子メールで送付しなければならない。

追加的な情報

個人データの処理または移転に関する追加的な情報および管理会社のデータ保護責任者の連絡先は、以下のURLから入手することができる。

<https://www.alliancebernstein.com/funds/abii/documents/annoucement/ab-lux-data-protection-disclosure-to-investors.pdf>

- ② 日本における申込（販売）手続等
申込の取扱い

日本においては、本書「証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中、同「証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。

販売会社は、外国証券取引口座約款および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

日本における申込受付時間は、原則として、午後4時までとする。販売会社は、販売会社の各営業日に受領した日本の投資者からの申込みを合算して、当該営業日（その日がファンド営業日でない場合には、ファンド営業日である販売会社の翌営業日）の該当カットオフ時間までに管理会社またはその代理人に取次ぐ。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われない。

なお、前記「① 海外における申込（販売）手続等」の内容も適宜、適用される。

購入価格（発行価格）

管理会社が購入の申込みを受領したファンド営業日に計算される各クラスの1口当たり純資産価格
申込手数料

(i) クラスA受益証券（円建／米ドル建）

購入金額（購入価格×購入口数）に対して、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(1) 申込手数料、① クラスA受益証券—日本における申込手数料」に記載する申込手数料が加算される。

(ii) クラスB受益証券（円建）

申込時点においては申込手数料は加算されないが、当該受益証券の保有期間に応じて、買戻し時に、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(2) 買戻し手数料、② クラスB受益証券（円建）」に記載する条件付後払申込手数料（C D S C）が課される場合がある。

申込単位

(i) クラスA受益証券（円建）：5億口以上1万口単位

(ii) クラスB受益証券（円建）：50万口以上1万口単位

(iii) クラスA受益証券（米ドル建）：500口以上1口単位

約定および決済

日本の投資者によるファンド証券の購入に関する約定日（以下「国内買付約定日」という。）は、販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌営業日となる。日本の投資者と販売会社との間の受渡日（以下「国内買付受渡日」という。）は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および（適用ある場合）申込手数料の支払いを行うものとする。

申込金額は、販売会社によって保管受託銀行のファンドの口座に、投資者の申込日から起算して5ファンド営業日以内の日（以下「支払日」という。）に各クラスの取引通貨（表示通貨）で払い込まれる。

その他

販売会社は、投資者に対し、購入の都度「取引報告書」を交付する。

日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

① 海外における買戻し手続等

受益者は、ファンド営業日にはいつでも、海外における販売会社または授権されたディーラーを通して、または管理会社もしくはその授権された代理人に対しファクシミリまたは郵便で取消不能の買戻請求書を送付することによりファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求書には、トラストおよびポートフォリオの名称、ファンド証券のクラス、買戻されるファンド証券の口数もしくは買戻されるファンド証券の総額（ファンド証券の購入の際に受益者が選択した通貨による）、およ

びトラストに登録してある受益者の氏名およびABファンド口座（当該通貨建）の番号を明記するものとする。買戻代金の支払いは、受益者のABファンド口座の表示通貨で行われる。

買戻請求の結果、受益者のABファンド口座が1,000米ドルまたはその他の申込通貨建相当額（受益者のABファンド口座の通貨による）を下回る場合、かかる買戻請求は、受益者のABファンド口座全体に対して適用されるものとする。

各取引日の買戻価格は、当該取引日の評価基準時点である米国東部時間午後4時の価格で評価される該当するクラスの1口当たり純資産価格（該当する取引通貨建）とする。各取引日の買戻請求は、当該取引日の各クラスの該当カットオフ時間を締切時間として受諾される。当該締切時間までに受領された有効かつ完全な買戻請求は、通常、上記の買戻価格により、当該取引日付で処理される。該当カットオフ時間以降に受領された買戻請求は、翌ファンド営業日の評価基準時点で決定される該当する純資産価格により、当該翌ファンド営業日に処理され、その場合、当該買戻請求についての取引日は当該翌ファンド営業日となる。ファンド証券の買戻価格は、取引日について計算される純資産価格により、申込時に支払われた価格より高いこともあり、低いこともある。

買戻代金（適用ある場合は、条件付後払申込手数料控除後の買戻価格による）の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、通常、当該取引日後3ファンド営業日以内に該当する取引通貨にて登録受益者の口座宛てに行われる。ただし、（i）買戻請求が適切な様式にて管理会社またはその授権された代理人により受領されていること、また、（ii）買戻されるファンド証券の券面（発行されている場合）が当該取引日についての評価基準時点より前に管理会社またはその授権された代理人により受領されていることを条件とする。支払いは、登録されているファンド証券の所有者に対してのみ行われ、第三者に対する支払いは認められない。上記にかかわらず、例外的な状況により、当該期間中のトラストの流動性が支払または買戻しを行うために十分でない場合には、かかる支払は、それが可能となった後可及的速やかに行われる（ただし、利息は付されない。）。支払いは電信送金により行われる。管理会社またはその授権された代理人が、受益者または（場合によっては）そのファイナンシャル・アドバイザーから必要なすべての書類の原本を郵便にて受領していない場合には、買戻代金の支払いは遅延される場合があることに留意する必要がある。電信送金の指図書が投資者の買付申込書の原本に含まれることになっているが、含まれていない場合には、郵送またはファクシミリ送信された電信送金の指図書が、買戻代金の電信送金がなされる前に管理会社またはその授権された代理人によって受領（かつ確認）されなければならない。

管理会社は、通常の状態において、ファンド証券の買戻しが買戻請求を行なった受益者に対し当該取引日に遅滞なく行なわれるように、いかなる取引日においても、ファンドの流動性を適切な水準に保持するよう努めるものとする。しかし、トラストが一取引日に当該日における一ポートフォリオまたは一クラスの発行済受益証券の10%を超える買戻請求を受領した場合、管理会社は、当該ポートフォリオまたは当該クラスの受益証券の買戻しを制限することができる。その場合、当該ポートフォリオまたは当該クラスの受益証券は按分比例により買戻することができる。管理会社またはその代理人がかかる権限を行使した結果買戻しが実行されなかった部分については、翌取引日および原買戻請求が完全に実行されるまでのそれに続くすべての取引日（これらすべての取引日について、管理会社は同等の権限を有する）に請求が行なわれたものとみなされる。かかる制限は、買戻請求をした受益者に通知される。

後記「5 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(ハ) 受益証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価格の計算の停止」に記載される状況においては、管理会社は、受益者のファンド証券買戻請求権を停止することができる。

② 日本における買戻し手続等 買戻（換金）請求の取扱い

日本における実質受益者は、販売会社を通じて管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができる。

日本における買戻請求受付時間は、原則として、午後4時までとする。販売会社は、販売会社の各営業日に受領した日本の実質受益者からの買戻請求を合算して、当該営業日（その日がファンド営業日でない場合には、ファンド営業日である販売会社の翌営業日）の該当カットオフ時間までに管理会

社またはその代理人に取次ぐ。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われない。

なお、前記「① 海外における買戻し手続等」の内容も適宜、適用される。

買戻（換金）価格

買戻価格は、管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日に計算される各クラスの1口当たり純資産価格とする。

買戻手数料

（i）クラスA受益証券（円建／米ドル建）

買戻手数料はない。

（ii）クラスB受益証券（円建）

購入日から7年未満の期間に買戻される場合に限って、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(1)申込手数料、② クラスB受益証券（円建）」に記載される条件付後払申込手数料（C D S C）が保有期間に応じて課せられ、買戻価格から控除される。

買戻単位

1口以上1口単位とする。

約定および決済

日本の実質受益者による買戻請求に関する約定日（以下「国内買戻約定日」という。）は、販売会社が買戻注文の成立を確認した日をいい、通常、実質受益者の買戻請求日の日本における翌営業日となる。日本の実質受益者と販売会社との間の受渡日（以下「国内買戻受渡日」という。）は、国内買戻約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買戻受渡日から実質受益者に買戻代金を支払う。

買戻代金（適用ある場合は、条件付後払申込手数料控除後の買戻価格による）は、保管受託銀行またはその代理人により、日本の販売会社の口座宛てに、通常、当該取引日後4ファンド営業日以内の日に各クラスの申込通貨で支払われる。

その他

販売会社は、日本における実質受益者に対し、買戻しの都度、取引報告書を交付する。

3【転換（スイッチング）手続等】

① 海外における転換（スイッチング）手続等

受益者は、ファンド証券を、トラストのその他のポートフォリオの同一クラスの受益証券あるいは他の一定のABファンドの同一クラスの受益証券と交換することを選択できる。かかる転換は、転換により取得されるトラストのポートフォリオまたは他のABファンドの受益証券に関して英文目論見書に記載された条件（最低投資金額およびその他適用ある要件）に従うことを条件とする。管理会社は、その裁量により、適用ある最低申込金額を放棄する権限を留保している。

転換に適用されるカットオフ時間は、転換に関連する2つのABファンドまたは2つのクラス証券についてのカットオフ時間のうちいずれか早い時間とする。早い方のカットオフ時間に間に合わなかった場合、当該転換は、かかる2つのABファンドの共通の翌ファンド営業日に受諾されたものとみなされる。

管理会社またはその代理人が有効かつ完全な転換請求を受領かつ受諾した場合、転換は、各々の場合、後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（イ）純資産価格の決定」に基づき次回に決定される純資産価格で実行される。他のABファンドへの転換は、原受益証券を買戻し、転換により取得される受益証券の申込みおよび買付を行うことにより実行される。転換に伴うそれぞれの取引は同一取引日に実行される。

管理会社は、トラストおよび海外における販売会社を代理して、（i）転換を通じてファンド証券を取得する注文をいつでも拒絶する権利、または（ii）受益者に60日前の通知を行うことによって、転換の特権をいつでも修正、制限または停止する権利を留保している。

条件付後払申込手数料（CDSC）が課せられる受益証券の転換

CDSCが課せられるクラスの受益証券で、英文目論見書において転換権が与えられているクラスの受益証券（以下「適格CDSC証券」という。）を保有する受益者は、当該適格CDSC受益証券の購入から英文目論見書に規定される年数の経過後に、ファンドまたは管理会社への手数料なしで、同じポートフォリオの他のクラスの受益証券（英文目論見書に規定される）に転換する権利を有する。一定の場合を除き、転換は、当該適格CDSC受益証券の登録上の保有者（すなわち、トラストの受益者名簿に記載される当該適格CDSC受益証券の保有者）の選択によってのみ実行される。従って、金融仲介機関の勘定を通じて適格CDSC受益証券を保有する投資者は、自身の適格CDSC受益証券の転換に関する詳細について当該金融仲介機関に問い合わせる必要がある。

2021年1月より、単一の投資者（オムニバス・アカウントで保有する投資者は除く。）の名義で保有される適格CDSC受益証券は、当該適格CDSC受益証券の購入から英文目論見書に規定される年数の経過後に、同じポートフォリオの他のクラスの受益証券（英文目論見書に規定される）に自動的に転換される。金融仲介機関を通じてオムニバス・アカウントで保有される受益証券（当該オムニバス・アカウントに含まれる実質投資者が当該金融仲介機関によって管理される場合）は、引続き、当該オムニバス・アカウントの登録上の所有者の指示に基づき転換される。

② 日本における転換（スイッチング）手続等

クラスB受益証券（円建）は、当該受益証券の購入から7年経過後の応当日に、受益者の反対の意思表示がない限り、クラスA受益証券（円建）（管理報酬等の料率が低い）に転換手数料なしで転換される。ここで、「受益証券の購入から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券の日本における購入に係る国内買付約定日（同日を含む。）から起算するものとする。

日本においては、これ以外の転換（スイッチング）はない。

4【過度の売買および短期売買に関する方針および手続き】

ファンド証券の買付および転換は投資目的に限って行われるべきである。ファンドの管理会社は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。過度の短期売買は、ポートフォリオの運用戦略を混乱させ、ファンドの運用成績を損なう可能性がある。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付注文または転換請求（受益者の金融仲介機関が受諾した買付注文または転換請求を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任を負わない。

監視手続

ファンドの管理会社は、長期的な受益者に不利となるようなファンド証券の頻繁な買付および買戻し、または過度の売買もしくは短期売買を発見し、防止するための方針および手続きを策定した。管理会社は、その代理人を通じて、ファンド証券の過度の売買または短期売買を発見するための監視手続を維持する。この監視手続では、一定の期間内に、一定の金額の限度または数量的の限度を超えるファンド証券の取引の調査を含むいくつかの要因が監視される。この取引監視手続の目的上、管理会社は、共通の所有、支配または影響下にある複数口座による売買行為を考慮する場合がある。これらのいずれかの要因もしくはそれらの組合せにより特定された売買行為、またはその時点において入手可能なその他の情報の結果特定された売買行為は、当該行為が過度の売買行為または短期売買行為を構成するか否かを決定するため評価されることになる。管理会社およびその代理人がファンド証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制できる保証はない。

口座封鎖手続き

管理会社が、その単独の裁量により、取引監視手続により特定した取引または取引傾向を、その性質から過度の売買または短期売買に当ると判断した場合、当該A Bファンド口座は直ちに「封鎖」され、それ以降買付または転換は一切認められない。ただし、ファンド証券の買戻しは、現行のルクセンブルグ版目論見書の規定に従い、引き続き認められる。封鎖された口座は、一般的に、口座名義人または関連金融仲介機関により、当該口座名義人が過度の売買行為または短期売買行為を過去に行っていないかまたは将来も行わない旨の、管理会社が認める証拠もしくは保証が提供されない限り、かつそれが提供されるまで、封鎖されたままとなる。

オムニバス・アカウントに対する監視手続きおよび制限の適用

オムニバス・アカウントによる保有は、特に金融仲介機関の間では、ファンド証券の一般的な保有形態のひとつである。管理会社は、その監視手続きにかかるオムニバス・アカウントにも適用する方針である。管理会社は、オムニバス・アカウントにおける買付および買戻しの結果生じる資産の回転率を監視する。管理会社またはその代理人の判断により過度の回転率が発見された場合、管理会社は、当該金融仲介機関に通知し、当該金融仲介機関に対し、過度の売買行為または短期売買行為に関して個々の口座取引を検査し、かかる行為を阻止するために適切な措置（将来のファンド証券の購入および転換を阻止するための口座の封鎖を含む。）を取るよう要請する。管理会社は、当該金融仲介機関のオムニバス・アカウントの回転率を引き続き監視するものとし、また、当該金融仲介機関が適切な措置を講じたことが示されない場合には当該関係を終了させることを検討する場合がある。

過度の売買行為を発見し、抑制する能力の限界

管理会社は、策定された手続を用いてマーケット・タイミングの防止に努めるが、かかる手続が過度の売買または短期売買を特定しまたは阻止することに成功するとは限らない。過度の売買行為または短期売買行為を行おうとする受益者は、発覚を回避するため様々な戦略を用いることがあり、管理会社およびその代理人がファンド証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制できる保証はない。

5【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（イ）純資産価格の決定

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、ファンドの基準通貨である米ドルおよびその他の取引通貨で表示され、各ファンド営業日の米国東部時間午後4時に管理会社によって決定される。可能な範囲で投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は毎日計上される。

いかなる場合においても、各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラスの受益証券に対し適正に配分されるファンドの資産総額から当該クラスの受益証券に対し適正に配分されるファンドの負債額を差し引いた額を各ファンド営業日現在の当該クラスの受益証券の発行済口数で除して決定される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスの受益証券につき支払われる報酬が異なる結果、異なるものとなる。

市場の相場が容易に入手可能な証券については、ファンドが保有する当該証券の市場価格は以下のとおり決定される。

- （a）取引所に上場されている証券は、当該価格が決定されるファンド営業日における当該取引所の取引終了時点でのコンソリデート・テープに反映された最終の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日における最終の買い呼値と売り呼値の仲値により評価される。当該日に買い呼値と売り呼値がなかった場合には、当該証券は、管理会社によって、または管理会社によって定められた手続きに従って、適性価値で誠実に評価される。
- （b）複数の取引所で取引されている証券は、当該証券が取引される主要な取引所を基準として、上記（a）に従って評価される。
- （c）店頭市場で取引される証券（その主要な市場が店頭市場と考えられる証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券を除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。
- （d）ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。
- （e）ファンドによって購入された上場プット・オプションまたはコール・オプションは最終の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該証券は、当該日における最終の買い呼値で評価される。
- （f）未決済の先物契約および先物契約のオプションは、最終的な決済価格（当該価格がない場合には直近の買い呼値）を用いて評価される。評価の日に入手可能な相場がない場合には、入手可能な直近の取引終了時の最終的な決済価格が用いられる。
- （g）満期までの残存期間が60日以内の米国政府証券およびその他の債務証券は、一般的に、市場価格がある場合には、独立のプライシング・ベンダーにより市場価格で評価される。市場価格がない場合、当該証券は償却原価で評価される。この評価方法は、元の満期が60日以内である短期証券ならびに元の満期が60日を超える短期証券に関連する。償却原価が用いられる場合、管理会社は、用いられた償却原価が当該証券の公正価値に概ね等しいことを合理的に結論づけなければならない。管理会社が考慮する要因には、発行者の信用力の低下や金利の重要な変動が含まれるが、それらに限定されるものではない。
- （h）固定利付証券は、主要なマーケットメーカーにより提供された直近の買い呼び値で評価される。
- （i）モーゲージ担保证券および資産担保证券は、債券価格サービスから入手した当該証券の市場価格を反映する価格または一つもしくは複数の当該証券の主要なブローカー・ディーラーから入手した当該証券の市場価格を反映する価格に基づき評価することができる。ただし、当該価格が当該証券の適性市場価値を反映すると考えられる場合に限る。ブローカー・ディーラーによる相場が入手される場合には、投資顧問会社は、直近で入手した買い呼値を日々調整するために、市場の利回りまたはスプレッドの変動を使用するための手続きを定めることができる。
- （j）OTCデリバティブおよびその他デリバティブは、当該証券の主要なブローカー・ディーラーから入手した買い呼値またはスプレッドに基づき評価される。

(k) その他すべての証券は、管理会社が定めた手続きに従って決定された容易に入手可能な市場相場に従って評価される。異常な状況によりかかる評価が不可能または不適切である場合には、管理会社は、トラストの資産の適性な評価を達成するために慎重かつ誠実にその他の規則に従う権限を有する。

トラストは、市場相場に基づき決定された時価で、または市場相場が容易に入手できない場合もしくは信頼性が低い場合には管理会社により定められた手続きに従い管理会社の全般的監督下で決定された“適正価値”で組入証券を評価する。適正価格評価を適用するか否かを決定する際に、トラストは、当該ポートフォリオのカットオフ時間、当該ポートフォリオが取引する証券市場の取引終了、異常事象の存在等の多くの要因を考慮する。トラストが適性価格評価を用いる場合には、トラストは、トラストが適切と判断する要因を考慮に入れることができる。トラストは、特定証券に関する推移または市場指数の時価評価に基づき適性価格を決定することができる。トラストがその純資産総額を計算するために使用する証券の価格は、同一の証券についての相場または公表された価格と異なる場合がある。

従って、すでに報告された証券取引所の価格にも当てはまることであるが、適正価格評価手続きを利用して決定された組入有価証券の価格は、当該証券の売却の際に実現される価格と大幅に異なる場合がある。

トラストの1口当たり純資産価格を決定する目的上、当初ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されているすべての資産および負債は、関連する為替取引市場に通常参加している主要な銀行による当該通貨の基準通貨に対する直近の買い呼値および売り呼値の仲値で、あるいはかかる主要ないくつかの銀行によって提供された相場を考慮した価格サービスに基づき、ファンドの基準通貨に換算される。当該取引所の取引終了時点においてかかる相場が入手できない場合には、管理会社の取締役会によってまたは取締役会の指示に従って、為替レートが誠実に決定されるものとする。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、トラスト資産の適正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイがファンド証券の1口当たり純資産価格の日々の決定を行うために管理会社により選任された。各評価基準時点についての純資産価格は、当該ファンド営業日の米国東部時間午後6時頃に入手可能である。発行および買戻しの目的で、純資産価格は、ルクセンブルグ版目論見書に記載される他の通貨に換算される。受益者は、管理会社および保管受託銀行の事務所において日々の純資産価格を無料で入手できる。純資産価格は、www.alliancebernstein.comのウェブサイトにおいて公表される。

(ロ) スイング・プライシングによる調整

ファンド証券の大量購入または買戻しによってもたらされるファンドの純資産額の希薄化の影響に対処するために、管理会社の取締役会は、スイング・プライシング・ポリシーを導入した。

ファンドは、投資者によるファンド証券の購入、売却および／または転換から生じる現金の流入または流出に合わせてトレードを行うが、その際に発生する取引費用は、ファンド証券の購入、売却および／または転換の価格に反映されていないため、純資金のファンドへの流入またはファンドからの流出の結果、純資産額が減少することになり、希薄化が起こる。希薄化は、ファンドの組入資産の購入もしくは売却の実際の費用が、取引手数料、税金および当該組入資産の呼び値スプレッド等の影響から、ファンドの当該資産の評価額と乖離する場合に発生する。希薄化は、ファンドの価額に悪影響を及ぼす可能性があり、よって受益者にも影響を与える可能性がある。

トラストのスイング・プライシング・ポリシーでは、いずれのファンド営業日においても、ファンド証券の取引による純資金の流入または純資金の流出の合計額が事前に決定されている限界値（管理会社の取締役会によって随時決定される。）を超えた場合には、かかる純資金の流入または純資金の流出に帰属させるべき費用を反映させるために、ファンドの純資産額を上方調整または下方調整することができる（以下「スイング・プライシング」という。）。限界値は、市場の実勢条件、希薄化費用の見積もりおよびファンドの規模等の要因を考慮して、管理会社の取締役会が定める。スイング・プライシングによる調整の水準は定期的に見直され、管理会社の取締役会によって決定される取引費用の概算額を反映させるために調整されることがある。スイング・プライシングは、日々、当該限界値を超えたら自動的に発動される。スイング・プライシングによる調整は、当該ファンド営業日におけるすべてのファン

ド証券（およびすべての取引）に適用される。スイング・プライシングによる調整は、ポートフォリオによって異なることがあり、ポートフォリオが投資する特定の資産によって左右される。スイング・プライシングによる調整は、一般的に、ファンドの当初の純資産額の2%を超えることはない。

投資者は、スイング・プライシングの適用がファンドの評価およびパフォーマンスの変動幅の拡大につながる可能性があること、また、スイング・プライシングを適用した結果、ある特定のファンド営業日において、ファンドの純資産額がファンドの投資対象のパフォーマンスから乖離する可能性があることに留意する必要がある。典型的には、スイング・プライシングによる調整により、あるファンドの営業日にファンドへの純資金流入がある場合には1口当たり純資産価格は増加し、純資金流出がある場合には1口当たり純資産価格は減少する。

（ハ）受益証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価格の計算の停止

管理会社は、次の場合、ファンドの純資産価格の決定を一時的に停止し、その結果としてファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- （a）ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- （b）政治、経済、軍事もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- （c）ファンドの組入証券の評価のために使用されている通常の通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- （d）為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドのための取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

ファンドの受益証券の純資産価格の計算が一時停止されたとしても、他のポートフォリオの資産が同じ状況により同程度の影響を受けない場合には、他のポートフォリオの受益証券について必ずしも同様の決定がなされるものではない。

純資産価格の計算の一時停止は、当該停止が10日以上に亘ると見込まれる場合には、ルクセンブルグの法令規則に従って、受益者への通知方法として定められる方法により公表される。

（２）【保管】

すべてのファンド証券は記名式で発行され、名義書換代理人が保持するファンドの受益者名簿がその所有の証拠となる。管理会社は、ファンド証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱う。申込時にファンド証券の券面が特別に請求されない場合は、当該ファンド証券は券面なしで発行される。

日本の投資者が販売会社を通じて取得したファンド証券は、販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録される。日本の実質受益者に対しては、販売会社から取引の都度「取引報告書」が交付される。また定期的に「取引残高報告書」が交付される。

ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合には、この限りではない。

（３）【信託期間】

トラストならびにファンドを含む各ポートフォリオは、存続期間を無期限として設定された。ただし、後記「(5) その他、(イ) 存続期間、解散および合併」に記載する解散の事由に該当する場合は除く。

（４）【計算期間】

トラストならびにファンドを含む各ポートフォリオの会計年度は毎年８月31日をもって終了する。

（５）【その他】

（イ）存続期間、解散および合併

トラストならびにファンドを含む各ポートフォリオは、存続期間を無期限として設立された。受益者、その相続人およびその他のいかなる実質的受益者もトラストもしくは各ポートフォリオの解散または分割を請求することはできない。ファンドを含む各ポートフォリオは、管理会社によりいつでも解散することができる。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルならびに管理会社および保管受託銀行が共同で決定する適切に配布されている新聞少なくとも２紙（少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。）に公表する。管理会社による解散決定日以降、当該ポートフォリオの受益証券を発行することはできない。トラストは、最後のポートフォリオが解散されるとき解散される。最後のポートフォリオの清算の場合、管理会社は受益者の最大の利益に資するようポートフォリオの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、各クラス証券の保有者に対し各クラスの当該権利に按分して、清算にかかる費用および経費を控除した当該ポートフォリオの各クラスの受益証券に帰属する純清算手取金を分配する。清算終了時に受領権限ある者に分配されなかった清算手取金は、適用ある消滅時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託公庫に預託される。

管理会社がトラストを終了せずにいずれかのポートフォリオの解散を決定する場合、当該ポートフォリオの各クラスの受益証券の保有者に対して、当該ポートフォリオの各クラスの受益証券の純資産額の全額を返還する。当該決定は、管理会社により公告され、権利者に分配できない返還金額は、管理会社の取締役会が当該ポートフォリオの解散を決定した日から９ヵ月以内にルクセンブルグの供託公庫に預託される。管理会社の決定により、複数のポートフォリオを合併させることができるが、その場合、各クラスの受益証券は、他のポートフォリオのそれぞれ対応するクラスの受益証券に転換される。異なるクラスの受益証券の権利は、かかる場合、それぞれの純資産価格に比例して決定される。合併の通知は、合併で設定されたポートフォリオへの参加を希望しない投資者がその保有受益証券の買戻しを手数料なしで請求できるように合併の最低１ヶ月前に発せられる。

（ロ）発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

（ハ）約款

受益証券を取得することにより、各受益者は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間の関係を規定する約款を承認し、その全条項を受諾するものとする。

現行約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されており、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合は、トラストに関して管轄権ある監督当局の承認を得て約款の全部または一部を変更することができる。約款の変更は、

ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託される。変更の効力は、かかる預託がなされた旨ルクセンブルグのメモリアルに公告された日に発生する。ただし、約款変更書に別途規定される場合はこの限りではない。

日本においては、約款の重要事項の変更は、日本の実質受益者に通知される。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

管理会社および投資顧問会社のいずれも、3ヶ月以上前の書面通知（または管理会社と投資顧問会社が合意するそれより短期間の通知）によって、いつでも同契約を解除できる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これによって解釈されるものとする。

保管契約

管理会社および保管受託銀行のいずれも、90暦日以上前（いずれかの当事者の倒産を含む保管契約の一定の違反の場合にはそれより早く）に書面で通知することによりいつでも同契約を解除できる。

ただし、同契約の解除の場合には、管理会社は、新しい保管受託銀行を任命するものとする。ただし、かかる解除の通知日から2ヶ月以内に新保管受託銀行が任命され、約款に基づく責任および職務を引受けることを条件とする。さらに、退任保管受託銀行の任命は、トラストの全資産が新保管受託銀行に移転されるまでは継続するものとする。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

管理契約

管理会社および管理事務代行会社のいずれも、90日以上前に書面で通知することによりいつでも同契約を解除できる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

管理会社および代行協会のいずれも、書面で通知することによりいつでも同契約を解除できる。

ただし、日本において後任代行協会員が指定されることを条件とする。同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

（ホ）証券取引所への上場

現在、クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）はルクセンブルグ証券取引所に上場されていない。

（ヘ）資産の合同運用

ポートフォリオの投資方針により認められる場合、組入有価証券の効率的な運用の目的で、管理会社は、トラスト内またはトラスト外において一定のポートフォリオの資産を合同運用することを選択することができる。この場合、異なるポートフォリオの資産または異なる戦略の資産が共同で運用される。合同運用される資産は“プール”と呼ばれる。かかるプールの設定は、運用費用およびその他費用を削減するために計画された管理上の手段であり、受益者の法的権利・義務に変更を生じさせるものではない。プールは、独立の法的主体を構成することではなく、投資者には直接開示されない。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略の各々は、引続きその特定資産に対して権利を有するものとする。一以上のポートフォリオまたは一以上の戦略がプールされる場合、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産は、まず、当該プールの資産に対する各ポートフォリオまたは各戦略の当初の割合を基準にして決定され、追加の配分または取消しがあった場合には、変更される。各参加ポートフォリオまたは各参加戦略が合同運用資産に対して有する権利は、当該プールにおけるすべての投資および投資系列に適用される。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略を代表して行われた追加的投資は、各ポートフォリオまたは各戦略に各々の権利に応じて配分され、売却された資産は、同様に、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産に配賦される。

かかるプールの設定による課税上の影響については、ルクセンブルグにおいて検討が行われている。上記プールの設定を理由として発生するルクセンブルグの税金は重要なものではないと予想される。その他の法域においては、当該国に存在する証券が上記のとおりプールされている場合には、課税リスクの可能性はあるが、追加で発生する税金は重要でないと予想される。

6【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

投資者は、投資者自身がその名義にてトラストの受益者名簿に登録される場合にのみ、トラストに対し直接、その投資者としての権利を完全に行使することができる。仲介機関を通じてトラストに投資する投資者の場合（その場合、仲介機関は、投資者を代理して、仲介機関の名義にてトラストに投資する）、当該投資者は、その受益者としての権利の一部をトラストに対し直接行使することができない場合があることに留意する必要がある。投資者は、自身の権利について専門家の助言を得ることが推奨される。

従って、受益者が管理会社に対し受益証券に係る権利を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、トラストに登録されていなければならない。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の実質受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の実質受益者は販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（イ）分配金請求権

受益者は、ファンドのために管理会社が決定した分配金を、持分に応じてファンドを代理する管理会社に請求する権利を有する。期日から5年以内に請求されなかった分配金は、その権利を喪失し、ファンドに帰属する。

（ロ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の一部または全部の買戻しを、販売取扱会社を通じて、随時管理会社に請求する権利を有する。

（ハ）残余財産分配請求権

トラストまたはファンドが償還された場合、受益者はファンドを代理する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ニ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（イ）管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ロ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお、日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する代理人は、

弁護士 三 浦 健

弁護士 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドはアライアンス・バーンスタインのポートフォリオであるが、原文の財務書類はアライアンス・バーンスタインおよびポートフォリオにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては当該ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし「財務書類に対する注記」については、全ポートフォリオまたは他のポートフォリオに関して記載している箇所がある。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび各クラス受益証券の基準通貨で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（注1）本財務書類中、クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）は、それぞれ「AY JPY」、「BY JPY」および「A」と表示されている。

（注2）「財務諸表に対する注記」において、「ファンド」とは、アライアンス・バーンスタインを指し、「ポートフォリオ」とは、アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューファンド）を含む、アライアンス・バーンスタインの各ポートフォリオを指す。

(1) 【2019年8月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン

資産・負債計算書

2019年8月31日現在

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券一時価	293,747,794	32,183,008
ファンド証券売却未収金	354,450	38,834
未収配当金および未収利息	401,437	43,981
定期預金	6,974,131	764,086
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
先物為替予約未実現評価益	252,970	27,715
保管受託銀行およびブローカー預託金	0	0
投資有価証券売却未収金	1,782,574	195,299
スワップ未実現評価益	0	0
スワップに係る未収利息	0	0
金融先物契約未実現評価益	0	0
貸付証券収益の未収金	4,879	535
その他未収金	0	0
	<u>303,518,235</u>	<u>33,253,458</u>
負債		
投資有価証券購入未払金	1,135,237	124,377
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	642,202	70,360
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
ファンド証券買戻未払金	413,266	45,277
未払分配金	515,923	56,525
先物為替予約未実現評価損	93,370	10,230
スワップ未実現評価損	0	0
金融先物契約未実現評価損	0	0
スワップに係る未払利息	0	0
未払キャピタル・ゲイン税	0	0
未払費用その他債務	700,692	76,768
	<u>3,500,690</u>	<u>383,536</u>
純資産額	<u>300,017,545</u>	<u>32,869,922</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン
運用および純資産変動計算書
2019年8月31日に終了した年度

	アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューファンド)	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
利息	80,804	8,853
スワップ収益	0	0
配当金、純額	10,643,655	1,166,119
貸付証券収益、純額	19,822	2,172
	10,744,281	1,177,143
費用		
管理報酬	4,663,306	510,912
スワップに係る費用	0	0
管理会社報酬	138,764	15,203
名義書換代行報酬	231,760	25,392
税金	132,051	14,468
販売報酬	172,657	18,916
保管報酬	187,424	20,534
専門家報酬	227,330	24,906
会計および管理事務代行報酬	78,955	8,650
印刷費	21,265	2,330
その他	59,095	6,474
	5,912,607	647,785
費用払戻または権利放棄	(29,266)	(3,206)
純費用	5,883,341	644,579
投資純（損）益	4,860,940	532,565
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、 スワップ、金融先物契約、オプション および通貨	(12,682,390)	(1,389,483)
源泉税	0	0
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	(46,974,827)	(5,146,562)
金融先物契約	0	0
先物為替予約	1,636,948	179,344
スワップ	0	0
運用実績	(53,159,329)	(5,824,136)
ファンド証券取引		
増（減）額	(110,821,193)	(12,141,570)
分配金	(6,778,801)	(742,685)
純資産額		
期首	470,776,868	51,578,314
為替換算調整	0	0
期末	300,017,545	32,869,922

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン

発行済受益証券口数

2019年8月31日現在

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

受益証券のクラス	(口)
A	1,239,279
A AUD H	434,730
A SGD H	3,469
AD	3,753,075
AD AUD H	3,414,905
AD CAD H	484,856
AD EUR H	733
AD GBP H	124,158
AD NZD H	1,026,208
AD RMB H	897
AD SGD H	1,090
AD ZAR H	3,633,956
AY JPY	179,030,436
B	7,215
BD	238,816
BD AUD H	113,946
BD CAD H	10,478
BD GBP H	17,606
BD NZD H	13,394
BD ZAR H	6,995
BY JPY	542,130,001
C	6,457
C AUD H	761
ED	148,660
I	555,134
I AUD H	761
I GBP	382
ID	967
ID AUD H	1,363
S	735,015
S1	4,447,884
SD	162,476

アライアンス・バーンスタイン

統計情報

（\$：米ドル／AUD：豪ドル／SGD：シンガポール・ドル／CAD：カナダ・ドル／€：ユーロ／
£：スターリング・ポンド／NZD：ニュージーランド・ドル／CNH：中国人民元／R：南アフリカ・ランド／¥：日本円で表示）

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
（愛称：日興ABアジア・バリューフアンド）

	2019年8月31日	2018年8月31日	2017年8月31日
純資産	\$ 300,017,545	\$ 470,776,868	\$ 507,776,327
各クラス1口当たり純資産価格			
A	\$ 19.35	\$ 22.11	\$ 22.71
A AUD H	AUD 20.49	AUD 23.80	AUD 24.68
A SGD H	SGD 14.19	SGD 16.40	SGD 17.08
AD	\$ 13.50	\$ 16.00	\$ 16.96
AD AUD H	AUD 12.28	AUD 14.75	AUD 15.81
AD CAD H	CAD 10.21	CAD 12.18	CAD 13.00
AD EUR H	€ 12.57	€ 14.95	€ 15.97
AD GBP H	£ 12.66	£ 15.10	£ 16.13
AD NZD H	NZD 13.21	NZD 15.85	NZD 16.95
AD RMB H	CNH 84.44	CNH 101.12	CNH 107.89
AD SGD H	SGD 13.04	SGD 15.51	SGD 16.54
AD ZAR H	R 91.84	R 110.43	R 117.69
AY JPY	\ 1.48	\ 1.77	\ 1.80
B	\$ 17.57	\$ 20.28	\$ 21.04
B AUD H (4)	N/A	AUD 18.04	AUD 18.92
BD	\$ 13.46	\$ 15.97	\$ 16.97
BD AUD H	AUD 12.33	AUD 14.81	AUD 15.92
BD CAD H	CAD 10.69	CAD 12.77	CAD 13.67
BD GBP H	£ 12.67	£ 15.12	£ 16.18
BD NZD H	NZD 13.17	NZD 15.82	NZD 16.95
BD ZAR H	R 82.52	R 99.22	R 105.93
BY JPY	\ 1.43	\ 1.71	\ 1.75
C	\$ 18.51	\$ 21.26	\$ 21.93
C AUD H	AUD 20.03	AUD 23.37	AUD 24.35
ED	\$ 11.53	\$ 13.64	N/A
I	\$ 20.93	\$ 23.72	\$ 24.17
I AUD H	AUD 22.47	AUD 25.89	AUD 26.63
I GBP	£ 19.31	£ 20.55	£ 20.98
ID	\$ 13.51	\$ 16.01	\$ 16.93
ID AUD H	AUD 12.50	AUD 15.00	AUD 16.05
S	\$ 23.27	\$ 26.09	\$ 26.28
S 1	\$ 21.27	\$ 24.06	\$ 24.46
SD	\$ 92.96	\$ 110.34	\$ 116.70
A－ユーロ換算額*	€ 17.61	€ 19.04	€ 19.05
AD－ユーロ換算額*	€ 12.28	€ 13.78	€ 14.23
B－ユーロ換算額*	€ 15.99	€ 17.47	€ 17.65

BD－ユーロ換算額*	€ 12.25	€ 13.76	€ 14.24
C－ユーロ換算額*	€ 16.84	€ 18.31	€ 18.40
I－ユーロ換算額*	€ 19.04	€ 20.43	€ 20.28
ID－ユーロ換算額*	€ 12.29	€ 13.79	€ 14.20
S－ユーロ換算額*	€ 21.17	€ 22.47	€ 22.05
S1－ユーロ換算額*	€ 19.35	€ 20.72	€ 20.52

(N/A : 該当なし)

* 情報の目的でのみ。

(4) 最終純資産額16.17豪ドルで2018年10月19日に清算された。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン

財務書類に対する注記

2019年8月31日に終了した年度

注A：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年7月13日付EC通達2009/65（改正済）の第1条（2）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは現在、運用中の15種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

2018年10月31日付で、アライアンス・バーンスタインーUSセマティック・リサーチ・ポートフォリオは、アライアンス・バーンスタインーサステイナブルUSセマティック・ポートフォリオに名称を変更した。

2019年7月1日付で、アライアンス・バーンスタインーグローバル・ボンド・ポートフォリオは、アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオに名称を変更した。

以下は、各ポートフォリオの運用開始日および2019年8月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタインー	運用開始日	販売クラス受益証券
ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオ	2004年11月2日	A, A EUR H, AX, B, BX, C, C EUR H, CX, I, I EUR H, IX, SI EUR H
グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ	2003年9月1日	A, A EUR H, B, C, I, S, SI
グローバル・バリュア・ポートフォリオ	2006年6月1日	A, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD ZAR H, C, I, S, S GBP H, SI, SD
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	1992年10月30日	A, A AUD H, A PLN H, A SGD H, AD, B, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I CHF H, N, S, SI
サステイナブルUSセマティック・ポートフォリオ	2006年6月1日	A, A AUD H, A CAD H, A EUR H, A GBP H, A SGD H, AN, B, B CAD H, C, C EUR H, I, I EUR H, IN, S, SI, SI JPY H
アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月30日	A, A AUD H, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, B, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD GBP H, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I GBP, ID, ID AUD H, S, SI, SD
ジャパン・ストラテジック・バリュア・ポートフォリオ	2005年12月15日	2, A, A AUD H, A CZK H, A EUR H, A NZD H, A SGD H, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD USD H, BD ZAR H, C, C EUR H, I, I EUR H, I USD H, S EUR H, SI, SI USD H, SD

チャイナ・オポチュニティー・ポートフォリオ	2007年2月1日	A, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD NZD H, BD ZAR H, C, I, S, S1
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	1996年9月16日	A, A2, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2, BA, BA AUD H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT GBP H, BX, C, C2, C2 EUR H, I, I2, I2 AUD H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 EUR H, SA
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年9月22日	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, B2 EUR H, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR H, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S EUR H, S1, S1D, SA, SHK, SK, SQ, W2, W2 CHF H, WT, WT AUD H, WT EUR H
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年7月1日	A, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 DUR PH, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR H, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT SGD H
ヨーロッパ・インカム・ポートフォリオ	1999年2月26日	A, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 SGD H, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD H, C, C2, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S, S1, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2 CHF H

エマージング・マーケット・デット・ ポートフォリオ	2006年3月23日	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CT, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, SA
モーゲージ・インカム・ポートフォリオ	1994年9月27日	A, A2, A2X, AA, AA AUD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT GBP H, AT SGD H, AX, B2X, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BX, C, C2, C2X, CX, I, I2, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 JPY, S1X, SA
グローバル・ボンドⅡ・ポートフォリオ	2012年12月17日	S1

注B：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して作成されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

1. 評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点でそれら証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。従って、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

従って、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所その他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからであ

る。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価値で評価された証券のみについて採用している。

債券（i）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ii）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（iii）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価値を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、投資顧問会社の評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価値とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続に従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー・ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価値で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価値で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価値の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま期間満了となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価値証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場

合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

1.6 他の投資信託（「UCIs」）への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産額で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現（損）益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券実現（損）益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「スワップ実現（損）益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「スワップ実現（損）益」に含まれる。スワップ契約の評価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡／（前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

2. 創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

3. 配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現／未実現損益は、直接当該クラスの負担／配分とされる。

ポートフォリオの全クラスS受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用する場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスS受益証券に配分される。

4. 外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の売買価格の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.0991および平均レート1.1332、日本円対米ドルの現物レート0.0094および平均レート0.0091である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、結合資産・負債計算書ならびに結合運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

5. 投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。

ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

7. スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ、グローバル・バリュー・ポートフォリオ、ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオおよびグローバル・ボンドII・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

ファンドの管理会社は、2015年11月2日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）純資産額調整方針を実施することをファンドの全受益者に対して通知した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常関連純資産額の2%を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。資産・負債計算書において、スイング・プライシングによる上方調整は「その他の未収金」の一部として計上され、下方調整は「未払費用その他債務」の一部として計上される。運用および純資産変動計算書において、スイング・プライシングによる調整はファンド証券取引内の「増（減）額」の一部として計上される。

統計情報に開示されている受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額は、公表済みの受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書に開示されている純資産総額は期末のスイング調整額を除いた純資産総額である。

2019年8月31日現在、スイングにより調整されたポートフォリオの純資産額および1口当たり純資産価格は存在しなかった。

注C：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

注D：分配

管理会社は、現時点では次のポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオおよびサステイナブルUSセマティック・ポートフォリオ。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューファンド）：

- ・クラスA、B、C、I、SおよびS1受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。
- ・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
- ・クラスAD、BD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、AX、B、BX、C、I、SおよびS1受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAJ、AT、BT、CT、ITおよびNT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、BAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S 2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S1 EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、SID、SID2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

- ・クラスIQDおよびSIQD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAM受益証券について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、AM受益証券の1口当たり7%（年率換算）の固定分配を維持する意向である。従って、分配は、関連するクラスに帰属する純利益、実現および未実現利益および／または元本から行われることがある。元本による分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。管理会社は、AMクラスの収支のレベルと固定分配率を定期的に見直しすると共に、固定分配率の増減を決定することができる。かかる分配率は、次の目論見書の更新時に反映され、それまでの間、受益者はwww.alliancebernstein.comで最新の分配率を入手することができる。
- ・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券およびSQ受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S、SIおよびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、SID、SID2およびWT受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAM受益証券について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、AM受益証券の1口当たり5%（年率換算）の固定分配を維持する意向である。従って、分配は、関連するクラスに帰属する純利益、実現利益および未実現利益および／または元本から行われることがある。元本による分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。管理会社は、AMクラスの収支のレベルと固定分配率を定期的に見直しすると共に、固定分配率の増減を決定することができる。かかる分配率は、次の目論見書の更新時に反映され、それまでの間、受益者はwww.alliancebernstein.comで最新の分配率を入手することができる。
- ・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1

口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

- ・S1QD受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスA2、B2、C2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび／または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の純資産額に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注E：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、（日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され）以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタインー	クラス 受益証券	%	アライアンス・バーンスタインー	クラス 受益証券	%
アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ			ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ（続き）		
	Class A	2.05%		Class BT(i)	2.20%
	Class A AUD H	2.05%		Class BT AUD H(i)	2.20%
	Class A SGD H	2.05%		Class BT CAD H(i)	2.20%
	Class AD	2.05%		Class BT GBP H(i)	2.20%
	Class AD AUD H	2.05%		Class BX(h)	1.00%
	Class AD CAD H	2.05%		Class C(j)	1.60%
	Class AD EUR H	2.05%		Class C2(j)	1.60%
	Class AD GBP H	2.05%		Class C2 EUR H(j)	1.60%
	Class AD NZD H	2.05%		Class I(k)	0.575%
	Class AD RMB H	2.05%		Class I2(k)	0.575%
	Class AD SGD H	2.05%		Class I2 AUD H(k)	0.575%
	Class AD ZAR H	2.05%		Class I2 EUR H(k)	0.575%
	Class AY JPY	2.05%		Class IT(k)	0.575%
	Class B	3.05%		Class IT AUD H(k)	0.575%
	Class B AUD H(f)	3.05%		Class N2(l)	1.70%
	Class BD	3.05%		Class NT(l)	1.70%
	Class BD AUD H	3.05%		Class S EUR H(m)	0.10%
	Class BD CAD H	3.05%		Class S SGD H(m)	0.10%
	Class BD GBP H	3.05%		Class S1 2(n)	0.35%
	Class BD NZD H	3.05%		Class S1 EUR H(o)	0.35%
	Class BD ZAR H	3.05%		Class SA(m)	0.10%
	Class BY JPY	2.52%	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
	Class C	2.50%		Class S EUR H	0.10%
	Class C AUD H	2.50%		Class S1	1.00%
	Class ED	3.05%		Class S1D	1.00%
	Class I	1.25%		Class SA	0.10%
	Class I AUD H	1.25%		Class SHK	0.10%
	Class I GBP	1.25%		Class SK	0.75%
	Class ID	1.25%		Class SM AUD H(p)	0.10%
	Class ID AUD H	1.25%		Class SQ	0.70%
	Class S	0.30%	アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
	Class S1	1.20%		Class A	1.50%

有価証券報告書（外国投資信託受益証券）

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	Class SD	0.30%
	Class A(g)	1.20%
	Class A2(g)	1.20%
	Class A2 EUR H(g)	1.20%
	Class A2 SGD H(g)	1.20%
	Class AA(g)	1.20%
	Class AA AUD H(g)	1.20%
	Class AA CAD H(g)	1.20%
	Class AA GBP H(g)	1.20%
	Class AA NZD H(g)	1.20%
	Class AA SGD H(g)	1.20%
	Class AJ(h)	1.00%
	Class AR EUR H(g)	1.20%
	Class AT(g)	1.20%
	Class AT AUD H(g)	1.20%
	Class AT CAD H(g)	1.20%
	Class AT EUR H(g)	1.20%
	Class AT GBP H(g)	1.20%
	Class AT NZD H(g)	1.20%
	Class AT SGD H(g)	1.20%
	Class AX(h)	1.00%
	Class B(i)	2.20%
	Class B2(i)	2.20%
	Class BA(i)	2.20%
	Class BA AUD H(i)	2.20%

	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AK	1.50%
	Class AK EUR H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT DUR PH	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%

アライアンス・バーンスタインー	クラス	受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）			
	Class AT NZD H		1.50%
	Class AT RMB H		1.50%
	Class AT SGD H		1.50%
	Class B		2.20%
	Class B2		2.20%
	Class BA		2.20%
	Class BA AUD H		2.20%
	Class BA ZAR H		2.20%
	Class BT		2.20%
	Class BT AUD H		2.20%
	Class BT CAD H		2.20%
	Class BT EUR H		2.20%
	Class BT GBP H		2.20%
	Class BT NZD H		2.20%
	Class C		1.95%
	Class C2		1.95%
	Class C2 DUR PH		1.95%
	Class C2 EUR H		1.95%
	Class CT		1.95%
	Class EA		2.00%
	Class EA AUD H		2.00%
	Class EA ZAR H		2.00%
	Class I		0.95%
	Class I2		0.95%
	Class I2 AUD H		0.95%
	Class I2 CHF H		0.95%
	Class I2 DUR PH		0.95%
	Class I2 EUR H		0.95%
	Class I2 SGD H		0.95%

アライアンス・バーンスタインー	クラス	受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）			
	Class IA		0.95%
	Class IA AUD H		0.95%
	Class IT		0.95%
	Class IT AUD H		0.95%
	Class IT CAD H		0.95%
	Class IT EUR H		0.95%
	Class IT GBP H		0.95%
	Class IT JPY		0.95%
	Class IT JPY H		0.95%
	Class IT NZD H		0.95%
	Class IT RMB H		0.95%
	Class IT SGD H		0.95%
	Class N2		2.05%
	Class NT		2.05%
	Class S		0.15%
	Class S1		0.65%
	Class S1D		0.65%
	Class SA		0.15%
	Class SHK		0.15%
	Class W		0.95%
	Class W2		0.95%
	Class W2 CHF H		0.95%
	Class W2 EUR H		0.95%
	Class WT		0.95%
	Class WT AUD H		0.95%
	Class WT EUR H		0.95%
	Class WT GBP H		0.95%
	Class WT SGD H		0.95%

- (f) 2018年10月19日付で清算されたクラス受益証券
 (g) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから1.20%へ変更
 (h) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから1.00%へ変更
 (i) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから2.20%へ変更
 (j) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから1.60%へ変更
 (k) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから0.575%へ変更
 (l) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから1.70%へ変更
 (m) 当年度中に、2019年7月1日付で0.15%から0.10%へ変更
 (n) 当年度中に、2019年7月1日付でゼロから0.35%へ変更
 (o) 当年度中に、2019年7月1日付で0.65%から0.35%へ変更
 (p) 2018年10月15日付で清算されたクラス受益証券

2019年8月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2019年8月31日現在の未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 29,266	3,299

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「その他未収金」または「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。

ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表1に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、クラスE受益証券およびクラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2019年8月31日に終了した年度に19,860,466米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2019年8月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は1,241,723米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所（管理会社の取締役であるイヴ・プリュッセン氏がパートナーである。）に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2019年8月31日に終了した年度に、49,094ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および／または新規発行に関する取引に従事していない。

ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および／または通常の商業条件で行われた。関係会社である、サンフォード C. バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォード C. バーンスタイン・リミテッドを通じて実行されたファンドの取引総額は、159,948米ドルであった。かかる取引は、全取引の0.01%に満たない。関係会社である、サンフォード C. バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォード C. バーンスタイン・リミテッドのサービスを利用した証券取引に対し、2019年8月31日に終了した年度に支払われた手数料は22米ドルであった。ファンドの取締役の数人は、投資顧問会社および／またはその関係会社の従業員および／または役員である。

ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAVーロー・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。チャイナ・オポチュニティー・ポートフォリオは管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAVーチャイナAシェアーズ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAVーエマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAVーユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAVーアジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAVーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAVーUSハイ・イールド・ポートフォリオおよびアライ

アンス・バーンスタインSICAV－フィナンシャル・クレジット・ポートフォリオに投資する。エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタインSICAV－エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。本年度において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

注F：ソフト・コミッション契約および取引費用

2019年8月31日に終了した年度中に、投資顧問会社は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。

ソフト・コミッション契約は、ファンドのために取引の執行が最良の執行基準に合致し、ブローカー手数料率が慣習制度上フル・サービス手数料率を超えないということに基づいて締結された。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違はなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデーション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。

債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および／または費用払戻の計算から除外される。

2019年8月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	取引費用
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 987,403
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 20,771
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	\$ 345,813
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 639,823

注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入しまたは売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、先物為替予約未実現評価（損）益の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリ

オの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の純資産額に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、クラス受益証券をヘッジするために利用される契約を含み、先物為替予約のための担保として使用される。

注H：レポ契約

レポ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レポ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2019年8月31日現在、レポ契約はなかった。

2019年8月31日に終了した年度中にレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注I：リバースレポ契約

リバースレポ契約は、現金で証券を購入するよりもむしろ売り手による証券の買戻しを条件付けることを除いてレポ契約と同一であり、売却価格より少し高い固定価格で後日に同じ資産を買い戻すというファンドによる合意と同時にファンドがポートフォリオ資産を売却する。リバースレポ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利金の支払を受領し続ける。一般的に、リバースレポ契約の効果は、ファンドが当該ポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつリバースレポ契約の期間中関わるポートフォリオ証券に投資した現金の全部または大部分を回収することができることである。

かかる取引は、リバースレポ取引のファンドへの「支払利息」がある場合に限り有利である。すなわち、証券の売却と買戻し価格との間の差額は、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達するコストより少ない。

2019年8月31日現在、リバースレポ契約はなかった。

2019年8月31日に終了した年度中にリバースレポ契約から生じた支払利息合計は、18,769米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「利息」に計上されている。

注J：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを2当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップ未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後に発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

2019年8月31日現在、未決済のオプション契約はなかった。

注M：担保

2019年8月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン	ブローカーが 保有する現金	ブローカーに 負担する現金
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 2,951,579	1,238
モルガン・スタンレー	\$ 3,425,459	310,588
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）	\$ —	1,630,000
バンク・オブ・アメリカ	\$ —	3,660,000
BNPパリバ	\$ —	1,720,000
シティバンク	\$ 13,688,056	35,928,541
J Pモルガン・チェース	\$ 21,350,000	—
モルガン・スタンレー	\$ 302,688	284,699,931
UBS アーゲー	\$ —	42,055,000
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ —	90,309,292
J Pモルガン・チェース	\$ 22,529,000	—
モルガン・スタンレー	\$ 32,071,768	—

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2019年8月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
バンク・オブ・アメリカ		
U.S. Treasury Bond, 8.13%, 05/15/21	\$ 323,713	—
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
パークレイズ		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 717,769	—
シティバンク		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 9,759,486	—
クレディ・スイス		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 55,616,577	—
ドイツ銀行		
U.S. Treasury Bond, 6.00%, 02/15/26	\$ 2,673,241	—
ゴールドマン・サックス		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 96,234,972	—
HSBC		
U.S. Treasury Bond, 6.00%, 02/15/26	\$ 2,053,279	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 9,918,794	—
U.S. Treasury Bond, 7.50%, 11/15/24	\$ 273,820,302	—
U.S. Treasury Bond, 3.00%, 05/15/45	\$ —	12,861,973
スタンダードチャータード銀行		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 8,515,444	—
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
パークレイズ		
U.S. Treasury Bond, 6.50%, 11/15/26	\$ 3,631,810	—
シティバンク		
U.S. Treasury Bond, 6.50%, 11/15/26	\$ 32,618,462	—
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 150,004,875	—
クレディ・スイス		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 19,988,884	—
ドイツ銀行		
U.S. Treasury Bill, 6.13%, 11/15/27	\$ 2,136,874	—
ゴールドマン・サックス		
U.S. Treasury Bill, 6.13%, 11/15/27	\$ 57,095,439	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bill, 7.50%, 11/15/24	\$ 13,132,943	—

注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2019年8月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2019年8月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として）ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、貸付証券業務の提供に関して116,117米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。2019年8月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタインー	評価額	担保の時価
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ		
UBS アーゲー	\$ 139,655	159,233

注O：未実行ローン契約

ファンドは、全額または一部の金額を未実行にする一定のローン契約を締結することができる。これらの未実行ローン契約は、将来的に融資を実行する義務があり、ファンドはその契約額に基づく契約手数料を受領することができる。

2019年8月31日現在、以下のポートフォリオにおいて、以下の未実行ローン契約がクレディ・スイスを通じて取引されており、これらは各融資契約に従って借り手の選択により延長することができる。

アライアンス・バーンスタインー	借り手	未実行ローン契約	融資実行済
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	Allied Universal Holdco LLC (fka USAGM Holdco, LLC), LIBOR + 3.250%, 7/10/26	\$ 493,858	—
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	Allied Universal Holdco LLC (fka USAGM Holdco, LLC), LIBOR + 3.250%, 7/10/26	\$ 327,764	—

2019年8月31日に終了した年度に、グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオおよびアメリカン・インカム・ポートフォリオは、Allied Universal Holdco LLCローンの引受けに係る取引割引のための前払金をそれぞれ4,939米ドルおよび3,278米ドル受領した。

2019年8月31日に終了した年度に、グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオおよびアメリカン・インカム・ポートフォリオは、それぞれ40,569米ドルおよび26,925米ドルの契約手数料を稼得した。これらの金額は、運用および純資産変動計算書の「利息」に計上されている。

注P：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

注Q：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2019年8月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・ボンド・プール	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ グローバル・ボンドⅡ・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・グロース・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・バリュア・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ グローバル・バリュア・ポートフォリオ

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン

表 1

報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率 *
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューファンド)				
受益証券のクラス				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
B	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
B AUD H (b)	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD CAD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD GBP H	1.70%	0.05%	1.00%	2.98%
BD NZD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD ZAR H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
C AUD H	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.23%
ID	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
ID AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
S	N/A	0.01% (11)	N/A	0.12%
S1	0.90%	0.01% (11)	N/A	1.02%
SD	N/A	0.01% (11)	N/A	0.12%
(N/A : 該当なし)				

＊ 無監査。総費用比率(TER)の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) の2008年5月16日付ガイドラインに基づく。

(b) 2018年10月19日で清算されたクラス受益証券

管理会社報酬：

(11) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のうちいずれか低い方の額に相当する年間報酬

アライアンス・バーンスタイン

表 2

ポートフォリオ回転率

回 転 率 ＊
(無監査)

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ

(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

53.16%

＊ 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

③【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表
2019年8月31日現在

アライアンス・バーンスタインー
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

	株数	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
証券取引所に上場、またはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券			
普通株			
金融			
銀行			
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	6,690,000	\$ 3,631,512	1.2 %
China CITIC Bank Corp., Ltd. - Class H	9,943,000	5,199,518	1.7
China Construction Bank Corp. - Class H	8,193,000	6,081,738	2.0
Dah Sing Financial Holdings Ltd.	531,400	1,951,982	0.7
Hana Financial Group, Inc.	195,030	5,233,003	1.8
ICICI Bank Ltd.	1,661,604	9,571,835	3.2
Industrial Bank Co., Ltd. - Class A	2,012,710	4,826,569	1.6
KB Financial Group, Inc.	185,890	6,092,741	2.0
Shinhan Financial Group Co., Ltd.	81,860	2,754,010	0.9
State Bank of India	2,119,200	8,113,844	2.7
		53,456,752	17.8
資本市場			
China Everbright Ltd.	1,488,000	1,698,587	0.6
消費者金融			
Samsung Card Co., Ltd.	53,890	1,474,884	0.5
各種金融サービス			
Fubon Financial Holding Co., Ltd.	2,528,000	3,513,123	1.2
保険			
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class H	1,060,500	12,159,960	4.0
貯蓄・抵当・不動産金融			
LIC Housing Finance Ltd.	722,380	4,313,087	1.4
		76,616,393	25.5
情報技術			
電子装置・機器・部品			
Yageo Corp.	249,944	1,806,345	0.6
情報技術サービス			
Infosys Ltd.	242,770	2,769,973	0.9
半導体・半導体製造装置			
Hua Hong Semiconductor Ltd.	2,421,200	4,051,597	1.3
Nanya Technology Corp.	1,779,000	3,987,316	1.3
Novatek Microelectronics Corp.	651,000	3,855,014	1.3
Realtek Semiconductor Corp.	885,000	6,057,784	2.0
SK Hynix, Inc.	101,800	6,505,115	2.2
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	1,155,000	9,523,878	3.2
		33,980,704	11.3
コンピュータ・周辺機器			
Samsung Electronics Co., Ltd.	443,750	16,119,711	5.4
Samsung Electronics Co., Ltd. (Preference Shares)	187,780	5,712,853	1.9
		21,832,564	7.3
		60,389,586	20.1
資本財・サービス			
電気設備			
Luxshare Precision Industry Co., Ltd. - Class A	1,402,716	4,795,878	1.6
コングロマリット			
NWS Holdings Ltd.	1,581,000	2,722,246	0.9

	株数	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
機械			
Sany Heavy Industry Co., Ltd. - Class A	3,666,056	\$ 6,896,896	2.3 %
Weichai Power Co., Ltd. - Class H	4,556,000	6,973,114	2.3
Yangzijiang Shipbuilding Holdings Ltd.	3,806,800	2,496,262	0.9
		<u>16,366,272</u>	<u>5.5</u>
商社・流通業			
BOC Aviation Ltd.	590,700	5,130,691	1.7
		<u>29,015,087</u>	<u>9.7</u>
不動産			
不動産管理・開発			
CIFI Holdings Group Co., Ltd.	7,306,000	3,932,366	1.3
City Developments Ltd.	238,500	1,646,427	0.6
CK Asset Holdings Ltd.	833,000	5,657,524	1.9
Huafa Industrial Co., Ltd. Zhuhai	1,852,235	1,828,953	0.6
Sun Hung Kai Properties Ltd.	208,000	2,947,400	1.0
Times China Holdings Ltd.	3,358,000	5,122,402	1.7
UOL Group Ltd.	762,400	4,037,932	1.3
		<u>25,173,004</u>	<u>8.4</u>
一般消費財・サービス			
自動車部品			
Mando Corp.	78,960	2,222,940	0.7
自動車			
Geely Automobile Holdings Ltd.	2,040,000	3,153,513	1.1
Guangzhou Automobile Group Co., Ltd. - Class H	5,164,000	5,203,255	1.7
		<u>8,356,768</u>	<u>2.8</u>
各種消費者サービス			
New Oriental Education & Technology Group, Inc. (Sponsored ADR)	30,100	3,413,340	1.1
インターネット販売・通信販売			
Alibaba Group Holding Ltd. (Sponsored ADR)	16,380	2,866,991	1.0
繊維・アパレル・贅沢品			
Yue Yuen Industrial Holdings Ltd.	1,131,500	2,893,548	1.0
		<u>19,753,587</u>	<u>6.6</u>
素材			
化学			
Kumho Petrochemical Co., Ltd.	59,430	3,449,270	1.2
Tosoh Corp.	124,600	1,599,797	0.5
		<u>5,049,067</u>	<u>1.7</u>
建設資材			
Anhui Conch Cement Co., Ltd. - Class H	1,077,000	6,064,684	2.0
Huaxin Cement Co., Ltd.	1,237,869	3,212,236	1.1
		<u>9,276,920</u>	<u>3.1</u>
金属・鉱業			
POSCO	23,280	4,055,381	1.3
		<u>18,381,368</u>	<u>6.1</u>
公益事業			
電力			
Power Grid Corp. of India Ltd.	896,310	2,528,609	0.9
ガス			
China Resources Gas Group Ltd.	862,000	4,260,305	1.4
ENN Energy Holdings Ltd.	422,000	4,817,229	1.6
GAIL India Ltd.	1,269,500	2,312,061	0.8
		<u>11,389,595</u>	<u>3.8</u>

	株数	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)	
独立系発電事業者・エネルギー販売業者				
China Resources Power Holdings Co., Ltd.	1,148,000	\$ 1,516,923	0.5 %	
Huaneng Power International, Inc. - Class H	3,896,000	2,141,697	0.7	
		3,658,620	1.2	
		17,576,824	5.9	
生活必需品				
食品・生活必需品小売り				
E-MART, Inc.	16,660	1,595,509	0.5	
食品				
COFCO Meat Holdings Ltd. (a)	5,775,600	1,657,454	0.6	
Fujian Sunner Development Co., Ltd. - Class A	1,088,906	4,170,084	1.4	
Wens Foodstuffs Group Co., Ltd. - Class A	485,416	2,812,836	0.9	
WH Group Ltd.	6,840,000	5,504,872	1.8	
		14,145,246	4.7	
		15,740,755	5.2	
エネルギー				
石油・ガス・消耗燃料				
PetroChina Co., Ltd. - Class H	14,322,000	7,105,834	2.4	
Petronet LNG Ltd.	739,270	2,763,171	0.9	
S-Oil Corp.	32,477	2,592,798	0.9	
		12,461,803	4.2	
コミュニケーション・サービス				
各種電気通信サービス				
China Unicom Hong Kong Ltd.	5,548,000	5,526,488	1.8	
娯楽				
NetEase, Inc. (ADR)	4,910	1,252,050	0.4	
インタラクティブ・メディアおよびサービス				
Tencent Holdings Ltd.	84,500	3,500,536	1.2	
		10,279,074	3.4	
ヘルスケア				
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス				
Shanghai Pharmaceuticals Holding Co., Ltd. - Class H	2,783,100	5,253,543	1.8	
医薬品				
China Resources Pharmaceutical Group Ltd.	3,007,200	3,106,770	1.0	
		8,360,313	2.8	
投資有価証券合計				
(取得原価 \$ 302,610,174)		\$ 293,747,794	97.9 %	
	利率	日付 (月／日／年)	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
定期預金				
BBH, Grand Cayman(b)	(0.58)%	—	99	0.0
BBH, Grand Cayman(b)	0.29%	—	23,361	0.0
BBH, Grand Cayman(b)	0.46%	—	118	0.0
Hong Kong & Shanghai Bank, Singapore (b)	0.75%	—	22,723	0.0
HSBC Bank PLC, London(b)	5.57%	—	107,063	0.0
Sumitomo, London(b)	(0.25)%	—	27,078	0.0
Sumitomo, London(b)	1.48%	—	6,765,899	2.3
Sumitomo, Tokyo(b)	1.48%	—	27,790	0.0
定期預金合計				2.3
負債控除後その他資産				(0.2)
純資産額				\$ 300,017,545 100.0 %

先物為替予約

取引相手方	引渡契約 (単位：千)		～と交換に (単位：千)		決済日 (月／日／年)	未実現 評価 (損) 益
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	10	CNH	75	9／10／19	\$ 22
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	34,750	AUD	51,520	9／30／19	(25,878)
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	3,753	CAD	4,991	9／30／19	(2,626)
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	10	EUR	9	9／30／19	(81)
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	2,158	GBP	1,765	9／30／19	(8,655)
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	8,593	NZD	13,538	9／30／19	(56,130)
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	45	SGD	62	9／30／19	30
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD	21,577	ZAR	332,257	9／30／19	252,918
						<u>\$ 159,600</u>
					評価益	\$ 252,970
					評価損	\$ (93,370)

＋ クラス受益証券のヘッジ目的で使用。

(a) 貸付中の有価証券の全部または一部を表す。貸付有価証券に関する情報は、財務書類に対する注記Nを参照のこと。

(b) 翌日物預金。

通貨略称：

AUD	－	豪ドル
CAD	－	カナダ・ドル
CNH	－	中国元（オフショア）
EUR	－	ユーロ
GBP	－	スターリング・ポンド
NZD	－	ニュージーランド・ドル
SGD	－	シンガポール・ドル
USD	－	米ドル
ZAR	－	南アフリカ・ランド

用語説明：

ADR	－	米国預託証券

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

August 31, 2019

AB FCP I

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	\$ 48,318,516	\$ 103,650,128	\$ 320,013,978
Receivable for capital stock sold	453	28,028	531,172
Dividends and interest receivable	177,454	179,962	765,531
Time deposits	1,094,223	2,133,060	1,511,084
Upfront premiums paid on swap contracts	67,321	-0-	-0-
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	497,272	735,111	1,756,075
Cash at depository and broker	492,181	-0-	1,126,408
Receivable for investment securities sold	1,051,542	936,095	5,693,632
Unrealized appreciation on swaps	163,428	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	65,503	-0-	-0-
Unrealized appreciation on financial futures contracts	78,513	-0-	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	1,520	9,244
Other receivables	1,959	-0-	-0-
	<u>52,008,365</u>	<u>107,663,904</u>	<u>331,407,124</u>
LIABILITIES			
Payable for investment securities purchased	1,526,388	-0-	-0-
Due to depository and broker	49,774	1,036,104	5,710
Upfront premiums received on swap contracts	15,734	-0-	-0-
Payable for capital stock redeemed	233,362	142,232	7,526,111
Dividends payable	-0-	-0-	292,164
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	249,247	322,681	566,491
Unrealized depreciation on swaps	223,768	-0-	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts	210,337	-0-	-0-
Interest payable on swaps	41,060	-0-	-0-
Payable for capital gains tax	-0-	14,037	-0-
Accrued expenses and other liabilities	170,826	186,922	539,754
	<u>2,720,496</u>	<u>1,701,976</u>	<u>8,930,230</u>
NET ASSETS	<u>\$ 49,287,869</u>	<u>\$ 105,961,928</u>	<u>\$ 322,476,894</u>

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Sustainable US Thematic Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Opportunity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
\$ 820,592,433	\$ 126,568,761	\$ 293,747,794	¥ 12,896,426,930	\$ 143,668,838	\$ 530,426,586	\$ 20,313,681,735	\$ 23,321,675,390
460,444	756,172	354,450	288,928,435	508,770	5,325,292	86,187,196	458,241,953
408,710	95,322	401,437	66,447,873	111,162	5,235,990	316,982,816	213,051,986
2,412,233	6,313,285	6,974,131	478,019,409	3,707,487	10,703,272	171,998,595	98,438,055
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	260,186,727	110,685,605
15	403	252,970	9,524,986	140,487	6,797,195	198,031,260	2,588,910
955,609	-0-	-0-	-0-	-0-	6,377,038	73,238,954	54,600,768
2,457,803	-0-	1,782,574	-0-	354,769	27,903,344	37,720,340	25,830,876
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	545,012	67,211,269	42,053,725
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	216,115	38,625,025	20,681,299
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	152,672	-0-	12,762,982
45,953	-0-	4,879	80,783	2,946	-0-	-0-	-0-
64,125	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
<u>827,397,325</u>	<u>133,733,943</u>	<u>303,518,235</u>	<u>13,739,428,416</u>	<u>148,494,459</u>	<u>593,682,516</u>	<u>21,563,863,917</u>	<u>24,360,611,549</u>
20,733	-0-	1,135,237	-0-	-0-	11,767,096	80,770,262	728,532,744
-0-	49,345	642,202	221,650,329	559,818	2,390,854	369,693,472	200,235,601
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	285,996	234,690,697	159,941,645
3,107,355	400,727	413,266	29,300,800	196,091	3,258,892	66,936,630	84,129,073
3,817	-0-	515,923	13,418,061	147,630	548,585	107,290,522	74,490,099
17,879	24,385	93,370	861,351	23,363	1,309,371	96,184,800	12,261,929
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	1,793,628	8,739,676	58,288,133
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	753,392	244,125	3,401,352
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	543,574	102,754	5,166,345
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
<u>1,371,240</u>	<u>275,553</u>	<u>700,692</u>	<u>41,630,798</u>	<u>387,976</u>	<u>628,461</u>	<u>35,905,918</u>	<u>25,032,627</u>
<u>4,521,024</u>	<u>750,010</u>	<u>3,500,690</u>	<u>306,861,339</u>	<u>1,314,878</u>	<u>23,279,849</u>	<u>1,000,558,856</u>	<u>1,351,479,548</u>
<u>\$ 822,876,301</u>	<u>\$ 132,983,933</u>	<u>\$ 300,017,545</u>	<u>¥ 13,432,567,077</u>	<u>\$ 147,179,581</u>	<u>\$ 570,402,667</u>	<u>\$ 20,563,305,061</u>	<u>\$ 23,009,132,001</u>

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES (continued)

August 31, 2019

AB FCP I

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	€ 3,908,512,646	\$ 963,479,748	\$ 1,733,010,553
Receivable for capital stock sold	96,087,418	1,419,730	7,721,275
Dividends and interest receivable	54,861,305	17,106,824	6,877,943
Time deposits	149,699,727	8,160,547	44,439,571
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	2,454,511	6,584
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	25,599,333	3,262,582	211,181
Cash at depository and broker	447,329	3,663,602	21,485,556
Receivable for investment securities sold	-0-	-0-	26,886,825
Unrealized appreciation on swaps	-0-	1,365,408	15,874,716
Interest receivable on swaps	-0-	69,349	1,185,827
Unrealized appreciation on financial futures contracts	36,941,050	185,625	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	-0-	-0-
Other receivables	-0-	-0-	-0-
	<u>4,272,148,808</u>	<u>1,001,167,926</u>	<u>1,857,700,031</u>
LIABILITIES			
Payable for investment securities purchased	153,261,616	3,873,441	17,740,650
Due to depository and broker	31,218,744	1,155,462	15,566,769
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	799,291	12,622,067
Payable for capital stock redeemed	28,267,265	3,456,807	61,580,100
Dividends payable	18,583,226	3,538,091	5,062,092
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	718,591	3,168,776	1,215,550
Unrealized depreciation on swaps	-0-	3,390,860	260,101
Unrealized depreciation on financial futures contracts	19,457,110	-0-	-0-
Interest payable on swaps	-0-	59,274	1,187,618
Payable for capital gains tax	-0-	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	5,224,992	1,448,306	1,721,071
	<u>256,731,544</u>	<u>20,890,308</u>	<u>116,956,018</u>
NET ASSETS	<u>€ 4,015,417,264</u>	<u>\$ 980,277,618</u>	<u>\$ 1,740,744,013</u>

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

AB FCP I

Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
\$ 16,538,176	\$ 53,015,124,906*
-0-	669,860,544
141,880	621,667,337*
290,003	527,203,899
1,504	373,402,252
184,172	242,683,395
1,344,351	163,776,126
1,438,782	132,056,582
191,322	127,404,880
50,341	60,893,459
194,198	53,975,898
-0-	65,301
-0-	66,084
<u>20,374,729</u>	<u>55,988,180,663*</u>
3,161,109	1,016,977,502
166,637	627,947,783
32,227	408,387,657
-0-	262,724,625
37,581	211,685,107*
33,071	116,268,813
169,986	72,866,152
47,618	26,042,134
35,177	7,135,802
-0-	14,037
<u>39,761</u>	<u>74,543,225</u>
<u>3,723,167</u>	<u>2,824,592,837*</u>
<u>\$ 16,651,562</u>	<u>\$ 53,163,587,826*</u>

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS*For the year ended August 31, 2019***AB FCP I**

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest.....	\$ 577,413	\$ 55,069	\$ 79,861
Swap income	146,215	-0-	-0-
Dividends, net.....	546,529	1,797,486	9,669,172
Securities lending income, net.....	-0-	11,575	66,431
	<u>1,270,157</u>	<u>1,864,130</u>	<u>9,815,464</u>
EXPENSES			
Management fee	682,652	881,164	3,549,238
Expense on swaps	170,497	-0-	-0-
Management company fee.....	53,553	37,482	199,880
Transfer agency.....	55,215	42,286	163,577
Taxes.....	25,891	22,089	107,637
Distribution fee	102,857	38,014	74,808
Depository and custodian fees.....	184,761	23,893	113,635
Professional fees.....	34,616	21,703	179,461
Accounting and administration fee	34,854	40,539	82,794
Printing	-0-	7,784	3,989
Miscellaneous	42,903	25,775	56,719
	<u>1,387,799</u>	<u>1,140,729</u>	<u>4,531,738</u>
Expense reimbursed or waived.....	(191,336)	(6,299)	-0-
Net expenses.....	<u>1,196,463</u>	<u>1,134,430</u>	<u>4,531,738</u>
Net investment income/(loss)	<u>73,694</u>	<u>729,700</u>	<u>5,283,726</u>
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	1,301,467	4,046,053	(5,767,510)
Capital withholding tax.....	1,406	(13,941)	3,142
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	(1,783,246)	(9,427,848)	(51,973,474)
On financial futures contracts	57,236	(5,836)	(50,882)
On forward foreign currency contracts.....	16,699	299,351	(139,449)
On swaps	41,086	-0-	-0-
Result of operations	<u>(291,658)</u>	<u>(4,372,521)</u>	<u>(52,644,447)</u>
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(14,131,379)	(17,531,776)	(172,350,633)
Distributions.....	-0-	-0-	(5,845,142)
NET ASSETS			
Beginning of year.....	63,710,906	127,866,225	553,317,116
Currency translation adjustment.....	-0-	-0-	-0-
End of year	<u>\$ 49,287,869</u>	<u>\$ 105,961,928</u>	<u>\$ 322,476,894</u>

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Sustainable US Thematic Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Opportunity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
\$ 212,598	\$ 111,982	\$ 80,804	¥ -0-	\$ 55,626	\$ 21,219,319	\$ 1,504,964,448	\$ 867,262,112
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	767,925	173,819,798	71,663,323
19,808,151	847,738	10,643,655	554,235,713	3,778,305	-0-	40,739,443	224,921
336,524	-0-	19,822	890,631	22,011	-0-	-0-	-0-
20,357,273	959,720	10,744,281	555,126,344	3,855,942	21,987,244	1,719,523,689	939,150,356
12,473,259	1,228,828	4,663,306	153,408,245	2,371,167	4,661,924	289,850,166	139,356,259
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	543,229	29,963,459	16,650,318
738,859	51,876	138,764	5,335,511	53,612	474,735	17,153,468	12,313,244
481,142	65,764	231,760	11,625,141	108,931	249,197	9,606,984	6,204,950
367,196	45,287	132,051	5,097,908	53,818	253,261	8,645,636	7,045,737
37,185	29,269	172,657	639,823	76,729	26,657	5,306,738	4,176,362
368,952	14,510	187,424	7,950,354	81,596	111,528	2,806,378	1,054,751
257,168	126,479	227,330	20,932,364	155,730	190,615	1,056,399	540,524
127,860	44,675	78,955	5,621,400	48,053	97,508	217,274	217,274
9,700	3,584	21,265	45,384	629	24,375	156,468	93,124
367,263	34,744	59,095	6,437,447	57,023	70,896	778,423	462,459
15,228,584	1,645,016	5,912,607	217,093,577	3,007,288	6,703,925	365,541,393	188,115,002
-0-	(101,529)	(29,266)	(93,862)	-0-	-0-	-0-	-0-
15,228,584	1,543,487	5,883,341	216,999,715	3,007,288	6,703,925	365,541,393	188,115,002
5,128,689	(583,767)	4,860,940	338,126,629	848,654	15,283,319	1,353,982,296	751,035,354
(79,850,959)	3,029,608	(12,682,390)	(563,699,121)	(4,927,247)	(9,517,158)	(1,423,584,944)	(92,456,668)
1,533,991	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	1,543	-0-
15,975,451	5,732,059	(46,974,827)	(3,503,232,607)	(3,709,071)	4,021,693	701,735,817	787,075,547
(468,029)	-0-	-0-	-0-	-0-	(469,868)	(6,915,515)	7,418,284
127,398	(7,283)	1,636,948	10,394,166	692,565	3,708,387	58,638,412	(995,073)
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	(1,157,142)	47,193,660	14,361,207
(57,553,459)	8,170,617	(53,159,329)	(3,718,410,933)	(7,095,099)	11,869,231	731,051,269	1,466,438,651
(198,888,315)	(1,980,454)	(110,821,193)	(10,091,234,850)	11,602,941	121,697,865	293,887,427	11,772,499,313
(35,076)	-0-	(6,778,801)	(212,803,971)	(2,019,777)	(5,602,868)	(1,286,888,810)	(573,711,302)
1,079,353,151	126,793,770	470,776,868	27,455,016,831	144,691,516	442,438,439	20,825,255,175	10,343,905,339
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
\$ 822,876,301	\$ 132,983,933	\$ 300,017,545	¥ 13,432,567,077	\$ 147,179,581	\$ 570,402,667	\$ 20,563,305,061	\$ 23,009,132,001

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS (continued)**For the year ended August 31, 2019****AB FCP I**

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest.....	€ 123,540,255	\$ 62,260,460	\$ 145,667,530
Swap income	300,758	199,543	5,993,567
Dividends, net	-0-	-0-	-0-
Securities lending income, net.....	-0-	-0-	-0-
	<u>123,841,013</u>	<u>62,460,003</u>	<u>151,661,097</u>
EXPENSES			
Management fee	25,442,872	8,520,046	15,534,037
Expense on swaps	552,482	211,554	3,785,087
Management company fee	2,335,313	407,065	728,197
Transfer agency.....	971,517	575,298	867,570
Taxes.....	1,282,479	408,466	736,783
Distribution fee	297,437	170,592	26,677
Depository and custodian fees.....	594,217	176,295	202,003
Professional fees.....	241,544	236,164	254,092
Accounting and administration fee	189,493	131,382	216,505
Printing	2,322	12,452	17,685
Miscellaneous	316,318	105,808	83,455
	<u>32,225,994</u>	<u>10,955,122</u>	<u>22,452,091</u>
Expense reimbursed or waived.....	-0-	-0-	(1,563)
Net expenses.....	<u>32,225,994</u>	<u>10,955,122</u>	<u>22,450,528</u>
Net investment income	<u>91,615,019</u>	<u>51,504,881</u>	<u>129,210,569</u>
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	94,588,736	(43,084,431)	(51,555,897)
Capital withholding tax.....	-0-	-0-	-0-
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	127,825,589	69,028,285	(22,242,643)
On financial futures contracts	17,114,189	151,943	-0-
On forward foreign currency contracts.....	12,854,480	1,560,805	(992,802)
On swaps	-0-	(2,032,494)	14,860,152
Result of operations	<u>343,998,013</u>	<u>77,128,989</u>	<u>69,279,379</u>
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	1,584,922,515	40,956,360	(251,062,916)
Distributions.....	(146,452,832)	(42,838,251)	(70,204,863)
NET ASSETS			
Beginning of year.....	2,232,949,568	905,030,520	1,992,732,413
Currency translation adjustment.....	-0-	-0-	-0-
End of year	<u>€ 4,015,417,264</u>	<u>\$ 980,277,618</u>	<u>\$ 1,740,744,013</u>

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

AB FCP I

Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
\$ 668,880	\$ 2,743,211,919
152,846	253,084,036
-0-	84,214,126*
-0-	464,468
<u>821,726</u>	<u>3,080,974,549*</u>
73,337	514,073,261
108,148	52,058,365
1,630	35,047,295
1,080	19,860,466
1,638	19,345,186
-0-	10,581,423
14,576	6,086,017
28,859	3,773,342
18,395	1,621,956
354	354,453
<u>27,335</u>	<u>2,588,930</u>
275,352	665,390,694
-0-	(330,847)
<u>275,352</u>	<u>665,059,847</u>
<u>546,374</u>	<u>2,415,914,702*</u>
332,011	(1,612,659,771)
-0-	1,526,141
274,185	1,562,449,907*
147,033	19,258,165
70,832	79,278,073
<u>12,764</u>	<u>73,279,233</u>
<u>1,383,199</u>	<u>2,539,046,450*</u>
(627,212)	13,158,671,346*
(463,646)	(2,153,400,582)*
16,359,221	39,811,497,069
-0-	(192,226,457)
<u>\$ 16,651,562</u>	<u>\$ 53,163,587,826*</u>

SHARES OUTSTANDING

August 31, 2019

AB FCP I

	Dynamic Diversified Portfolio	Global Equity Blend Portfolio	Global Value Portfolio
CLASS			
A	163,674	588,948	4,537,416
A EUR H.....	43,926	258,212	-0-
A SGD H.....	-0-	-0-	426,643
AD.....	-0-	-0-	1,800,437
AD AUD H.....	-0-	-0-	1,502,514
AD CAD H.....	-0-	-0-	384,295
AD EUR H.....	-0-	-0-	88,169
AD GBPH.....	-0-	-0-	150,096
AD SGD H.....	-0-	-0-	998
AD ZAR H.....	-0-	-0-	808,180
AX.....	442,129	-0-	-0-
B.....	36,073	219,218	172,276
BD.....	-0-	-0-	178,190
BD AUD H.....	-0-	-0-	43,503
BD EUR H.....	-0-	-0-	11,163
BD ZAR H.....	-0-	-0-	57,528
BX.....	410,574	-0-	-0-
C.....	176,454	146,536	210,641
C EUR H.....	501	-0-	-0-
CX.....	89,881	-0-	-0-
I.....	828,612	141,453	1,218,185
I EUR H.....	170,170	-0-	-0-
IX.....	3,359	-0-	-0-
S.....	-0-	873,879	2,350,760
S GBPH.....	-0-	-0-	669,791
SI.....	-0-	2,530,291	4,282,036
SI EUR H.....	476	-0-	-0-
SD.....	-0-	-0-	213,448

AB FCP I

	Emerging Markets Growth Portfolio	Sustainable US Thematic Portfolio	Asia Ex-Japan Equity Portfolio
CLASS			
A.....	12,522,717	1,451,036	1,239,279
AAUD H.....	309,145	1,230	434,730
A CAD H.....	-0-	40,190	-0-
A EUR H.....	-0-	60,404	-0-
A GBP H.....	-0-	4,628	-0-
A PLN H.....	380	-0-	-0-
A SGD H.....	2,373	25,650	3,469
AD.....	596	-0-	3,753,075
ADAUD H.....	-0-	-0-	3,414,905
AD CAD H.....	-0-	-0-	484,856
AD EUR H.....	-0-	-0-	733
AD GBP H.....	-0-	-0-	124,158
AD NZD H.....	-0-	-0-	1,026,208
AD RMB H.....	-0-	-0-	897
AD SGD H.....	-0-	-0-	1,090
AD ZAR H.....	-0-	-0-	3,633,956
AN.....	-0-	667	-0-
AY JPY.....	-0-	-0-	179,030,436
B.....	71,407	134,489	7,215
B CAD H.....	-0-	3,869	-0-
BD.....	-0-	-0-	238,816
BDAUD H.....	-0-	-0-	113,946
BD CAD H.....	-0-	-0-	10,478
BD GBP H.....	-0-	-0-	17,606
BD NZD H.....	-0-	-0-	13,394
BD ZAR H.....	-0-	-0-	6,995
BY JPY.....	-0-	-0-	542,130,001
C.....	416,699	321,275	6,457
CAUD H.....	1,495	-0-	761
C EUR H.....	-0-	535	-0-
ED.....	152,771	-0-	148,660
I.....	2,798,886	1,312,005	555,134
IAUD H.....	1,495	-0-	761
I CHF H.....	133,333	-0-	-0-
I EUR H.....	-0-	634	-0-
I GBP.....	-0-	-0-	382
ID.....	-0-	-0-	967
IDAUD H.....	-0-	-0-	1,363
IN.....	-0-	667	-0-
N.....	55,765	-0-	-0-
S.....	255	222,867	735,015
SI.....	3,163,571	1,022,077	4,447,884
SI JPY H.....	-0-	7,500	-0-
SD.....	-0-	-0-	162,476

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2019

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio	China Opportunity Portfolio	Short Duration Bond Portfolio
CLASS			
2	4,421	-0-	-0-
A	161,190	946,638	925,322
AA AUD H	667	-0-	-0-
A CZK H	2,543	-0-	-0-
A EUR H	62,916	-0-	-0-
A NZD H	833	-0-	-0-
A PLN H	-0-	380	-0-
A SGD H	9,296	-0-	-0-
A USD H	409,349	-0-	-0-
A2	-0-	-0-	8,737,089
A2 EUR H	-0-	-0-	2,852
A2 SGD H	-0-	-0-	833
AA	-0-	-0-	3,630,890
AA AUD H	-0-	-0-	2,368,589
AA CAD H	-0-	-0-	1,079,071
AA GBP H	-0-	-0-	613,225
AA NZD H	-0-	-0-	1,025
AA SGD H	-0-	-0-	45,131
AD	18,879	519,191	-0-
AD AUD H	590,993	1,044,693	-0-
AD CAD H	-0-	9,757	-0-
AD EUR H	-0-	50,560	-0-
AD GBP H	-0-	28,086	-0-
AD NZD H	50,086	74,274	-0-
AD RMB H	-0-	833	-0-
AD SGD H	-0-	1,593	-0-
AD USD H	116,788	-0-	-0-
AD ZAR H	115,717	1,775,465	-0-
AJ	-0-	-0-	5,053,481
AR EUR H	-0-	-0-	66,367
AT	-0-	-0-	10,205,379
AT AUD H	-0-	-0-	493,398
AT CAD H	-0-	-0-	86,690
AT EUR H	-0-	-0-	22,112
AT GBP H	-0-	-0-	41,223
AT NZD H	-0-	-0-	75,959
AT SGD H	-0-	-0-	24,733
AX	-0-	-0-	10,310
B	1,681	115,039	122,498
B2	-0-	-0-	15,381
BA	-0-	-0-	4,774
BA AUD H	-0-	-0-	4,364
BD	75	26,024	-0-
BD AUD H	2,640	32,387	-0-
BD EUR H	-0-	1,177	-0-
BD NZD H	-0-	2,611	-0-
BD USD H	12,885	-0-	-0-
BD ZAR H	2,182	10,664	-0-
BT	-0-	-0-	33,967
BT AUD H	-0-	-0-	23,629
BT CAD H	-0-	-0-	6,431
BT GBP H	-0-	-0-	821
BX	-0-	-0-	5,728
C	9,114	27,002	531,415
C EUR H	521	-0-	-0-
C2	-0-	-0-	247,547
C2 EUR H	-0-	-0-	457
I	210,000	14,821	2,274,046

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio	China Opportunity Portfolio	Short Duration Bond Portfolio
I EUR H	367	-0-	-0-
I USD H	31,417	-0-	-0-
I2.....	-0-	-0-	10,842,603
I2 AUD H.....	-0-	-0-	1,468
I2 EUR H.....	-0-	-0-	77,859
IT	-0-	-0-	265,684
IT AUD H.....	-0-	-0-	878
N2.....	-0-	-0-	232,460
NT	-0-	-0-	160,961
S	-0-	102,603	-0-
S EUR H.....	421	-0-	1,041
S SGD H.....	-0-	-0-	833
S1	418,336	667,098	-0-
S1 2.....	-0-	-0-	681,689
S1 EUR H	-0-	-0-	1,041
S1 USD H	482	-0-	-0-
SA.....	-0-	-0-	45,654
SD	225,043	-0-	-0-

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2019

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
CLASS			
A.....	133,669,125	102,485,792	2,872,475
A2.....	63,728,732	67,746,706	4,032,237
A2 CHF H.....	23,890	187,837	3,233
A2 DUR PH.....	-0-	5,160	-0-
A2 EUR H.....	1,393,860	3,449,305	-0-
A2 PLN H.....	380	277,782	380
A2 SGD H.....	849,512	711,747	933
A2 USD H.....	-0-	-0-	1,442,698
AA.....	249,029,137	104,386,275	3,374,173
AA AUD H.....	198,822,089	36,473,070	28,665,693
AA CAD H.....	626,146	6,341,099	-0-
AA DUR PH.....	-0-	3,075,646	-0-
AA EUR H.....	1,011,587	1,345,058	-0-
AA GBP H.....	4,544,041	9,500,904	-0-
AA HKD H.....	-0-	-0-	12,611,535
AA NZD H.....	1,529,574	4,965,857	-0-
AA RMB H.....	1,128,514	1,267,145	174,999
AA SGD H.....	144,541	301,381	504,568
AA USD H.....	-0-	-0-	168,456,090
AA ZAR H.....	302,170,308	27,165,754	-0-
AK.....	161,413	79,208	180,251
AK EUR H.....	10,465	52,691	-0-
AR.....	-0-	-0-	591,155
AR EUR.....	-0-	31,658	-0-
AR EUR H.....	103,484	13,243	-0-
AT.....	1,728,647,691	1,177,247,149	25,453,176
AT AUD H.....	123,561,682	118,755,743	7,071,542
AT CAD H.....	9,911,323	32,834,158	-0-
AT DUR PH.....	-0-	64,856	-0-
AT EUR H.....	8,309,740	7,061,984	-0-
AT GBP H.....	4,593,145	17,075,850	-0-
AT NZD H.....	12,919,865	10,965,358	-0-
AT RMB H.....	3,617,932	6,799,579	-0-
AT SGD H.....	37,976,483	27,030,994	1,396,785
AT USD H.....	-0-	-0-	26,844,288
B.....	4,032,909	3,744,829	305,012
B2.....	107,624	397,785	14,893
B2 EUR H.....	526	-0-	-0-
BA.....	2,148,431	2,520,790	152,126
BA AUD H.....	2,112,853	1,271,847	1,224,587
BA USD H.....	-0-	-0-	951,685
BA ZAR H.....	1,676,612	1,220,080	-0-
BT.....	7,797,612	13,646,831	323,585
BT AUD H.....	1,376,637	2,695,883	209,605
BT CAD H.....	290,694	433,925	-0-
BT EUR H.....	58,575	111,506	-0-
BT GBP H.....	92,939	400,506	-0-
BT NZD H.....	120,892	439,862	-0-
BT USD H.....	-0-	-0-	473,676
C.....	24,174,537	24,489,085	3,173,177
C2.....	1,936,827	6,025,701	333,337
C2 DUR PH.....	-0-	9,172	-0-
C2 EUR H.....	13,050	10,024	-0-

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
C2 USD H.....	-0-	-0-	651,068
CK.....	905	-0-	11,618
CK EUR H.....	639	-0-	-0-
CT.....	37,908	64,182	-0-
CT USD H.....	-0-	-0-	128,418
EA.....	45,638,566	5,784,556	-0-
EA AUD H.....	592,354	627,954	-0-
EA ZAR H.....	1,380,201	812,042	-0-
I.....	37,117,575	33,362,012	2,432,248
I2.....	16,344,470	52,172,916	22,362,396
I2 AUD H.....	124,728	3,339,487	1,468
I2 CHF H.....	8,543	564,161	112,389
I2 DUR PH.....	-0-	1,900	-0-
I2 EUR H.....	1,920,491	1,617,260	-0-
I2 SGD H.....	17,794	157,907	-0-
I2 USD H.....	-0-	-0-	2,401,961
IA.....	-0-	289,096	411,647
IA AUD H.....	2,825,508	4,620,922	-0-
IA HKD H.....	-0-	-0-	14,758
IA SGD H.....	-0-	-0-	1,202
IA USD H.....	-0-	-0-	53,382
IQD.....	103,605	-0-	-0-
IT.....	5,546,958	14,957,066	742,690
IT AUD H.....	298,901	725,880	-0-
IT CAD H.....	371,182	441,921	-0-
IT EUR H.....	148,885	773,309	-0-
IT GBP H.....	296,546	351,483	-0-
IT JPY.....	-0-	228,369	-0-
IT JPY H.....	-0-	165,022	-0-
IT NZD H.....	24,840	64,458	-0-
IT RMB H.....	18,971	151,165	-0-
IT SGD H.....	-0-	2,114,164	33,832
IT USD H.....	-0-	-0-	567,903
J.....	5,646,799	39,186,233	-0-
N2.....	1,301,429	4,807,046	-0-
NT.....	1,699,460	2,898,133	-0-
NT USD H.....	-0-	-0-	107,155
S.....	-0-	761,289	23,222
S EUR H.....	13,321	-0-	-0-
S1.....	51,569,872	73,003,194	3,790,994
S1 USD H.....	-0-	-0-	5,512,404
SID.....	32,833,955	25,364,431	2,933,801
SA.....	1,288,767	1,694,089	-0-
SA USD H.....	-0-	-0-	144,547
SHK.....	174,239	2,980,792	152,539
SK.....	18,062,764	-0-	-0-
SQ.....	89,640	-0-	-0-
W.....	-0-	159,091	-0-
W2.....	3,293	1,026,349	-0-
W2 CHF H.....	3,508	157,392	667
W2 EUR H.....	-0-	55,035	-0-
WT.....	3,695	4,089,536	-0-
WT AUD H.....	5,917	179,085	-0-
WT EUR H.....	3,500	112,228	-0-
WT GBP H.....	-0-	118,662	-0-
WT SGD H.....	-0-	316,427	-0-

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2019

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio	Mortgage Income Portfolio	Global Bond II Portfolio
CLASS			
A.....	1,138,612	9,260,298	-0-
A2.....	1,145,916	12,376,409	-0-
A2 CHF H.....	600	-0-	-0-
A2 EUR H.....	46,539	-0-	-0-
A2 PLN H.....	380	-0-	-0-
A2 SGD H.....	279,162	-0-	-0-
A2X.....	-0-	869,144	-0-
AA.....	6,319,312	23,198,987	-0-
AAA AUD H.....	5,221,170	6,421,436	-0-
AA CAD H.....	8,062	-0-	-0-
AA EUR H.....	3,319	-0-	-0-
AA GBP H.....	30,160	-0-	-0-
AA NZD H.....	60,225	-0-	-0-
AA RMB H.....	949	337,578	-0-
AA SGD H.....	1,169	46,076	-0-
AA ZAR H.....	13,326,945	3,166,991	-0-
AR EUR.....	1,994	-0-	-0-
AR EUR H.....	-0-	22,385	-0-
AT.....	16,026,642	5,743,809	-0-
AT AUD H.....	9,414,339	502,883	-0-
AT CAD H.....	205,864	-0-	-0-
AT EUR H.....	448,216	-0-	-0-
AT GBP H.....	119,818	11,412	-0-
AT NZD H.....	962,420	-0-	-0-
AT RMB H.....	16,684	-0-	-0-
AT SGD H.....	485,118	121,550	-0-
AX.....	-0-	416,737	-0-
B.....	14,633	-0-	-0-
B2.....	20,411	-0-	-0-
B2X.....	-0-	21,117	-0-
BA.....	101,203	8,065	-0-
BA AUD H.....	57,029	98,193	-0-
BA ZAR H.....	34,681	40,281	-0-
BT.....	464,601	-0-	-0-
BT AUD H.....	126,671	-0-	-0-
BT CAD H.....	24,420	-0-	-0-
BT EUR H.....	2,546	-0-	-0-
BT GBP H.....	5,949	-0-	-0-
BT NZD H.....	25,477	-0-	-0-
BX.....	-0-	322,422	-0-
C.....	438,734	3,039,440	-0-
C2.....	115,230	2,309,453	-0-
C2 EUR H.....	994	-0-	-0-
C2X.....	-0-	3,920	-0-
CT.....	925	-0-	-0-
CX.....	-0-	19,102	-0-
I.....	596,699	4,330,857	-0-
I2.....	294,027	5,851,006	-0-
I2 CHF H.....	600	-0-	-0-
I2 EUR H.....	3,750,572	4,439,941	-0-
I2X.....	-0-	1,092	-0-
IT.....	5,375,243	-0-	-0-
IT AUD H.....	1,578	-0-	-0-
IT EUR H.....	1,333,333	22,388	-0-
IT SGD H.....	1,178	-0-	-0-
IX.....	-0-	104,663	-0-
N2.....	36,381	1,130,409	-0-
NT.....	30,893	569,448	-0-
S.....	275	2,532,605	-0-
S EUR H.....	521	-0-	-0-
S GBP H.....	431	-0-	-0-
S1.....	-0-	18,771,562	1,827,645

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio	Mortgage Income Portfolio	Global Bond II Portfolio
CLASS			
SI 2	4,456,050	-0-	-0-
SI EUR H	521	-0-	-0-
SI GBPH	431	-0-	-0-
SI JPY	-0-	1,044	-0-
SIX	-0-	1,939	-0-
SA	140,346	2,089,426	-0-

STATISTICAL INFORMATION

AB FCP I

Dynamic Diversified Portfolio			
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	<u>\$49,287,869</u>	<u>\$63,710,906</u>	<u>\$66,462,142</u>
Class			
A	<u>\$19.46</u>	<u>\$19.31</u>	<u>\$18.32</u>
A EUR H	<u>€17.71</u>	<u>€18.12</u>	<u>€17.64</u>
AX	<u>\$23.43</u>	<u>\$23.24</u>	<u>\$22.04</u>
B	<u>\$17.89</u>	<u>\$17.93</u>	<u>\$17.18</u>
BX	<u>\$20.22</u>	<u>\$20.27</u>	<u>\$19.41</u>
C	<u>\$19.07</u>	<u>\$18.99</u>	<u>\$18.07</u>
C EUR H	<u>€17.37</u>	<u>€17.83</u>	<u>€17.42</u>
CX	<u>\$22.52</u>	<u>\$22.41</u>	<u>\$21.32</u>
I	<u>\$20.47</u>	<u>\$20.18</u>	<u>\$19.01</u>
I EUR H	<u>€18.63</u>	<u>€18.94</u>	<u>€18.31</u>
IX	<u>\$25.76</u>	<u>\$25.38</u>	<u>\$23.90</u>
S1 EUR H	<u>€19.52</u>	<u>€19.74</u>	<u>€19.00</u>
A – EUR *	<u>€17.71</u>	<u>€16.63</u>	<u>€15.37</u>
AX – EUR *	<u>€21.32</u>	<u>€20.02</u>	<u>€18.49</u>
B – EUR *	<u>€16.28</u>	<u>€15.44</u>	<u>€14.41</u>
BX – EUR *	<u>€18.40</u>	<u>€17.46</u>	<u>€16.28</u>
C – EUR *	<u>€17.35</u>	<u>€16.36</u>	<u>€15.16</u>
CX – EUR *	<u>€20.49</u>	<u>€19.30</u>	<u>€17.89</u>
I – EUR *	<u>€18.62</u>	<u>€17.38</u>	<u>€15.95</u>
IX – EUR *	<u>€23.44</u>	<u>€21.86</u>	<u>€20.05</u>

Global Equity Blend Portfolio			
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	<u>\$105,961,928</u>	<u>\$127,866,225</u>	<u>\$144,378,812</u>
Class			
A	<u>\$18.83</u>	<u>\$19.60</u>	<u>\$18.08</u>
A EUR H	<u>€17.69</u>	<u>€19.00</u>	<u>€18.01</u>
B	<u>\$16.04</u>	<u>\$16.87</u>	<u>\$15.72</u>
C	<u>\$17.71</u>	<u>\$18.52</u>	<u>\$17.16</u>
I	<u>\$21.46</u>	<u>\$22.17</u>	<u>\$20.29</u>
S	<u>\$25.43</u>	<u>\$25.97</u>	<u>\$23.48</u>
S1	<u>\$23.11</u>	<u>\$23.77</u>	<u>\$21.64</u>
S1A GB	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$21.98</u>
A – EUR *	<u>€17.13</u>	<u>€16.88</u>	<u>€15.17</u>
B – EUR *	<u>€14.59</u>	<u>€14.53</u>	<u>€13.19</u>
C – EUR *	<u>€16.11</u>	<u>€15.95</u>	<u>€14.40</u>
I – EUR *	<u>€19.53</u>	<u>€19.10</u>	<u>€17.02</u>
S – EUR *	<u>€23.14</u>	<u>€22.37</u>	<u>€19.70</u>
S1 – EUR *	<u>€21.03</u>	<u>€20.47</u>	<u>€18.16</u>

AB FCP I

Global Value Portfolio			
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$322,476,894	\$553,317,116	\$471,083,620
Class			
A	\$15.98	\$17.66	\$16.65
A SGD H	SGD16.45	SGD18.38	SGD17.51
AD	\$13.21	\$15.26	\$14.95
AD AUD H	AUD12.93	AUD15.08	AUD14.89
AD CAD H	CAD12.91	CAD15.01	CAD14.79
AD EUR H	€13.23	€15.35	€15.16
AD GBP H	£12.96	£15.08	£14.91
AD SGD H	SGD13.14	SGD15.19	SGD14.98
AD ZAR H	R85.67	R99.78	R98.08
B	\$13.32	\$14.87	\$14.16
BD	\$13.45	\$15.51	\$15.19
BD AUD H	AUD12.97	AUD15.11	AUD14.92
BD EUR H	€13.26	€15.35	€15.15
BD ZAR H	R86.08	R100.17	R98.44
C	\$14.87	\$16.50	\$15.63
I	\$18.37	\$20.14	\$18.83
S	\$21.09	\$22.91	\$21.22
S GBPH	£17.27	£19.22	£18.19
S1	\$19.23	\$21.02	\$19.61
S1A GB (1)	N/A	\$21.55	\$20.06
SD	\$89.25	\$103.21	\$101.05
A – EUR *	€14.54	€15.21	€13.97
B – EUR *	€12.12	€12.81	€11.88
C – EUR *	€13.53	€14.21	€13.11
I – EUR *	€16.71	€17.35	€15.80
S – EUR *	€19.19	€19.73	€17.80
S1 – EUR *	€17.50	€18.11	€16.45
Emerging Markets Growth Portfolio			
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$822,876,301	\$1,079,353,151	\$887,775,368
Class			
A	\$40.31	\$42.42	\$45.84
A AUD H	AUD18.76	AUD20.11	AUD21.94
A PLN H (2)	PLN93.51	N/A	N/A
A SGD H	SGD14.01	SGD14.91	SGD16.30
AD (3)	\$16.43	N/A	N/A
B	\$31.03	\$32.98	\$36.00
C	\$33.46	\$35.37	\$38.39
CAUD H	AUD17.83	AUD19.19	AUD21.05
ED	\$11.86	\$12.92	N/A
I	\$48.26	\$50.38	\$54.01
IAUD H	AUD19.96	AUD21.22	AUD22.98
I CHF H	CHF12.26	CHF13.25	N/A
N	\$20.02	\$21.16	\$22.97
S	\$56.50	\$58.33	\$61.84
S1	\$50.02	\$52.10	\$55.75
A – EUR *	€36.68	€36.54	€38.46
B – EUR *	€28.23	€28.41	€30.20
C – EUR *	€30.44	€30.47	€32.21
I – EUR *	€43.91	€43.39	€45.31
S – EUR *	€51.41	€50.24	€51.88
S1 – EUR *	€45.51	€44.88	€46.77

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Sustainable US Thematic Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$132,983,933	\$126,793,770	\$64,612,612
Class			
A	\$25.61	\$24.15	\$20.37
A AUD H	AUD46.77	AUD44.78	AUD37.98
A CAD H	CAD41.99	CAD40.20	CAD34.21
A EUR H	€41.47	€40.31	€34.94
A GBP H	£34.61	£33.39	£28.66
A SGD H	SGD33.63	SGD32.04	SGD27.29
AN	\$49.37	\$46.55	\$39.26
B	\$21.40	\$20.38	\$17.37
B CAD H	CAD38.86	CAD37.57	CAD32.35
C	\$24.51	\$23.22	\$19.67
C EUR H	€40.12	€39.17	€34.11
I	\$29.77	\$27.84	\$23.30
I EUR H	€44.34	€42.87	€36.88
IN	\$53.13	\$49.69	\$41.58
S	\$39.86	\$36.96	\$30.60
S1	\$31.29	\$29.20	\$24.35
S1 JPY H	¥297.00	¥285.00	¥243.00
A – EUR *	€23.30	€20.80	€17.09
B – EUR *	€19.47	€17.55	€14.57
C – EUR *	€22.30	€20.00	€16.50
I – EUR *	€27.09	€23.98	€19.55
S – EUR *	€36.27	€31.83	€25.67
S1 – EUR *	€28.47	€25.15	€20.43

AB FCP I

	Asia Ex-Japan Equity Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets.....	\$300,017,545	\$470,776,868	\$507,776,327
Class			
A	\$19.35	\$22.11	\$22.71
AAUD H	AUD20.49	AUD23.80	AUD24.68
ASGD H	SGD14.19	SGD16.40	SGD17.08
AD	\$13.50	\$16.00	\$16.96
ADAUD H	AUD12.28	AUD14.75	AUD15.81
ADCAD H	CAD10.21	CAD12.18	CAD13.00
AD EUR H	€12.57	€14.95	€15.97
AD GBP H	£12.66	£15.10	£16.13
AD NZD H	NZD13.21	NZD15.85	NZD16.95
AD RMB H	CNH84.44	CNH101.12	CNH107.89
AD SGD H	SGD13.04	SGD15.51	SGD16.54
AD ZAR H	R91.84	R110.43	R117.69
AY JPY	¥1.48	¥1.77	¥1.80
B	\$17.57	\$20.28	\$21.04
BAUD H (4)	N/A	AUD18.04	AUD18.92
BD	\$13.46	\$15.97	\$16.97
BD AUD H	AUD12.33	AUD14.81	AUD15.92
BD CAD H	CAD10.69	CAD12.77	CAD13.67
BD GBP H	£12.67	£15.12	£16.18
BD NZD H	NZD13.17	NZD15.82	NZD16.95
BD ZAR H	R82.52	R99.22	R105.93
BY JPY	¥1.43	¥1.71	¥1.75
C	\$18.51	\$21.26	\$21.93
CAUD H	AUD20.03	AUD23.37	AUD24.35
ED	\$11.53	\$13.64	N/A
I	\$20.93	\$23.72	\$24.17
IAUD H	AUD22.47	AUD25.89	AUD26.63
IGBP	£19.31	£20.55	£20.98
ID	\$13.51	\$16.01	\$16.93
IDAUD H	AUD12.50	AUD15.00	AUD16.05
S	\$23.27	\$26.09	\$26.28
S1	\$21.27	\$24.06	\$24.46
SD	\$92.96	\$110.34	\$116.70
A – EUR *	€17.61	€19.04	€19.05
AD – EUR *	€12.28	€13.78	€14.23
B – EUR *	€15.99	€17.47	€17.65
BD – EUR *	€12.25	€13.76	€14.24
C – EUR *	€16.84	€18.31	€18.40
I – EUR *	€19.04	€20.43	€20.28
ID – EUR *	€12.29	€13.79	€14.20
S – EUR *	€21.17	€22.47	€22.05
S1 – EUR *	€19.35	€20.72	€20.52

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	<u>¥13,432,567,077</u>	<u>¥27,455,016,831</u>	<u>¥33,980,558,952</u>
Class			
2	<u>¥10,202.00</u>	<u>¥12,323.00</u>	<u>¥11,766.00</u>
A	<u>¥9,439.00</u>	<u>¥11,485.00</u>	<u>¥11,034.00</u>
A AUD H	<u>AUD18.91</u>	<u>AUD22.79</u>	<u>AUD21.61</u>
A CZK H	<u>CZK783.08</u>	<u>CZK947.01</u>	<u>N/A</u>
A EUR H	<u>€22.47</u>	<u>€27.57</u>	<u>€26.74</u>
A NZD H	<u>NZD20.37</u>	<u>NZD24.44</u>	<u>NZD23.09</u>
A SGD H	<u>SGD13.56</u>	<u>SGD16.28</u>	<u>SGD15.54</u>
A USD H	<u>\$26.55</u>	<u>\$31.55</u>	<u>\$29.86</u>
AD	<u>¥10,119.00</u>	<u>¥12,650.00</u>	<u>¥12,431.00</u>
AD AUD H	<u>AUD13.97</u>	<u>AUD17.77</u>	<u>AUD17.63</u>
AD NZD H	<u>NZD14.22</u>	<u>NZD17.93</u>	<u>NZD17.77</u>
AD USD H	<u>\$13.46</u>	<u>\$16.92</u>	<u>\$16.70</u>
AD ZAR H	<u>R95.90</u>	<u>R121.64</u>	<u>R119.87</u>
B	<u>¥8,287.00</u>	<u>¥10,185.00</u>	<u>¥9,883.00</u>
BD	<u>¥10,051.00</u>	<u>¥12,575.00</u>	<u>¥12,387.00</u>
BD AUD H	<u>AUD13.82</u>	<u>AUD17.61</u>	<u>AUD17.51</u>
BD USD H	<u>\$13.36</u>	<u>\$16.80</u>	<u>\$16.61</u>
BD ZAR H	<u>R95.51</u>	<u>R121.22</u>	<u>R119.93</u>
C	<u>¥8,884.00</u>	<u>¥10,858.00</u>	<u>¥10,480.00</u>
C EUR H	<u>€21.31</u>	<u>€26.29</u>	<u>€25.58</u>
I	<u>¥10,468.00</u>	<u>¥12,636.00</u>	<u>¥12,044.00</u>
I EUR H	<u>€24.16</u>	<u>€29.40</u>	<u>€28.14</u>
I USD H	<u>\$28.26</u>	<u>\$33.32</u>	<u>\$31.29</u>
S	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>¥13,486.00</u>
S EUR H	<u>€23.39</u>	<u>€28.15</u>	<u>€26.76</u>
S1	<u>¥10,993.00</u>	<u>¥13,201.00</u>	<u>¥12,529.00</u>
S1 USD H	<u>\$20.15</u>	<u>\$23.64</u>	<u>\$22.11</u>
SD	<u>¥10,833.00</u>	<u>¥13,456.00</u>	<u>¥13,124.00</u>
2 – USD *	<u>\$96.03</u>	<u>\$110.91</u>	<u>\$107.02</u>
2 – EUR *	<u>€87.38</u>	<u>€95.63</u>	<u>€89.89</u>
A – USD *	<u>\$88.85</u>	<u>\$103.37</u>	<u>\$100.36</u>
A – EUR *	<u>€80.84</u>	<u>€89.13</u>	<u>€84.30</u>
B – USD *	<u>\$78.00</u>	<u>\$91.67</u>	<u>\$89.89</u>
B – EUR *	<u>€70.97</u>	<u>€79.04</u>	<u>€75.51</u>
C – USD *	<u>\$83.62</u>	<u>\$97.73</u>	<u>\$95.32</u>
C – EUR *	<u>€76.09</u>	<u>€84.26</u>	<u>€80.07</u>
I – USD *	<u>\$98.53</u>	<u>\$113.73</u>	<u>\$109.55</u>
I – EUR *	<u>€89.65</u>	<u>€98.06</u>	<u>€92.02</u>
S – USD *	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$122.67</u>
S – EUR *	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>€103.03</u>
S1 – USD *	<u>\$103.47</u>	<u>\$118.82</u>	<u>\$113.96</u>
S1 – EUR *	<u>€94.15</u>	<u>€102.44</u>	<u>€95.72</u>

AB FCP I

	China Opportunity Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$147,179,581	\$144,691,516	\$143,950,664
Class			
A	\$53.00	\$54.92	\$54.09
A PLN H (2)	PLN90.71	N/A	N/A
AD	\$16.90	\$18.25	\$18.58
AD AUD H	AUD15.81	AUD17.35	AUD17.90
AD CAD H	CAD16.03	CAD17.40	CAD17.84
AD EUR H	€16.44	€17.84	€18.36
AD GBP H	£16.31	£17.77	£18.27
AD NZD H	NZD16.11	NZD17.64	NZD18.16
AD RMB H	CNH109.12	CNH119.08	CNH122.04
AD SGD H	SGD16.19	SGD17.56	SGD18.02
AD ZAR H	R103.78	R114.22	R117.02
B	\$42.59	\$44.58	\$44.33
BD	\$16.91	\$18.23	\$18.58
BD AUD H	AUD15.78	AUD17.28	AUD17.86
BD EUR H	€16.38	€17.74	€18.28
BD GBP H	N/A	N/A	£18.23
BD NZD H	NZD16.10	NZD17.60	NZD18.14
BD ZAR H	R104.55	R114.79	R117.61
C	\$50.10	\$52.14	\$51.58
I	\$62.90	\$64.66	\$63.18
S	\$77.00	\$77.94	\$75.00
S1	\$69.84	\$71.33	\$69.25
A – EUR *	€48.22	€47.30	€45.38
B – EUR *	€38.75	€38.40	€37.19
C – EUR *	€45.58	€44.91	€43.28
I – EUR *	€57.23	€55.69	€53.01
S – EUR *	€70.06	€67.13	€62.92
S1 – EUR *	€63.54	€61.44	€58.10

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Short Duration Bond Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$570,402,667	\$442,438,439	\$741,149,459
Class			
A	\$7.86	\$7.86	\$8.07
A2	\$18.25	\$17.82	\$17.83
A2 EUR H	€14.74	€14.83	€15.21
A2 SGD H	SGD15.48	SGD15.22	SGD15.32
AA	\$12.24	\$12.43	\$12.95
AAA AUD H	AUD12.13	AUD12.37	AUD12.90
AA CAD H	CAD12.33	CAD12.54	CAD13.08
AA GBP H	£12.31	£12.53	£13.09
AA NZD H	NZD12.44	NZD12.66	NZD13.19
AA SGD H	SGD12.26	SGD12.44	SGD12.99
AJ	\$7.53	\$7.53	\$7.72
AR EUR H	€12.85	€13.07	€13.60
AT	\$7.85	\$7.85	\$8.05
AT AUD H	AUD12.32	AUD12.37	AUD12.71
AT CAD H	CAD12.43	CAD12.46	CAD12.79
AT EUR H	€12.05	€12.12	€12.47
AT GBP H	£12.54	£12.58	£12.94
AT NZD H	NZD12.65	NZD12.69	NZD13.03
AT SGD H	SGD12.81	SGD12.80	SGD13.16
AX	\$6.29	\$6.29	\$6.46
B	\$7.86	\$7.86	\$8.07
B2	\$14.51	\$14.31	\$14.46
BA	\$11.55	\$11.85	\$12.47
BA AUD H	AUD11.44	AUD11.80	AUD12.43
BT	\$7.90	\$7.90	\$8.10
BT AUD H	AUD12.36	AUD12.40	AUD12.73
BT CAD H	CAD12.38	CAD12.39	CAD12.72
BT EUR H (5)	N/A	€12.08	€12.52
BT GBP H	£12.56	£12.62	£12.98
BT NZD H (6)	N/A	NZD12.72	NZD13.06
BX	\$6.28	\$6.28	\$6.45
C	\$7.86	\$7.86	\$8.07
C2	\$15.16	\$14.87	\$14.94
C2 EUR H	€14.09	€14.23	€14.67
I	\$7.86	\$7.86	\$8.07
I2	\$13.02	\$12.65	\$12.58
I2 AUD H	AUD19.85	AUD19.41	AUD19.30
I2 EUR H	€15.48	€15.49	€15.80
IT	\$12.90	\$12.90	\$13.24
IT AUD H	AUD12.88	AUD12.92	AUD13.27
N2	\$14.71	\$14.44	\$14.53
NT	\$12.71	\$12.71	\$13.03
S	N/A	N/A	\$8.08
S EUR H	€16.45	€16.33	€16.53
S SGD H	SGD17.49	SGD16.99	SGD16.88
S1 2	\$16.42	\$15.89	\$15.76
S1 EUR H	€15.66	€15.67	€15.94
SA	\$88.89	\$89.07	\$91.48
A – EUR *	€7.15	€6.77	€6.77
A2 – EUR *	€16.60	€15.35	€14.96
AT – EUR *	€7.14	€6.76	€6.75
B – EUR *	€7.15	€6.77	€6.77
B2 – EUR *	€13.20	€12.33	€12.13
BT – EUR *	€7.19	€6.80	€6.80
C – EUR *	€7.15	€6.77	€6.77
C2 – EUR *	€13.79	€12.81	€12.53
I – EUR *	€7.15	€6.77	€6.77
I2 – EUR *	€11.85	€10.90	€10.55
S – EUR *	N/A	N/A	€6.78

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$20,563,305,061	\$20,825,255,175	\$25,174,659,444
Class			
A	\$4.00	\$4.07	\$4.37
A2	\$15.96	\$15.19	\$15.31
A2 CHF H	CHF15.85	CHF15.61	CHF16.22
A2 EUR H	€23.81	€23.35	€24.17
A2 PLN H (2)	PLN101.93	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD21.04	SGD20.19	SGD20.51
AA	\$11.40	\$11.83	\$12.95
AAA AUD H	AUD11.16	AUD11.64	AUD12.78
AA CAD H	CAD11.07	CAD11.53	CAD12.64
AA EUR H	€11.18	€11.63	€12.78
AA GBP H	£11.11	£11.57	£12.72
AA NZD H	NZD11.16	NZD11.64	NZD12.77
AA RMB H	CNH75.12	CNH78.20	CNH85.93
AA SGD H	SGD11.27	SGD11.69	SGD12.83
AA ZAR H	R75.60	R78.57	R86.12
AK	\$13.05	\$13.28	\$14.27
AK EUR H	€13.01	€13.25	€14.27
AR EUR H	€12.00	€12.50	€13.72
AT	\$3.97	\$4.04	\$4.33
AT AUD H	AUD13.82	AUD14.13	AUD15.22
AT CAD H	CAD12.41	CAD12.67	CAD13.63
AT EUR H	€13.74	€14.01	€15.10
AT GBP H	£13.80	£14.09	£15.19
AT NZD H	NZD12.64	NZD12.92	NZD13.91
AT RMB H	CNH88.64	CNH90.45	CNH97.50
AT SGD H	SGD12.50	SGD12.72	SGD13.69
B	\$4.00	\$4.07	\$4.37
B2	\$23.30	\$22.40	\$22.80
B2 EUR H	€21.61	€21.39	€22.36
BA	\$10.71	\$11.23	\$12.42
BA AUD H	AUD10.48	AUD11.04	AUD12.25
BA ZAR H	R70.72	R74.30	R82.35
BT	\$4.04	\$4.11	\$4.41
BT AUD H	AUD13.80	AUD14.10	AUD15.18
BT CAD H	CAD12.39	CAD12.63	CAD13.59
BT EUR H	€13.76	€14.02	€15.10
BT GBP H	£13.81	£14.08	£15.18
BT NZD H	NZD12.75	NZD13.02	NZD14.01
C	\$4.00	\$4.07	\$4.37
C2	\$22.67	\$21.67	\$21.94
C2 EUR H	€18.98	€18.70	€19.44
CK	\$13.01	\$13.23	\$14.22
CK EUR H	€13.00	€13.23	€14.25
CT	\$13.48	\$13.71	\$14.72
EA	\$13.92	\$14.53	N/A
EA AUD H (7)	AUD15.00	N/A	N/A
EA ZAR H (7)	R100.06	N/A	N/A
I	\$4.00	\$4.07	\$4.37
I2	\$10.10	\$9.55	\$9.58
I2 AUD H	AUD28.23	AUD26.93	AUD27.03
I2 CHF H	CHF16.21	CHF15.89	CHF16.43
I2 EUR H	€25.01	€24.39	€25.10

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio (continued)		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
I2 SGD H	<u>SGD18.03</u>	<u>SGD17.20</u>	<u>SGD17.38</u>
IA AUD H	<u>AUD14.04</u>	<u>AUD14.57</u>	<u>AUD15.91</u>
IQD	<u>\$12.78</u>	<u>\$13.03</u>	<u>\$14.00</u>
IT	<u>\$12.47</u>	<u>\$12.70</u>	<u>\$13.64</u>
IT AUD H	<u>AUD12.29</u>	<u>AUD12.58</u>	<u>AUD13.55</u>
IT CAD H	<u>CAD14.81</u>	<u>CAD15.12</u>	<u>CAD16.27</u>
IT EUR H	<u>€13.65</u>	<u>€13.91</u>	<u>N/A</u>
IT GBPH	<u>£14.83</u>	<u>£15.15</u>	<u>£16.33</u>
IT NZD H	<u>NZD14.78</u>	<u>NZD15.12</u>	<u>NZD16.28</u>
IT RMB H	<u>CNH84.72</u>	<u>CNH86.47</u>	<u>CNH93.22</u>
J	<u>\$4.30</u>	<u>\$4.37</u>	<u>\$4.69</u>
N2	<u>\$18.70</u>	<u>\$17.90</u>	<u>\$18.14</u>
NT	<u>\$12.75</u>	<u>\$12.97</u>	<u>\$13.92</u>
S EUR H	<u>€108.75</u>	<u>€104.81</u>	<u>€106.58</u>
S1	<u>\$27.02</u>	<u>\$25.50</u>	<u>\$25.49</u>
S1D	<u>\$17.79</u>	<u>\$17.72</u>	<u>\$18.60</u>
S1QD	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$99.61</u>
SA	<u>\$84.33</u>	<u>\$85.92</u>	<u>\$92.31</u>
SHK	<u>\$93.16</u>	<u>\$94.91</u>	<u>\$101.95</u>
SK	<u>\$36.12</u>	<u>\$34.00</u>	<u>\$33.90</u>
SMAUD H (8)	<u>N/A</u>	<u>AUD86.30</u>	<u>AUD92.96</u>
SQ (9)	<u>\$103.97</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
W2	<u>\$15.55</u>	<u>\$14.67</u>	<u>N/A</u>
W2 CHF H	<u>CHF14.72</u>	<u>CHF14.39</u>	<u>N/A</u>
WT	<u>\$13.78</u>	<u>\$14.03</u>	<u>N/A</u>
WT AUD H	<u>AUD13.69</u>	<u>AUD14.00</u>	<u>N/A</u>
WT EUR H	<u>€13.73</u>	<u>€14.00</u>	<u>N/A</u>
A – EUR *	<u>€3.64</u>	<u>€3.51</u>	<u>€3.67</u>
A2 – EUR *	<u>€14.52</u>	<u>€13.08</u>	<u>€12.85</u>
AK – EUR *	<u>€11.87</u>	<u>€11.44</u>	<u>€11.97</u>
AT – EUR *	<u>€3.61</u>	<u>€3.48</u>	<u>€3.63</u>
B – EUR *	<u>€3.64</u>	<u>€3.51</u>	<u>€3.67</u>
B2 – EUR *	<u>€21.20</u>	<u>€19.29</u>	<u>€19.13</u>
BT – EUR *	<u>€3.68</u>	<u>€3.54</u>	<u>€3.70</u>
C – EUR *	<u>€3.64</u>	<u>€3.51</u>	<u>€3.67</u>
C2 – EUR *	<u>€20.63</u>	<u>€18.67</u>	<u>€18.41</u>
I – EUR *	<u>€3.64</u>	<u>€3.51</u>	<u>€3.67</u>
I2 – EUR *	<u>€9.19</u>	<u>€8.23</u>	<u>€8.04</u>
IQD – EUR *	<u>€11.63</u>	<u>€11.22</u>	<u>€11.75</u>
S1 – EUR *	<u>€24.58</u>	<u>€21.96</u>	<u>€21.39</u>
S1D – EUR *	<u>€16.19</u>	<u>€15.26</u>	<u>€15.61</u>

AB FCP I

	American Income Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$23,009,132,001	\$10,343,905,339	\$11,985,598,940
Class			
A	\$8.39	\$8.01	\$8.50
A2	\$30.66	\$27.79	\$28.07
A2 CHF H	CHF16.74	CHF15.71	CHF16.35
A2 DUR PH	\$17.83	\$16.75	\$16.71
A2 EUR H	€19.82	€18.51	€19.19
A2 PLN H (2)	PLN104.94	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD21.02	SGD19.21	SGD19.54
AA	\$13.27	\$12.86	\$13.84
AA AUD H	AUD13.10	AUD12.73	AUD13.73
AA CAD H	CAD12.85	CAD12.47	CAD13.44
AA DUR PH	\$12.48	\$12.55	\$13.32
AA EUR H	€12.87	€12.50	€13.49
AA GBP H	£12.84	£12.48	£13.47
AA NZD H	NZD12.93	NZD12.58	NZD13.56
AA RMB H	CNH86.71	CNH84.15	CNH90.89
AA SGD H	SGD13.05	SGD12.65	SGD13.65
AA ZAR H	R88.02	R85.11	R91.52
AK	\$13.97	\$13.35	\$14.19
AK EUR H	€13.95	€13.35	€14.21
AR EUR	€13.74	€12.63	€13.29
AR EUR H	€13.26	€12.88	€13.87
AT	\$8.38	\$8.00	\$8.49
AT AUD H	AUD14.26	AUD13.67	AUD14.55
AT CAD H	CAD14.02	CAD13.42	CAD14.27
AT DUR PH	\$13.57	\$13.45	\$14.09
AT EUR H	€14.01	€13.41	€14.27
AT GBP H	£13.98	£13.40	£14.27
AT NZD H	NZD13.48	NZD12.92	NZD13.74
AT RMB H	CNH93.99	CNH89.92	CNH95.78
AT SGD H	SGD14.04	SGD13.40	SGD14.26
B	\$8.39	\$8.01	\$8.50
B2	\$24.70	\$22.54	\$22.93
BA	\$12.73	\$12.42	\$13.46
BA AUD H	AUD12.54	AUD12.28	AUD13.34
BA ZAR H	R84.90	R82.59	R89.46
BT	\$8.44	\$8.06	\$8.56
BT AUD H	AUD14.33	AUD13.73	AUD14.60
BT CAD H	CAD13.90	CAD13.30	CAD14.14
BT EUR H	€14.01	€13.41	€14.28
BT GBP H	£14.08	£13.49	£14.36
BT NZD H	NZD13.55	NZD12.99	NZD13.81
C	\$8.39	\$8.01	\$8.50
C2	\$37.62	\$34.24	\$34.75
C2 DUR PH	\$17.32	\$16.35	\$16.38
C2 EUR H	€19.06	€17.89	€18.63
CK	N/A	N/A	\$14.17
CK EUR H	N/A	N/A	€14.21
CT	\$14.03	\$13.39	\$14.22
CT DUR PH	N/A	N/A	\$14.07
EA (10)	\$15.42	N/A	N/A
EA AUD H (7)	AUD15.37	N/A	N/A

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	American Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
EA ZAR H (7)	<u>R102.73</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
I	<u>\$8.39</u>	<u>\$8.01</u>	<u>\$8.50</u>
I2	<u>\$18.10</u>	<u>\$16.32</u>	<u>\$16.39</u>
I2 AUD H	<u>AUD16.42</u>	<u>AUD14.91</u>	<u>N/A</u>
I2 CHF H	<u>CHF17.37</u>	<u>CHF16.22</u>	<u>CHF16.78</u>
I2 DUR PH	<u>\$18.23</u>	<u>\$17.04</u>	<u>\$16.89</u>
I2 EUR H	<u>€21.24</u>	<u>€19.73</u>	<u>€20.34</u>
I2 SGD H	<u>SGD18.62</u>	<u>SGD16.92</u>	<u>SGD17.12</u>
IA	<u>\$15.01</u>	<u>\$14.45</u>	<u>\$15.47</u>
IA AUD H	<u>AUD14.89</u>	<u>AUD14.38</u>	<u>AUD15.42</u>
IA DUR PH	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$13.42</u>
IT	<u>\$13.68</u>	<u>\$13.06</u>	<u>\$13.86</u>
IT AUD H	<u>AUD13.34</u>	<u>AUD12.79</u>	<u>AUD13.61</u>
IT CAD H	<u>CAD15.31</u>	<u>CAD14.65</u>	<u>CAD15.59</u>
IT DUR PH	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$14.00</u>
IT EUR H	<u>€15.26</u>	<u>€14.60</u>	<u>€15.55</u>
IT GBPH	<u>£15.27</u>	<u>£14.64</u>	<u>£15.59</u>
IT JPY	<u>¥9,905.00</u>	<u>¥9,870.00</u>	<u>¥10,366.00</u>
IT JPY H	<u>¥8,890.00</u>	<u>¥8,518.00</u>	<u>¥9,069.00</u>
IT NZD H	<u>NZD15.30</u>	<u>NZD14.66</u>	<u>NZD15.59</u>
IT RMB H (11)	<u>CNH102.14</u>	<u>N/A</u>	<u>CNH97.42</u>
IT SGD H	<u>SGD14.19</u>	<u>SGD13.55</u>	<u>SGD14.42</u>
J	<u>\$8.55</u>	<u>\$8.17</u>	<u>\$8.67</u>
N2	<u>\$18.29</u>	<u>\$16.67</u>	<u>\$16.93</u>
NT	<u>\$13.64</u>	<u>\$13.02</u>	<u>\$13.82</u>
S	<u>\$20.61</u>	<u>\$18.44</u>	<u>\$18.39</u>
S1	<u>\$23.28</u>	<u>\$20.93</u>	<u>\$20.98</u>
S1D	<u>\$16.27</u>	<u>\$15.26</u>	<u>\$15.96</u>
SA	<u>\$94.74</u>	<u>\$90.51</u>	<u>\$96.14</u>
SHK	<u>\$98.43</u>	<u>\$94.09</u>	<u>\$99.92</u>
W	<u>\$15.10</u>	<u>\$14.43</u>	<u>N/A</u>
W2	<u>\$16.63</u>	<u>\$14.96</u>	<u>N/A</u>
W2 CHF H	<u>CHF15.74</u>	<u>CHF14.67</u>	<u>N/A</u>
W2 EUR H	<u>€15.85</u>	<u>€14.71</u>	<u>N/A</u>
WT	<u>\$15.11</u>	<u>\$14.43</u>	<u>N/A</u>
WT AUD H	<u>AUD15.02</u>	<u>AUD14.39</u>	<u>N/A</u>
WT EUR H (11)	<u>€15.34</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
WT GBPH (11)	<u>£15.32</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
WT SGD H	<u>SGD15.08</u>	<u>SGD14.41</u>	<u>N/A</u>
A – EUR *	<u>€7.63</u>	<u>€6.90</u>	<u>€7.13</u>
A2 – EUR *	<u>€27.90</u>	<u>€23.94</u>	<u>€23.55</u>
AK – EUR *	<u>€12.71</u>	<u>€11.50</u>	<u>€11.91</u>
AT – EUR *	<u>€7.62</u>	<u>€6.89</u>	<u>€7.12</u>
B – EUR *	<u>€7.63</u>	<u>€6.90</u>	<u>€7.13</u>
B2 – EUR *	<u>€22.47</u>	<u>€19.41</u>	<u>€19.24</u>
BT – EUR *	<u>€7.68</u>	<u>€6.94</u>	<u>€7.18</u>
C – EUR *	<u>€7.63</u>	<u>€6.90</u>	<u>€7.13</u>
C2 – EUR *	<u>€34.23</u>	<u>€29.49</u>	<u>€29.16</u>
I – EUR *	<u>€7.63</u>	<u>€6.90</u>	<u>€7.13</u>
I2 – EUR *	<u>€16.47</u>	<u>€14.06</u>	<u>€13.75</u>
IT – EUR *	<u>€12.45</u>	<u>€11.25</u>	<u>€11.63</u>
S1 – EUR *	<u>€21.18</u>	<u>€18.03</u>	<u>€17.60</u>
S1D – EUR *	<u>€14.80</u>	<u>€13.14</u>	<u>€13.39</u>

AB FCP I

	European Income Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets.....	<u>€4,015,417,264</u>	<u>€2,232,949,568</u>	<u>€2,058,947,444</u>
Class			
A	<u>€7.04</u>	<u>€6.86</u>	<u>€7.14</u>
A2	<u>€21.25</u>	<u>€19.96</u>	<u>€19.98</u>
A2 CHF H	<u>CHF16.38</u>	<u>CHF15.46</u>	<u>CHF15.55</u>
A2 PLN H (2)	<u>PLN104.80</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
A2 SGD H	<u>SGD17.96</u>	<u>SGD16.51</u>	<u>SGD16.26</u>
A2 USD H	<u>\$18.45</u>	<u>\$16.82</u>	<u>\$16.43</u>
AA	<u>€13.32</u>	<u>€13.16</u>	<u>€13.89</u>
AA AUD H	<u>AUD13.27</u>	<u>AUD13.13</u>	<u>AUD13.85</u>
AA HKD H	<u>HKD88.25</u>	<u>HKD87.02</u>	<u>HKD91.77</u>
AA RMB H	<u>CNH88.08</u>	<u>CNH87.06</u>	<u>CNH91.86</u>
AA SGD H	<u>SGD13.19</u>	<u>SGD13.03</u>	<u>SGD13.74</u>
AA USD H	<u>\$13.38</u>	<u>\$13.19</u>	<u>\$13.88</u>
AK	<u>€14.85</u>	<u>€14.47</u>	<u>€15.06</u>
AR	<u>€13.21</u>	<u>€13.06</u>	<u>€13.80</u>
AT	<u>€7.05</u>	<u>€6.86</u>	<u>€7.14</u>
AT AUD H	<u>AUD15.30</u>	<u>AUD14.92</u>	<u>AUD15.51</u>
AT SGD H	<u>SGD14.31</u>	<u>SGD13.94</u>	<u>SGD14.50</u>
AT USD H	<u>\$15.35</u>	<u>\$14.92</u>	<u>\$15.48</u>
B	<u>€7.04</u>	<u>€6.86</u>	<u>€7.14</u>
B2	<u>€18.47</u>	<u>€17.47</u>	<u>€17.61</u>
BA	<u>€12.79</u>	<u>€12.73</u>	<u>€13.52</u>
BA AUD H	<u>AUD12.75</u>	<u>AUD12.71</u>	<u>AUD13.49</u>
BA USD H	<u>\$12.85</u>	<u>\$12.76</u>	<u>\$13.53</u>
BT	<u>€7.05</u>	<u>€6.86</u>	<u>€7.14</u>
BT AUD H	<u>AUD15.34</u>	<u>AUD14.96</u>	<u>AUD15.56</u>
BT USD H	<u>\$15.35</u>	<u>\$14.92</u>	<u>\$15.48</u>
C	<u>€7.04</u>	<u>€6.86</u>	<u>€7.14</u>
C2	<u>€20.27</u>	<u>€19.13</u>	<u>€19.23</u>
C2 USD H	<u>\$17.76</u>	<u>\$16.27</u>	<u>\$15.96</u>
CK	<u>€14.84</u>	<u>€14.45</u>	<u>€15.03</u>
CT USD H	<u>\$14.15</u>	<u>\$13.77</u>	<u>\$14.28</u>
I	<u>€7.04</u>	<u>€6.86</u>	<u>€7.14</u>
I2	<u>€14.09</u>	<u>€13.16</u>	<u>€13.10</u>
I2 AUD H	<u>AUD30.10</u>	<u>AUD27.50</u>	<u>AUD26.73</u>
I2 CHF H	<u>CHF16.75</u>	<u>CHF15.73</u>	<u>CHF15.75</u>
I2 USD H	<u>\$25.97</u>	<u>\$23.55</u>	<u>\$22.87</u>
IA	<u>€14.45</u>	<u>€14.19</u>	<u>€14.88</u>
IA HKD H	<u>HKD96.30</u>	<u>HKD94.47</u>	<u>HKD99.04</u>
IA SGD H	<u>SGD14.39</u>	<u>SGD14.13</u>	<u>SGD14.83</u>
IA USD H	<u>\$14.57</u>	<u>\$14.30</u>	<u>\$14.96</u>
IT	<u>€14.90</u>	<u>€14.51</u>	<u>€15.09</u>
IT SGD H	<u>SGD14.85</u>	<u>SGD14.46</u>	<u>SGD15.04</u>
IT USD H	<u>\$14.55</u>	<u>\$14.14</u>	<u>\$14.69</u>
NT USD H	<u>\$14.87</u>	<u>\$14.46</u>	<u>\$15.00</u>
S	<u>€113.36</u>	<u>€105.15</u>	<u>€103.91</u>
S1	<u>€22.95</u>	<u>€21.40</u>	<u>€21.25</u>
S1 USD H	<u>\$24.23</u>	<u>\$21.92</u>	<u>\$21.23</u>
S1D	<u>€14.75</u>	<u>€14.37</u>	<u>€14.95</u>
SA USD H	<u>\$96.97</u>	<u>\$94.36</u>	<u>\$97.90</u>
SHK	<u>€97.23</u>	<u>€94.80</u>	<u>€98.70</u>
W2 CHF H	<u>CHF15.82</u>	<u>CHF14.83</u>	<u>N/A</u>

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	European Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
A – USD *	\$7.74	\$7.96	\$8.51
A2 – USD *	\$23.36	\$23.17	\$23.81
AT – USD *	\$7.75	\$7.96	\$8.51
B – USD *	\$7.74	\$7.96	\$8.51
B2 – USD *	\$20.30	\$20.28	\$20.99
BT – USD *	\$7.75	\$7.96	\$8.51
C – USD *	\$7.74	\$7.96	\$8.51
C2 – USD *	\$22.28	\$22.21	\$22.92
I – USD *	\$7.74	\$7.96	\$8.51
I2 – USD *	\$15.49	\$15.28	\$15.61
S – USD *	\$124.59	\$122.08	\$123.85
S1 – USD *	\$25.22	\$24.85	\$25.33

	Emerging Markets Debt Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$980,277,618	\$905,030,520	\$1,261,839,893
Class			
A	\$14.69	\$13.99	\$16.10
A2	\$32.87	\$29.55	\$32.08
A2 CHF H	CHF15.60	CHF14.52	CHF16.26
A2 EUR H	€21.05	€19.50	€21.76
A2 PLN H (2)	PLN103.07	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD20.87	SGD18.92	SGD20.72
AA	\$12.68	\$12.24	\$14.32
AA AUD H	AUD12.42	AUD12.04	AUD14.13
AA CAD H	CAD11.94	CAD11.58	CAD13.57
AA EUR H	€12.03	€11.64	€13.68
AA GBP H	£12.00	£11.64	£13.68
AA NZD H	NZD11.98	NZD11.63	NZD13.65
AA RMB H	CNH89.19	CNH86.38	CNH101.50
AA SGD H	SGD12.47	SGD12.05	SGD14.14
AA ZAR H	R83.46	R80.71	R94.67
AR EUR	€13.36	€12.24	€14.02
AT	\$14.75	\$14.04	\$16.17
AT AUD H	AUD13.53	AUD12.93	AUD14.95
AT CAD H	CAD12.14	CAD11.60	CAD13.40
AT EUR H	€13.66	€13.04	€15.08
AT GBP H	£12.27	£11.73	£13.57
AT NZD H	NZD11.98	NZD11.47	NZD13.25
AT RMB H	CNH89.62	CNH85.63	CNH99.16
AT SGD H	SGD13.10	SGD12.48	SGD14.42
B	\$14.69	\$13.99	\$16.10
B2	\$28.74	\$26.09	\$28.61
BA	\$11.95	\$11.66	\$13.78
BA AUD H	AUD11.69	AUD11.45	AUD13.59
BA ZAR H	R78.22	R76.50	R90.77
BT	\$14.70	\$14.00	\$16.13
BT AUD H	AUD13.51	AUD12.91	AUD14.93
BT CAD H	CAD12.13	CAD11.60	CAD13.39
BT EUR H	€13.67	€13.05	€15.11

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio (continued)		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
BT GBP H	<u>£12.23</u>	<u>£11.70</u>	<u>£13.54</u>
BT NZD H	<u>NZD12.05</u>	<u>NZD11.53</u>	<u>NZD13.32</u>
C	<u>\$14.69</u>	<u>\$13.99</u>	<u>\$16.10</u>
C2	<u>\$30.92</u>	<u>\$27.91</u>	<u>\$30.45</u>
C2 EUR H	<u>€20.26</u>	<u>€18.86</u>	<u>€21.13</u>
CT	<u>\$12.48</u>	<u>\$11.88</u>	<u>\$13.68</u>
I	<u>\$14.69</u>	<u>\$13.99</u>	<u>\$16.10</u>
I2	<u>\$35.37</u>	<u>\$31.61</u>	<u>\$34.14</u>
I2 CHF H	<u>CHF16.19</u>	<u>CHF14.98</u>	<u>CHF16.68</u>
I2 EUR H	<u>€22.24</u>	<u>€20.49</u>	<u>€22.75</u>
IT	<u>\$12.47</u>	<u>\$11.87</u>	<u>\$13.66</u>
IT AUD H	<u>AUD12.15</u>	<u>AUD11.61</u>	<u>AUD13.41</u>
IT EUR H	<u>€13.07</u>	<u>€12.48</u>	<u>€14.43</u>
IT SGD H	<u>SGD12.26</u>	<u>SGD11.69</u>	<u>SGD13.49</u>
N2	<u>\$17.16</u>	<u>\$15.51</u>	<u>\$16.93</u>
NT	<u>\$12.12</u>	<u>\$11.54</u>	<u>\$13.29</u>
S	<u>\$34.41</u>	<u>\$30.53</u>	<u>\$32.73</u>
S EUR H	<u>€22.54</u>	<u>€20.61</u>	<u>€22.70</u>
S GBP H	<u>£23.76</u>	<u>£21.50</u>	<u>£23.45</u>
S1 2	<u>\$32.73</u>	<u>\$29.20</u>	<u>\$31.48</u>
S1 EUR H	<u>€21.40</u>	<u>€19.68</u>	<u>€21.79</u>
S1 GBP H	<u>£22.58</u>	<u>£20.55</u>	<u>£22.53</u>
SA	<u>\$90.71</u>	<u>\$86.43</u>	<u>\$99.63</u>
A – EUR *	<u>€13.37</u>	<u>€12.05</u>	<u>€13.51</u>
A2 – EUR *	<u>€29.91</u>	<u>€25.45</u>	<u>€26.92</u>
AT – EUR *	<u>€13.42</u>	<u>€12.09</u>	<u>€13.57</u>
B – EUR *	<u>€13.37</u>	<u>€12.05</u>	<u>€13.51</u>
B2 – EUR *	<u>€26.15</u>	<u>€22.47</u>	<u>€24.00</u>
BT – EUR *	<u>€13.37</u>	<u>€12.06</u>	<u>€13.53</u>
C – EUR *	<u>€13.37</u>	<u>€12.05</u>	<u>€13.51</u>
C2 – EUR *	<u>€28.13</u>	<u>€24.04</u>	<u>€25.55</u>
I – EUR *	<u>€13.37</u>	<u>€12.05</u>	<u>€13.51</u>
I2 – EUR *	<u>€32.18</u>	<u>€27.23</u>	<u>€28.64</u>
S – EUR *	<u>€31.31</u>	<u>€26.30</u>	<u>€27.46</u>
S1 2 – EUR *	<u>€29.78</u>	<u>€25.15</u>	<u>€26.41</u>

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Mortgage Income Portfolio		
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	\$1,740,744.013	\$1,992,732.413	\$658,162.455
Class			
A	\$13.78	\$13.98	\$14.25
A2	\$18.40	\$17.65	\$17.03
A2X	\$13.16	\$12.62	\$12.16
AA	\$12.70	\$13.06	\$13.50
AA AUD H	AUD12.56	AUD12.98	AUD13.44
AA RMB H	CNH86.99	CNH89.73	CNH93.07
AA SGD H	SGD12.64	SGD13.00	SGD13.47
AA ZAR H	R85.50	R87.80	R90.65
AR EUR H	€12.99	€13.39	€13.85
AT	\$13.82	\$14.01	\$14.27
AT AUD H	AUD13.72	AUD13.97	AUD14.25
AT GBPH	£14.70	£14.95	N/A
AT SGD H	SGD13.74	SGD13.93	SGD14.23
ATX (12)	N/A	\$6.78	\$6.91
AX	\$6.68	\$6.78	\$6.91
B2X	\$12.56	\$12.09	\$11.71
BA	\$11.95	\$12.43	\$12.99
BA AUD H	AUD11.82	AUD12.34	AUD12.92
BA ZAR H	R80.50	R83.55	R87.12
BX	\$6.68	\$6.78	\$6.91
C	\$13.79	\$13.99	\$14.25
C2	\$17.92	\$17.27	\$16.74
C2X	\$17.73	\$17.08	\$16.53
CX	\$6.68	\$6.78	\$6.91
I	\$13.80	\$14.00	\$14.26
I2	\$18.96	\$18.09	\$17.36
I2 EUR H	€15.39	€15.13	N/A
I2X	\$11.65	\$11.11	\$10.65
IT EUR H	€14.72	€14.95	N/A
IX	\$6.68	\$6.78	\$6.91
N2	\$15.65	\$15.09	N/A
NT	\$14.69	\$14.90	N/A
S	\$13.78	\$13.98	\$14.24
S1	\$17.57	\$16.72	\$16.01
S1 JPY (13)	¥9,831.00	N/A	N/A
S1X	\$6.68	\$6.78	\$6.91
SA	\$90.64	\$92.02	\$93.80
A – EUR *	€12.54	€12.04	€11.96
A2 – EUR *	€16.74	€15.20	€14.29
A2X – EUR *	€11.97	€10.87	€10.20
AT – EUR *	€12.57	€12.07	€11.97
ATX – EUR * (12)	N/A	€5.84	€5.80
AX – EUR *	€6.08	€5.84	€5.80
B2X – EUR *	€11.43	€10.41	€9.82
BX – EUR *	€6.08	€5.84	€5.80
C – EUR *	€12.55	€12.05	€11.96
C2X – EUR *	€16.13	€14.71	€13.87
CX – EUR *	€6.08	€5.84	€5.80
I – EUR *	€12.56	€12.06	€11.96
I2 – EUR *	€17.25	€15.58	€14.56

AB FCP I

Mortgage Income Portfolio (continued)			
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
I2X – EUR *	<u>€10.60</u>	<u>€9.57</u>	<u>€8.94</u>
IX – EUR *	<u>€6.08</u>	<u>€5.84</u>	<u>€5.80</u>
S – EUR *	<u>€12.54</u>	<u>€12.04</u>	<u>€11.95</u>
S1 – EUR *	<u>€15.99</u>	<u>€14.40</u>	<u>€13.43</u>
S1X – EUR *	<u>€6.08</u>	<u>€5.84</u>	<u>€5.80</u>

Global Bond II Portfolio			
	August 31, 2019	August 31, 2018	August 31, 2017
Net Assets	<u>\$16,651,562</u>	<u>\$16,359,221</u>	<u>\$18,509,280</u>
Class			
S1	<u>\$9.11</u>	<u>\$8.61</u>	<u>\$8.86</u>

* For information purposes only.

- (1) Liquidated on July 2, 2019 with a final NAV of \$20.41.
- (2) Commenced on April 12, 2019.
- (3) Commenced on November 27, 2018.
- (4) Liquidated on October 19, 2018 with a final NAV of AUD16.17.
- (5) Liquidated on November 20, 2018 with a final NAV of €11.97.
- (6) Liquidated on January 14, 2019 with a final NAV of NZD12.63.
- (7) Commenced on May 24, 2019.
- (8) Liquidated on October 15, 2018 with a final NAV of AUD85.53.
- (9) Commenced on December 31, 2018.
- (10) Commenced on March 27, 2019.
- (11) Commenced on June 14, 2019.
- (12) Liquidated on October 5, 2018 with a final NAV of \$6.77 (€5.87).
- (13) Commenced on December 3, 2018.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS**For the year ended August 31, 2019****AB FCP I****NOTE A: General Information**

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein Luxembourg S.à.r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investments in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 15 active portfolios (each, a "Portfolio," and, collectively,

the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

Effective October 31, 2018, the portfolio AB FCP I – US Thematic Research Portfolio was renamed AB FCP I – Sustainable US Thematic Portfolio.

Effective July 1, 2019, the portfolio AB FCP I – Global Bond Portfolio was renamed AB FCP I – Short Duration Bond Portfolio.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes seeded as of August 31, 2019:

AB FCP I –	Commencement of Operations	Share Classes Seeded
Dynamic Diversified Portfolio.....	November 2, 2004	A, A EUR H, AX, B, BX, C, C EUR H, CX, I, I EUR H, IX & S1 EUR H
Global Equity Blend Portfolio.....	September 1, 2003	A, A EUR H, B, C, I, S & S1
Global Value Portfolio	June 1, 2006	A, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD ZAR H, C, I, S, S GBP H, S1 & SD
Emerging Markets Growth Portfolio	October 30, 1992	A, A AUD H, A PLN H, A SGD H, AD, B, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I CHF H, N, S & S1
Sustainable US Thematic Portfolio.....	June 1, 2006	A, A AUD H, A CAD H, A EUR H, A GBP H, A SGD H, AN, B, B CAD H, C, C EUR H, I, I EUR H, IN, S, S1 & S1 JPY H
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	November 30, 2009	A, A AUD H, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, B, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD GBP H, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I GBP, ID, ID AUD H, S, S1 & SD
Japan Strategic Value Portfolio.....	December 15, 2005	2, A, A AUD H, A CZK H, A EUR H, A NZD H, A SGD H, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD USD H, BD ZAR H, C, C EUR H, I, I EUR H, I USD H, S EUR H, S1, S1 USD H & SD
China Opportunity Portfolio	February 1, 2007	A, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD NZD H, BD ZAR H, C, I, S & S1
Short Duration Bond Portfolio.....	September 16, 1996	A, A2, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2, BA, BA AUD H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT GBP H, BX, C, C2, C2 EUR H, I, I2, I2 AUD H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 EUR H & SA

AB FCP I

AB FCP I –	Commencement of Operations	Share Classes Seeded
Global High Yield Portfolio.....	September 22, 1997	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, B2 EUR H, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR H, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S EUR H, S1, S1D, SA, SHK, SK, SQ, W2, W2 CHF H, WT, WT AUD H & WT EUR H
American Income Portfolio.....	July 1, 1993	A, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 DUR PH, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR H, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H & WT SGD H
European Income Portfolio.....	February 26, 1999	A, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 SGD H, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD H, C, C2, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S, S1, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK & W2 CHF H
Emerging Markets Debt Portfolio.....	March 23, 2006	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CT, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H & SA

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I –	Commencement of Operations	Share Classes Seeded
Mortgage Income Portfolio.....	September 27, 1994	A, A2, A2X, AA, AA AUD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT GBP H, AT SGD H, AX, B2X, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BX, C, C2, C2X, CX, I, I2, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 JPY, S1X & SA
Global Bond II Portfolio.....	December 17, 2012	S1

NOTE B: Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

1. Valuation**1.1 Investments in Securities**

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Management Company's board of managers (the "Board of Managers"). Fair valuation procedures are designed to adjust closing market prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of these other markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the Valuation Committee of the Investment Manager (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

次へ

AB FCP I

1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investments ("UCIs")

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Change in unrealized gains and losses on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as a "Realized gain or (loss) on investments" on the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds on the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on swaps". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on swaps". Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" on the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statements of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

2. Organization Expenses

The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

3. Allocation Method

Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

4. Currency Translation

Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated as determined by the Management Regulations are translated at the average of the last available buying and selling price. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**AB FCP I**

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.0991 and average rate 1.1332 for EUR to USD, spot rate 0.0094 and average rate 0.0091 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is the result of the difference in exchange rates used to translate combined net assets at the beginning of the year, the Combined Statement of Assets and Liabilities and the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets.

5. Investment Income and Investment Transactions

Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis.

The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

6. Estimates

The preparation of Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results may differ from those estimates.

NOTE C: Taxes

As a Luxembourg *fonds commun de placement* (FCP), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the

7. Swing Pricing Adjustment (The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio, Global Value Portfolio, Short Duration Bond Portfolio and Global Bond II Portfolio)

The Management Company of the Fund has communicated to all shareholders of the Fund to implement a NAV Adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceeds a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers. When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The NAV per Share and the total Net Assets as disclosed in the statistical information are the published NAV per Share and the total Net Assets, whereas the total Net Assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

As of August 31, 2019, none of the Portfolios' NAV and the NAV per Share were swung.

meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d'abonnement* is waived in an amount equal to the Portfolio's pro rata share of the *taxe d'abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

NOTE D: Distributions

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the following Portfolios: Global Equity Blend Portfolio, Sustainable US Thematic Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio:

- For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For class A, B, C, I, S, S1, SP, S1P, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the

Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1, SA GB, SB GB, S1A GB and S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may

AB FCP I

result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For class A, B, C, I, N, S and S1 shares (and corresponding H Shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AD, BD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the

investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Opportunity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective NAV of such Shares.
- For class AD and BD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Short Duration Bond Portfolio:

- For class A, AX, B, BX, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AJ, AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S 2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and S EUR H, S1 EUR H, S SGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global High Yield Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

- substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
 - For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
 - For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 7% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.
 - For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK and SQ shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
 - For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
 - For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
 - For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 5% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.
 - For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
 - For class S1QD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
 - For class A2, B2, C2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For European Income Portfolio:
- For class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
 - For class AT, BT, CT, IT, NT, S1D and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
 - For class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For American Income Portfolio:
- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
 - For class AT, BT, CT, IT, LT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

AB FCP I

- For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 5% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.
- For class AA, BA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For class A, B, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 5% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide

to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.

- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, A2X, B2X, C2, C2X, I2, I2X, N2 and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Bond II Portfolio:

- For class S1 shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

paid out of capital attributable to the relevant class of Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess

return will be reflected in the respective NAV of such Shares. Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P. (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I-	Share Class	%
Dynamic Diversified		
Portfolio	Class A	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class B	2.95%
	Class BX	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR H	1.25%
	Class IX	1.20%
	Class S1 EUR H	0.80%
Global Equity Blend		
Portfolio	Class A	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class B	3.10%
	Class C	2.55%
	Class I	1.30%
	Class S	0.10%
	Class S1	0.80%
Global Value Portfolio	Class S	0.12%
	Class S GBP H	0.12%
	Class S1	0.82%
	Class S1A GB(a)	0.82%
	Class SD	0.12%
Emerging Markets Growth		
Portfolio	Class S	0.30%
	Class S1	1.20%
Sustainable US Thematic		
Portfolio	Class A(b)	1.75%
	Class A AUD H(b)	1.75%
	Class A CAD H(b)	1.75%
	Class A EUR H(b)	1.75%
	Class A GBP H(b)	1.75%
	Class A SGD H(b)	1.75%

AB FCP I-	Share Class	%
Sustainable US Thematic		
Portfolio (continued)	Class AN(b)	1.75%
	Class B(c)	2.75%
	Class B CAD H(c)	2.75%
	Class C(d)	2.20%
	Class C EUR H(d)	2.20%
	Class I(e)	0.95%
	Class I EUR H(e)	0.95%
	Class IN(e)	0.95%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.80%
	Class S1 JPY H	0.80%
Asia Ex-Japan Equity		
Portfolio	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%
	Class AD RMB H	2.05%
	Class AD SGD H	2.05%
	Class AD ZAR H	2.05%
	Class AY JPY	2.05%
	Class B	3.05%
	Class B AUD H(f)	3.05%
	Class BD	3.05%
	Class BD AUD H	3.05%
	Class BD CAD H	3.05%
	Class BD GBP H	3.05%
	Class BD NZD H	3.05%
	Class BD ZAR H	3.05%
	Class BY JPY	2.52%
	Class C	2.50%
	Class C AUD H	2.50%
	Class ED	3.05%
	Class I	1.25%
	Class I AUD H	1.25%
	Class I GBP	1.25%
	Class ID	1.25%
	Class ID AUD H	1.25%
	Class S	0.30%
	Class S1	1.20%
	Class SD	0.30%
Japan Strategic Value		
Portfolio	Class 2	1.35%
	Class A	2.15%

AB FCPI

AB FCPI-	Share Class	%	AB FCPI-	Share Class	%
Japan Strategic Value			Short Duration Bond Portfolio		
Portfolio (continued)	Class A AUD H	2.15%	(continued)	Class AA GBP H(g)	1.20%
	Class A CZK H	2.15%		Class AA NZD H(g)	1.20%
	Class A EUR H	2.15%		Class AA SGD H(g)	1.20%
	Class A NZD H	2.15%		Class AJ(h)	1.00%
	Class A SGD H	2.15%		Class AR EUR H(g)	1.20%
	Class A USD H	2.15%		Class AT(g)	1.20%
	Class AD	2.15%		Class AT AUD H(g)	1.20%
	Class AD AUD H	2.15%		Class AT CAD H(g)	1.20%
	Class AD NZD H	2.15%		Class AT EUR H(g)	1.20%
	Class AD USD H	2.15%		Class AT GBP H(g)	1.20%
	Class AD ZAR H	2.15%		Class AT NZD H(g)	1.20%
	Class B	3.15%		Class AT SGD H(g)	1.20%
	Class BD	3.15%		Class AX(h)	1.00%
	Class BD AUD H	3.15%		Class B(i)	2.20%
	Class BD USD H	3.15%		Class B2(i)	2.20%
	Class BD ZAR H	3.15%		Class BA(i)	2.20%
	Class C	2.60%		Class BA AUD H(i)	2.20%
	Class C EUR H	2.60%		Class BT (i)	2.20%
	Class I	1.35%		Class BT AUD H(i)	2.20%
	Class I EUR H	1.35%		Class BT CAD H(i)	2.20%
	Class I USD H	1.35%		Class BT GBP H(i)	2.20%
	Class S EUR H	0.15%		Class BX(h)	1.00%
	Class S1	0.80%		Class C(j)	1.60%
	Class S1 USD H	0.80%		Class C2(j)	1.60%
	Class SD	0.15%		Class C2 EUR H(j)	1.60%
China Opportunity Portfolio . . .	Class A	2.95%		Class I(k)	0.575%
	Class A PLN H	2.95%		Class I2(k)	0.575%
	Class AD	2.95%		Class I2 AUD H(k)	0.575%
	Class AD AUD H	2.95%		Class I2 EUR H(k)	0.575%
	Class AD CAD H	2.95%		Class IT(k)	0.575%
	Class AD EUR H	2.95%		Class IT AUD H(k)	0.575%
	Class AD GBP H	2.95%		Class N2(l)	1.70%
	Class AD NZD H	2.95%		Class NT(l)	1.70%
	Class AD RMB H	2.95%		Class S EUR H(m)	0.10%
	Class AD SGD H	2.95%		Class S SGD H(m)	0.10%
	Class AD ZAR H	2.95%		Class S1 2(n)	0.35%
	Class B	3.95%		Class S1 EUR H(o)	0.35%
	Class BD	3.95%		Class SA(m)	0.10%
	Class BD AUD H	3.95%	Global High Yield Portfolio . . .	Class S EUR H	0.10%
	Class BD EUR H	3.95%		Class S1	1.00%
	Class BD NZD H	3.95%		Class S1D	1.00%
	Class BD ZAR H	3.95%		Class SA	0.10%
	Class C	3.40%		Class SHK	0.10%
	Class I	2.15%		Class SK	0.75%
	Class S	0.50%		Class SM AUD H(p)	0.10%
	Class S1	1.50%		Class SQ	0.70%
Short Duration Bond Portfolio . .	Class A(g)	1.20%	American Income Portfolio . . .	Class A	1.50%
	Class A2(g)	1.20%		Class A2	1.50%
	Class A2 EUR H(g)	1.20%		Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 SGD H(g)	1.20%		Class A2 DUR PH	1.50%
	Class AA(g)	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class AA AUD H(g)	1.20%		Class A2 PLN H	1.50%
	Class AA CAD H(g)	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI

AB FCPI-	Share Class	%	AB FCPI-	Share Class	%
American Income Portfolio			American Income Portfolio		
(continued)	Class AA	1.50%	(continued)	Class IT CAD H	0.95%
	Class AA AUD H	1.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class AA CAD H	1.50%		Class IT GBP H	0.95%
	Class AA DUR PH	1.50%		Class IT JPY	0.95%
	Class AA EUR H	1.50%		Class IT JPY H	0.95%
	Class AA GBP H	1.50%		Class IT NZD H	0.95%
	Class AA NZD H	1.50%		Class IT RMB H	0.95%
	Class AA RMB H	1.50%		Class IT SGD H	0.95%
	Class AA SGD H	1.50%		Class N2	2.05%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class NT	2.05%
	Class AK	1.50%		Class S	0.15%
	Class AK EUR H	1.50%		Class S1	0.65%
	Class AR EUR	1.50%		Class S1D	0.65%
	Class AR EUR H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class AT	1.50%		Class SHK	0.15%
	Class AT AUD H	1.50%		Class W	0.95%
	Class AT CAD H	1.50%		Class W2	0.95%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class AT GBP H	1.50%		Class WT	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class WT AUD H	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class WT EUR H	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class WT GBP H	0.95%
	Class B	2.20%		Class WT SGD H	0.95%
	Class B2	2.20%	European Income Portfolio . . .		
	Class BA	2.20%		Class A	1.41%
	Class BA AUD H	2.20%		Class A2	1.41%
	Class BA ZAR H	2.20%		Class A2 CHF H	1.41%
	Class BT	2.20%		Class A2 PLN H	1.41%
	Class BT AUD H	2.20%		Class A2 SGD H	1.41%
	Class BT CAD H	2.20%		Class A2 USD H	1.41%
	Class BT EUR H	2.20%		Class AA	1.41%
	Class BT GBP H	2.20%		Class AA AUD H	1.41%
	Class BT NZD H	2.20%		Class AA HKD H	1.41%
	Class C	1.95%		Class AA RMB H	1.41%
	Class C2	1.95%		Class AA SGD H	1.41%
	Class C2 DUR PH	1.95%		Class AA USD H	1.41%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class AK	1.41%
	Class CT	1.95%		Class AR	1.41%
	Class EA	2.00%		Class AT	1.41%
	Class EA AUD H	2.00%		Class AT AUD H	1.41%
	Class EA ZAR H	2.00%		Class AT SGD H	1.41%
	Class I	0.95%		Class AT USD H	1.41%
	Class I2	0.95%		Class B	2.11%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class B2	2.11%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class BA	2.11%
	Class I2 DUR PH	0.95%		Class BA AUD H	2.11%
	Class I2 EUR H	0.95%		Class BA USD H	2.11%
	Class I2 SGD H	0.95%		Class BT	2.11%
	Class IA	0.95%		Class BT AUD H	2.11%
	Class IA AUD H	0.95%		Class BT USD H	2.11%
	Class IT	0.95%		Class C	1.86%
	Class IT AUD H	0.95%		Class C2	1.86%
				Class C2 USD H	1.86%
				Class CK	1.86%

AB FCP I

AB FCPI-	Share Class	%	AB FCPI-	Share Class	%
European Income Portfolio			Emerging Markets Debt		
(continued)	Class CT USD H	1.86%	Portfolio (continued)	Class BT CAD H	2.50%
	Class I	0.86%		Class BT EUR H	2.50%
	Class I2	0.86%		Class BT GBP H	2.50%
	Class I2 AUD H	0.86%		Class BT NZD H	2.50%
	Class I2 CHF H	0.86%		Class C	1.95%
	Class I2 USD H	0.86%		Class C2	1.95%
	Class IA	0.86%		Class C2 EUR H	1.95%
	Class IA HKD H	0.86%		Class CT	1.95%
	Class IA SGD H	0.86%		Class I	0.95%
	Class IA USD H	0.86%		Class I2	0.95%
	Class IT	0.86%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class IT SGD H	0.86%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class IT USD H	0.86%		Class IT	0.95%
	Class NT USD H	1.96%		Class IT AUD H	0.95%
	Class S	0.15%		Class IT EUR H	0.95%
	Class S1	0.65%		Class IT SGD H	0.95%
	Class S1 USD H	0.65%		Class N2	2.05%
	Class S1D	0.65%		Class NT	2.05%
	Class SA USD H	0.15%		Class S	0.15%
	Class SHK	0.15%		Class S EUR H	0.15%
	Class W2 CHF H	0.86%		Class S GBP H	0.15%
Emerging Markets Debt				Class S1 2	0.70%
Portfolio	Class A	1.50%		Class S1 EUR H	0.70%
	Class A2	1.50%		Class S1 GBP H	0.70%
	Class A2 CHF H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class A2 EUR H	1.50%	Mortgage Income Portfolio		
	Class A2 PLN H	1.50%		Class A	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class A2	1.50%
	Class AA	1.50%		Class A2X	1.25%
	Class AA AUD H	1.50%		Class AA	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%		Class AR EUR H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%		Class AT	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class AT AUD H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%		Class AT GBP H	1.50%
	Class AT	1.50%		Class AT SGD H	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%		Class ATX(q)	1.25%
	Class AT CAD H	1.50%		Class AX	1.25%
	Class AT EUR H	1.50%		Class B2X	1.70%
	Class AT GBP H	1.50%		Class BA	2.50%
	Class AT NZD H	1.50%		Class BA AUD H	2.50%
	Class AT RMB H	1.50%		Class BA ZAR H	2.50%
	Class AT SGD H	1.50%		Class BX	1.70%
	Class B	2.50%		Class C	1.95%
	Class B2	2.50%		Class C2	1.95%
	Class BA	2.50%		Class C2X	1.70%
	Class BA AUD H	2.50%		Class CX	1.70%
	Class BA ZAR H	2.50%		Class I	0.95%
	Class BT	2.50%		Class I2	0.95%
	Class BT AUD H	2.50%		Class I2 EUR H	0.95%
				Class I2X	0.70%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI I

AB FCPI-	Share Class	%
Mortgage Income Portfolio		
(continued)	Class IT EUR H	0.95%
	Class IX	0.70%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 JPY	0.65%
	Class S1X	0.55%
	Class SA	0.15%

- (a) Share class liquidated on July 2, 2019.
 (b) Changed during the year from 1.99% to 1.75%, effective October 31, 2018.
 (c) Changed during the year from 2.99% to 2.75%, effective October 31, 2018.
 (d) Changed during the year from 2.44% to 2.20%, effective October 31, 2018.
 (e) Changed during the year from 1.19% to 0.95%, effective October 31, 2018.
 (f) Share class liquidated on October 19, 2018.
 (g) Changed during the year from none to 1.20%, effective July 1, 2019.
 (h) Changed during the year from none to 1.00%, effective July 1, 2019.
 (i) Changed during the year from none to 2.20%, effective July 1, 2019.
 (j) Changed during the year from none to 1.60%, effective July 1, 2019.
 (k) Changed during the year from none to 0.575%, effective July 1, 2019.
 (l) Changed during the year from none to 1.70%, effective July 1, 2019.
 (m) Changed during the year from 0.15% to 0.10%, effective July 1, 2019.
 (n) Changed during the year from none to 0.35%, effective July 1, 2019.
 (o) Changed during the year from 0.65% to 0.35%, effective July 1, 2019.
 (p) Share class liquidated on October 15, 2018.
 (q) Share class liquidated on October 5, 2018.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2019 and reimbursement receivable at August 31, 2019:

AB FCPI-	Expenses borne	Reimbursement receivable
Dynamic Diversified Portfolio	\$ 191,336	54,091
Global Equity Blend Portfolio	\$ 6,299	937
Sustainable US Thematic Portfolio	\$ 101,529	4,303
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 29,266	3,299
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 93,862	57,747
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ -	3,407
Mortgage Income Portfolio	\$ 1,563	17,711

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities under "Other receivables" or in "Accrued expenses and other liabilities".

The Fund also pays the Management Company a management company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 200 to 210).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%. Class E and Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, Alliance Bernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to \$19,860,466 for the year ended August 31, 2019.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to \$1,241,723 for the year ended August 31, 2019 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, société anonyme (of which Mr. Yves Prussen, a manager of the Management Company, is a partner) for legal services rendered to the Fund. Payments of € 49,094 were made for the year ended August 31, 2019 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate.

All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. The total aggregate value of the transactions of the Fund effected through the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC and Sanford C. Bernstein Ltd. were \$159,948. Such transactions represent less than 0.01% of total transactions. There was \$22 in commission paid for the year ended August 31, 2019 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co. LLC and Sanford C. Bernstein Ltd. Several of the Fund's directors are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Dynamic Diversified Portfolio invests in AB SICAV I – Low Volatility Equity Portfolio which is managed by the Management Company. China Opportunity Portfolio invests in AB SICAV I – China A Shares Equity Portfolio which is managed by the Management Company. Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio, AB SICAV I – US High Yield Portfolio and AB SICAV I – Financial Credit

AB FCPI

Portfolio, which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company.

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2019, the Investment Manager received and entered into soft-dollar commissions/arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received.

The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standards and brokerage rates will not be in excess of customary institutional full-service brokerage rates.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services. The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund's performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees' salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges.

They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the "Realized gains and (losses) on investments" and "Changes in unrealized appreciation and (depreciation) on investments" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2019, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCPI-	Transaction costs
Dynamic Diversified Portfolio	\$ 32,787
Global Equity Blend Portfolio	\$ 70,613
Global Value Portfolio	\$ 253,827
Emerging Markets Growth Portfolio	\$ 4,192,110
Sustainable US Thematic Portfolio	\$ 20,367
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 987,403
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 12,493,659
China Opportunity Portfolio	\$ 519,005
Short Duration Bond Portfolio	\$ 20,771
Global High Yield Portfolio	\$ 345,813
American Income Portfolio	\$ 639,823
European Income Portfolio	€ 39,316
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ 10,251
Mortgage Income Portfolio	\$ -0-
Global Bond II Portfolio	\$ 2,117

NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts.

One or more of a Portfolio's share classes offered in a particular currency (each, an "Offered Currency") may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a "Currency Hedged Share Class". Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio's base currency return by reducing the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio's

base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts including contracts used for share class hedging.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**AB FCP I****NOTE H: Repurchase Agreements**

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2019, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2019.

NOTE I: Reverse Repurchase Agreements

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the "interest cost" to the Fund of the reverse repurchase transaction, i.e., the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2019, there were no reverse repurchase agreements.

The total interest expense arising from reverse repurchase agreements during the year ended August 31, 2019 was \$18,769 and is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Interest".

NOTE J: Financial Futures Contracts

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund's activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract. Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

NOTE K: Swap Transactions

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and as a component of "Change in unrealized gains and (losses) on swaps".

Total Return Swaps

A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Credit Default Swaps

The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Centrally Cleared Credit Default Swaps

The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Interest Rate Swaps

An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Centrally Cleared Interest Rate Swaps

A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Inflation Swaps

An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

AB FCP I

NOTE L: Option Transactions

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

There were no open option contracts as at August 31, 2019.

NOTE M: Collateral

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2019:

AB FCP I-	Cash Held By Broker	Cash Owed To Broker
Dynamic Diversified Portfolio		
Credit Suisse	\$ 114,325	38
Morgan Stanley	\$ 377,856	67
Global Equity Blend Portfolio		
Citibank	\$ -	73,971
Standard Chartered Bank	\$ -	22,838
Short Duration Bond Portfolio		
Citibank	\$ 2,951,579	1,238
Morgan Stanley	\$ 3,425,459	310,588
Global High Yield Portfolio		
ANZ	\$ -	1,630,000
Bank of America	\$ -	3,660,000
BNP Paribas	\$ -	1,720,000
Citibank	\$ 13,688,056	35,928,541
JPMorgan Chase	\$ 21,350,000	-
Morgan Stanley	\$ 302,688	284,699,931
UBS AG	\$ -	42,055,000
American Income Portfolio		
Citibank	\$ -	90,309,292
JPMorgan Chase	\$ 22,529,000	-
Morgan Stanley	\$ 32,071,768	-
European Income Portfolio		
Citibank	€ 4,176	4,208
Goldman Sachs	€ 443,153	11,110,913
Emerging Markets Debt Portfolio		
Goldman Sachs	\$ 476,434	490,000

AB FCP I-	Cash Held By Broker	Cash Owed To Broker
Morgan Stanley	\$ 2,277,168	252,000
UBS AG	\$ 910,000	-
Mortgage Income Portfolio		
Citibank	\$ 4,450,000	-
Credit Suisse	\$ 1,825,000	-
JPMorgan Chase	\$ 4,090,000	-
Morgan Stanley	\$ 11,120,556	13,792,636
Global Bond II Portfolio		
Citibank	\$ 228,244	21,489
Morgan Stanley	\$ 155,669	145,148

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depositary and broker" and "Due to depositary and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2019 the following table lists collateral consisting of securities:

AB FCP I-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Short Duration Bond Portfolio.		
Bank of America		
U.S. Treasury Bond, 8.13%, 05/15/21	\$ 323,713	-
Global High Yield Portfolio		
Barclays		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 717,769	-

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI

AB FCPI-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker	AB FCPI-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Citibank			American Income Portfolio . . .		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 9,759,486	-	Barclays		
Credit Suisse			U.S. Treasury Bond, 6.50%, 11/15/26	\$ 3,631,810	-
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 55,616,577	-	Citibank		
Deutsche Bank			U.S. Treasury Bond, 6.50%, 11/15/26	\$ 32,618,462	-
U.S. Treasury Bond, 6.00%, 02/15/26	\$ 2,673,241	-	U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 150,004,875	-
Goldman Sachs			Credit Suisse		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 96,234,972	-	U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 19,988,884	-
HSBC			Deutsche Bank		
U.S. Treasury Bond, 6.00%, 02/15/26	\$ 2,053,279	-	U.S. Treasury Bill, 6.13%, 11/15/27	\$ 2,136,874	-
Morgan Stanley			Goldman Sachs		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 9,918,794	-	U.S. Treasury Bill, 6.13%, 11/15/27	\$ 57,095,439	-
U.S. Treasury Bond, 7.50%, 11/15/24	\$ 273,820,302	-	Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bond, 3.00%, 05/15/45	\$ -	12,861,973	U.S. Treasury Bill, 7.50%, 11/15/24	\$ 13,132,943	-
Standard Chartered Bank			Global Bond II Portfolio		
U.S. Treasury Bond, 6.13%, 11/15/27	\$ 8,515,444	-	Bank of America		
			U.S. Treasury Bond, 8.13%, 05/15/21	\$ 8,771	-

NOTE N: Loans of Portfolio Securities

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risks in lending securities, as with other extensions of credit, consist of possible loss of rights in the collateral should the borrower fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay the Portfolio concerned any income from the securities. The Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral.

The Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2019, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2019, Brown Brothers Harriman (acting as securities lending agent) earned a fee of \$116,117 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2019, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCPI-	Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend Portfolio . .		
Credit Suisse	\$ 1,110,288	1,165,865
Global Value Portfolio		
Credit Suisse	\$ 6,752,387	7,090,382

AB FCP I

AB FCP I-	Value	Collateral Market Value	AB FCP I-	Value	Collateral Market Value
Emerging Markets Growth Portfolio			Japan Strategic Value Portfolio		
Merrill Lynch	\$ 19,695,105	20,679,863	Citigroup Global Markets Limited	¥ 352,461,265	370,084,374
Morgan Stanley	\$ 6,661,804	6,994,894	Morgan Stanley	¥ 35,225,368	36,986,638
JPMorgan	\$ 2,507,242	2,632,602	China Opportunity Portfolio ...		
UBS AG	\$ 1,713,547	1,953,748	Merrill Lynch	\$ 716,880	752,724
Citigroup Global Markets Limited	\$ 688,567	722,996			
Asia Ex-Japan Equity Portfolio					
UBS AG	\$ 139,655	159,233			

NOTE O: Unfunded Loan Commitments

The Fund may enter into certain credit agreements, all or a portion of which may be unfunded. These unfunded loan commitments are contractual obligations for future funding, for which the Fund may receive a commitment fee based on the amount of commitment.

As of August 31, 2019, the following Portfolios had the following unfunded loan commitments, transacted through Credit Suisse, which could be extended at the option of the borrower pursuant to the respective loan agreements.

AB FCP I -	Borrower	Unfunded Loan Commitments	Funded
Global High Yield Portfolio	Allied Universal Holdeo LLC (fka USAGM Holdeo, LLC), LIBOR + 3.250%, 7/10/26	\$ 493,858	-

AB FCP I -	Borrower	Unfunded Loan Commitments	Funded
American Income Portfolio	Allied Universal Holdeo LLC (fka USAGM Holdeo, LLC), LIBOR + 3.250%, 7/10/26	\$ 327,764	-

For the year ended August 31, 2019, Global High Yield Portfolio and American Income Portfolio received an upfront payment for the trading discount in assuming the Allied Universal Holdeo LLC loans of \$4,939 and \$3,278, respectively.

For the year ended August 31, 2019, Global High Yield Portfolio and American Income Portfolio earned commitment fee income of \$40,569 and \$26,925, respectively. These amounts are included in "Interest" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

NOTE P: Bank Facility

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depositary, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

NOTE Q: Co-Management of Assets

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion

of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2019, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Global Investments-Global Bond Pool	Short Duration Bond Portfolio
	Global Bond II Portfolio
ACM Global Investments-Global Growth Pool	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool	Global Equity Blend Portfolio
	Global Value Portfolio

TABLE I
FEE SCHEDULE

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Dynamic Diversified Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
B	1.70%	0.10%	1.00%	2.95%
BX	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
S1 EUR H	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
Global Equity Blend Portfolio				
Class				
A	1.60%	0.10%	N/A	2.04%
A EUR H	1.60%	0.10%	N/A	2.05%
B	1.60%	0.10%	1.00%	3.05%
C	2.05%	0.10%	N/A	2.50%
I	0.80%	0.10%	N/A	1.25%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S1	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
Global Value Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD GBPH	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD AUD H	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD EUR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.85%
BD ZAR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.30%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.05%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S GBP H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S1	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.81%
S1A GB(a)	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.82%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.11%
Emerging Markets Growth Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A AUD H	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A PLN H	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A SGD H	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
AD	1.70%	0.10%	N/A	2.01%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Growth Portfolio (continued)				
Class				
B	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
C	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
CAUD H	2.15%	0.10%	N/A	2.45%
ED	1.70%	0.10%	1.00%	3.02%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
IAUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
ICHF H	0.90%	0.10%	N/A	1.22%
N	2.15%	0.10%	N/A	2.47%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.09%
S1	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.99%
Sustainable US Thematic Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
AAUD H	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
ACAD H	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
A EUR H	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
AGBP H	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
ASGD H	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
AN	1.50%	0.05%(12)	N/A	1.75%
B	1.50%	0.05%(12)	1.00%	2.75%
B CAD H	1.50%	0.05%(12)	1.00%	2.75%
C	1.95%	0.05%(12)	N/A	2.20%
CEUR H	1.95%	0.05%(12)	N/A	2.20%
I	0.70%	0.05%(12)	N/A	0.95%
I EUR H	0.70%	0.05%(12)	N/A	0.95%
IN	0.70%	0.05%(12)	N/A	0.95%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.11%
S1	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.76%
S1 JPY H	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.76%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AAUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
ASGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
B	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BAUD H(b)	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BDAUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD CAD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD GBP H	1.70%	0.05%	1.00%	2.98%
BD NZD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD ZAR H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)				
Class				
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
CAUD H	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
IAUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
IGBP	0.90%	0.05%	N/A	1.23%
ID	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
IDAUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.12%
S1	0.90%	0.01%(11)	N/A	1.02%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.12%
Japan Strategic Value Portfolio				
Class				
2	1.20%	0.05%	N/A	1.35%
A	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
A AUD H	1.50%	0.05%	N/A	2.06%
A CZK H	1.50%	0.05%	N/A	2.08%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
A NZD H	1.50%	0.05%	N/A	2.08%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	2.06%
A USD H	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
AD	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
AD AUD H	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
AD NZD H	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
AD USD H	1.50%	0.05%	N/A	2.07%
AD ZAR H	1.50%	0.05%	N/A	2.08%
B	1.50%	0.05%	1.00%	3.07%
BD	1.50%	0.05%	1.00%	3.06%
BD AUD H	1.50%	0.05%	1.00%	3.06%
BD USD H	1.50%	0.05%	1.00%	3.06%
BD ZAR H	1.50%	0.05%	1.00%	3.06%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.52%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.52%
I	0.70%	0.05%	N/A	1.28%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	1.26%
I USD H	0.70%	0.05%	N/A	1.27%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S1	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.77%
S1 USD H	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.77%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.12%
China Opportunity Portfolio				
Class				
A	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
A PLN H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD AUD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD CAD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.47%
AD EUR H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%
AD GBP H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD NZD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD RMB H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
China Opportunity Portfolio (continued)				
Class				
AD SGD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD ZAR H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
B	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
BD	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
BD AUD H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.47%
BD EUR H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.47%
BD NZD H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
BD ZAR H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.47%
C	2.45%(2)	0.05%	N/A	2.93%
I	1.20%(3)	0.05%	N/A	1.69%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.14%
S1	0.90%	0.01%(11)	N/A	1.04%
Short Duration Bond Portfolio				
Class				
A	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
A2	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
A2 EUR H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
A2 SGD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AA	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AA AUD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AA CAD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AA GBP H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AA NZD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AA SGD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AJ	0.65%(h)	0.10%	N/A	1.00%
AR EUR H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT AUD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT CAD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT EUR H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT GBP H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT NZD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AT SGD H	0.85%(g)	0.10%	N/A	1.20%
AX	0.65%(i)	0.10%	N/A	1.00%
B	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
B2	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BA	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BA AUD H	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BT	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BT AUD H	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BT CAD H	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BT EUR H(c)	1.10%	0.10%	1.00%	2.49%
BT GBP H	0.85%(g)	0.10%	1.00%	2.20%
BT NZD H(d)	1.10%	0.10%	1.00%	2.46%
BX	0.65%(i)	0.10%	N/A	1.00%
C	1.25%(j)	0.10%	N/A	1.60%
C2	1.25%(j)	0.10%	N/A	1.60%
C2 EUR H	1.25%(j)	0.10%	N/A	1.60%
I	0.325%(k)	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%(k)	0.10%	N/A	0.575%
I2 AUD H	0.325%(k)	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%(k)	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%(k)	0.10%	N/A	0.575%
IT AUD H	0.325%(k)	0.10%	N/A	0.575%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Short Duration Bond Portfolio (continued)				
Class				
N2	1.35%(l)	0.10%	N/A	1.69%
NT	1.35%(l)	0.10%	N/A	1.47%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.07%
S SGD H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.05%
S1 2	0.25%(m)	0.01%(11)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%(m)	0.01%(11)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.07%
Global High Yield Portfolio**				
Class				
A	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2 CHF H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2 EUR H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2 PLN H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.75%
A2 SGD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA AUD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA CAD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA EUR H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA GBP H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA NZD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA RMB H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA SGD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA ZAR H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AK	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AK EUR H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AR EUR H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT AUD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT CAD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT EUR H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT GBP H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT NZD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT RMB H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT SGD H	1.56%(4)	0.10%	N/A	1.78%
B	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
B2	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
B2 EUR H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.77%
BA	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.77%
BA AUD H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.77%
BA ZAR H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.77%
BT	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT AUD H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT CAD H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT EUR H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT GBP H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT NZD H	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
C	2.01%(5)	0.10%	N/A	2.23%
C2	2.01%(5)	0.10%	N/A	2.23%
C2 EUR H	2.01%(5)	0.10%	N/A	2.23%
CK	2.01%(5)	0.10%	N/A	2.23%
CK EUR H	2.01%(5)	0.10%	N/A	2.22%
CT	2.01%(5)	0.10%	N/A	2.23%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio** (continued)				
Class				
EA	1.56%(4)	0.10%	0.50%	2.28%
EA AUD H	1.56%(4)	0.10%	0.50%	2.31%
EA ZAR H	1.56%(4)	0.10%	0.50%	2.32%
I	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2 AUD H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2 CHF H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.25%
I2 EUR H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2 SGD H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IA AUD H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.24%
IQD	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.24%
IT	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT AUD H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT CAD H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT EUR H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT GBPH	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT NZD H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT RMB H	1.01%(6)	0.10%	N/A	1.23%
J	1.56%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
N2	2.11%(7)	0.10%	N/A	2.34%
NT	2.11%(7)	0.10%	N/A	2.34%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
S1	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.93%
S1D	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.93%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.03%
SHK	N/A	0.01%(11)	N/A	0.03%
SK	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.68%
SMAUD H(e)	N/A	0.01%(11)	N/A	0.03%
SQ	0.60%	0.01%(11)	N/A	0.63%
W2	0.75%(13)	0.10%	N/A	0.97%
W2 CHF H	0.75%(13)	0.10%	N/A	0.97%
WT	0.75%(13)	0.10%	N/A	0.97%
WT AUD H	0.75%(13)	0.10%	N/A	0.97%
WT EUR H	0.75%(13)	0.10%	N/A	0.97%
American Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA GBPH	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA ZAR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio (continued)				
Class				
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT GBP H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BA ZAR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT CAD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT EUR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT GBP H	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT NZD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 DUR PH	1.55%	0.10%	N/A	1.76%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.76%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
EA	1.10%	0.10%	0.50%	1.85%
EA AUD H	1.10%	0.10%	0.50%	1.86%
EA ZAR H	1.10%	0.10%	0.50%	1.89%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.72%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 DUR PH	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT GBP H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT RMB H	0.55%	0.10%	N/A	0.89%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.87%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<u>American Income Portfolio (continued)</u>				
Class				
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.03%
S1	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.53%
S1D	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.53%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.03%
SHK	N/A	0.01%(11)	N/A	0.03%
W	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.64%
W2	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.64%
W2 CHF H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.63%
W2 EUR H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.62%
WT	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.66%
WT AUD H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.66%
WT EUR H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.82%
WT GBP H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.61%
WT SGD H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.71%
<u>European Income Portfolio</u>				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA HKD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AR	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BA USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
C2 USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
CT USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio (continued)				
Class				
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IA HKD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IA SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
NT USD H	1.65%	0.10%	N/A	1.88%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
S1	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.56%
S1 USD H	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.56%
S1D	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.56%
SA USD H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
SHK	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
W2 CHF H	0.39%(14)	0.10%	N/A	0.63%
Emerging Markets Debt Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2 CHF H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2 PLN H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2 SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AR EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
B	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
B2	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BA	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BA AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BA ZAR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BT	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BT AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BT CAD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT EUR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT GBP H	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BT NZD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.79%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)				
Class				
C2 EUR H	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
CT	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2 CHF H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
IT	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT SGD H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.90%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.90%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.09%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
S GBP H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
S1 2	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.62%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.61%
S1 GBP H	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.60%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
Mortgage Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2X	1.05%(8)	0.05%	N/A	1.25%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.27%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.29%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.30%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
ATX(f)	1.05%(8)	0.05%	N/A	1.25%
AX	1.05%(8)	0.05%	N/A	1.25%
B2X	1.05%(8)	0.05%	0.45%	1.70%
BA	1.10%	0.05%	1.00%	2.31%
BA AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.31%
BA ZAR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.31%
BX	1.05%(8)	0.05%	0.45%	1.70%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.76%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.76%
C2X	1.50%(9)	0.05%	N/A	1.70%
CX	1.50%(9)	0.05%	N/A	1.70%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2X	0.50%(10)	0.05%	N/A	0.70%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.75%
IX	0.50%(10)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.86%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.86%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Mortgage Income Portfolio (continued)				
Class				
S1	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.54%
S1 JPY	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.55%
S1X	0.40%	0.01%(11)	N/A	0.42%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
Global Bond II Portfolio				
Class				
S1	0.45%	0.01%(11)	N/A	1.02%

* Unaudited. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

** For the Total Expense Ratio calculation of the Global High Yield Portfolio the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, management company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

- (a) Share class liquidated on July 2, 2019.
- (b) Share class liquidated on October 19, 2018.
- (c) Share class liquidated on November 20, 2018.
- (d) Share class liquidated on January 14, 2019.
- (e) Share class liquidated on October 15, 2018.
- (f) Share class liquidated on October 5, 2018.
- (g) Changed during the year from 1.10% to 0.85%, effective July 1, 2019.
- (h) Changed during the year from 1.10% to 0.65%, effective July 1, 2019.
- (i) Changed during the year from 0.85% to 0.65%, effective July 1, 2019.
- (j) Changed during the year from 1.55% to 1.25%, effective July 1, 2019.
- (k) Changed during the year from 0.55% to 0.325%, effective July 1, 2019.
- (l) Changed during the year from 1.65% to 1.35%, effective July 1, 2019.
- (m) Changed during the year from 0.50% to 0.25%, effective July 1, 2019.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

- (1) 2.00% up to \$300,000,000 and 1.70% on the excess of \$300,000,000.
- (2) 2.45% up to \$300,000,000 and 2.15% on the excess of \$300,000,000.
- (3) 1.20% up to \$300,000,000 and 0.90% on the excess of \$300,000,000.
- (4) 1.70% up to \$5,000,000,000 and 1.50% on the excess of \$5,000,000,000.
- (5) 2.15% up to \$5,000,000,000 and 1.95% on the excess of \$5,000,000,000.
- (6) 1.15% up to \$5,000,000,000 and 0.95% on the excess of \$5,000,000,000.
- (7) 2.25% up to \$5,000,000,000 and 2.05% on the excess of \$5,000,000,000.
- (8) 1.05% up to \$100,000,000, 1.00% on the next \$100,000,000 and 0.95% on the excess of \$200,000,000.
- (9) 1.50% up to \$100,000,000, 1.45% on the next \$100,000,000 and 1.40% on the excess of \$200,000,000.
- (10) 0.50% up to \$100,000,000, 0.45% on the next \$100,000,000 and 0.40% on the excess of \$200,000,000.

Management Company Fees

- (11) Annual fee equal to the lesser of \$50,000 or 0.01% of average daily NAV.
- (12) Changed during the year from 0.10% to 0.05%, effective October 31, 2018.

Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund

- (13) Up to 1.15%
- (14) Up to 0.55%

TABLE 2
PORTFOLIO TURNOVER

AB FCP I

	Turnover* (unaudited)
AB FCP I-	
Dynamic Diversified Portfolio	96.12%
Global Equity Blend Portfolio	42.68%
Global Value Portfolio	45.35%
Emerging Markets Growth Portfolio	127.37%
Sustainable US Thematic Portfolio	43.66%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	53.16%
Japan Strategic Value Portfolio	42.94%
China Opportunity Portfolio	103.27%
Short Duration Bond Portfolio	128.65%
Global High Yield Portfolio	47.53%
American Income Portfolio	26.47%
European Income Portfolio	33.80%
Emerging Markets Debt Portfolio	91.94%
Mortgage Income Portfolio	45.50%
Global Bond II Portfolio	130.58%

* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the period is calculated based on month end valuation.

PORTFOLIO OF INVESTMENTS
August 31, 2019
AB FCP I
Asia Ex-Japan Equity Portfolio

	Shares	Value (USD)	Net Assets %
TRANSFERABLE SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET			
COMMON STOCKS			
FINANCIALS			
BANKS			
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	6,690,000	\$ 3,631,512	1.2%
China CITIC Bank Corp., Ltd. - Class H	9,943,000	5,199,518	1.7
China Construction Bank Corp. - Class H	8,193,000	6,081,738	2.0
Dah Sing Financial Holdings Ltd.	531,400	1,951,982	0.7
Hana Financial Group, Inc.	195,030	5,233,003	1.8
ICICI Bank Ltd.	1,661,604	9,571,835	3.2
Industrial Bank Co., Ltd. - Class A	2,012,710	4,826,569	1.6
KB Financial Group, Inc.	185,890	6,092,741	2.0
Shinhan Financial Group Co., Ltd.	81,860	2,754,010	0.9
State Bank of India	2,119,200	8,113,844	2.7
		<u>53,456,752</u>	<u>17.8</u>
CAPITAL MARKETS			
China Everbright Ltd.	1,488,000	1,698,587	0.6
CONSUMER FINANCE			
Samsung Card Co., Ltd.	53,890	1,474,884	0.5
DIVERSIFIED FINANCIAL SERVICES			
Fubon Financial Holding Co., Ltd.	2,528,000	3,513,123	1.2
INSURANCE			
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class H	1,060,500	12,159,960	4.0
THRIFTS & MORTGAGE FINANCE			
LIC Housing Finance Ltd.	722,380	4,313,087	1.4
		<u>76,616,393</u>	<u>25.5</u>
INFORMATION TECHNOLOGY			
ELECTRONIC EQUIPMENT, INSTRUMENTS & COMPONENTS			
Yageo Corp.	249,944	1,806,345	0.6
IT SERVICES			
Infosys Ltd.	242,770	2,769,973	0.9
SEMICONDUCTORS & SEMICONDUCTOR EQUIPMENT			
Hua Hong Semiconductor Ltd.	2,421,200	4,051,597	1.3
Nanya Technology Corp.	1,779,000	3,987,316	1.3
Novatek Microelectronics Corp.	651,000	3,855,014	1.3
Realtek Semiconductor Corp.	885,000	6,057,784	2.0
SK Hynix, Inc.	101,800	6,505,115	2.2
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	1,155,000	9,523,878	3.2
		<u>33,980,704</u>	<u>11.3</u>
TECHNOLOGY HARDWARE, STORAGE & PERIPHERALS			
Samsung Electronics Co., Ltd.	443,750	16,119,711	5.4
Samsung Electronics Co., Ltd. (Preference Shares)	187,780	5,712,853	1.9
		<u>21,832,564</u>	<u>7.3</u>
		<u>60,389,586</u>	<u>20.1</u>
INDUSTRIALS			
ELECTRICAL EQUIPMENT			
Luxshare Precision Industry Co., Ltd. - Class A	1,402,716	4,795,878	1.6
INDUSTRIAL CONGLOMERATES			
NWS Holdings Ltd.	1,581,000	2,722,246	0.9
MACHINERY			
Sany Heavy Industry Co., Ltd. - Class A	3,666,056	6,896,896	2.3
Weichai Power Co., Ltd. - Class H	4,556,000	6,973,114	2.3
Yangzijiang Shipbuilding Holdings Ltd.	3,806,800	2,496,262	0.9
		<u>16,366,272</u>	<u>5.5</u>
TRADING COMPANIES & DISTRIBUTORS			
BOC Aviation Ltd.	590,700	5,130,691	1.7
		<u>29,015,087</u>	<u>9.7</u>
REAL ESTATE			
REAL ESTATE MANAGEMENT & DEVELOPMENT			
CIFI Holdings Group Co., Ltd.	7,306,000	3,932,366	1.3
City Developments Ltd.	238,500	1,646,427	0.6
CK Asset Holdings Ltd.	833,000	5,657,524	1.9
Huafa Industrial Co., Ltd. Zhuhai	1,852,235	1,828,953	0.6
Sun Hung Kai Properties Ltd.	208,000	2,947,400	1.0
Times China Holdings Ltd.	3,358,000	5,122,402	1.7
UOL Group Ltd.	762,400	4,037,932	1.3
		<u>25,173,004</u>	<u>8.4</u>

AB FCP I
Asia Ex-Japan Equity Portfolio

	Shares	Value (USD)	Net Assets %
CONSUMER DISCRETIONARY			
AUTO COMPONENTS			
Mando Corp.	78,960	\$ 2,222,940	0.7%
AUTOMOBILES			
Geely Automobile Holdings Ltd.	2,040,000	3,153,513	1.1
Guangzhou Automobile Group Co., Ltd. - Class H	5,164,000	5,203,255	1.7
		8,356,768	2.8
DIVERSIFIED CONSUMER SERVICES			
New Oriental Education & Technology Group, Inc. (Sponsored ADR)	30,100	3,413,340	1.1
INTERNET & DIRECT MARKETING RETAIL			
Alibaba Group Holding Ltd. (Sponsored ADR)	16,380	2,866,991	1.0
TEXTILES, APPAREL & LUXURY GOODS			
Yue Yuen Industrial Holdings Ltd.	1,131,500	2,893,548	1.0
		19,753,587	6.6
MATERIALS			
CHEMICALS			
Kumho Petrochemical Co., Ltd.	59,430	3,449,270	1.2
Tosoh Corp.	124,600	1,599,797	0.5
		5,049,067	1.7
CONSTRUCTION MATERIALS			
Anhui Conch Cement Co., Ltd. - Class H	1,077,000	6,064,684	2.0
Huaxin Cement Co., Ltd.	1,237,869	3,212,236	1.1
		9,276,920	3.1
METALS & MINING			
POSCO	23,280	4,055,381	1.3
		18,381,368	6.1
UTILITIES			
ELECTRIC UTILITIES			
Power Grid Corp. of India Ltd.	896,310	2,528,609	0.9
GAS UTILITIES			
China Resources Gas Group Ltd.	862,000	4,260,305	1.4
ENN Energy Holdings Ltd.	422,000	4,817,229	1.6
GAIL India Ltd.	1,269,500	2,312,061	0.8
		11,389,595	3.8
INDEPENDENT POWER AND RENEWABLE ELECTRICITY PRODUCERS			
China Resources Power Holdings Co., Ltd.	1,148,000	1,516,923	0.5
Huaneng Power International, Inc. - Class H	3,896,000	2,141,697	0.7
		3,658,620	1.2
		17,576,824	5.9
CONSUMER STAPLES			
FOOD & STAPLES RETAILING			
E-MART, Inc.	16,660	1,595,509	0.5
FOOD PRODUCTS			
COFCO Meat Holdings Ltd. (a)	5,775,600	1,657,454	0.6
Fujian Sunner Development Co., Ltd. - Class A	1,088,906	4,170,084	1.4
Wens Foodstuffs Group Co., Ltd. - Class A	485,416	2,812,836	0.9
WH Group Ltd.	6,840,000	5,504,872	1.8
		14,145,246	4.7
		15,740,755	5.2
ENERGY			
OIL, GAS & CONSUMABLE FUELS			
PetroChina Co., Ltd. - Class H	14,322,000	7,105,834	2.4
Petronet LNG Ltd.	739,270	2,763,171	0.9
S-Oil Corp.	32,477	2,592,798	0.9
		12,461,803	4.2
COMMUNICATION SERVICES			
DIVERSIFIED TELECOMMUNICATION SERVICES			
China Unicom Hong Kong Ltd.	5,548,000	5,526,488	1.8
ENTERTAINMENT			
NetEase, Inc. (ADR)	4,910	1,252,050	0.4
INTERACTIVE MEDIA & SERVICES			
Tencent Holdings Ltd.	84,500	3,500,536	1.2
		10,279,074	3.4
HEALTH CARE			
HEALTH CARE PROVIDERS & SERVICES			
Shanghai Pharmaceuticals Holding Co., Ltd. - Class H	2,783,100	5,253,543	1.8

PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)**AB FCP I
Asia Ex-Japan Equity Portfolio**

	Rate	Date	Shares	Value (USD)	Net Assets %
PHARMACEUTICALS					
China Resources Pharmaceutical Group Ltd.			3,007,200	\$ 3,106,770	1.0%
				<u>8,360,313</u>	<u>2.8</u>
Total Investments					
(cost \$302,610,174)				\$ 293,747,794	97.9%
Time Deposits					
BBH, Grand Cayman(b)	(0.58)%	—		99	0.0
BBH, Grand Cayman(b)	0.29 %	—		23,361	0.0
BBH, Grand Cayman(b)	0.46 %	—		118	0.0
Hong Kong & Shanghai Bank, Singapore(b)	0.75 %	—		22,723	0.0
HSBC Bank PLC, London(b)	5.57 %	—		107,063	0.0
Sumitomo, London(b)	(0.25)%	—		27,078	0.0
Sumitomo, London(b)	1.48 %	—		6,765,899	2.3
Sumitomo, Tokyo(b)	1.48 %	—		<u>27,790</u>	<u>0.0</u>
Total Time Deposits				<u>6,974,131</u>	<u>2.3</u>
Other assets less liabilities				<u>(704,380)</u>	<u>(0.2)</u>
Net Assets				<u>\$ 300,017,545</u>	<u>100.0%</u>

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Contracts to Deliver (000)	In Exchange For (000)	Settlement Date	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 10	CNH 75	9/10/19	\$ 22
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 34,750	AUD 51,520	9/30/19	(25,878)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 3,753	CAD 4,991	9/30/19	(2,626)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 10	EUR 9	9/30/19	(81)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 2,158	GBP 1,765	9/30/19	(8,655)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 8,593	NZD 13,538	9/30/19	(56,130)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 45	SGD 62	9/30/19	30
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 21,577	ZAR 332,257	9/30/19	252,918
				<u>\$ 159,600</u>
			Appreciation	\$ 252,970
			Depreciation	\$ (93,370)

+ Used for share class hedging purposes.

(a) Represents entire or partial securities out on loan. See Note N for securities lending information.

(b) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD – Australian Dollar

CAD – Canadian Dollar

CNH – Chinese Yuan Renminbi (Offshore)

EUR – Euro

GBP – Great British Pound

NZD – New Zealand Dollar

SGD – Singapore Dollar

USD – United States Dollar

ZAR – South African Rand

Glossary:

ADR – American Depositary Receipt

See notes to financial statements.

（２）【2018年８月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン

資産・負債計算書

2018年８月31日現在

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券一時価	467,963,413	51,270,072
定期預金	9,409,189	1,030,871
未収配当金および未収利息	280,061	30,683
保管受託銀行およびブローカー預託金	0	0
ファンド証券売却未収金	709,637	77,748
先物為替予約未実現評価益	64,720	7,091
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
投資有価証券売却未収金	4,736,899	518,975
スワップ未実現評価益	0	0
スワップに係る未収利息	0	0
金融先物契約未実現評価益	0	0
貸付証券収益の未収金	1,733	190
	<u>483,165,652</u>	<u>52,935,629</u>
負債		
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	80,290	8,797
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
投資有価証券購入未払金	5,478,011	600,171
先物為替予約未実現評価損	1,542,068	168,949
未払分配金	668,524	73,243
ファンド証券買戻未払金	3,843,147	421,055
スワップ未実現評価損	0	0
スワップに係る未払利息	0	0
金融先物契約未実現評価損	0	0
未払キャピタル・ゲイン税	0	0
未払費用その他債務	776,744	85,100
	<u>12,388,784</u>	<u>1,357,315</u>
純資産額	<u>470,776,868</u>	<u>51,578,314</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン
運用および純資産変動計算書
2018年8月31日に終了した年度

	アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
利息	61,156	6,700
スワップ収益	0	0
配当金、純額	17,085,605	1,871,899
貸付証券収益、純額	29,133	3,192
	17,175,894	1,881,791
費用		
管理報酬	6,246,536	684,370
管理会社報酬	184,527	20,217
スワップに係る費用	0	0
名義書換代行報酬	347,114	38,030
販売報酬	320,097	35,070
税金	180,701	19,798
保管報酬	222,210	24,345
専門家報酬	259,903	28,475
会計および管理事務代行報酬	92,401	10,123
印刷費	25,329	2,775
その他	47,792	5,236
	7,926,610	868,439
費用払戻または権利放棄	(2,039)	(223)
純費用	7,924,571	868,216
投資純（損）益	9,251,323	1,013,575
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨	30,858,447	3,380,851
源泉税	0	0
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	(56,150,269)	(6,151,823)
金融先物契約	0	0
先物為替予約	(1,913,617)	(209,656)
スワップ	0	0
発行オプション	0	0
運用実績	(17,954,116)	(1,967,053)
ファンド証券取引		
増（減）額	(10,916,831)	(1,196,048)
分配金	(8,128,512)	(890,560)
純資産額		
期首	507,776,327	55,631,974
通貨換算調整	0	0
期末	470,776,868	51,578,314

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン

財務書類に対する注記

2018年8月31日に終了した年度

注A：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年7月13日付EC通達2009/65（改正済）の第1条（2）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

2018年2月22日付で、アライアンス・バーンスタインーデベロップト・マーケット・マルチアセット・インカム・ポートフォリオはアライアンス・バーンスタインーオール・マーケット・インカム・ポートフォリオに名称が変更された。

ファンドは現在、運用中の15種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

管理会社の取締役会は、アライアンス・バーンスタインーヨーロッパ・エクイティ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインーユーロゾーン・エクイティ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインーアメリカン・グロース・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインーオール・マーケット・インカム・ポートフォリオのすべての資産および負債をそれぞれアライアンス・バーンスタイン SICAVーヨーロッパ・エクイティ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAVーユーロゾーン・エクイティ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAVーアメリカン・グロース・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAVーオール・マーケット・インカム・ポートフォリオに移転（以下「再構築」という。）することを承認する決議を行った。再構築は、1：1の交換比率で2018年5月4日付で効力が発生した。

以下は、各ポートフォリオの運用開始日および2018年8月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタインー	運用開始日	販売クラス受益証券
ダイナミック・ディパーシファイド・ポートフォリオ	2004年11月2日	A, A EUR H, AX, B, BX, C, C EUR H, CX, I, I EUR H, IX, S1 EUR H
グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ	2003年9月1日	A, A EUR H, B, C, I, S, S1
グローバル・バリュー・ポートフォリオ	2006年6月1日	A, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD ZAR H, C, I, S, S GBP H, S1, S1A GB, SD
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	1992年10月30日	A, A AUD H, A SGD H, B, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I CHF H, N, S, S1
USセマティック・リサーチ・ポートフォリオ	2006年6月1日	A, A AUD H, A CAD H, A EUR H, A GBP H, A SGD H, AN, B, B CAD H, C, C EUR H, I, I EUR H, IN, S, S1, S1 JPY H

アジア・エックス・ジャパン・ エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月30日	A, A AUD H, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, B, B AUD H, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD GBP H, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I GBP, ID, ID AUD H, S, S1, SD
ジャパン・ストラテジック・ バリュー・ポートフォリオ	2005年12月15日	2, A, A AUD H, A CZK H, A EUR H, A NZD H, A SGD H, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD USD H, BD ZAR H, C, C EUR H, I, I EUR H, I USD H, S EUR H, S1, S1 USD H, SD
チャイナ・オポチュニティー・ ポートフォリオ	2007年2月1日	A, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD NZD H, BD ZAR H, C, I, S, S1
グローバル・ボンド・ ポートフォリオ	1996年9月16日	A, A2, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2, BA, BA AUD H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, BX, C, C2, C2 EUR H, I, I2, I2 AUD H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 EUR H, SA
グローバル・ハイ・イールド・ ポートフォリオ	1997年9月22日	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, B2 EUR H, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR H, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S EUR H, S1, S1D, SA, SHK, SK, SM AUD H, W2, W2 CHF H, WT, WT AUD H, WT EUR H
アメリカン・インカム・ ポートフォリオ	1993年7月1日	A, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 DUR PH, C2 EUR H, CT, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR H, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT SGD H
ヨーロッパ・インカム・ ポートフォリオ	1999年2月26日	A, A2, A2 CHF H, A2 SGD H, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD H, C, C2, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S, S1, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2 CHF H
エマージング・マーケット・ デット・ポートフォリオ	2006年3月23日	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CT, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, SA
モーゲージ・インカム・ ポートフォリオ	1994年9月27日	A, A2, A2X, AA, AA AUD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT GBP H, AT SGD H, ATX, AX, B2X, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BX, C, C2, C2X, CX, I, I2, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1X, SA
グローバル・ボンドⅡ・ ポートフォリオ	2012年12月17日	S1

注B：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して作成されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

1. 評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、管理会社の取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点ですべて証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。従って、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産価格を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

従って、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所その他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価額で評価された証券のみについて採用している。ユーロゾーン・エクイティ・ポートフォリオおよびヨーロッパ・エクイティ・ポートフォリオは、現時点でいかなる状況下でも公正価額で評価された証券についての方針は採用されなかった。

債券（i）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ii）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（iii）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、管理会社の取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。管理会社の取締役会によって確立した手続に従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー・ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が記帳される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

1.5 購入オプションおよび発行オプション

オプションが購入される時、支払プレミアムに相当する金額は投資として記帳され、その後購入されるオプションの現在市場価値に調整される。行使されずに満期となるオプションの購入のために支払われるプレミアムは、実現損失として満期日に取扱われる。購入プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、当該ポートフォリオが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、対象証券または外貨の売却代金から差し引かれる。購入コール・オプションが行使される場合、プレミアムは、当該ポートフォリオが購入する証券または外貨の原価ベースを引き上げる。オプションが発行される時、当該ポートフォリオが受領するプレミアムに相当する金額は、負債として計上され、その後発行オプションの現在市場価値に調整される。行使されずに満期となる発行オプションから受領されるプレミアムは、実現利益として満期日に当該ポートフォリオによって取扱われる。発行コール・オプションが行使される場合、プレミアムは、当該ポートフォリオが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、対象証券または外貨の売却代金に加算される。発行プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、当該ポートフォリオが購入する証券または外貨の原価ベースを引き下げる。ポートフォリオによる上場プットまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合、かかる証券は、当該日の最終買い呼び値で評価される。

1.6 他のUCIsへの投資

他の投資信託（「UCIs」）への投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産額で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、損益内で、日々ベースでスワップ契約に係る中間支払を発生する。スワップ契約は、資産・負債計算書の「スワップ未実現評価（損）益」ならびに運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」に計上される評価額の変動で日々ベースで値洗いされる。スワップ契約が満期を迎えるかまたは売却された場合、純額が運用および純資産変動計算書上の「投資有価証券実現（損）益」として計上される。前払いまたは前受けプレミアムは、資産・負債計算書上に費用または手取金として計上され、契約期間にわたり定額ベースで償却される。クレジット・デフォルト・スワップの償却済アップフロント・プレミアムの発生額は、ポジションが売却されるまでスワップ収益に含まれ、その後に償却済アップフロント・プレミアム

は、スワップからの実現純（損）益に含まれる。すべてのその他のスワップ・タイプにおける償却済アップフロント・プレミアムは、スワップからの実現純（損）益の中に含まれる。スワップ契約の評価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の一つの構成部分として計上される。

資産・負債計算書で開示される「スワップ契約の前払（前受）プレミアム」には、店頭取引クレジット・デフォルト・スワップの支払（受領）プレミアムおよび中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップで未だ決済されないマージンが含まれる。

2. 創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、前年までに全額償却された。

3. 配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現／未実現損益は、直接当該クラスの負担／配分とされる。

ポートフォリオの全クラスS受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用する場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスS受益証券に配分される。

4. 外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の売買価格の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当期中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.1610および平均レート1.1922、日本円対米ドルの現物レート0.0090および平均レート0.0091である。

連結運用および純資産変動計算書に表示されている「通貨換算調整」は、連結資産・負債計算書ならびに連結運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異である。

5. 投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に記帳される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。

ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に記帳される。

6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

7. スイング・プライシングによる調整

ファンドの管理会社は、2015年11月2日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）純資産額（NAV）調整方針を実施することをファンドの全受益者に対して通知した。この方針に従い、ポートフォリオのNAVは、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用さ

れる。スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券のNAVは、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常関連NAVの2%を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。資産・負債計算書において、スイング・プライシングによる上方調整は「その他の未収金」の一部として計上され、下方調整は「未払費用その他債務」の一部として計上される。運用および純資産変動計算書において、スイング・プライシングによる調整はファンド証券取引内の「増（減）額」の一部として計上される。

統計情報に開示されている受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額は、公表済みの受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書に開示されている純資産総額は期末のスイング調整額を除いた純資産総額である。

2018年8月31日現在、スイングにより調整されたポートフォリオの純資産額および1口当たり純資産価格は存在しなかった。

注C：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額として四半期ごとに計算され支払われる年率0.05%の割合でルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）を課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

注D：分配

管理会社は、現時点では次のポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオおよびUSセマティック・リサーチ・ポートフォリオ。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューファンド）：

- ・クラスA、B、C、I、SおよびS1受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。
- ・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
- ・クラスAD、BD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

グローバル・ボンド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、AX、B、BX、C、I、SおよびS1受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

- ・クラスAJ、AT、BT、CT、ITおよびNT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、BAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S 2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S1 EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JAおよびJ受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、SM、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスIQDおよびS1QD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAM受益証券について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、AM受益証券の1口当たり7%（年率換算）の固定分配を維持する意向である。従って、分配は、関連するクラスに帰属する純利益、実現および未実現利益および／または元本から行われることがある。元本による分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。管理会社は、AMクラスの収支のレベルと固定分配率を定期的に見直しすると共に、固定分配率の増減を決定することができる。かかる分配率は、次の目論見書の更新時に反映され、それまでの間、受益者はwww.alliancebernstein.comで最新の分配率を入手することができる。
- ・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券およびSQ受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAM受益証券について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、AM受益証券の1口当たり5%（年率換算）の固定分配を維持する意向である。従って、分配は、関連するクラスに帰属する純利益、実現利益および未実現利益および／または元本から行われることがある。元本による分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。管理会社は、AMクラスの収支のレベルと固定分配率を定期的に見直しすると共に、固定分配率の増減を決定することができる。かかる分配率は、次の目論見書の更新時に反映され、それまでの間、受益者はwww.alliancebernstein.comで最新の分配率を入手することができる。
- ・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・S1QD受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。従って、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび／または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の純資産額に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注E：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「管理会社」）に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、（日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され）以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタインー	クラス 受益証券	%		
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ				
	A	2.05%	AA EUR H	1.50%
	A AUD H	2.05%	AA GBP H	1.50%
	A SGD H	2.05%	AA NZD H	1.50%
	AD	2.05%	AA RMB H	1.50%
	AD AUD H	2.05%	AA SGD H	1.50%
	AD CAD H	2.05%	AA ZAR H	1.50%
	AD EUR H	2.05%	AK	1.50%
	AD GBP H	2.05%	AK EUR H	1.50%
	AD NZD H	2.05%	AR EUR	1.50%
	AD RMB H	2.05%	AR EUR H	1.50%
	AD SGD H	2.05%	AT	1.50%
	AD ZAR H	2.05%	AT AUD H	1.50%
	AY JPY	2.05%	AT CAD H	1.50%
	B	3.05%	AT DUR PH	1.50%
	B AUD H	3.05%	AT EUR H	1.50%
	BD	3.05%	AT GBP H	1.50%
	BD AUD H	3.05%	AT NZD H	1.50%
	BD CAD H	3.05%	AT RMB H	1.50%
	BD GBP H	3.05%	AT SGD H	1.50%
	BD NZD H	3.05%	B	2.20%
	BD ZAR H	3.05%	B2	2.20%
	BY JPY	2.52%	BA	2.20%
	C	2.50%	BA AUD H	2.20%
	C AUD H	2.50%	BA ZAR H	2.20%
	ED	3.05%	BT	2.20%
	I	1.25%	BT AUD H	2.20%
	I AUD H	1.25%	BT CAD H	2.20%
	I GBP	1.25%	BT EUR H	2.20%
	ID	1.25%	BT GBP H	2.20%
	ID AUD H	1.25%	BT NZD H	2.20%
	S	0.30%	C	1.95%
	S1	1.20%	C2	1.95%
	SD	0.30%	C2 DUR PH	1.95%
グローバル・ボンド・ポートフォリオ			C2 EUR H	1.95%
	S (e)	0.15%	CK (g)	1.95%
	S EUR H	0.15%	CK EUR H (g)	1.95%
	S SGD H	0.15%	CT	1.95%
	S1 EUR H	0.65%	CT DUR PH (h)	1.95%
	SA	0.15%	I	0.95%
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ			I2	0.95%
	S EUR H	0.10%	I2 AUD H	0.95%
	S1	1.00%	I2 CHF H	0.95%
	S1D	1.00%	I2 DUR PH	0.95%
	S1QD (f)	1.00%	I2 EUR H	0.95%
	SA	0.10%	I2 SGD H	0.95%
	SHK	0.10%	IA	0.95%
	SK	0.75%	IA AUD H	0.95%
	SM AUD H	0.10%	IA DUR PH (h)	0.95%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			IT	0.95%
	A	1.50%	IT AUD H	0.95%
	A2	1.50%	IT CAD H	0.95%
	A2 CHF H	1.50%	IT DUR PH (h)	0.95%
	A2 DUR PH	1.50%	IT EUR H	0.95%
	A2 EUR H	1.50%	IT GBP H	0.95%
	A2 SGD H	1.50%	IT JPY	0.95%
	AA	1.50%	IT JPY H	0.95%
	AA AUD H	1.50%	IT NZD H	0.95%
	AA CAD H	1.50%	IT RMB H (g)	0.95%
	AA DUR PH	1.50%		

アライアンス・バーンスタインー	クラス 受益証券	%
	IT SGD H	0.95%
	N2	2.05%
	NT	2.05%
	S	0.15%
	S1	0.65%
	S1D	0.65%
	SA	0.15%
	SHK	0.15%
	W	0.95%
	W2	0.95%
	W2 CHF H	0.95%
	W2 EUR H	0.95%
	W2 WT	0.95%
	WT AUD H	0.95%
	WT SGD H	0.95%

(e) 2018年3月20日付で清算されたクラス受益証券

(f) 2017年11月13日付で清算されたクラス受益証券

(g) 2018年8月3日付で清算されたクラス受益証券

(h) 2018年2月23日付で清算されたクラス受益証券

2018年8月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2018年8月31日現在の未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 2,039	1,104

管理会社が負担した費用は、「費用払戻または権利放棄」の科目で運用および純資産変動計算書に計上される。未収返戻金は、「その他の未収金」または「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。

ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表1に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、クラスE受益証券およびクラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2018年8月31日に終了した年度に23,889,111米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2018年8月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は1,368,227米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上される。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所（管理会社の取締役であるイヴ・プリュッセン氏がパートナーである。）に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2018年8月31日に終了した年度に、97,631ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上される。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および／または新規発行に関する取引に従事していない。

ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および／または通常の商業条件で行われた。関係会社であるサンフォード C. バーンスタイン・アンド・カンパニー LLCおよびサンフォード C. バーンスタイン・リミテッドを通じて実行されたファンドの取引総額は、35,684米ドルであった。かかる取引は、全取引の0.01%を占める。関係会社である、サンフォード C. バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォード C. バーンスタイン・リミテッドのサービスを利用した証券取引に対し、2018年8月31日に終了した年度に支払われた手数料は15米ドルであった。ファンドの取締役の数人は、投資顧問会社および／またはその関係会社の従業員および／または役員である。

ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－ロー・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。チャイナ・オポチュニティー・ポートフォリオは管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV II－チャイナ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－USハイ・イールド・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAV－フィナンシャル・クレジット・ポートフォリオに投資する。エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。2018年8月31日に終了した年度について、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

注F：ソフト・コミッション契約および取引費用

2018年8月31日に終了した年度中に、投資顧問会社は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。

ソフト・コミッション契約は、ファンドのために取引の執行が最良の執行基準に合致し、ブローカー手数料率が慣習制度上フル・サービス手数料率を超えないということに基づいて締結された。受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデーション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の投資有価証券に係る実現純（損）益および投資有価証券に係る未実現純評価（損）益に計上される。取引費用は、総費用比率および／または費用払戻の計算から除外される。

2018年8月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$	1,225,572
グローバル・ボンド・ポートフォリオ	\$	16,890
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	\$	956,299
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$	344,743

注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入または売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、先物為替予約に係る未実現評価（損）益の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の純資産額に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、クラス受益証券をヘッジするために利用される契約を含み、先物為替予約のための担保として使用される。

注H：レポ契約

レポ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レポ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2018年8月31日現在、レポ契約はなかった。

2018年8月31日に終了した年度中にレポ契約から生じた受取利息合計は、6,126米ドルであった。

注I：リバースレポ契約

リバースレポ契約は、現金で証券を購入するよりもむしろ売り手による証券の買戻しを条件付けることを除いてレポ契約と同一であり、売却価格より少し高い固定価格で後日に同じ資産を買い戻すというファンドによる合意と同時にファンドがポートフォリオ資産を売却する。リバースレポ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利金の支払を受領し続ける。一般的に、リバースレポ契約の効果は、ファンドが当該ポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつリバースレポ契約の期間中関わるポートフォリオ証券に投資した現金の全部または大部分を回収することができることである。

かかる取引は、リバースレポ取引のファンドへの「支払利息」がある場合に限り有利である。すなわち、証券の売却と買戻し価格との間の差額は、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達するコストより少ない。

2018年8月31日現在、リバースレポ契約はなかった。

2018年8月31日に終了した年度中にリバースレポ契約から生じた受取利息合計は、3,288米ドルであった。

注J：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として記帳する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを2当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップに係る未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後に発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

2018年8月31日現在、未決済のオプション契約はなかった。

注M：担保

2018年8月31日現在、全てのデリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	ブローカーが 保有する現金	ブローカーに 負担する現金
グローバル・ボンド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 84	
モルガン・スタンレー	\$ 2,973,591	978,533
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 986,427	6,263,693
ゴールドマン・サックス	\$ 10,041,406	8,494,470
HSBC	\$ —	360,000
J Pモルガン	\$ 23,763,000	—
モルガン・スタンレー	\$ 111,144,461	251,149,580
ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド	\$ —	23,573,000
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 26,914,206	—
J Pモルガン	\$ 8,030,000	—
モルガン・スタンレー	\$ 27,042,904	—

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2018年8月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
グローバル・ボンド・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Inflation Index, 0.63%, 7/15/21	\$	455,257
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
バンク・オブ・アメリカ		
U.S. Treasury Bond, 2.75%, 11/15/47	\$	—
U.S. Treasury Note, 1.25%, 3/31/21	\$	—
U.S. Treasury Note, 1.75%, 1/31/23	\$	—
U.S. Treasury Note, 1.38%, 10/31/20	\$	—
パークレイズ		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$	11,148,116
シティバンク		
U.S. Treasury Bond, 8.13%, 05/15/21	\$	10,615,169
クレディ・スイス		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$	63,462,313

アライアンス・バーンスタインー	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
ドイツ銀行		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 3,651,899	—
ゴールドマン・サックス		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 127,831,561	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 11,554,438	—
U.S. Treasury Bond, 8.13%, 05/15/21	\$ 496,492	—
UBS アーゲー		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 1,379,681	—
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
パークレイズ・ロンドン		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 6,447,608	—
シティバンク		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 18,717,724	—
クレディ・スイス		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 22,703,599	—
ゴールドマン・サックス		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 62,893,300	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 16,403,353	—

注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2018年8月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、以下のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー		
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$	29,133

これは、「貸付証券収益、純額」の科目で運用および純資産変動計算書に計上される。

2018年8月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として）ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、貸付証券業務の提供に関して255,356米ドルの報酬を稼得した。これは、「貸付証券収益、純額」の科目で運用および純

資産変動計算書に計上されている。2018年8月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタインー	評価額	担保の時価
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ		
J Pモルガン	\$ 118,612	124,543
メリルリンチ	\$ 1,799,749	1,889,735

注O：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

注P：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2018年8月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ・グローバル・ボンド・プール	グローバル・ボンド・ポートフォリオ
	グローバル・ボンドⅡ・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ・グローバル・グロース・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ・グローバル・バリュア・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
	グローバル・バリュア・ポートフォリオ

注Q：後発事象

2018年10月31日付で、アライアンス・バーンスタインーUSセマティック・リサーチ・ポートフォリオは、アライアンス・バーンスタインーサステイナブルUSセマティック・ポートフォリオに名称を変更した。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン

表 1
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率 *
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューフアンド)				
受益証券のクラス				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
B	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
B AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BD	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD CAD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD GBP H	1.70%	0.05%	1.00%	2.94%
BD NZD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BD ZAR H	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.50%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
C AUD H	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.24%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
ID	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
ID AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
S	N/A	0.01% (11)	N/A	0.12%
S1	0.90%	0.01% (11)	N/A	1.02%
SD	N/A	0.01% (11)	N/A	0.12%
				(N/A : 該当なし)

＊ 無監査。総費用比率(TER)の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) の2008年5月16日付ガイドラインに基づく。

管理会社報酬：

(11) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のうちいずれか低い方の額に相当する年間報酬。

アライアンス・バーンスタイン

表 2

ポートフォリオ回転率

回 転 率 ＊
(無監査)

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

65.45%

＊ 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

[次へ](#)

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

August 31, 2018

AB FCP I

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	\$ 63,376,244	\$ 124,455,185	\$ 547,923,937
Time deposits	2,025,108	2,885,281	4,827,795
Dividends and interest receivable	206,593	158,649	898,806
Cash at depositary and broker	672,212	367,061	98,527
Receivable for capital stock sold	260,030	19,270	1,189,144
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	343,614	515,701	2,290,853
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Receivable for investment securities sold	3,495,008	534,960	19,435
Unrealized appreciation on swaps	43,564	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	179	-0-	-0-
Unrealized appreciation on financial futures contracts	15,813	5,836	50,882
Receivable on securities lending income	-0-	339	2,902
	<u>70,438,365</u>	<u>128,942,282</u>	<u>557,302,281</u>
LIABILITIES			
Due to depositary and broker	311,361	123,761	630,241
Upfront premiums received on swap contracts	10,950	-0-	-0-
Payable for investment securities purchased	5,358,159	15,804	137,791
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	112,288	402,622	961,820
Dividends payable	-0-	-0-	612,940
Payable for capital stock redeemed	347,309	271,246	1,020,600
Unrealized depreciation on swaps	144,990	-0-	-0-
Interest payable on swaps	2,314	-0-	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts	204,873	-0-	-0-
Payable for capital gains tax	-0-	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	235,215	262,624	621,773
	<u>6,727,459</u>	<u>1,076,057</u>	<u>3,985,165</u>
NET ASSETS	<u>\$ 63,710,906</u>	<u>\$ 127,866,225</u>	<u>\$ 553,317,116</u>

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	US Thematic Research Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Opportunity Portfolio (USD)	Global Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
\$ 1,053,385,466	\$ 120,109,922	\$ 467,963,413	¥ 27,422,838,200	\$ 143,967,810	\$ 433,166,667	\$ 20,285,719,453	\$ 10,014,431,174
27,879,717	7,102,439	9,409,189	2,783,323	2,955,008	9,078,755	209,005,498	318,141,390
2,214,882	91,992	280,061	53,703,840	36,747	4,208,760	321,806,161	111,160,257
2,389,928	-0-	-0-	-0-	-0-	3,355,158	381,567,135	61,987,110
3,812,039	462,985	709,637	7,170,305	368,827	2,271,771	94,833,825	83,554,385
42,499	40	64,720	11,412,026	10,968	2,905,895	199,980,461	5,638,455
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	171,648,579	41,047
1,616,972	973,376	4,736,899	523,354,453	195,780	11,885,305	22,273,225	9,867,758
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	27,326	28,004,073	15,534,875
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	1,704	24,898,829	2,227,374
468,029	-0-	-0-	-0-	-0-	109,054	6,671,390	3,445,876
39,593	-0-	1,733	235,996	1,358	-0-	-0-	-0-
<u>1,091,849,125</u>	<u>128,740,754</u>	<u>483,165,652</u>	<u>28,021,498,143</u>	<u>147,536,498</u>	<u>467,010,395</u>	<u>21,746,408,629</u>	<u>10,626,029,701</u>
-0-	79,127	80,290	248,995,305	11,579	978,533	289,840,742	19,157,645
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	305,775	226,563,401	107,658,952
4,529,630	1,495,353	5,478,011	-0-	245,238	6,216,091	50,487,038	20,230,338
187,761	16,739	1,542,068	13,142,557	586,409	1,126,458	156,772,413	14,316,401
1,645	-0-	668,524	21,979,482	184,571	330,154	108,461,592	30,917,726
4,652,923	161,026	3,843,147	238,604,055	1,446,992	14,592,312	35,134,884	22,835,710
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	118,800	16,726,140	46,130,490
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	78	7,043,540
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	239,906	-0-	1,502,530
1,545,927	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
1,578,088	194,739	776,744	43,759,913	370,193	663,927	37,167,166	12,331,030
<u>12,495,974</u>	<u>1,946,984</u>	<u>12,388,784</u>	<u>566,481,312</u>	<u>2,844,982</u>	<u>24,571,956</u>	<u>921,153,454</u>	<u>282,124,362</u>
<u>\$ 1,079,353,151</u>	<u>\$ 126,793,770</u>	<u>\$ 470,776,868</u>	<u>¥ 27,455,016,831</u>	<u>\$ 144,691,516</u>	<u>\$ 442,438,439</u>	<u>\$ 20,825,255,175</u>	<u>\$ 10,343,905,339</u>

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES (continued)
August 31, 2018

AB FCP I

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	€ 2,160,865,643	\$ 898,780,450	\$ 2,005,658,818
Time deposits	26,872,821	3,823,667	51,089,446
Dividends and interest receivable	35,801,849	16,040,471	7,007,322
Cash at depositary and broker	3,811,738	4,449,187	3,655,975
Receivable for capital stock sold	37,390,503	1,435,559	47,902,980
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	14,685,454	5,456,279	1,547,547
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Receivable for investment securities sold	21,417,028	1,192,139	2,632,684
Unrealized appreciation on swaps	-0-	37,202	1,771,971
Interest receivable on swaps	-0-	-0-	347,018
Unrealized appreciation on financial futures contracts	1,960,230	207,516	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	-0-	-0-
	<u>2,302,805,266</u>	<u>931,422,470</u>	<u>2,121,613,761</u>
LIABILITIES			
Due to depositary and broker	25,631,538	663,602	23,912,813
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	-0-	5,552,918
Payable for investment securities purchased	21,628,298	10,111,812	86,789,435
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	2,659,192	6,923,278	1,559,114
Dividends payable	10,161,804	3,938,910	5,454,389
Payable for capital stock redeemed	4,962,394	3,175,823	2,177,162
Unrealized depreciation on swaps	-0-	30,160	1,017,508
Interest payable on swaps	-0-	-0-	784,449
Unrealized depreciation on financial futures contracts	1,590,479	173,834	-0-
Payable for capital gains tax	-0-	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	3,221,993	1,374,531	1,633,560
	<u>69,855,698</u>	<u>26,391,950</u>	<u>128,881,348</u>
NET ASSETS	<u>€ 2,232,949,568</u>	<u>\$ 905,030,520</u>	<u>\$ 1,992,732,413</u>

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

AB FCP I

	Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
\$	16,230,516	\$ 38,810,456,420*
	325,503	679,773,191
	153,317	505,623,128*
	348,201	463,315,922
	-0-	280,295,359
	102,979	236,052,531
	-0-	171,689,626
	433,812	89,432,713
	41,102	45,460,113
	6,121	27,481,225
	27,150	13,277,373
	-0-	48,049
	<u>17,668,701</u>	<u>41,322,905,650*</u>
	428,999	368,217,866
	41,519	340,133,515
	675,362	216,880,516
	22,710	187,735,686
	39,270	161,915,220*
	-0-	97,567,910
	32,530	64,200,618
	34	7,830,415
	27,603	3,995,292
	-0-	1,545,927
	41,453	61,385,616
	<u>1,309,480</u>	<u>1,511,408,581*</u>
\$	<u>16,359,221</u>	<u>\$ 39,811,497,069*</u>

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS**For the year ended August 31, 2018****AB FCP I**

	All Market Income Portfolio(a) (USD)	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	\$ 1,671,596	\$ 674,670	\$ 39,744
Swap income	357,797	8,803	-0-
Dividends, net	1,171,627	599,472	1,987,847
Securities lending income, net	-0-	-0-	23,594
	<u>3,201,020</u>	<u>1,282,945</u>	<u>2,051,185</u>
EXPENSES			
Management fee	835,889	852,754	1,084,482
Management company fee	46,250	65,103	47,340
Expense on swaps	116,807	40,887	-0-
Transfer agency	47,598	72,315	60,124
Distribution fee	27,456	135,960	49,228
Taxes	25,709	32,086	28,257
Depository and custodian fees	94,062	160,721	42,165
Professional fees	37,981	111,894	86,222
Accounting and administration fee	27,092	36,626	44,095
Printing	-0-	3,823	3,526
Miscellaneous	17,165	37,507	45,745
	<u>1,276,009</u>	<u>1,549,676</u>	<u>1,491,184</u>
Expense reimbursed or waived	(85,277)	(218,420)	(68,991)
Net expenses	<u>1,190,732</u>	<u>1,331,256</u>	<u>1,422,193</u>
Net investment income/(loss)	<u>2,010,288</u>	<u>(48,311)</u>	<u>628,992</u>
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	3,884,669	2,759,906	16,287,252
Capital withholding tax	-0-	-0-	-0-
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	(4,707,853)	533,360	(4,385,008)
On financial futures contracts	(87,342)	(342,460)	5,836
On forward foreign currency contracts	(229,871)	504,818	37,088
On swaps	(69,548)	(121,139)	-0-
On options written	(114,731)	-0-	-0-
Result of operations	<u>685,612</u>	<u>3,286,174</u>	<u>12,574,160</u>
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(93,545,675)	(6,037,410)	(29,086,747)
Distributions	(2,010,075)	-0-	-0-
NET ASSETS			
Beginning of year	94,870,138	66,462,142	144,378,812
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	<u>\$ -0-</u>	<u>\$ 63,710,906</u>	<u>\$ 127,866,225</u>

(a) The financial information for the All Market Income Portfolio is for the period from September 1, 2017 to May 4, 2018. See Note A.

(b) The financial information for the American Growth Portfolio is for the period from September 1, 2017 to May 4, 2018. See Note A.

(c) The financial information for the Eurozone Equity Portfolio is for the period from September 1, 2017 to May 4, 2018. See Note A.

(d) The financial information for the European Equity Portfolio is for the period from September 1, 2017 to May 4, 2018. See Note A.

See notes to financial statements.

AB FCP I

Global Value Portfolio (USD)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	American Growth Portfolio(b) (USD)	US Thematic Research Portfolio (USD)	Eurozone Equity Portfolio(c) (EUR)	European Equity Portfolio(d) (EUR)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)
\$ 71,368	\$ 152,835	\$ 882,435	\$ 60,404	€ -0-	€ 743	\$ 61,156	¥ 135,980
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
9,473,148	19,007,663	4,470,229	767,614	8,203,996	6,015,682	17,085,605	666,559,902
151,886	215,146	-0-	4,053	252,389	205,243	29,133	3,435,727
9,696,402	19,375,644	5,352,664	832,071	8,456,385	6,221,668	17,175,894	670,131,609
4,430,501	15,618,527	12,166,718	1,065,531	5,670,453	2,027,217	6,246,536	261,896,380
239,096	972,274	686,490	77,759	374,898	118,994	184,527	8,180,652
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
257,658	460,002	480,725	61,293	229,980	118,994	347,114	20,557,228
171,801	33,663	131,920	33,223	13,044	26,468	320,097	2,041,800
133,149	482,749	412,417	41,456	217,182	71,630	180,701	7,946,647
129,172	311,372	63,199	15,237	65,796	58,123	222,210	10,583,523
155,191	177,736	162,200	150,961	119,647	104,469	259,903	19,625,958
93,957	151,511	182,616	41,959	85,245	44,216	92,401	6,357,304
6,539	14,810	10,223	997	3,632	1,984	25,329	907,354
51,999	237,964	77,432	17,290	146,231	75,771	47,792	7,563,872
5,669,063	18,460,608	14,373,940	1,505,706	6,926,108	2,647,866	7,926,610	345,660,718
-0-	-0-	-0-	(1,584)	-0-	-0-	(2,039)	(177,678)
5,669,063	18,460,608	14,373,940	1,504,122	6,926,108	2,647,866	7,924,571	345,483,040
4,027,339	915,036	(9,021,276)	(672,051)	1,530,277	3,573,802	9,251,323	324,648,569
21,434,546	98,042,304	483,791,991	7,084,218	74,934,826	52,608,083	30,858,447	2,973,136,534
-0-	(658,611)	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
1,545,845	(207,581,534)	(283,741,971)	10,625,089	(29,859,388)	(22,649,835)	(56,150,269)	(1,622,359,756)
50,882	468,029	-0-	-0-	80,740	56,770	-0-	-0-
772,774	(151,351)	(928,944)	(123,967)	262,687	492,439	(1,913,617)	17,415,795
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
27,831,386	(108,966,127)	190,099,800	16,913,289	46,949,142	34,081,259	(17,954,116)	1,692,841,142
61,524,471	300,546,006	(1,583,814,489)	45,267,869	(498,381,953)	(385,040,315)	(10,916,831)	(7,987,195,240)
(7,122,361)	(2,096)	(1,463,555)	-0-	-0-	(1,616,500)	(8,128,512)	(231,188,023)
471,083,620	887,775,368	1,395,178,244	64,612,612	451,432,811	352,575,556	507,776,327	33,980,558,952
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
\$ 553,317,116	\$ 1,079,353,151	\$ -0-	\$ 126,793,770	€ -0-	€ -0-	\$ 470,776,868	¥ 27,455,016,831

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS (continued)

For the year ended August 31, 2018

AB FCP I

	China Opportunity Portfolio (USD)	Global Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	\$ 19,898	\$ 20,431,620	\$ 1,745,215,658
Swap income	-0-	139,020	123,281,440
Dividends, net	3,620,182	-0-	30,885,945
Securities lending income, net	21,234	-0-	-0-
	<u>3,661,314</u>	<u>20,570,640</u>	<u>1,899,383,043</u>
EXPENSES			
Management fee	2,607,577	4,335,474	341,813,709
Management company fee	60,222	390,583	20,307,887
Expense on swaps	-0-	26,513	19,622,596
Transfer agency	160,979	276,347	12,616,432
Distribution fee	181,001	42,458	12,150,941
Taxes	58,214	195,106	10,149,274
Depository and custodian fees	97,174	179,378	3,945,548
Professional fees	174,732	336,246	1,144,323
Accounting and administration fee	48,661	90,051	217,350
Printing	1,921	17,986	254,978
Miscellaneous	40,763	64,553	834,050
	<u>3,431,244</u>	<u>5,954,695</u>	<u>423,057,088</u>
Expense reimbursed or waived	-0-	-0-	-0-
Net expenses	<u>3,431,244</u>	<u>5,954,695</u>	<u>423,057,088</u>
Net investment income	<u>230,070</u>	<u>14,615,945</u>	<u>1,476,325,955</u>
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	14,727,358	(1,140,257)	(545,422,609)
Capital withholding tax	-0-	-0-	(794,972)
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	(13,700,657)	(25,712,484)	(1,687,400,388)
On financial futures contracts	-0-	82,159	4,130,352
On forward foreign currency contracts	(876,129)	6,632,343	104,971,564
On swaps	-0-	89,128	17,604,651
On options written	-0-	-0-	(397,421)
Result of operations	<u>380,642</u>	<u>(5,433,166)</u>	<u>(630,982,868)</u>
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	2,666,279	(289,241,627)	(2,278,288,525)
Distributions	(2,306,069)	(4,036,227)	(1,440,132,876)
NET ASSETS			
Beginning of year	143,950,664	741,149,459	25,174,659,444
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	<u>\$ 144,691,516</u>	<u>\$ 442,438,439</u>	<u>\$20,825,255,175</u>

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

AB FCP I

American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)	Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
\$ 709,963,689	€ 111,065,178	\$ 70,863,435	\$ 87,030,565	\$ 702,177	\$ 2,770,255,278
42,858,949	34,899	393,531	3,857,043	53,547	170,991,737
1,039,821	-0-	-0-	-0-	-0-	105,098,419*
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	1,021,900
753,862,459	111,100,077	71,256,966	90,887,608	755,724	3,047,367,334*
111,925,576	21,392,537	10,846,902	8,929,351	78,660	559,902,789
9,779,026	1,873,776	504,807	385,815	1,748	36,646,105
12,080,639	26,980	599,042	3,467,127	13,269	35,999,045
5,823,094	1,041,210	906,044	473,190	1,748	23,889,111
5,719,233	504,098	587,607	40,901	-0-	20,292,161
4,915,194	955,867	490,312	457,045	1,723	19,159,613
1,157,416	496,352	300,364	176,355	22,926	7,753,096
800,440	257,021	158,877	289,501	30,448	4,828,863
124,091	175,297	154,203	180,044	18,592	1,924,433
146,832	32,995	16,761	9,152	365	567,531
540,610	329,090	90,985	39,877	15,483	2,885,058
153,012,151	27,085,223	14,655,904	14,448,358	184,962	713,847,805
-0-	-0-	-0-	(7,096)	-0-	(385,024)
153,012,151	27,085,223	14,655,904	14,441,262	184,962	713,462,781
600,850,308	84,014,854	56,601,062	76,446,346	570,762	2,333,904,553*
(334,947,652)	31,341,827	(66,671,438)	(12,077,520)	63,428	(64,847,432)
-0-	-0-	(18,475)	-0-	-0-	(1,472,058)
(456,624,585)	(57,183,860)	(100,822,346)	(24,421,282)	(837,684)	(2,996,652,845)*
3,529,494	1,911,304	(179,360)	74,578	(28,357)	10,146,407
(20,470,135)	(4,038,864)	(6,023,043)	(156,567)	305,192	78,593,766
21,126,708	-0-	381,686	1,436,919	(88,216)	40,360,189
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	(512,152)
(186,535,862)	56,045,261	(116,731,914)	41,302,474	(14,875)	(600,479,572)*
(1,005,772,779)	232,902,690	(182,853,700)	1,337,928,945	(1,636,595)	(4,589,477,587)*
(408,772,008)	(114,945,827)	(57,223,759)	(44,661,461)	(498,589)	(2,109,397,876)*
11,944,985,988	2,058,947,444	1,261,839,893	658,162,455	18,509,280	47,182,406,745
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	(71,554,641)
\$ 10,343,905,339	€ 2,232,949,568	\$ 905,030,520	\$ 1,992,732,413	\$ 16,359,221	\$ 39,811,497,069*

[次へ](#)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS**For the year ended August 31, 2018****AB FCP I****NOTE A: General Information**

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein Luxembourg S.à.r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investments in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

Effective February 22, 2018, AB FCP I – Developed Markets Multi-Asset Income Portfolio was renamed AB FCP I – All Market Income Portfolio.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 15 active portfolios (each, a "Portfolio," and, collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

It was resolved by the Board of Managers to approve the transfer of all assets and liabilities (the "Restructuring") of AB FCP I – European Equity Portfolio, AB FCP I – Eurozone Equity Portfolio, AB FCP I – American Growth Portfolio and AB FCP I – All Market Income Portfolio into respectively AB SICAV I – European Equity Portfolio, AB SICAV I – Eurozone Equity Portfolio, AB SICAV I – American Growth Portfolio and AB SICAV I – All Market Income Portfolio. The Restructuring was effective as of May 4, 2018 at the exchange ratio of 1:1.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes seeded as of August 31, 2018:

AB FCP I –	Commencement of Operations	Share Classes Seeded
Dynamic Diversified Portfolio	November 2, 2004	A, A EUR H, AX, B, BX, C, C EUR H, CX, I, I EUR H, IX & SI EUR H
Global Equity Blend Portfolio	September 1, 2003	A, A EUR H, B, C, I, S & SI
Global Value Portfolio	June 1, 2006	A, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBPH, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD ZAR H, C, I, S, S GBPH, SI, SI A GB & SD
Emerging Markets Growth Portfolio	October 30, 1992	A, A AUD H, A SGD H, B, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I CHF H, N, S & SI
US Thematic Research Portfolio	June 1, 2006	A, A AUD H, A CAD H, A EUR H, A GBPH, A SGD H, AN, B, B CAD H, C, C EUR H, I, I EUR H, IN, S, SI & SI JPY H
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	November 30, 2009	A, A AUD H, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBPH, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, B, B AUD H, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD GBPH, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, CAUD H, ED, I, I AUD H, I GBP, ID, ID AUD H, S, SI & SD
Japan Strategic Value Portfolio	December 15, 2005	2, A, A AUD H, A CZK H, A EUR H, A NZD H, A SGD H, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD USD H, BD ZAR H, C, C EUR H, I, I EUR H, I USD H, S EUR H, SI, SI USD H & SD
China Opportunity Portfolio	February 1, 2007	A, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBPH, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD NZD H, BD ZAR H, C, I, S & SI
Global Bond Portfolio	September 16, 1996	A, A2, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBPH, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H,

AB FCP I

AB FCP I	Commencement of Operations	Share Classes Seeded
Global Bond Portfolio (continued)		AT GBPH, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2, BA, BA AUD H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBPH, BT NZD H, BX, C, C2, C2 EUR H, I, I2, I2 AUD H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 EUR H & SA
Global High Yield Portfolio	September 22, 1997	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBPH, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBPH, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, B2 EUR H, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBPH, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR H, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBPH, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S EUR H, S1, S1D, SA, SHK, SK, SMAUD H, W2, W2 CHF H, WT, WT AUD H & WT EUR H
American Income Portfolio	July 1, 1993	A, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBPH, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR H, AT GBPH, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBPH, BT NZD H, C, C2, C2 DUR PH, C2 EUR H, CT, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR H, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBPH, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H & WT SGD H
European Income Portfolio	February 26, 1999	A, A2, A2 CHF H, A2 SGD H, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD H, C, C2, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S, S1, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK & W2 CHF H
Emerging Markets Debt Portfolio	March 23, 2006	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H,

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Seeded
Emerging Markets Debt Portfolio (continued) . . .		AA GBPH, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBPH, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBPH, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CT, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBPH, S1 2, S1 EUR H, S1 GBPH & SA
Mortgage Income Portfolio	September 27, 1994	A, A2, A2X, AA, AA AUD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT GBPH, AT SGD H, ATX, AX, B2X, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BX, C, C2, C2X, CX, I, I2, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1X & SA
Global Bond II Portfolio	December 17, 2012	S1

NOTE B: Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

1. Valuation**1.1 Investments in Securities**

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Management Company's Board of Managers. Fair valuation procedures are designed to adjust closing market prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of these other markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows. The Eurozone Equity Portfolio and the European Equity Portfolio did not currently fair value securities under any circumstances.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Management Company's Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market by an independent pricing vendor, if a

AB FCP I

market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the Valuation Committee (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Management Company's Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised,

the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

1.6 Investments in other UCIs

Investments in other Undertakings for Collective Investments ("UCIs") are valued at the last available Net Asset Value for the UCI in question.

1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in unrealized appreciation (depreciation) on swaps in the Statement of Assets and Liabilities and change in unrealized gains and losses on swaps in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as a realized gain or (loss) on investments on the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds on the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in swap income until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in net realized gains and (losses) from swaps. On all other swap types the amortized upfront premiums are included within net realized gains and (losses) from swaps. Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of changes in unrealized gains and (losses) on swaps on the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statements of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

2. Organization Expenses

The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

3. Allocation Method

Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

"equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

4. Currency Translation

Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated as determined by the Management Regulations are translated at the average of the last available buying and selling price. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.1610 and average rate 1.1922 for EUR to USD, spot rate 0.0090 and average rate 0.0091 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is the result of the difference in exchange rates used to translate the Combined Statement of Assets and Liabilities and the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets.

5. Investment Income and Investment Transactions

Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis.

The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

6. Estimates

The preparation of Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results may differ from those estimates.

7. Swing Pricing Adjustment

The Management Company of the Fund has communicated to all shareholders of the Fund to implement a Net Asset Value (NAV) Adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceeds a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers. When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The Net Asset Value per Share and the total Net Assets as disclosed in the statistical information are the published Net Asset Value per Share and the total Net Assets, whereas the total Net Assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total Net Asset Value excluding any period end swing adjustments.

As of August 31, 2018, none of the Portfolios' Net Asset Value and the Net Asset Values per Share were swung.

NOTE C: Taxes

As a Luxembourg *fonds commun de placement* (FCP), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the aggregate total net

assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

NOTE D: Distributions

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the following Portfolios: Global Equity Blend Portfolio, USThematic Research Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For All Market Income Portfolio:

- For class AD, BD, CD, ID and ND shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare

AB FCP I

and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

- For class AX, BX, CX and IX shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class A, B, C, A2X, B2X, C2X, I, N and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio:

- For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For class A, B, C, I, S, S1, SP, SIP, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For Global Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1, SA GB, SB GB, S1A GB and S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For class A, B, C, I, N, S and S1 shares (and corresponding H Shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

- For class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For American Growth Portfolio:

- For class A, AX, B, BX, C, I, N, S, S1 and SK shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.
- For class AD, BD, ED and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Eurozone Equity Portfolio:

- For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For class A, AX, B, BX, C, CX, I, IX, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For European Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1 and S1X shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.
- For class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AD, BD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Opportunity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of such Shares.
- For class AD and BD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the

investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Global Bond Portfolio:

- For class A, AX, B, BX, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AJ, AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S 2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and SEURH, S1 EUR H, SSGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For Global High Yield Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA and J shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, SM, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
- For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 7% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and

AB FCP I

unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.

- For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK and SQ shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For American Income Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, SID, SID2 and WT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 5% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage.

Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.

- For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class SIQD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For European Income Portfolio:

- For class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT and SID shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 5% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

- For class AA, BA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For class A, B, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AM shares, the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a fixed distribution of 5% (annualized) per share for AM shares. As such, distributions may come from net income, realized and unrealized gains and/or capital attributable to the relevant class. Distributions from capital may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. The Management Company will periodically review the level of income and expenses at the AM class level, along with the fixed distribution percentage and may decide to decrease or increase the fixed distribution percentage. Such percentage will be reflected in the next update of the prospectus and in the meantime, shareholders may obtain the latest percentage at www.alliancebernstein.com.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income

(before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and S1.2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For class A, AX, B, BX, C, CX, I, IX, S and SIX shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, ATX, BT, BTX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, A2X, B2, B2X, C2, C2X, I2, I2X, N2 and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective Net Asset Value of the Shares.

For Global Bond II Portfolio:

- For class S1 shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective Net Asset Value of such Shares. Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company") a management fee. Under the

terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P. (the "Investment Manager").

AB FCP I

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I-	Share Class	%
All Market Income		
Portfolio(a)	Class A	1.85%
	Class A CHF H	1.85%
	Class A EUR H	1.85%
	Class A HKD	1.85%
	Class A SGD H	1.85%
	Class A2X	1.65%
	Class AD	1.85%
	Class AD AUD H	1.85%
	Class AD CAD H	1.85%
	Class AD EUR H	1.85%
	Class AD GBPH	1.85%
	Class AD HKD	1.85%
	Class AD NZD H	1.85%
	Class AD SGD H	1.85%
	Class AD ZAR H	1.85%
	Class AR EUR H	1.85%
	Class AX	1.65%
	Class B	2.85%
	Class B2X	2.65%
	Class BX	2.65%
	Class C	2.30%
	Class C2X	2.10%
	Class CD	2.30%
	Class CX	2.10%
	Class I	1.05%
	Class I CHF H	1.05%
	Class I EUR H	1.05%
	Class I SGD H	1.05%
	Class ID	1.05%
	Class IX	1.10%
	Class N	2.30%
	Class ND	2.30%
	Class S1	0.85%
Dynamic Diversified Portfolio	Class A	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class B	2.95%
	Class BX	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR H	1.25%
	Class IX	1.20%
	Class S1 EUR H	0.80%
Global Equity Blend		
Portfolio	Class A	2.10%
	Class A EUR H	2.10%

AB FCP I-	Share Class	%
Global Equity Blend		
Portfolio	Class B	3.10%
	Class C	2.55%
	Class I	1.30%
	Class S	0.10%
	Class S1	0.80%
	Class S1A GB(b)	0.80%
Global Value Portfolio	Class S	0.12%
	Class S1	0.82%
	Class S1A GB	0.82%
	Class SD	0.12%
Emerging Markets Growth		
Portfolio	Class S	0.30%
	Class S1	1.20%
American Growth		
Portfolio(a)	Class S1	0.80%
	Class SD	0.15%
	Class SK	0.85%
US Thematic Research		
Portfolio	Class A	1.99%
	Class A AUD H	1.99%
	Class A CAD H	1.99%
	Class A EUR H	1.99%
	Class A GBPH	1.99%
	Class A SGD H	1.99%
	Class AN	1.99%
	Class B	2.99%
	Class B CAD H	2.99%
	Class C	2.44%
	Class C EUR H	2.44%
	Class I	1.19%
	Class I EUR H	1.19%
	Class IN	1.19%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.80%
	Class S1 JPY H	0.80%
Eurozone Equity Portfolio(a)	Class A	1.95%
	Class A AUD H	1.95%
	Class A SGD H	1.95%
	Class A USD H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class B	2.95%
	Class BX	2.90%
	Class C	2.40%
	Class C USD H	2.40%
	Class CX	2.35%
	Class I	1.15%
	Class I USD H	1.15%
	Class IX	1.10%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.80%
	Class S1 USD H	0.80%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
European Equity Portfolio(a)...	Class S	0.15%	Japan Strategic Value		
	Class S1	0.75%	Portfolio	Class BD AUD H	3.15%
	Class S1X	0.70%		Class BD USD H	3.15%
	Class SD	0.15%		Class BD ZAR H	3.15%
Asia Ex-Japan Equity				Class C	2.60%
Portfolio	Class A	2.05%		Class C EUR H	2.60%
	Class A AUD H	2.05%		Class I	1.35%
	Class A SGD H	2.05%		Class I EUR H	1.35%
	Class AD	2.05%		Class I USD H	1.35%
	Class AD AUD H	2.05%		Class S(c)	0.15%
	Class AD CAD H	2.05%		Class S EUR H	0.15%
	Class AD EUR H	2.05%		Class S1	0.80%
	Class AD GBPH	2.05%		Class S1 USD H	0.80%
	Class AD NZD H	2.05%		Class SD	0.15%
	Class AD RMB H	2.05%	China Opportunity Portfolio ...	Class A	2.95%
	Class AD SGD H	2.05%		Class AD	2.95%
	Class AD ZAR H	2.05%		Class AD AUD H	2.95%
	Class AY JPY	2.05%		Class AD CAD H	2.95%
	Class B	3.05%		Class AD EUR H	2.95%
	Class B AUD H	3.05%		Class AD GBPH	2.95%
	Class BD	3.05%		Class AD NZD H	2.95%
	Class BD AUD H	3.05%		Class AD RMB H	2.95%
	Class BD CAD H	3.05%		Class AD SGD H	2.95%
	Class BD GBPH	3.05%		Class AD ZAR H	2.95%
	Class BD NZD H	3.05%		Class B	3.95%
	Class BD ZAR H	3.05%		Class BD	3.95%
	Class BY JPY	2.52%		Class BD AUD H	3.95%
	Class C	2.50%		Class BD EUR H	3.95%
	Class C AUD H	2.50%		Class BD GBPH(d)	3.95%
	Class ED	3.05%		Class BD NZD H	3.95%
	Class I	1.25%		Class BD ZAR H	3.95%
	Class I AUD H	1.25%		Class C	3.40%
	Class I GBP	1.25%		Class I	2.15%
	Class ID	1.25%		Class S	0.50%
	Class ID AUD H	1.25%		Class S1	1.50%
	Class S	0.30%	Global Bond Portfolio.....	Class S(e)	0.15%
	Class S1	1.20%		Class S EUR H	0.15%
	Class SD	0.30%		Class S SGD H	0.15%
Japan Strategic Value				Class S1 EUR H	0.65%
Portfolio	Class 2	1.35%		Class SA	0.15%
	Class A	2.15%	Global High Yield Portfolio ...	Class S EUR H	0.10%
	Class A AUD H	2.15%		Class S1	1.00%
	Class A CZK H	2.15%		Class S1D	1.00%
	Class A EUR H	2.15%		Class S1 QD(f)	1.00%
	Class A NZD H	2.15%		Class SA	0.10%
	Class A SGD H	2.15%		Class SHK	0.10%
	Class A USD H	2.15%		Class SK	0.75%
	Class AD	2.15%		Class SM AUD H	0.10%
	Class AD AUD H	2.15%	American Income Portfolio ...	Class A	1.50%
	Class AD NZD H	2.15%		Class A2	1.50%
	Class AD USD H	2.15%		Class A2 CHF H	1.50%
	Class AD ZAR H	2.15%		Class A2 DUR PH	1.50%
	Class B	3.15%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class BD	3.15%		Class A2 SGD H	1.50%

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
American Income Portfolio	Class AA	1.50%	American Income Portfolio	Class IT DUR PH(h)	0.95%
	Class AA AUD H	1.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class AA CAD H	1.50%		Class IT GBP H	0.95%
	Class AA DUR PH	1.50%		Class IT JPY	0.95%
	Class AA EUR H	1.50%		Class IT JPY H	0.95%
	Class AA GBPH	1.50%		Class IT NZD H	0.95%
	Class AA NZD H	1.50%		Class IT RMB H(g)	0.95%
	Class AA RMB H	1.50%		Class IT SGD H	0.95%
	Class AA SGD H	1.50%		Class N2	2.05%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class NT	2.05%
	Class AK	1.50%		Class S	0.15%
	Class AK EUR H	1.50%		Class S1	0.65%
	Class AR EUR	1.50%		Class S1D	0.65%
	Class AR EUR H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class AT	1.50%		Class SHK	0.15%
	Class AT AUD H	1.50%		Class W	0.95%
	Class AT CAD H	1.50%		Class W2	0.95%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class AT GBPH	1.50%		Class WT	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class WT AUD H	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class WT SGD H	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%	European Income Portfolio	Class A	1.41%
	Class B	2.20%		Class A2	1.41%
	Class B2	2.20%		Class A2 CHF H	1.41%
	Class BA	2.20%		Class A2 SGD H	1.41%
	Class BA AUD H	2.20%		Class A2 USD H	1.41%
	Class BA ZAR H	2.20%		Class AA	1.41%
	Class BT	2.20%		Class AA AUD H	1.41%
	Class BT AUD H	2.20%		Class AA HKD H	1.41%
	Class BT CAD H	2.20%		Class AA RMB H	1.41%
	Class BT EUR H	2.20%		Class AA SGD H	1.41%
	Class BT GBPH	2.20%		Class AA USD H	1.41%
	Class BT NZD H	2.20%		Class AK	1.41%
	Class C	1.95%		Class AR	1.41%
	Class C2	1.95%		Class AT	1.41%
	Class C2 DUR PH	1.95%		Class AT AUD H	1.41%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class AT SGD H	1.41%
	Class CK(g)	1.95%		Class AT USD H	1.41%
	Class CK EUR H(g)	1.95%		Class B	2.11%
	Class CT	1.95%		Class B2	2.11%
	Class CT DUR PH(h)	1.95%		Class BA	2.11%
	Class I	0.95%		Class BA AUD H	2.11%
	Class I2	0.95%		Class BA USD H	2.11%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class BT	2.11%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class BT AUD H	2.11%
	Class I2 DUR PH	0.95%		Class BT USD H	2.11%
	Class I2 EUR H	0.95%		Class C	1.86%
	Class I2 SGD H	0.95%		Class C2	1.86%
	Class IA	0.95%		Class C2 USD H	1.86%
	Class IA AUD H	0.95%		Class CK	1.86%
	Class IA DUR PH(h)	0.95%		Class CT USD H	1.86%
	Class IT	0.95%		Class I	0.86%
	Class IT AUD H	0.95%		Class I2	0.86%
	Class IT CAD H	0.95%		Class I2 AUD H	0.86%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
European Income Portfolio	Class I2 CHF H	0.86%	Emerging Markets Debt Portfolio	Class CT	1.95%
	Class I2 USD H	0.86%		Class I	0.95%
	Class IA	0.86%		Class I2	0.95%
	Class IA HKD H	0.86%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class IA SGD H	0.86%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class IA USD H	0.86%		Class IT	0.95%
	Class IT	0.86%		Class IT AUD H	0.95%
	Class IT SGD H	0.86%		Class IT EUR H	0.95%
	Class IT USD H	0.86%		Class IT SGD H	0.95%
	Class NT USD H	1.96%		Class N2	2.05%
	Class S	0.15%		Class NT	2.05%
	Class S1	0.65%		Class S	0.15%
	Class S1 USD H	0.65%		Class S EUR H	0.15%
	Class S1D	0.65%		Class S GBPH	0.15%
	Class SA USD H	0.15%		Class S1 2	0.70%
	Class SHK	0.15%		Class S1 EUR H	0.70%
	Class W2 CHF H	0.86%		Class S1 GBPH	0.70%
Emerging Markets Debt Portfolio	Class A	1.50%	Mortgage Income Portfolio	Class SA	0.15%
	Class A2	1.50%		Class A	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%		Class A2	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%		Class A2X	1.25%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class AA	1.50%
	Class AA	1.50%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AA GBPH	1.50%		Class AR EUR H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%		Class AT	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%		Class AT AUD H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%		Class AT GBPH	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class AT SGD H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%		Class ATX	1.25%
	Class AT	1.50%		Class AX	1.25%
	Class AT AUD H	1.50%		Class B2X	1.70%
	Class AT CAD H	1.50%		Class BA	2.50%
	Class AT EUR H	1.50%		Class BA AUD H	2.50%
	Class AT GBPH	1.50%		Class BA ZAR H	2.50%
	Class AT NZD H	1.50%		Class BX	1.70%
	Class AT RMB H	1.50%		Class C	1.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class C2	1.95%
	Class B	2.50%		Class C2X	1.70%
	Class B2	2.50%		Class CX	1.70%
	Class BA	2.50%		Class I	0.95%
	Class BA AUD H	2.50%		Class I2	0.95%
	Class BA ZAR H	2.50%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class BT	2.50%		Class I2X	0.70%
	Class BT AUD H	2.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class BT CAD H	2.50%		Class IX	0.70%
	Class BT EUR H	2.50%		Class N2	2.05%
	Class BT GBPH	2.50%		Class NT	2.05%
	Class BT NZD H	2.50%		Class S	0.15%
	Class C	1.95%		Class S1	0.65%
	Class C2	1.95%		Class S1X	0.55%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class SA	0.15%

AB FCP I

- (a) Last NAV calculated on May 4, 2018. See Note A.
 (b) Share class liquidated on November 20, 2017.
 (c) Share class liquidated on May 29, 2018.
 (d) Share class liquidated on January 5, 2018.
 (e) Share class liquidated on March 20, 2018.
 (f) Share class liquidated on November 13, 2017.
 (g) Share class liquidated on August 3, 2018.
 (h) Share class liquidated on February 23, 2018.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2018 and reimbursement receivable at August 31, 2018:

AB FCP I-	Expenses borne	Reimbursement receivable
All Market Income Portfolio	\$ 85,277	—
Dynamic Diversified Portfolio	\$ 218,420	22,888
Global Equity Blend Portfolio	\$ 68,991	—
US Thematic Research Portfolio	\$ 1,584	1,486
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 2,039	1,104
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 177,678	58,977
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ —	3,407
Mortgage Income Portfolio	\$ 7,096	19,373

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities under "Other receivables" or in "Accrued expenses and other liabilities".

The Fund also pays the Management Company a management company fee.

Specific share classes of each Portfolio pays the Distributor, a distribution fee, which is compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table I (Pages 193 to 205).

Also all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%. Class E and Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform

registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to \$23,889,111 for the year ended August 31, 2018.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to \$1,368,227 for the year ended August 31, 2018 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, société anonyme (of which Mr. Yves Prussen, a manager of the Management Company, is a partner) for legal services rendered to the Fund. Payments of €97,631 were made for the year ended August 31, 2018 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate.

All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. The total aggregate value of the transactions of the Fund effected through the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC and Sanford C. Bernstein Ltd. were \$35,684. Such transactions represent less than 0.01% of total transactions. There was \$15 in commission paid for the year ended August 31, 2018 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co. LLC and Sanford C. Bernstein Ltd. Several of the Fund's directors are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Dynamic Diversified Portfolio invests in AB SICAV I – Low Volatility Equity Portfolio which is managed by the Management Company. China Opportunity Portfolio invests in AB SICAV II – China Equity Portfolio which is managed by the Management Company. Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio, AB SICAV I – US High Yield Portfolio and AB SICAV I – Financial Credit Portfolio, which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company.

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common directors. For the year ended year, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2018, the Investment Manager received and entered into soft-dollar commissions/arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods

and services used to support the investment decision making process were received.

The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standards and brokerage

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

rates will not be in excess of customary institutional full-service brokerage rates.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services. The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund's performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees' salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the net realized gains and (losses) on investments and change in unrealized appreciation and (depreciation) on investments in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2018, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I-	Transaction costs
All All Market Income Portfolio (a)	\$ 59,203
Dynamic Diversified Portfolio	\$ 42,028
Global Equity Blend Portfolio	\$ 95,226
Global Value Portfolio	\$ 302,770
Emerging Markets Growth Portfolio	\$ 3,378,487
American Growth Portfolio (a)	\$ 236,878
US Thematic Research Portfolio	\$ 26,343
Eurozone Equity Portfolio (a)	€ 894,177
European Equity Portfolio (a)	€ 502,841
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 1,225,572
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 16,952,350
China Opportunity Portfolio	\$ 341,401
Global Bond Portfolio	\$ 16,890
Global High Yield Portfolio	\$ 956,299
American Income Portfolio	\$ 344,743
European Income Portfolio	€ 39,685
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ 75,338
Mortgage Income Portfolio	\$ 179
Global Bond II Portfolio	\$ 2,273

(a) Last NAV calculated on May 4, 2018. See Note A.

NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts.

One or more of a Portfolio's share classes offered in a particular currency (each, an "Offered Currency") may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a "Currency Hedged Share Class". Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio's base currency return by reducing the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio's

base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the Net Asset Value of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts including contracts used for share class hedging.

NOTE H: Repurchase Agreements

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2018, there were no repurchase agreements.

The total interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2018 was \$6,126.

AB FCP I**NOTE I: Reverse Repurchase Agreements**

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the “interest cost” to the Fund of the reverse repurchase transaction, i.e., the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2018, there were no reverse repurchase agreements.

The total interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended August 31, 2018 was \$3,288.

NOTE J: Financial Futures Contracts

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund’s activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract. Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

NOTE K: Swap Transactions

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” and as a component of “Change in unrealized gains and (losses) on swaps”.

Centrally Cleared Credit Default Swaps

The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Centrally Cleared Interest Rate Swaps

A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Total Return Swaps

A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Credit Default Swaps

The buyer in a credit default swap agreement is obligated to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Interest Rate Swaps

An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Inflation Swaps

An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

NOTE L: Option Transactions

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as portfolio securities.

The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss. If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by

the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

There were no open option contracts as at August 31, 2018.

NOTE M: Collateral

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for all of the derivative instruments as of August 31, 2018:

AB FCP I –	Cash Held By Broker	Cash Owed To Broker
Dynamic Diversified Portfolio		
Morgan Stanley	\$ 672,212	122,718
Global Equity Blend Portfolio		
Barclays	\$ 18,725	–
Citibank	\$ –	95,980
Morgan Stanley	\$ 11,300	–
Standard Chartered Bank ...	\$ –	27,780
Global Value Portfolio		
Morgan Stanley	\$ 98,527	–
Standard Chartered Bank ...	\$ –	242,220
Emerging Markets Growth Portfolio		
Goldman Sachs	\$ 323,845	–
Global Bond Portfolio		
Citibank	\$ 84	–
Morgan Stanley	\$ 2,973,591	978,533
Global High Yield Portfolio		
Citibank	\$ 986,427	6,263,693
Goldman Sachs	\$ 10,041,406	8,494,470
HSBC	\$ –	360,000
JP Morgan	\$ 23,763,000	–
Morgan Stanley	\$ 111,144,461	251,149,580
Royal Bank of Scotland	\$ –	23,573,000
American Income Portfolio		
Citibank	\$ 26,914,206	–
JP Morgan	\$ 8,030,000	–
Morgan Stanley	\$ 27,042,904	–
European Income Portfolio		
Citibank	€ 2,481	2,500
Goldman Sachs	€ 3,809,257	877,149
Emerging Markets Debt Portfolio		
Goldman Sachs	\$ 1,066,909	114,298
JP Morgan	\$ –	270,000
Morgan Stanley	\$ 281,217	279,304

AB FCP I –	Cash Held By Broker	Cash Owed To Broker
Mortgage Income Portfolio		
JP Morgan	\$ 1,866,000	–
Morgan Stanley	\$ 1,789,975	355,049
Global Bond II Portfolio		
Citibank	\$ 135,640	37,427
Morgan Stanley	\$ 212,561	37,323

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of “Cash at depository and broker” and “Due to depository and broker” in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2018 the following table lists collateral consisting of securities:

AB FCP I –	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Global Bond Portfolio		
Citibank		
U.S. Treasury Inflation Index, 0.63%, 7/15/21	\$ 455,257	–
Global High Yield Portfolio ...		
Bank of America		
U.S. Treasury Bond, 2.75%, 11/15/47	\$ –	568,319
U.S. Treasury Note, 1.25%, 3/31/21	\$ –	396,535
U.S. Treasury Note, 1.75%, 1/31/23	\$ –	428,841
U.S. Treasury Note, 1.38%, 10/31/20	\$ –	1,941,852
Barclays		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 11,148,116	–
Citibank		
U.S. Treasury Bond, 8.13%, 5/15/21	\$ 10,615,169	–

AB FCP I

AB FCP I -	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker	AB FCP I -	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Credit Suisse			Citibank		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 63,462,313	-	U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 18,717,724	-
Deutsche Bank			Credit Suisse		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 3,651,899	-	U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 22,703,599	-
Goldman Sachs			Goldman Sachs		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 127,831,561	-	U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 62,893,300	-
Morgan Stanley			Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 11,554,438	-	U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 16,403,353	-
U.S. Treasury Bond, 8.13%, 5/15/21	\$ 496,492	-	Mortgage Income Portfolio ...		
UBS AG			Citibank		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 1,379,681	-	U.S. Treasury Bond, 9.00%, 11/15/18	\$ 844,437	-
Emerging Markets Debt Portfolio			Credit Suisse		
Morgan Stanley			U.S. Treasury Bond, 9.00%, 11/15/18	\$ 2,101,525	-
U.S. Treasury Note, 1.63%, 11/30/20	\$ -	286,453	Morgan Stanley		
American Income Portfolio ...			U.S. Treasury Bond, 9.00%, 11/15/18	\$ 18,236	-
Barclays London			Global Bond II Portfolio		
U.S. Treasury Bond, 8.00%, 11/15/21	\$ 6,447,608	-	Citibank		
			U.S. Treasury Inflation Index, 0.63%, 7/15/21	\$ 16,585	-

NOTE N: Loans of Portfolio Securities

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risks in lending securities, as with other extensions of credit, consist of possible loss of rights in the collateral should the borrower fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay the Portfolio concerned any income from the securities. The Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral.

The Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2018, the Portfolios earned a net fee income as follows:

AB FCP I -	
Global Equity Blend Portfolio	\$ 23,594
Global Value Portfolio	\$ 151,886
Emerging Markets Growth Portfolio	\$ 215,146
US Thematic Research Portfolio	\$ 4,053
Eurozone Equity Portfolio (a)	€ 252,389
European Equity Portfolio (a)	€ 205,243
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 29,133
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 3,435,727
China Opportunity Portfolio	\$ 21,234

(a) Last NAV calculated on May 4, 2018. See Note A.

This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2018, Brown Brothers Harriman (acting as securities lending agent) earned a fee of \$255,356 for providing securities lending services. This is included in

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2018, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCP I-	Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend Portfolio		
Citigroup Global Markets Limited	\$ 25,925	27,221
Deutsche Bank	\$ 202,152	212,258
Merrill Lynch	\$ 175,414	184,186
UBS AG	\$ 582,999	612,149
Global Value Portfolio		
Citigroup Global Markets Limited	\$ 142,261	149,374
Deutsche Bank	\$ 1,762,584	1,850,713
Merrill Lynch	\$ 1,529,452	1,605,926
UBS AG	\$ 395,571	415,349
Emerging Markets Growth Portfolio		
Barclays Capital Securities Limited	\$ 3,157,050	3,314,904

AB FCP I-	Value	Collateral Market Value
Citigroup Global Markets Limited	\$ 2,943,013	3,090,163
Credit Suisse	\$ 2,829,603	2,971,084
Deutsche Bank	\$ 20,999	22,049
Merrill Lynch	\$ 4,947	5,194
UBS AG	\$ 16,782,398	17,621,520
Asia Ex-Japan Equity Portfolio		
JPMorgan	\$ 118,612	124,543
Merrill Lynch	\$ 1,799,749	1,889,735
Japan Strategic Value Portfolio		
Deutsche Bank	¥367,068,633	385,422,134
Merrill Lynch	¥ 8,566,553	8,994,880
Morgan Stanley & Co. International	¥ 24,212,128	25,422,869
China Opportunity Portfolio		
Merrill Lynch	\$ 1,522,431	1,598,553

NOTE O: Bank Facility

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depositary, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

NOTE P: Co-Management of Assets

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion

of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2018, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Global Investments-Global Bond Pool	Global Bond Portfolio Global Bond II Portfolio
ACM Global Investments-Global Growth Pool	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool	Global Equity Blend Portfolio Global Value Portfolio

NOTE Q: Subsequent Events

Effective October 31, 2018, AB FCP I – US Thematic Research Portfolio changed its name to AB FCP I – Sustainable US Thematic Portfolio.

TABLE I
FEE SCHEDULE

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
All Market Income Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
A CHF H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
A EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
A HKD	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
A2X	1.15%	0.10%	N/A	1.65%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD GBP H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD HKD	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD NZD H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AR EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AX	1.15%	0.10%	N/A	1.65%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.85%
B2X	1.15%	0.10%	1.00%	2.65%
BX	1.15%	0.10%	1.00%	2.65%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.30%
C2X	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
CD	1.95%	0.10%	N/A	2.30%
CX	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.05%
I CHF H	0.70%	0.10%	N/A	1.05%
I EUR H	0.70%	0.10%	N/A	1.05%
I SGD H	0.70%	0.10%	N/A	1.05%
ID	0.70%	0.10%	N/A	1.05%
IX	0.60%	0.10%	N/A	1.10%
N	1.95%	0.10%	N/A	2.30%
ND	1.95%	0.10%	N/A	2.30%
SI	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.85%
Dynamic Diversified Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
B	1.70%	0.10%	1.00%	2.95%
BX	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
SI EUR H	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
Global Equity Blend Portfolio				
Class				
A	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
A EUR H	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
B	1.60%	0.10%	1.00%	3.10%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Global Equity Blend Portfolio (continued)				
Class				
C	2.05%	0.10%	N/A	2.55%
I	0.80%	0.10%	N/A	1.30%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
SI	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
SI A GB(a)	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
Global Value Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD GBP H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.86%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD AUD H	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD EUR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD ZAR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.31%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.07%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S GBPH	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
SI	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
SI A GB	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.80%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
Emerging Markets Growth Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.96%
A AUD H	1.70%	0.10%	N/A	1.97%
A SGD H	1.70%	0.10%	N/A	1.96%
B	1.70%	0.10%	1.00%	2.96%
C	2.15%	0.10%	N/A	2.42%
CAUD H	2.15%	0.10%	N/A	2.40%
ED	1.70%	0.10%	1.00%	3.14%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.16%
I AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.16%
I CHF H	0.90%	0.10%	N/A	1.18%
N	2.15%	0.10%	N/A	2.42%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
SI	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.97%
American Growth Portfolio**				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.78%
A EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.78%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.78%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.78%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.78%

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
American Growth Portfolio** (continued)				
Class				
AX	0.92%	0.10%	N/A	1.19%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.77%
B EUR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.76%
BD	1.50%	0.10%	1.00%	2.77%
BD AUD H	1.50%	0.10%	1.00%	2.76%
BD ZAR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.77%
BX	0.92%	0.10%	N/A	1.19%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.22%
C EUR H	1.95%	0.10%	N/A	2.23%
I	0.70%	0.10%	N/A	0.98%
I EUR H	0.70%	0.10%	N/A	0.98%
N	1.95%	0.10%	N/A	2.23%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
SI	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.69%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
SK	0.70%	0.01%(11)	N/A	0.74%
US Thematic Research Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.99%
A AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.97%
A CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.99%
A EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.95%
A GBPH	1.50%	0.10%	N/A	1.92%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.99%
AN	1.50%	0.10%	N/A	1.98%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.99%
B CAD H	1.50%	0.10%	1.00%	2.95%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.44%
C EUR H	1.95%	0.10%	N/A	2.44%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.19%
I EUR H	0.70%	0.10%	N/A	1.11%
IN	0.70%	0.10%	N/A	1.19%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.13%
SI	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.79%
SI JPY H	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.80%
Eurozone Equity Portfolio**				
Class				
A	1.55%	0.10%	N/A	1.83%
A AUD H	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
A SGD H	1.55%	0.10%	N/A	1.83%
A USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.82%
AX	1.50%	0.10%	N/A	1.77%
B	1.55%	0.10%	1.00%	2.80%
BX	1.50%	0.10%	1.00%	2.77%
C	2.00%	0.10%	N/A	2.28%
C USD H	2.00%	0.10%	N/A	2.28%
CX	1.95%	0.10%	N/A	2.22%
I	0.75%	0.10%	N/A	1.03%
I USD H	0.75%	0.10%	N/A	1.04%
IX	0.70%	0.10%	N/A	0.97%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.08%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Eurozone Equity Portfolio** (continued)				
Class				
S1.....	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.73%
S1 USD H.....	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.72%
European Equity Portfolio**				
Class				
A.....	1.50%	0.10%	N/A	1.87%
A AUD H.....	1.50%	0.10%	N/A	1.89%
A SGD H.....	1.50%	0.10%	N/A	1.88%
A USD H.....	1.50%	0.10%	N/A	1.88%
AD.....	1.50%	0.10%	N/A	1.87%
AD AUD H.....	1.50%	0.10%	N/A	1.87%
AD SGD H.....	1.50%	0.10%	N/A	1.92%
AD USD H.....	1.50%	0.10%	N/A	1.87%
B.....	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD.....	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD AUD H.....	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
BD USD H.....	1.50%	0.10%	1.00%	2.86%
C.....	1.95%	0.10%	N/A	2.32%
C USD H.....	1.95%	0.10%	N/A	2.32%
I.....	0.70%	0.10%	N/A	1.07%
I USD H.....	0.70%	0.10%	N/A	1.07%
S.....	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S1.....	0.60%	0.01%(11)	N/A	0.70%
SIX.....	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.65%
SD.....	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio				
Class				
A.....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A AUD H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A SGD H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD.....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD AUD H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD CAD H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD GBPH.....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD RMB H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD SGD H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD ZAR H.....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AY JPY.....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
B.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
B AUD H.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BD.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD AUD H.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD CAD H.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD GBPH.....	1.70%	0.05%	1.00%	2.94%
BD NZD H.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BD ZAR H.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BY JPY.....	1.45%	0.05%	0.72%	2.50%
C.....	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
CAUD H.....	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
ED.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)				
Class				
I	0.90%	0.05%	N/A	1.24%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
ID	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
ID AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.12%
SI	0.90%	0.01%(11)	N/A	1.02%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.12%
Japan Strategic Value Portfolio				
Class				
2	1.20%	0.05%	N/A	1.35%
A	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
A AUD H	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
A CZK H	1.50%	0.05%	N/A	2.02%
A NZD H	1.50%	0.05%	N/A	1.97%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
A USD H	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
AD	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
AD AUD H	1.50%	0.05%	N/A	1.99%
AD NZD H	1.50%	0.05%	N/A	1.99%
AD USD H	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
AD ZAR H	1.50%	0.05%	N/A	1.98%
B	1.50%	0.05%	1.00%	2.98%
BD	1.50%	0.05%	1.00%	2.97%
BD AUD H	1.50%	0.05%	1.00%	2.98%
BD USD H	1.50%	0.05%	1.00%	2.98%
BD ZAR H	1.50%	0.05%	1.00%	2.98%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.43%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.43%
I	0.70%	0.05%	N/A	1.18%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	1.17%
I USD H	0.70%	0.05%	N/A	1.19%
S(b)	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
SI	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.75%
SI USD H	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.75%
SD	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
China Opportunity Portfolio				
Class				
A	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%
AD	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.50%
AD AUD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.50%
AD CAD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.48%
AD EUR H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%
AD GBP H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.51%
AD NZD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.50%
AD RMB H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%
AD SGD H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%
AD ZAR H	2.00%(1)	0.05%	N/A	2.49%
B	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.49%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
China Opportunity Portfolio (continued)				
Class				
BD	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
BD AUD H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.49%
BD EUR H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.49%
BD GBPH(c)	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
BD NZD H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
BD ZAR H	2.00%(1)	0.05%	1.00%	3.48%
C	2.45%(2)	0.05%	N/A	2.95%
I	1.20%(3)	0.05%	N/A	1.69%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.17%
SI	0.90%	0.01%(11)	N/A	1.07%
Global Bond Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
A2 EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.46%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.39%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AA CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.48%
AA GBPH	1.10%	0.10%	N/A	1.46%
AA NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.45%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AJ	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AR EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.46%
AT CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AT EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AT GBPH	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AT NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.46%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.47%
AX	0.85%	0.10%	N/A	1.22%
B	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
B2	1.10%	0.10%	1.00%	2.46%
BA	1.10%	0.10%	1.00%	2.46%
BAAUD H	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BT	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BT AUD H	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BT CAD H	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BT EUR H	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BT GBPH	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BT NZD H	1.10%	0.10%	1.00%	2.47%
BX	0.85%	0.10%	N/A	1.22%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.92%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.92%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.92%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.92%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.92%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.92%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.92%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.92%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.91%
N2	1.65%	0.10%	N/A	2.02%

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Global Bond Portfolio (continued)				
Class				
NT	1.65%	0.10%	N/A	2.02%
S(d)	N/A	0.01%(11)	N/A	0.12%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.13%
S SGD H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
S1 2	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.62%
S1 EUR H	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.60%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.10%
Global High Yield Portfolio***				
Class				
A	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2 CHF H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.77%
A2 EUR H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
A2 SGD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA AUD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA CAD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA EUR H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.79%
AA GBP H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA NZD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA RMB H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA SGD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AA ZAR H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AK	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AK EUR H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AR EUR H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT AUD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT CAD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT EUR H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT GBP H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT NZD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT RMB H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
AT SGD H	1.55%(4)	0.10%	N/A	1.78%
B	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
B2	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
B2 EUR H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BA	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BA AUD H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BA ZAR H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT AUD H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT CAD H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT EUR H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT GBP H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
BT NZD H	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
C	2.00%(5)	0.10%	N/A	2.23%
C2	2.00%(5)	0.10%	N/A	2.23%
C2 EUR H	2.00%(5)	0.10%	N/A	2.23%
CK	2.00%(5)	0.10%	N/A	2.23%
CK EUR H	2.00%(5)	0.10%	N/A	2.23%
CT	2.00%(5)	0.10%	N/A	2.23%
EA	1.55%(4)	0.10%	0.50%	2.36%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio*** (continued)				
Class				
I	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2 AUD H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.22%
I2 CHF H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.22%
I2 EUR H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
I2 SGD H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IA AUD H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.24%
IQD	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT AUD H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT CAD H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT EUR H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT GBP H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.24%
IT NZD H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.23%
IT RMB H	1.00%(6)	0.10%	N/A	1.22%
J	1.55%(4)	0.10%	1.00%	2.78%
N2	2.10%(7)	0.10%	N/A	2.33%
NT	2.10%(7)	0.10%	N/A	2.33%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
S1	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.94%
S1D	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.94%
S1QD(e)	0.90%	0.01%(11)	N/A	0.93%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
SK	0.65%	0.01%(11)	N/A	0.69%
SMAUD H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
W2	0.75%	0.10%	N/A	0.97%
W2 CHF H	0.75%	0.10%	N/A	0.97%
WT	0.75%	0.10%	N/A	0.97%
WT AUD H	0.75%	0.10%	N/A	0.97%
WT EUR H	0.75%	0.10%	N/A	0.97%
American Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2 DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA GBP H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA ZAR H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AK EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AR EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AR EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio (continued)				
Class				
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT GBPH	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BA ZAR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT CAD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT EUR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT GBPH	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT NZD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
C2 DUR PH	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
CK(f)	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
CK EUR H(f)	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
CT DUR PH(g)	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.74%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
I2 DUR PH	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA DUR PH(g)	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT DUR PH(g)	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT GBPH	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT RMB H(f)	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.88%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.88%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
SL	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.54%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio (continued)				
Class				
SID	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.54%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(11)	N/A	0.04%
W	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
W2	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
W2 EUR H	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
W2 CHF H	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
WT	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
WT AUD H	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
WT SGD H	0.39%	0.10%	N/A	0.62%
European Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA HKD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AR	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BA USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2 USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK	1.55%	0.10%	N/A	1.82%
CT USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA HKD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IA SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio (continued)				
Class				
IT USD H.....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
NT USD H.....	1.65%	0.10%	N/A	1.91%
S.....	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
S1.....	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.57%
S1 USD H.....	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.57%
S1D.....	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.56%
SA USD H.....	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
SHK.....	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
W2 CHF H.....	0.39%	0.10%	N/A	0.61%
Emerging Markets Debt Portfolio				
Class				
A.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2 CHF H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2 EUR H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2 SGD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA AUD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA CAD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA EUR H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA GBP H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA NZD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA RMB H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA SGD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA ZAR H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AR EUR.....	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT AUD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT CAD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT EUR H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT GBP H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT NZD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT RMB H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT SGD H.....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
B.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
B2.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BA.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BAAUD H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BAZAR H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BTAUD H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT CAD H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BT EUR H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT GBP H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT NZD H.....	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
C.....	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
C2.....	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
C2 EUR H.....	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
CT.....	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
I.....	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
I2.....	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
I2 CHF H.....	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2 EUR H.....	0.55%	0.05%	N/A	0.80%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)				
Class				
IT	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT SGD H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.90%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.90%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.08%
S EUR H	N/A	0.01%(11)	N/A	0.07%
S GBPH	N/A	0.01%(11)	N/A	0.07%
S1 2	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.62%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.59%
S1 GBPH	0.55%	0.01%(11)	N/A	0.59%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.07%
Mortgage Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2X	1.05%(8)	0.05%	N/A	1.25%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
ATX	1.05%(8)	0.05%	N/A	1.25%
AX	1.05%(8)	0.05%	N/A	1.25%
B2X	1.05%(8)	0.05%	0.45%	1.70%
BA	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BA AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BA ZAR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BX	1.05%(8)	0.05%	0.45%	1.70%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2X	1.50%(9)	0.05%	N/A	1.70%
CX	1.50%(9)	0.05%	N/A	1.70%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2X	0.50%(10)	0.05%	N/A	0.70%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
IX	0.50%(10)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.92%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.94%
S	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%
S1	0.50%	0.01%(11)	N/A	0.56%
S1X	0.40%	0.01%(11)	N/A	0.43%
SA	N/A	0.01%(11)	N/A	0.06%

AB FCP I

	Management	Management Company	Distribution	Total Expense Ratio*
Global Bond II Portfolio				
Class				
SI.....	0.45%	0.01%(11)	N/A	0.98%

* Unaudited. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

** Last NAV calculated on May 4, 2018. See Note A.

*** For the Total Expense Ratio calculation of the Global High Yield Portfolio the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, management company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

- (a) Share class liquidated on November 20, 2017.
- (b) Share class liquidated on May 29, 2018.
- (c) Share class liquidated on January 5, 2018.
- (d) Share class liquidated on March 20, 2018.
- (e) Share class liquidated on November 13, 2017.
- (f) Share class liquidated on August 3, 2018.
- (g) Share class liquidated on February 23, 2018.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

- (1) 2.00% up to \$300,000,000 and 1.70% on the excess of \$300,000,000.
- (2) 2.45% up to \$300,000,000 and 2.15% on the excess of \$300,000,000.
- (3) 1.20% up to \$300,000,000 and 0.90% on the excess of \$300,000,000.
- (4) 1.70% up to \$5,000,000,000 and 1.50% on the excess of \$5,000,000,000.
- (5) 2.15% up to \$5,000,000,000 and 1.95% on the excess of \$5,000,000,000.
- (6) 1.15% up to \$5,000,000,000 and 0.95% on the excess of \$5,000,000,000.
- (7) 2.25% up to \$5,000,000,000 and 2.05% on the excess of \$5,000,000,000.
- (8) 1.05% up to \$100,000,000, 1.00% on the next \$100,000,000 and 0.95% on the excess of \$200,000,000.
- (9) 1.50% up to \$100,000,000, 1.45% on the next \$100,000,000 and 1.40% on the excess of \$200,000,000.
- (10) 0.50% up to \$100,000,000, 0.45% on the next \$100,000,000 and 0.40% on the excess of \$200,000,000.

Management Company Fees

- (11) Annual fee equal to the lesser of \$50,000 or 0.01% of average daily Net Asset Value.

TABLE 2
PORTFOLIO TURNOVER

AB FCP I

	Turnover * (unaudited)
AB FCP I –	
Dynamic Diversified Portfolio	86.14%
Global Equity Blend Portfolio	44.75%
Global Value Portfolio	46.84%
Emerging Markets Growth Portfolio	67.90%
US Thematic Research Portfolio	38.31%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	65.45%
Japan Strategic Value Portfolio	46.57%
China Opportunity Portfolio	72.01%
Global Bond Portfolio	107.46%
Global High Yield Portfolio	44.34%
American Income Portfolio	39.94%
European Income Portfolio	42.21%
Emerging Markets Debt Portfolio	105.14%
Mortgage Income Portfolio	23.46%
Global Bond II Portfolio	104.53%

* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the period is calculated based on month end valuation.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興ABアジア・バリューファンド

(2019年12月末日現在)

	米ドル (ただし、クラス別の数値 については各表示通貨)	千円 (ただし、eに ついては円)
a 資産総額（全クラス合計）(a)	363,064,361	39,777,331
b 負債総額（全クラス合計）(b)	5,573,644	610,648
c 純資産総額（全クラス合計）(c) (a-b)	357,490,717	39,166,683
クラスA受益証券（円建）(c1)	308,852,358	—
クラスB受益証券（円建）(c2)	696,215,598	—
クラスA受益証券（米ドル建）(c3)	23,103,007	2,531,165
d 発行済口数		
クラスA受益証券（円建）(d1)	172,452,697口	
クラスB受益証券（円建）(d2)	403,880,001口	
クラスA受益証券（米ドル建）(d3)	1,009,901口	
e 1口当たり純資産価格		
クラスA受益証券（円建）(c1/d1)	1.7909	—
クラスB受益証券（円建）(c2/d2)	1.7238	—
クラスA受益証券（米ドル建）(c3/d3)	22.88	2,507

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（注）

取扱場所 ルクセンブルグ L-2453, ユージェーヌ・リュペール通り2-4番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（注）管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズがファンドの名義書換代行人として行為する。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2019年12月末日現在）

2019年12月末日現在の管理会社の資本金の額は、16,300,000ユーロ（約20億円）であり、発行済株式総数は、163,000株（内訳：優先株33,000株／クラスB普通株130,000株）である。管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主総会の決議を要する。

なお、最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、株主総会の多数決により選任・解任され、その権限および任期が決定される。取締役の任期が示されない場合は、当該取締役の選任期間は当分の間続くものとするが、取締役は株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出する。会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるが、会長が不在の場合、株主または取締役は、当該会議の出席者の過半数の議決により、議長代行として他の取締役を選任することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催日の24時間以上前に取締役にあててなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由についての招集通知に記載するものとする。かかる通知は、書面、電子メール、ファクシミリまたは同様の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の事前決議によりあらかじめ決定された時間および場所で開催されるものについては、特に招集の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を指名して取締役に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。取締役会決議は、管理会社の取締役の過半数の承認により有効に採択されるものとする。賛否が同数となった決議は、議長の投票により決定される。取締役会の議事録には、議長が署名する。取締役はまた、書面、ファクシミリ、電子メールまたは同様の通信手段によってその同意を表す場合、持ち回り手法により、一つまたは複数の書類で、全会一致の決議を行うことができる。当該書類全体が、決議を証する持ち回り書類となる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、2名の取締役の共同署名により拘束される。署名者が取締役会の委託を受けている場合は、1名による署名または共同署名のいずれも、管理会社を拘束するものとする。

取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務を行う権限ならびに会社の方針および目的の追求のための活動を行う権限を管理会社の役員に委託することができる。具体的には、2010年法および2013年法の適用ある要件に従い、取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務に関するすべての事項について、管理会社に代わり行為する全権限を有する「実行者」または「リーダー」として知られる少なくとも2名の役員を選任し、また、管理会社の業務を効率的に運営する指名委員会を選任する。

投資顧問会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従うものとする。

報酬方針

管理会社は、上級管理者、リスク負担者、統制機能を担う者ならびに管理会社またはファンドのリスク・プロファイルに重大な影響を与える専門的業務を行う上級管理者およびリスク負担者のグループの報酬区分に該当する報酬合計額を受領するすべての従業員を含むかかる範囲のスタッフを対象とする報酬方針を定めている。報酬方針は以下を原則とする。

- －健全かつ効率的なリスク管理と矛盾するものでなく、それを促進するものであること。またファンドのリスク・プロファイルまたは約款と矛盾するリスク負担を奨励するものでないこと。
- －管理会社およびファンドならびにファンドの受益者のビジネス戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避する措置が含まれていること。
- －評価の過程がファンドの長期的な運用成績およびその投資リスクに基づき行われ、かつ報酬の実績連動要素の実際の支払いが同じ期間にわたって分散されることを確保するため、実績の評価はファンドの受益者に対し推奨する保有期間に適合する複数年の枠組みで定められること。
- －報酬全体における固定要素と変動要素は適切なバランスがあり、変動要素について完全に柔軟な方針での運営が可能となるように（変動報酬要素がまったく支払われない可能性を含む。）、固定報酬要素は報酬の合計において十分に高い比率を占めていること。

特に、定められた報酬方針に基づき、管理会社のいかなる従業員に対しても、ファンドの投資パフォーマンスに基づく支払いは行われない。さらに従業員の変動報酬は、機能別の目的および会社全体の実績基準に基づくものとし、通常、報酬全体の40%超を占めることはない。

UCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドラインに従い、管理会社は、A Bグループのレベルで設立されている報酬委員会とは別の報酬委員会を設立していない。

報酬および給付の計算方法、報酬および給付の授与権限を有する者の身元等（これらに限定されない。）を記載した管理会社の最新の報酬方針は以下のサイトから入手できる。

http://www.alliancebernstein.com/go/remuneration_policy

紙のコピーは、管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手できる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な事業の目的は、

- 1) UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第2項および附属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCIの運用、ならびに
- 2) 2013年法第5条第2項および附属書Iに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のAIFのために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、(a) 顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および(b) 投資助言業務、(c) 2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料（もしあれば）の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに／または有用および／もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商事会社法の第600条第5項、第310条第2項および第320条第3項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

管理会社は、投資運用業務の提供のため投資顧問会社としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを任命し、ファンド資産の保管業務および管理業務の提供のため保管受託銀行、管理事務代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイを任命し、ならびにファンド証券の登録・名義書換事務代行業務の提供のため名義書換代行会社として管理会社の一部門であるところのアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズを任命している。

2019年12月末日現在、管理会社は、契約型投資信託であるルクセンブルグ籍アンブレラ・ファンド6本および会社型投資信託であるルクセンブルグ籍ファンド10本（アンブレラ型ファンド6本およびスタンダード・アローン型ファンド4本）ならびに会社型投資信託であるオランダ籍アンブレラ・ファンド1本（純資産総額は、8,701,340,388.83豪ドル、927,150,160.64カナダ・ドル、70,267,388.94スイス・フラン、3,315,751,943.22人民元、6,082,028.89チェコ・コルナ、11,632,530,125.78ユーロ、3,164,759,359.68スターリング・ポンド、3,392,454,306.36香港ドル、90,805,814,008.80円、93,219.91ノルウェー・クローネ、572,072,158.00ニュージーランド・ドル、75,367,613.00ポーランド・ズロチ、1,866,897,473.60シンガポール・ドル、74,031,112,069.90米ドルおよび29,580,993,304.95南アフリカ・ランドの合計額）の管理および運用を行っている。

国名 (設立国)	種類別 (基本的性格)	本数	純資産額の合計額 (通貨別)
ルクセンブルグ	契約型投資信託 (リテール・ファンド)	3（合計20本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド）	7,527,459,151.53 豪ドル
			747,371,637.22 カナダ・ドル
			26,940,388.65 スイス・フラン
			1,493,950,810.75 人民元
			2,275,606.58 チェコ・コルナ
			3,359,650,791.21 ユーロ
			566,922,154.35 スターリング・ポンド
			1,707,867,777.72 香港ドル
			14,780,757,729.54 円
			503,494,747.62 ニュージーランド・ドル
			57,224,508.82 ポーランド・ズロチ
			1,159,308,999.23 シンガポール・ドル
			47,473,892,998.13 米ドル
			29,117,745,659.35 南アフリカ・ランド
	契約型投資信託 (機関投資家向ファンド)	3（合計6本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド）	1,221,668,656.64 ユーロ
			24,972,591,047.00 円
			408,777,561.02 米ドル
	会社型投資信託 (リテール・ファンド)	4（合計58本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド3本およびスタンド・アローン型ファンド1本）	1,173,881,237.30 豪ドル
			179,778,523.42 カナダ・ドル
			43,327,000.29 スイス・フラン
			1,821,801,132.47 人民元
			3,806,422.31 チェコ・コルナ
			6,822,265,234.45 ユーロ
			2,597,837,205.33 スターリング・ポンド
			1,684,586,528.64 香港ドル
			51,052,465,232.26 円
			93,219.91 ノルウェー・クローネ
			68,577,410.38 ニュージーランド・ドル
			18,143,104.18 ポーランド・ズロチ
			707,588,474.37 シンガポール・ドル
			22,042,897,442.46 米ドル
			463,247,645.60 南アフリカ・ランド
	会社型投資信託 (機関投資家向ファンド)	6（合計3本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド3本およびスタンド・アローン型ファンド3本）	4,105,544,068.29 米ドル
オランダ	会社型投資信託	1（1本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド）	228,945,443.48 ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.54円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

貸借対照表

2018年12月31日現在

資 産	注記	2018年		2017年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
未払発行済資本		—	—	—	—
未請求発行済資本		—	—	—	—
未払請求済発行済資本		—	—	—	—
設立費		—	—	—	—
固定資産					
無形資産					
研究開発費		—	—	—	—
免許、特許、ライセンス、商標		—	—	—	—
ならびに類似権利および資産、		—	—	—	—
以下に該当する場合：					
a) 有価約因で取得され、		—	—	—	—
C. I. 3により表示不要					
b) 企業自体によって生成		—	—	—	—
営業権、有価約因で取得された範囲内		—	—	—	—
事前支払額および無形資産仮勘定		—	—	—	—
有形資産					
土地および建物		—	—	—	—
プラントおよび機械		—	—	—	—
その他の什器備品、工具および機器	2,3	62,759	7,690	72,945	8,939
事前支払額および建設仮勘定		—	—	—	—
金融資産					
関連企業持分	2,4	369,460	45,274	369,460	45,274
関連企業に対する債権	2,4	40,000,000	4,901,600	40,000,000	4,901,600
参加持分		—	—	—	—
参加持分に連動する関連企業に対する債権		—	—	—	—
固定資産として保有の投資		—	—	—	—
その他の債権		—	—	—	—
		40,432,219	4,954,564	40,442,405	4,955,812

添付の注記は当財務書類の一部である。

資 産（続き）	注記	2018年		2017年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
流動資産					
棚卸資産					
原材料および消耗品		—	—	—	—
仕掛品		—	—	—	—
完成品および商品		—	—	—	—
事前支払額		—	—	—	—
債権					
売掛金					
a)（1年以内に期限到来）	2,5	63,095,008	7,731,662	83,031,458	10,174,675
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
関連企業からの未収金					
a)（1年以内に期限到来）	2,6	121,729	14,917	32,310,559	3,959,336
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a)（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
その他の債権					
a)（1年以内に期限到来）	2,7	3,130,453	383,606	3,466,008	424,725
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
投資					
関連企業持分		—	—	—	—
自己株式		—	—	—	—
その他の投資	2,8	103,955	12,739	120,886	14,813
預金および手許現金		63,568,196	7,789,647	47,892,490	5,868,746
前払金	9	38,648	4,736	58,241	7,137
合計（資産）		170,490,208	20,891,870	207,322,047	25,405,244

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2018年		2017年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金および準備金	10				
発行済資本	10,11	16,300,000	1,997,402	16,300,000	1,997,402
資本剰余金	10,12	3,438,135	421,309	3,438,135	421,309
再評価積立金		—	—	—	—
準備金					
法定準備金	10,13	1,630,000	199,740	1,630,000	199,740
定款に規定された準備金		—	—	—	—
公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) (その他の分配可能準備金)					
b) (その他の分配不可能準備金)	10,14	12,488,275	1,530,313	12,282,725	1,505,125
前期繰越損益	10	83,487,640	10,230,575	73,344,113	8,987,588
当期損益	10	18,336,791	2,246,990	19,892,664	2,437,647
中間配当金	10	(45,000,000)	(5,514,300)	—	—
資本投資補助金		—	—	—	—
引当金					
年金および類似債務に関する引当金		—	—	—	—
納税引当金		—	—	—	—
その他の引当金		—	—	—	—
債務					
社債					
転換権付ローン					
a) (1年以内に期限到来)		—	—	—	—
b) (1年超に期限到来)		—	—	—	—
転換権なしローン					
a) (1年以内に期限到来)		—	—	—	—
b) (1年超に期限到来)		—	—	—	—

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2018年		2017年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
信用機関に対する未払金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
棚卸資産からの控除として区分表示される範囲の					
注文前受金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
買掛金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）	2,15	58,505,176	7,169,224	63,142,992	7,737,542
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
未払為替手形					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
関連企業に対する未払金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）	2,16	5,482,166	671,785	793,433	97,227
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
その他の債務					
税務当局	2,17	14,722,395	1,804,082	15,709,683	1,925,065
社会保障機関		211,940	25,971	199,250	24,416
その他の債務					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）	2	887,690	108,778	589,052	72,182
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
繰延収益		—	—	—	—
合計（資本金、準備金および負債）		170,490,208	20,891,870	207,322,047	25,405,244

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル 損益計算書 2018年12月31日終了年度

損益勘定	注記	2018年		2017年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	2,18	763,132,714	93,514,283	754,424,727	92,447,206
在庫変動（完成品および仕掛品）		—	—	—	—
自らのために関連企業によって実施され 資本計上された業務		—	—	—	—
その他の営業収益	19	175,553	21,512	165,142	20,237
原材料、消耗材およびその他の外部費用					
a) 原材料および消耗財		—	—	—	—
b) その他の外部費用	21	(722,347,067)	(88,516,410)	(712,205,324)	(87,273,640)
人件費	22,23	(4,969,264)	(608,934)	(4,559,058)	(558,667)
a) 賃金および給料		(3,896,701)	(477,502)	(3,758,021)	(460,508)
b) 社会保障費		(395,216)	(48,430)	(444,098)	(54,420)
i) (年金に関連するもの)		—	—	—	—
ii) (その他の社会保障費)		—	—	—	—
c) その他の人件費		(677,347)	(83,002)	(356,939)	(43,739)
評価調整					
a) 設立費、有形／無形固定資産に 関連するもの	2,3	(32,965)	(4,040)	(37,388)	(4,582)
b) 流動資産に関連するもの		—	—	—	—
その他の営業費用	24	(11,075,105)	(1,357,143)	(9,820,261)	(1,203,375)
参加証券からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) 参加持分からのその他の収益		—	—	—	—
その他の投資および固定資産の 一部を構成する貸付金からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) a) に該当しないその他の収益	20	—	—	5,724	701
その他の利息および類似収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) その他の利息および類似収益	20,26	2,884,044	353,411	2,144,949	262,842
持分法による関連企業の損益に対する持分		—	—	—	—
金融資産および流動資産として保有する 投資に関する評価調整		—	—	—	—
利息および類似費用					
a) 関連企業		—	—	—	—
b) その他の利息および類似費用	26	(3,022,227)	(370,344)	(2,786,849)	(341,500)
損益にかかる税金	27	(6,408,892)	(785,346)	(7,438,998)	(911,575)
税引後損益		18,336,791	2,246,990	19,892,664	2,437,647
1-16までの項目に含まれないその他の税金	27	—	—	—	—
当期損益		18,336,791	2,246,990	19,892,664	2,437,647

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

財務書類に対する注記

2018年12月31日現在

注1. 一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年7月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社として設立された。当社は、2011年4月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換された。当社の目的は、2014年7月17日付で修正され、EU通達2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびにルクセンブルグの2010年12月17日法第101条第2項および付属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年7月12日法第5条第2項および付属書Iに従い、EU通達2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

2006年7月1日以降、当社は、当社が管理会社として業務を行うA Bファンドの販売会社として業務を行っている。

発行済株式資本は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および無額面の33,000優先株に分かれる。

当社は、デラウェア州で設立されニューヨークに所在するリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド）および間接全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド）によって以下のとおり所有されている。

- ・ 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド－130,000クラスB普通株
- ・ 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド－33,000優先株

注2. 重要な会計方針の概要

A. 作成基準

財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。会計方針および評価規則は、法律で認められているほかに、取締役会によって決められ採用される。

B. 重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

I. 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である4年間にわたり定額法で減価償却される。

II. 金融資産

金融固定資産として保有の投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

III. 債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

IV. 譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の原因が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

V. デリバティブ金融商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、デリバティブ金融商品を当初は取得原価で計上する。

デリバティブ金融商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

先物為替予約に関する契約債務は、注記にて開示されている（注28）。

VI. 外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

VII. 前払金

前払金には、当事業年度中に負担したが次の事業年度に関わる費用が含まれる。

VIII. 引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

IX. 債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

X. その他の債務

その他の債務には、VAT に関する支払額、監査および通常の費用に関連する金額が含まれる。計算は、直近に受領した請求書に基づく。

XI. 純売上高

純売上高は、主として投資信託に請求される、管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬および実績報酬から構成されている。

XII. 評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。

C. 比較財務データの表示

比較目的で、その他の人件費およびその他の営業費用の比較数値に対して一定の再分類が行われた。これらの再分類により当社の純損益および純株主資本は影響を受けない。

注3. 有形資産

有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。

	(ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	6,707,930
期中取得	22,779
総帳簿価額－期末残高	6,730,709
償却－期首残高	(6,634,985)
期中償却	(32,965)
償却－期末残高	(6,667,950)
純帳簿価額－期末残高	62,759
純帳簿価額－期首残高	72,945

注4. 金融資産

	関連企業における株式 (ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	369,460
総帳簿価額－期末残高	369,460
純帳簿価額－期末残高	369,460
純帳簿価額－期首残高	369,460

当社は、以下の企業の発行済株式資本の少なくとも20%を所有している。

企業名 (法的形式)	登記上の 事務所	所有権 %	直近貸借 対照表日	当該企業の 貸借対照表日 の純株主資本 (ユーロ) *	直近事業 年度の利益 (ユーロ) *
アライアンス・バーンスタイン (フランス) S.A.	パリ	100%	2018年 12月31日	1,237,337	86,133

*無監査の数値に基づく

当社は、2018年11月26日付でサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッド(「SCB LTD」)と20,000,000ユーロの貸付契約を、2018年12月21日付でアライアンス・バーンスタイン・リミテッド・エル・ピーと20,000,000ユーロの貸付契約を締結した。貸付額は額面価額で評価される。金利0.01%が毎月発生し、2019年2月26日および2019年3月21日のそれぞれの満期時に支払われる。

当事業年度におけるサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドおよびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド・エル・ピーとの貸付契約の変動は、以下のとおりである。

貸付契約の内容	SCBへの貸付	ABLPへの貸付
期首残高	40,000,000	—
期中変動	(20,000,000)	20,000,000
期末残高	20,000,000	20,000,000

当社の取締役会は、評価調整指標の資産を査定し、金融固定資産の評価額に永続的な減少はないと判断している。したがって、2018年12月31日に終了した事業年度において評価調整の必要はない。

注5．売掛金

売掛金は、以下から構成されている。

項目	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
管理会社報酬および管理報酬	58,971,920	77,829,125
機関投資運用報酬	1,917,834	1,043,110
名義書換代行報酬	2,205,254	4,159,223
合計	63,095,008	83,031,458

注6．関連企業からの未収金

2018年12月31日現在、関連企業からの未収金残高合計121,729ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計223,197ユーロおよび未払金残高合計101,468ユーロである。

注7．その他の債権

2018年におけるその他の債権は、主として当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金で構成されている。（2018年：2,683,694ユーロおよび2017年：3,466,008ユーロ）

注8．その他の投資

	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	120,886	81,032
期中取得	—	—
期中売却	(9)	(23,738)
再評価（注2参照）	(16,922)	63,592
総帳簿価額－期末残高	103,955	120,886
減価償却－期首残高	—	—
期中償却	—	—
期中戻入	—	—
減価償却－期末残高	—	—
純帳簿価額－期末残高	103,955	120,886

注9．前払金

2018年の前払金は、主として事業の従業員保険料、年間購読料および事務所維持費から構成されている。

注10. 準備金および損益項目の期中変動

	発行済 資本金 (ユーロ)	資本 剰余金 (ユーロ)	法定 準備金 (ユーロ)	その他の 準備金 (ユーロ)	前期 繰越利益 (ユーロ)	中間配当 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
2017年								
12月31日現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	12,282,725	73,344,113	—	19,892,664	126,887,637
期中変動								
・前年度利益 の割当	—	—	—	2,524,005	17,368,659	—	(19,892,664)	—
・優先配当金	—	—	—	—	(9,543,587)	—	—	(9,543,587)
・中間配当金						(45,000,000)		
・2013年の 富裕税および調 整	—	—	—	(2,318,455)	2,318,455	—	—	—
・当期利益	—	—	—	—	—	—	18,336,791	18,336,791
2018年								
12月31日現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	12,488,275	83,487,640	(45,000,000)	18,336,791	90,680,841

2017年度の実績の配分は、2018年4月30日に開催された年次株主総会で承認された。

注11. 発行済資本

発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および33,000優先株に分割される。

	クラスB普通株数	優先株数
発行済資本一期首残高	130,000	33,000
期中発行	—	—
期中変動	—	—
発行済資本一期末残高	130,000	33,000

注12. 資本剰余金

2018年12月31日現在、資本剰余金は3,438,135ユーロである。

	資本剰余金 (ユーロ)
資本剰余金および類似剰余金一期首残高	3,438,135
期中変動	—
資本剰余金および類似剰余金一期末残高	3,438,135

注13. 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも5%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2018年12月31日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

注14. その他の準備金

純富裕税法(VStG第8条)の第8項に基づき、当社の純富裕税債務を低減するために特別純富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した純富裕税額の5倍に相当する。この特別純富裕税準備金は、純富裕税債務の減額を利用するため、5年間は分配を行うことができない。

注15. 買掛金

買掛金は、以下から構成されている。

項目	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
未払販売報酬	58,505,176	63,142,992
合計	58,505,176	63,142,992

買掛金は全額、1年以内に支払期限が到来する。

注16. 関連企業に対する未払金

2018年12月31日現在、関連企業に対する未払金は、主としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の4,322,041ユーロの純額の会社間残高により構成されており、提供されたグループサービスに対する純未払金を表している。当社とアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の資産および負債の項目間での相殺に対応する総額は、未収金残高合計79,511,906ユーロおよび未払金残高合計83,833,947ユーロ（2017年：アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インクとの261,835ユーロ）および関連企業に対するその他の会社間未払金残高により構成されている。

注17. その他の債務

その他の債務は、主として納税引当金で構成されている。

	所得税 (ユーロ)	地方法人税 (ユーロ)	純富裕税 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
納税引当金一期首残高	11,409,631	4,289,352	10,700	15,709,683
期中変動				
経常活動にかかる税金費用	5,003,678	1,383,814	21,400	6,408,892
支払額	(5,552,475)	(1,843,705)	-	(7,396,180)
納税引当金一期末残高	10,860,834	3,829,461	32,100	14,722,395

注18. 純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリに分類される。

項目	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
管理報酬	673,998,614	655,468,771
名義書換代行報酬	24,062,519	25,291,214
管理会社報酬	36,755,258	37,185,568
実績報酬	17,133,230	27,943,327
移転価格収益	11,183,093	8,535,847
合計	763,132,714	754,424,727

純売上高は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）に100%還付される管理報酬および運用報酬、ABLPに60%還付される管理会社報酬、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグが100%保持する名義書換代行報酬およびABLPによるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグの販売戦略ビジネス・ユニット（SBU）の損益純額の払戻しについての移転価格収益により構成されている。

注19. その他の営業収益

2018年の当該金額は、主としてSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して8%の利益で構成されている。（2018年：148,627ユーロおよび2017年：120,531ユーロ）

注20. その他の投資および貸付金からの収益

この収益には、証券の売却に係る実現利益および利息収益が含まれる。

注21. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
管理報酬	447,130,499	429,158,771
販売報酬	236,030,184	232,791,884
管理会社報酬	22,053,154	22,311,342
実績報酬	17,133,230	27,943,327
合計	722,347,067	712,205,324

管理報酬の還付可能総額は、673,998,614ユーロであった。

注22. スタッフ

当社は、2018年に平均44名の正社員を雇用していた（2017年：43名）。

以下の内訳である。

項目	2018年 平均	2017年 平均
経営陣	2	2
従業員	42	41
合計	44	43

注23. 管理・経営・監督機関のメンバーに付与される報酬、前受金およびローン、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

給与および賃金の他に、監督機関のメンバーに支払われた9,800ユーロ（2017年：13,000ユーロ）の手数料は、その他の営業費用として開示されている。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

注24. その他の営業費用

その他の営業費用には、4,845,031ユーロ（2017年：3,886,286ユーロ）の株主サービス費用と1,022,407ユーロ（2017年：1,109,206ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額、賃借料および還付不能のVATに関連する。

注25. 監査人報酬

当社が監査法人に支払う報酬として費用および未払計上した金額の合計は、以下のとおりである。

項目	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
監査報酬	105,713	103,114
税金関連費用	3,500	3,500
合計	109,213	106,614

注26. その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

注27. 所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

注28. 簿外契約債務

金融契約債務は、以下のとおりである。

項目	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
保証契約およびその他の直接債務肩代わり契約	214,336	192,579
リース契約（未払の賃借料）	316,805	786,153
通貨先渡売買	6,314,460	5,845,295
合計	6,845,601	6,824,027

1,000万豪ドルの先物為替予約が年度末現在に未決済であった。豪ドルの先物為替予約の目的は、4半期毎の豪ドル建のサービス手数料の支払いによる為替エクスポージャーを減らすことである。

注29. 後発事象

英国のEU離脱という状況下に、当社は、EU顧客サービスを継続的に提供する能力を強化する重要な規制当局の承認を受けたことを最近発表した。2019年1月25日付で、ルクセンブルグの金融監督当局である金融監督委員会は、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグが事業展開、ポートフォリオ一任運用、投資顧問ならびに受注および発注サービスを提供するためのライセンスの延長を承認した。これはアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグが継続的に発展するうえで重要かつ画期的な出来事であり、英国のEU離脱に関する不確実性に反して、当社が効率的で拡張性の高い基盤としての役割をEU加盟国および世界中の機関投資家に対して果たすことを可能にする。

これに関連して、当社は、事業目的にポートフォリオ一任運用業務を含めるために、2019年2月1日付で定款を改訂した。

また、英国のEU離脱によりアライアンス・バーンスタイン・リミテッド・ロンドンのスペインおよびスウェーデン支店、イタリアおよびオランダ駐在員事務所ならびにドイツの子会社の事業を当社へ移転する予定のため、当社は、マーケティング活動の継続性を確保するために、マドリード、ストックホルム、ミラノ、ミュンヘンおよびアムステルダムに5つの支店を2019年に開設する予定である。これは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが当該支店に8%の原価加算基準で補償を行うため、当社に追加利益をもたらす予定である。

[次へ](#)

Balance Sheet as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Assets	Notes	2018 EUR	2017 EUR
Subscribed capital unpaid		-	-
Subscribed capital not called		-	-
Subscribed capital called but unpaid		-	-
Formation expenses		-	-
Fixed assets			
Intangible assets			
Costs of development		-	-
Concessions, patents, licences, trademarks and similar rights and assets, if they were		-	-
a) Acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		-	-
b) Created by the undertaking itself		-	-
Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration		-	-
Payments on account and intangible assets under development		-	-
Tangible assets			
Land and buildings		-	-
Plant and machinery		-	-
Other fixtures and fittings, tools and equipment	2,3	62,759	72,945
Payments on account and tangible assets in the course of construction		-	-
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	2,4	369,460	369,460
Loans to affiliated undertakings	2,4	40,000,000	40,000,000
Participating interests		-	-
Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
Investments held as fixed assets		-	-
Other loans		-	-
		40,432,219	40,442,405

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Assets (cont.)	Notes	2018 EUR	2017 EUR
REPORT		40,432,219	40,442,405
Current Assets			
Stocks			
Raw materials and consumables		-	-
Work in progress		-	-
Finished goods and goods for resale		-	-
Payments on account		-	-
Debtors			
Trade debtors			
a) (becoming due and payable within one year)	2,5	63,095,008	83,031,458
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Amounts owed by affiliated undertakings			
a) (becoming due and payable within one year)	2,6	121,729	32,310,559
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Other debtors			
a) (becoming due and payable within one year)	2,7	3,130,453	3,466,008
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Investments			
Shares in affiliated undertakings		-	-
Own shares		-	-
Other investments	2,8	103,955	120,886
Cash at bank and in hand		63,568,196	47,892,490
Prepayments	9	38,648	58,241
Total (ASSETS)		170,490,208	207,322,047

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Notes	2018 EUR	2017 EUR
Capital and reserves	10		
Subscribed capital	10,11	16,300,000	16,300,000
Share premium account	10,12	3,438,135	3,438,135
Revaluation reserve		-	-
Reserves			
Legal reserve	10,13	1,630,000	1,630,000
Reserves provided for by the articles of association		-	-
Other reserves, including the fair value reserve			
a) (other available reserves)			
b) (other non-available reserves)	10,14	12,488,275	12,282,725
Profit or loss brought forward	10	83,487,640	73,344,113
Profit or loss for the financial year	10	18,336,791	19,892,664
Interim Dividends	10	(45,000,000)	-
Capital investment subsidies		-	-
Provisions			
Provisions for pensions and similar obligations		-	-
Provisions for taxation		-	-
Other provisions		-	-
Creditors			
Debtenture Loans			
Convertible loans			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Non-convertible loans			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
		90,680,841	126,887,637

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES (cont.)	Notes	2018 EUR	2017 EUR
REPORT		90,680,841	126,887,637
Amounts owed to credit institutions			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Payments received on account of orders in so far as they are shown separately as deductions from stocks			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Trade Creditors			
a) (becoming due and payable within one year)	2,15	58,505,176	63,142,992
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Bills of exchange payable			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) (becoming due and payable within one year)	2,16	5,482,166	793,433
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Other creditors			
Tax authorities	2,17	14,722,395	15,709,683
Social security authorities		211,940	199,250
Other creditors			
a) (becoming due and payable within one year)	2	887,690	589,052
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
Deferred Income		-	-
Total (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		170,490,208	207,322,047

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Profit and Loss account for the year ended December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT	Notes	2018 EUR	2017 EUR
Net turnover	2,18	763,132,714	754,424,727
Variation in stocks of finished goods and in work in progress		-	-
Work performed by the undertaking for its own purposes and capitalised		-	-
Other operating income	19	175,553	165,142
Raw Materials and consumables and other external expenses			
a) Raw Materials and consumables		-	-
b) Other external expenses	21	(722,347,067)	(712,205,324)
Staff costs	22,23	(4,969,264)	(4,559,058)
a) Wages and salaries		(3,896,701)	(3,758,021)
b) Social security costs		(395,216)	(444,098)
i) (relating to pensions)		-	-
ii) (other social security costs)		-	-
c) Other staff costs		(677,347)	(356,939)
Value adjustments			
a) In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	2,3	(32,965)	(37,388)
b) In respect of current assets		-	-
Other operating expenses	24	(11,075,105)	(9,820,261)
Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income from participating interests		-	-
Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income not included under a)	20	-	5,724
		24,883,866	27,973,562

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Profit and Loss account for the year ended December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT (cont.)	Notes	2018 EUR	2017 EUR
REPORT		24,883,866	27,973,562
Other interest receivable and similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar income	20,26	2,884,044	2,144,949
Share of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method		-	-
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets		-	-
Interest payable and similar expenses			
a) Concerning affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar expenses	26	(3,022,227)	(2,786,849)
Tax on profit or loss	27	(6,408,892)	(7,438,998)
Profit or loss after taxation		18,336,791	19,892,664
Other taxes not shown under items 1 to 16	27	-	-
Profit or loss for the financial year		18,336,791	19,892,664

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 1. General Information

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Company") was incorporated on July 31, 1990 in Luxembourg, as a limited liability company for an unlimited period under the name Alliance Capital (Luxembourg) S.A.. The Company was converted into a private limited company (*société à responsabilité limitée*) on April 11, 2011. The purpose of the Company, as amended on July 17, 2014, is the management of Luxembourg and foreign undertakings for collective investment in transferable securities authorised according to EU Directive 2009/65/EC and the additional management of other Luxembourg and foreign undertakings for collective investment, in accordance with Article 101(2) and Annex II of the Luxembourg Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment; and the performance, for Luxembourg and foreign alternative investment funds ("AIFs") within the meaning of EU Directive 2011/61/EU of management functions, administration functions, marketing functions and other activities related to the assets of AIFs, in accordance with Article 5(2) and Annex I of the Luxembourg Law of July 12, 2013 relating to alternative investment fund managers.

Since July 1, 2006, the Company has acted as Distributor of the AB Funds for which the Company is acting as Management Company.

The issued share capital amounts to 16,300,000 Euros (EUR) divided into 130,000 class B ordinary shares with no nominal value and 33,000 preference shares with no nominal value.

The Company is owned by a wholly owned subsidiary (AllianceBernstein Holdings Limited) and an indirect wholly-owned subsidiary (AllianceBernstein Preferred Limited) of AllianceBernstein L.P., a limited partnership formed in Delaware and domiciled in New York, as follows:

- 79.75% AllianceBernstein Holdings Limited – 130,000 class B ordinary shares;
- 20.25% AllianceBernstein Preferred Limited – 33,000 preference shares.

Note 2. Summary of significant accounting policies

A. Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under historical cost convention. Accounting policies and valuation rules are, in addition to the ones laid down by the law, determined and applied by the Board of Managers.

B. Significant accounting policies

The significant accounting policies applied by the Company are:

I. Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at historical cost less accumulated depreciation. They are depreciated on a straight-line basis over their expected useful lives of 4 years.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies(continued)

II. Financial assets

Investments held as financial fixed assets are carried at cost less any impairment in value which in the opinion of the Board of Managers is considered as durable. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply. The Company's share of the results of the financial fixed assets is included in the profit and loss account only to the extent of dividends declared.

III. Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

IV. Transferable securities

Transferable securities are valued at the lower of cost or market value and expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase cost. This value adjustment is discontinued if the original reason for the value adjustment no longer applies.

V. Derivative Financial Instruments

The Company may enter into derivative financial instruments such as forward foreign exchange contracts. The Company records initially derivative financial instruments at cost.

Derivative financial instruments are valued based on the forward foreign exchange rate applicable at the balance sheet date.

Commitments relating to foreign forward exchange contracts transactions are disclosed in the notes (note 28).

VI. Foreign currency translation

The Company's base currency is Euro (EUR) and its accounting records are maintained in that currency.

Assets and liabilities in other currencies are translated into EUR at the rates prevailing at the balance sheet date except for fixed assets, which are recorded at the historic rate. Income and expense transactions are recorded at the rates prevailing on the date of transaction. Realized gains and losses and unrealized gains and losses are reflected in the profit and loss account.

VII. Prepayments

Prepayments include expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

VIII. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover changes that have originated in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies(continued)

IX. Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. Where the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is recorded in the profit and loss account when the debt is issued.

X. Other Creditors

Other creditors include the amounts relating to the VAT payable, audit and regular charges accruals. The accruals calculation is based on the most recently received invoices.

XI. Net Turnover

Net turnover is mainly composed of management fees, management company fees, transfer agent fees, performance fees charged to collective investment undertakings.

XII. Value adjustments

Value adjustments are deducted directly from the related asset.

C. Presentation of the comparable financial data

For comparative reasons, certain reclassifications have been made to the comparative figures of Other Staff Costs and Other operating expenses. These reclassifications have however no impact on the net result and the net equity of the Company.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 3. Tangible assets

Tangible assets are composed of other fixtures and fittings tools and equipment.

	EUR
Gross book value – opening balance	6,707,930
Additions for the year	22,779
Gross book value – closing balance	6,730,709
Amortization – opening balance	(6,634,985)
Amortization for the year	(32,965)
Amortization – closing balance	(6,667,950)
Net book value – closing balance	62,759
Net book value – opening balance	72,945

Note 4. Financial assets

	Shares in affiliated undertakings EUR
Gross book value – opening balance	369,460
Gross book value – closing balance	369,460
Net book value – closing balance	369,460
Net book value – opening balance	369,460

The Company owns at least 20% of the issued share capital of the following undertakings:

Undertaking's Name (legal form)	Registered office	Ownership %	Last balance sheet date	Net equity at the balance sheet date of the company concerned* EUR	Profit of the last financial year* EUR
AllianceBernstein (France) S.A.	Paris	100%	December 31, 2018	1,237,337	86,133

* Based on unaudited figures

The Company signed a Loan Agreement of EUR 20,000,000 on the 26th November 2018 with Sanford C. Bernstein Limited ("SCB LTD") and a Loan Agreement of EUR 20,000,000 on the 21st December 2018 with AllianceBernstein Limited L.P. The loans are valued at nominal value. Interests of 0.01% are monthly accrued and will be paid at maturity, on the 26th February 2019 and 21st March 2019 respectively.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 4. Financial assets (continued)

Sanford C. Bernstein Limited and AllianceBernstein Limited L.P. Loan Agreement movements during the year:

Loan Agreements detail	SCB Loan	ABLP Loan
Opening balance	40,000,000	-
Movements for the year	(20,000,000)	20,000,000
Closing balance	20,000,000	20,000,000

The board of managers of the company has assessed the assets for indicators of value adjustments and believes that there is no permanent diminution in the value of financial fixed assets. Therefore, no value adjustment is necessary for the year ended 31 December 2018.

Note 5. Trade debtors

Trade debtors consists of:

Description	2018 EUR	2017 EUR
Management Company Fee and Management Fee	58,971,920	77,829,125
Institutional Investment Management Fee	1,917,834	1,043,110
Transfer Agency Fee	2,205,254	4,159,223
Total	63,095,008	83,031,458

Note 6. Amounts owed by affiliated undertakings

As at December 31, 2018, the total balance owed by affiliated undertakings of EUR 121,729 includes net receivable balances owed by several entities. The gross amounts corresponding to a total receivable balance of EUR 223,197 and a total payable balance of EUR 101,468.

Note 7. Other debtors

Other debtors in 2018 are mainly composed of balances receivable from the Funds regarding the fund invoices paid by the Company on behalf of the funds (2018: EUR 2,683,694; 2017: EUR 3,466,008).

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 8. Other investments

	2018 EUR	2017 EUR
Gross book value – opening balance	120,886	81,032
Additions for the year	-	-
Disposals for the year	(9)	(23,738)
Revaluation (Refer to note 2)	(16,922)	63,592
Gross book value – closing balance	103,955	120,886
Depreciation – opening balance	-	-
Depreciation for the year	-	-
Reversals for the year	-	-
Depreciation – closing balance	-	-
Net book value – closing balance	103,955	120,886

Note 9. Prepayments

Prepayments in 2018 are mainly composed of employee insurance expenses, annual subscriptions and office general maintenance.

Note 10. Movements for the year on the reserves and profit and loss items

	Subscribed Capital EUR	Share Premium EUR	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Interim Dividend EUR	Profit for the financial year EUR	Total EUR
As at December 31, 2017	16,300,000	3,438,135	1,630,000	12,282,725	73,344,113	-	19,892,664	126,887,637
Movements for the year								
• Allocation of prior year's profit	-	-	-	2,524,005	17,368,659	-	(19,892,664)	-
• Preference dividend	-	-	-	-	(9,543,587)	-	-	(9,543,587)
• Interim dividend	-	-	-	-	-	(45,000,000)	-	-
• 2013 NWT & Adj	-	-	-	(2,318,455)	2,318,455	-	-	-
• Profit for the year	-	-	-	-	-	-	18,336,791	18,336,791
As at December 31, 2018	16,300,000	3,438,135	1,630,000	12,488,275	83,487,640	(45,000,000)	18,336,791	90,680,841

The allocation of the 2017 result was approved by the Annual meeting of the Shareholders held on April 30, 2018.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 11. Subscribed capital

The subscribed capital amounts to EUR 16,300,000 and is divided into 130,000 class B ordinary shares and 33,000 preference shares without a par value.

	Number of class B ordinary shares	Number of preference shares
Subscribed capital – opening balance	130,000	33,000
Subscription for the year	-	-
Movements for the year	-	-
Subscribed capital – closing balance	130,000	33,000

Note 12. Share premium account

As at December 31, 2018, the share premium amounts to EUR 3,438,135.

	Share premium EUR
Share premium and similar premiums – Opening balance	3,438,135
Movements for the year	-
Share premium and similar premiums – Closing balance	3,438,135

Note 13. Legal reserve

Luxembourg companies are required to allocate to a legal reserve a minimum of 5% of the annual net income after deduction of any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed.

As at 31 December 2018, the legal reserve has already reached the legal requirement and no further allocation needed.

Note 14. Other reserves

Based on the paragraph 8 of Net Wealth Tax law (§8 of VStG) a special Net Wealth Tax reserve has been created in order to reduce the Net Wealth Tax of the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged Net Wealth Tax credit deducted from the corporate income tax. This special Net Wealth Tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years, to take advantage of the reduction in Net Wealth Tax liability.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 15. Trade creditors

Trade creditors consist of:

Description	2018 EUR	2017 EUR
Accrued Distributors Fees	58,505,176	63,142,992
Total	58,505,176	63,142,992

All trade creditors are due within one year.

Note 16. Amounts owed to affiliated undertakings

As at December 31, 2018, the amounts owed to affiliated undertakings are mainly composed of a net intercompany balance of EUR 4,322,041 with AllianceBernstein L.P. and represent net payable for group services rendered. The gross amounts corresponding to this set-off between asset and liability items between the Company and AllianceBernstein L.P. amount to a total receivable balance of EUR 79,511,906 and a total payable balance of EUR 83,833,947 (2017: EUR 261,835 with AB Investments Inc.) and other intercompany balances payable to affiliates.

Note 17. Other creditors

The Other creditors are mainly composed of provisions for taxation:

	Corporate Income Tax EUR	Municipal Business Tax EUR	Net Wealth Tax EUR	Total EUR
Tax Provisions – Opening Balance	11,409,631	4,289,352	10,700	15,709,683
Movements for the Year				
Tax expenses on ordinary activity	5,003,678	1,383,814	21,400	6,408,892
Payment	(5,552,475)	(1,843,705)	-	(7,396,180)
Tax Provisions – Closing Balance	10,860,834	3,829,461	32,100	14,722,395

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 18. Net turnover

The net turnover is broken down by category of activity as follows:

Description	2018 EUR	2017 EUR
Management Fee	673,998,614	655,468,771
Transfer Agency Fee	24,062,519	25,291,214
Management Company Fee	36,755,258	37,185,568
Performance Fee	17,133,230	27,943,327
Transfer Pricing Revenue	11,183,093	8,535,847
Total	763,132,714	754,424,727

The net turnover is composed of management fees and performance fees that are 100% retroceded back to AllianceBernstein L.P. ("ABLP"), management company fees retroceded 60% back to ABLP, transfer agency fees 100% retained by AB Lux and transfer pricing revenue for the reimbursement of net P&L of AB Lux's Distribution strategic business unit ("SBU") by ABLP.

Note 19. Other operating income

In 2018, the amount is mainly composed of 8% margin on direct operating expenses of the distribution SBU net of the distribution plan payments and distribution service expenses (2018: 148,627; 2017: 120,531).

Note 20. Income from other investments and loans

Income includes realized gains on sales of securities and interest income.

Note 21. Other external expenses

Other external expenses consist of:

Description	2018 EUR	2017 EUR
Management Fee	447,130,499	429,158,771
Distribution Fee	236,030,184	232,791,884
Management Company Fee	22,053,154	22,311,342
Performance Fee	17,133,230	27,943,327
Total	722,347,067	712,205,324

The gross management fee available for retrocession amounted to EUR 673,998,614.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 22. Staff

The Company employed an average of 44 full time persons in 2018 (2017: 43).

They are represented by:

Description	Average 2018	Average 2017
Management	2	2
Employees	42	41
Total	44	43

Note 23. Emoluments, advances and loans granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

No remunerations were granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies other than salaries and wages disclosed in the profit and loss account.

Other than salaries and wages, fees paid to a member of the supervisory body for an amount of EUR 9,800 (EUR 13,000 in 2017) is disclosed in other operating expenses.

There have been no amounts granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies.

Note 24. Other operating expenses

Other operating expenses include shareholder services expenses of EUR 4,845,031 (2017: EUR 3,886,286) and technology allocations of EUR 1,022,407 (2017: EUR 1,109,206). The remaining costs relate to networking fees, corporate and administration allocations, rental and non-reimbursable VAT.

Note 25. Auditor's Fees

The total fees expensed and accrued by the Company to the audit firm are:

Description	2018 EUR	2017 EUR
Audit Fees	105,713	103,114
Tax Related Fees	3,500	3,500
Total	109,213	106,614

Note 26. Other interest and similar income and expenses

This account is mainly composed of foreign exchange gains and losses.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 27. Income Tax

The Company is subject to the general regulation application to all Luxembourg commercial companies.

Note 28. Off-balance sheet commitments

The financial commitments are as follows:

Description	2018 EUR	2017 EUR
Guarantees and other direct substitutes for credit	214,336	192,579
Leasing (rents not yet paid)	316,805	786,153
Forward purchase and sale currencies	6,314,460	5,845,295
Total	6,845,601	6,824,027

Australian Dollars 10 million forward foreign exchange contract was opened at year end. The purpose of the Australian Dollars forward foreign exchange contract was to reduce the foreign exchange exposure from the quarterly Australian Dollars service commission fees.

Note 29. Subsequent events

The Company recently announced an important regulatory approval that enhances its ability to continue to serve EU clients in the context of Brexit. On January 25, 2019 the Commission de Surveillance du Secteur Financier, the Luxembourg financial regulator, approved the extension of the licenses under which AB Lux operates to also provide portfolio management of discretionary mandates, investment advisory as well as reception and transmission of orders services. This is an important milestone in the continuing evolution of AB Lux, allowing the Company to serve as an efficient, scalable platform to reach professional investors in EU member states and across the globe, despite Brexit uncertainty.

In this context, the articles of incorporation of the Company were amended on 1 February 2019 to include discretionary portfolio management services to its corporate object.

In addition in 2019, the Company will set up five branches in Madrid, Stockholm, Milan, Munich and Amsterdam to ensure the continuity of the marketing activities in the context of Brexit, as there will be a transfer of business activities from AllianceBernstein Limited London of the Spanish and Swedish branches, the Italian and Dutch representatives offices and the German subsidiary to the Company. This will lead to additional revenues for the Company as AllianceBernstein L.P. will compensate the relevant branches on a 8% cost plus basis.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.54円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

貸借対照表

2019年6月30日現在

資 産	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
未払発行済資本		—	—	—	—
未請求発行済資本		—	—	—	—
未払請求済発行済資本		—	—	—	—
設立費		—	—	—	—
固定資産					
無形資産					
研究開発費		—	—	—	—
免許、特許、ライセンス、商標		—	—	—	—
ならびに類似権利および資産、		—	—	—	—
以下に該当する場合：					
a) 有価約因で取得され、		—	—	—	—
C. I. 3により表示不要		—	—	—	—
b) 企業自体によって生成		—	—	—	—
営業権、有価約因で取得された範囲内		—	—	—	—
事前支払額および無形資産仮勘定		—	—	—	—
有形資産					
土地および建物		—	—	—	—
プラントおよび機械		—	—	—	—
その他の什器備品、工具および機器	2,3	47,775	5,854	62,759	7,690
事前支払額および建設仮勘定		—	—	—	—
金融資産					
関連企業持分	2,4	369,460	45,274	369,460	45,274
関連企業に対する債権	2,4	32,000,000	3,921,280	40,000,000	4,901,600
参加持分		—	—	—	—
参加持分に連動する関連企業に対する債権		—	—	—	—
固定資産として保有の投資		—	—	—	—
その他の債権		—	—	—	—
		32,417,235	3,972,408	40,432,219	4,954,564

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資 産（続き）	注記	2019年		2018年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
流動資産					
棚卸資産					
原材料および消耗品		—	—	—	—
仕掛品		—	—	—	—
完成品および商品		—	—	—	—
事前支払額		—	—	—	—
債権					
売掛金					
a)（1年以内に期限到来）	2,5	71,277,456	8,734,339	63,095,008	7,731,662
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
関連企業からの未収金					
a)（1年以内に期限到来）	2,6	380,030	46,569	121,729	14,917
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a)（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
その他の債権					
a)（1年以内に期限到来）	2,7	6,530,997	800,308	3,130,453	383,606
b)（1年超に期限到来）		—	—	—	—
投資					
関連企業持分		—	—	—	—
自己株式		—	—	—	—
その他の投資	2,8	163,076	19,983	103,955	12,739
預金および手許現金		54,542,671	6,683,659	63,568,196	7,789,647
前払金	9	39,983	4,900	38,648	4,736
合計（資産）		165,351,448	20,262,166	170,490,208	20,891,870

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金および準備金	10				
発行済資本	10,11	16,300,000	1,997,402	16,300,000	1,997,402
資本剰余金	10,12	3,438,135	421,309	3,438,135	421,309
再評価積立金		—	—	—	—
準備金					
法定準備金	10,13	1,630,000	199,740	1,630,000	199,740
定款に規定された準備金		—	—	—	—
公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) (その他の分配可能準備金)					
b) (その他の分配不可能準備金)	10,14	13,561,775	1,661,860	12,488,275	1,530,313
前期繰越損益	10	46,207,344	5,662,248	83,487,640	10,230,575
当期損益	10	10,458,082	1,281,533	18,336,791	2,246,990
中間配当金	10	—	—	(45,000,000)	(5,514,300)
資本投資補助金		—	—	—	—
引当金					
年金および類似債務に関する引当金		—	—	—	—
納税引当金		—	—	—	—
その他の引当金		—	—	—	—
債務					
社債					
転換権付ローン					
a) (1年以内に期限到来)		—	—	—	—
b) (1年超に期限到来)		—	—	—	—
転換権なしローン					
a) (1年以内に期限到来)		—	—	—	—
b) (1年超に期限到来)		—	—	—	—

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2019年		2018年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
信用機関に対する未払金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
棚卸資産からの控除として区分表示される範囲の					
注文前受金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
買掛金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）	2,15	67,467,118	8,267,421	58,505,176	7,169,224
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
未払為替手形					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
関連企業に対する未払金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）	2,16	4,893,932	599,702	5,482,166	671,785
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）		—	—	—	—
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
その他の債務					
税務当局	2,17	321,758	39,428	14,722,395	1,804,082
社会保障機関		137,207	16,813	211,940	25,971
その他の債務					
<i>a)</i> （1年以内に期限到来）	2	936,097	114,709	887,690	108,778
<i>b)</i> （1年超に期限到来）		—	—	—	—
繰延収益		—	—	—	—
合計（資本金、準備金および負債）		165,351,448	20,262,166	170,490,208	20,891,870

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

損益計算書

2019年6月30日に終了した期間

損益勘定	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	2,18	398,617,458	48,846,583	763,132,714	93,514,283
在庫変動（完成品および仕掛品）		—	—	—	—
自らのために関連企業によって実施され		—	—	—	—
資本計上された業務		—	—	—	—
その他の営業収益	19	53,900	6,605	175,553	21,512
原材料、消耗材およびその他の外部費用					
a) 原材料および消耗材		—	—	—	—
b) その他の外部費用	21	(377,962,503)	(46,315,525)	(722,347,067)	(88,516,410)
人件費	22,23	(2,651,855)	(324,958)	(4,969,264)	(608,934)
a) 賃金および給料		(2,072,912)	(254,015)	(3,896,701)	(477,502)
b) 社会保障費		(227,168)	(27,837)	(395,216)	(48,430)
i) (年金に関連するもの)		—	—	—	—
ii) (その他の社会保障費)		—	—	—	—
c) その他の人件費		(351,775)	(43,107)	(677,347)	(83,002)
評価調整					
a) 設立費、有形／無形固定資産に					
関連するもの	2,3	(14,984)	(1,836)	(32,965)	(4,040)
b) 流動資産に関連するもの		—	—	—	—
その他の営業費用	24	(5,166,679)	(633,125)	(11,075,105)	(1,357,143)
参加証券からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) 参加持分からのその他の収益		—	—	—	—
その他の投資および固定資産の					
一部を構成する貸付金からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) a) に該当しないその他の収益	20	—	—	—	—
その他の利息および類似収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) その他の利息および類似収益	20,26	2,321,652	284,495	2,884,044	353,411
持分法による関連企業の損益に対する持分		—	—	—	—
金融資産および流動資産として保有する		—	—	—	—
投資に関する評価調整					
利息および類似費用					
a) 関連企業		—	—	—	—
b) その他の利息および類似費用	26	(2,108,748)	(258,406)	(3,022,227)	(370,344)
損益にかかる税金	27	(2,630,159)	(322,300)	(6,408,892)	(785,346)
税引後損益		10,458,082	1,281,533	18,336,791	2,246,990
1-16までの項目に含まれないその他の税金	27	—	—	—	—
当期損益		10,458,082	1,281,533	18,336,791	2,246,990

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

[次へ](#)

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

財務書類に対する注記

2019年6月30日現在

注1. 一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年7月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社として設立された。当社は、2011年4月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換された。2019年2月1日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- ・ EU 通達2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第2項および付属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- ・ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年7月12日法（「2013年法」）第5条第2項および付属書Iに従い、EU通達2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- ・ 当社が（a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（b）投資助言業務、（c）2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

2006年7月1日以降、当社は、当社が管理会社として業務を行うA Bファンドの販売会社として業務を行っている。

発行済株式資本は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および無額面の33,000優先株に分かれる。

当社は、デラウェア州で設立されニューヨークに所在するリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド）および間接全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド）によって以下のとおり所有されている。

- ・ 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド－130,000クラスB普通株
- ・ 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド－33,000優先株

注2. 重要な会計方針の概要

A. 作成基準

中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。会計方針および評価規則は、法律で認められているほかに、取締役会によって決められ採用される。

B. 重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

I. 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である4年間にわたり定額法で減価償却される。

II. 金融資産

金融固定資産として保有の投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

III. 債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

IV. 譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、中間財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

V. デリバティブ金融商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、デリバティブ金融商品を当初は取得原価で計上する。

デリバティブ金融商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

VI. 外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

VII. 前払金

前払金には、当事業期間中に負担したが次の事業年度に関わる費用が含まれる。

VIII. 引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

IX. 債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

X. その他の債務

その他の債務には、VAT に関する支払額、監査および通常の費用に関連する金額が含まれる。計算は、直近に受領した請求書に基づく。

XI. 純売上高

純売上高は、主として投資信託に請求される、管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬および実績報酬から構成されている。

XII. 評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。

注3. 有形資産

有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。

	(ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	6,730,709
期中取得	—
総帳簿価額－期末残高	6,730,709
償却－期首残高	(6,667,950)
期中償却	(14,984)
償却－期末残高	(6,682,934)
純帳簿価額－期末残高	47,775
純帳簿価額－期首残高	62,759

注4. 金融資産

	関連企業における株式 (ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	369,460
総帳簿価額－期末残高	369,460
純帳簿価額－期末残高	369,460
純帳簿価額－期首残高	369,460

当社は、以下の企業の発行済株式資本の少なくとも20%を所有している。

企業名 (法的形式)	登記上の 事務所	所有権 %	直近貸借 対照表日	当該企業の 貸借対照表日 の純株主資本 (ユーロ) *	直近事業 年度の利益 (ユーロ) *
アライアンス・バーンスタイン (フランス) S.A.S.	パリ	100%	2018年 12月31日	1,318,655	89,207

当社は、2019年6月26日付でサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドと32,000,000ユーロの貸付契約を締結した。貸付額は額面価額で評価される。金利0.01%が毎月発生し、2019年9月26日の満期時に支払われる。

当事業期間におけるサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドとの貸付契約の変動は、以下のとおりである。

貸付契約の内容	S C Bへの貸付	A B L Pへの貸付
期首残高	20,000,000	20,000,000
期中変動	12,000,000	(20,000,000)
期末残高	32,000,000	—

注５．売掛金

売掛金は、以下から構成されている。

項目	2019年６月 (無監査) (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理会社報酬および管理報酬	64,415,041	58,971,920
機関投資運用報酬	4,224,803	1,917,834
名義書換代行報酬	2,637,612	2,205,254
合計	71,277,456	63,095,008

注６．関連企業からの未収金

2019年６月30日現在、関連企業からの未収金残高合計380,030ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計621,596ユーロおよび未払金残高合計241,566ユーロである。

注７．その他の債権

2019年６月30日現在、その他の債権は、主として当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金で構成されている。（2019年：6,142,678ユーロおよび2018年：2,683,694ユーロ）

注８．その他の投資

	2019年６月 (無監査) (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	103,955	120,886
期中取得	—	—
期中売却	—	(9)
再評価（注２参照）	59,121	(16,922)
総帳簿価額－期末残高	163,076	103,955
減価償却－期首残高	—	—
期中償却	—	—
期中戻入	—	—
減価償却－期末残高	—	—
純帳簿価額－期末残高	163,076	103,955

注９．前払金

2019年６月30日現在、前払金は、年間購読料および事務所維持費から構成されている。

注10. 準備金および損益項目の期中変動

	発行済 資本金 (ユーロ)	資本 剰余金 (ユーロ)	法定 準備金 (ユーロ)	その他の 準備金 (ユーロ)	前期 繰越利益 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
2018年							
12月31日現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	12,488,275	38,487,640	18,336,791	90,680,841
・前年度利益 の割当	—	—	—	3,165,100	15,171,691	(18,336,791)	—
・優先配当金	—	—	—	—	(9,543,587)	—	(9,543,587)
・中間配当金							
・2013年の 富裕税および調整	—	—	—	(2,091,600)	2,091,600	—	—
・当期利益	—	—	—	—	—	10,458,082	10,458,082
2019年							
6月30日現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	13,561,775	46,207,344	10,458,082	91,595,336

2018年度の実績の配分は、2019年4月26日に開催された年次株主総会で承認された。

注11. 発行済資本

発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および33,000優先株に分割される。

	クラスB普通株数	優先株数
発行済資本一期首残高	130,000	33,000
期中発行	—	—
期中変動	—	—
発行済資本一期末残高	130,000	33,000

注12. 資本剰余金

資本剰余金は3,438,135ユーロである。

注13. 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも5%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2018年12月31日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

注14. その他の準備金

純富裕税法(VStG第8条)の第8項に基づき、当社の純富裕税債務を低減するために特別純富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した純富裕税額の5倍に相当する。この特別純富裕税準備金は、純富裕税債務の減額を利用するため、5年間は分配を行うことができない。

注15. 買掛金

買掛金は、以下から構成されている。

項目	2019年6月 (無監査) (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
未払販売報酬	67,467,118	58,505,176
合計	67,467,118	58,505,176

買掛金は全額、1年以内に支払期限が到来する。

注16. 関連企業に対する未払金

2019年6月30日現在、関連企業に対する未払金は、主としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の2,053,760ユーロの純額の会社間残高により構成されており、提供されたグループサービスに対する純未払金を表している。当社とアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の資産および負債の項目間での相殺に対応する総額は、未収金残高合計338,783,401ユーロおよび未払金残高合計340,837,161ユーロ（2018年：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの4,322,041ユーロ）および関連企業に対するその他の会社間未払金残高により構成されている。

注17. その他の債務

その他の債務は、主として納税引当金で構成されている。

	所得税 (ユーロ)	地方法人税 (ユーロ)	純富裕税 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
納税引当金一期首残高	10,860,834	3,829,461	32,100	14,722,395
期中変動				
経常活動にかかる税金費用	1,880,768	728,391	21,000	2,630,159
支払額	(13,054,624)	(4,008,272)	32,100	(17,030,796)
納税引当金一期末残高	(313,022)	549,580	85,200	321,758

注18. 純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2019年6月 (無監査) (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理報酬	354,481,292	673,998,614
名義書換代行報酬	12,030,907	24,062,519
管理会社報酬	19,892,095	36,755,258
実績報酬	4,390,034	17,133,230
移転価格収益	7,823,130	11,183,093
合計	398,617,458	763,132,714

純売上高は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）に100%還付される管理報酬および運用報酬、ABLPに60%還付される管理会社報酬、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグが100%保持する名義書換代行報酬およびABLPによるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグの販売戦略ビジネス・ユニット（SBU）の損益純額の払戻しについての移転価格収益により構成されている。

注19. その他の営業収益

2019年6月30日現在、当該金額は、主としてSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して8%の利益で構成されている。（2019年：52,170ユーロおよび2018年：148,627ユーロ）

注20. その他の投資および貸付金からの収益

この収益には、証券の売却に係る実現利益および利息収益が含まれる。

注21. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2019年6月 (無監査) (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理報酬	233,863,800	447,130,499
販売報酬	127,756,163	236,030,184
管理会社報酬	11,952,506	22,053,154
実績報酬	4,390,034	17,133,230
合計	377,962,503	722,347,067

管理報酬の還付可能総額は、354,481,292ユーロであった。

注22. スタッフ

当社は、2019年6月に平均46名の正社員を雇用していた（2018年：44名）。

以下の内訳である。

項目	2019年 平均	2018年 平均
経営陣	2	2
従業員	44	42
合計	46	44

注23. 管理・経営・監督機関のメンバーに付与される報酬、前受金およびローン、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

給与および賃金の他に、監督機関のメンバーに支払われた2,800ユーロ（2018年：9,800ユーロ）の手数料は、その他の営業費用として開示されている。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

注24. その他の営業費用

その他の営業費用には、2,361,073ユーロ（2018年：4,845,031ユーロ）の株主サービス費用と510,672ユーロ（2018年：1,022,407ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額、賃借料および還付不能のVATに関連する。

注25. 監査人報酬

当社が監査法人に支払う報酬として費用および未払計上した金額の合計は、以下のとおりである。

項目	2019年6月 (無監査) (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
監査報酬	53,640	105,713
税金関連費用	5,395	3,500
合計	59,035	109,213

注26. その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

注27. 所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各ポートフォリオのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（i）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ii）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

（a）定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、定款規則に基づく臨時株主総会の決議が必要である。

（b）営業譲渡または営業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（c）出資の状況

該当なし。

（d）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

(AllianceBernstein L.P.)（「投資顧問会社」）

① 資本の額

2019年9月末日現在、A Bの株主に帰属するパートナー持分資本は3,865,491千米ドル（約4,235億円）であり、総資本は3,865,491千米ドル（約4,235億円）である。

② 事業の内容

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、世界有数の投資運用会社で、2019年9月末日現在、総額約5,924億米ドル（約64.9兆円）の資産を運用している。A Bは、ニューヨークにその本部を置き、世界25か国51都市に拠点を有する。2019年9月末日現在、投資顧問会社は、デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップで、そのリミテッド・パートナーシップ持分の約35.4%を保有するアライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーの持分は、ニューヨーク証券取引所において取引されている。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションはアクサ・エクイタブル・ホールディングス・インクの間接全額出資子会社である。2019年9月末日現在、フランスの会社であるアクサ・エス・アーが、アクサ・エクイタブル・ホールディングス・インクの発行済株式の約39.1%を保有している。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

① 資本の額

2019年12月末日現在、1,209万米ドル（約13億2,458万円）

② 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年2月9日ルクセンブルグの法律に基づき設立期間無制限で設立され、ルクセンブルグ籍の投資信託の保管・支払業務を含むあらゆる種類の銀行業務を行う許可を得ている。

(3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

① 資本金の額

2019年12月末日現在、100億円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

(AllianceBernstein L.P.)（「投資顧問会社」）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

ファンドの保管受託銀行および支払代行業務、管理事務代行業務（純資産価格の計算を含む。）、記帳業務ならびに管理会社との保管契約および管理契約に基づくその他の業務を行う。

保管受託銀行の職務

ファンドの資産の保管は保管受託銀行に委託される。保管可能な金融商品は、保管受託銀行により直接保管されるか、適用法令規則で認められる範囲内で、原則的に保管受託銀行と同じ保証を提供する第三者の各保管機関／副保管機関（ルクセンブルグの保管機関の場合には金融業に関する1993年4月5日法の意味における金融機関、ルクセンブルグ国外の保管機関の場合にはEU法で規定される健全性規制・監督と同等の規制・監督に服している金融機関でなければならない。）を通じて保管される。保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローが適正に監視されていること、および、特に、申込代金が受領されていること、ならびにファンドのすべての現金が（i）ファンド、（ii）ファンドを代理する管理会社または（iii）ファンドを代理する保管受託銀行の名義の現金口座に記帳されていることを確保するものとする。

加えて、保管受託銀行は以下を確保しなければならない。

- －ファンド証券の販売、発行、買戻しおよび消却がルクセンブルグ法および約款に従って遂行されること。
- －ファンド証券の評価額がルクセンブルグ法および約款に従い計算されること。
- －ルクセンブルグ法または約款に抵触しない限り、ファンドおよびファンドのために行為する管理会社の指示を遂行すること。
- －ファンドの資産に係る取引において、対価が通常の制限時間内にファンドに送金されること。
- －ファンドの収益がルクセンブルグ法および約款に従って充当されること。

保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に対し、定期的に、ファンドのすべての資産の完全な在庫一覧を提供する。

職務の委託

2010年法第34(2)条および保管契約の規定に基づき、保管受託銀行は、一定の条件に従い、またその職務のより効率的な遂行のため、2010年法第34(3)条に定めるファンドの資産に対するその保管業務の一部もしくは全部を保管受託銀行が随時任命する一もしくは複数の受任者（以下「コルレス先金融機関」という。）に委託することができる。委託する義務には、資産の保管、保管不能の性質を有する資産の場合には当該資産の所有権の確認および当該資産の記録維持が含まれるが、これらに限定されるものではない。

コルレス先金融機関に関しては、保管受託銀行は、各市場において最も高い品質の第三者プロバイダーを選定するために設計されたプロセスを整備している。各コルレス先金融機関が要求される専門性および適性を有し、それを維持することを確保するために、保管受託銀行は、各コルレス先金融機関の選定および任命の際には正当な注意・調査義務を行使しなければならない。また保管受託銀行は、コルレス先金融機関が適用ある法令規則の要件を充足しているか否かについて定期的に評価を行い、コルレス先金融機関の義務が継続して適切に履行されることを確保するために、各コルレス先金融機関に対する継続的な監督を行うものとする。保管受託銀行が任命したコルレス先金融機関の報酬は、ファンドによって支払われる。

保管受託銀行の責任は、その保管するファンドの資産の全部または一部を当該コルレス先金融機関に委託しているという事実により影響を受けないものとする。

保管する金融商品の損失の場合、保管受託銀行は、ファンドに対し、不当な遅滞なく、同一の種類の金融商品またはそれに対応する金額を返還しなければならない。ただし、当該損失が保管受託銀行の合理的管理を超える外的事象の結果として発生し、かかる帰結を回避するためにあらゆる合理的な努力にもかかわらず回避できなかったであろう場合はこの限りではない。

利益相反

保管受託銀行は、その機能を遂行するに当たり、ファンドおよびファンドの受益者の利益のためにのみ、誠実および公平に、かつ専門家として独立した立場から行為するものとする。

保管受託銀行は、保管受託銀行に適用ある法令規則の遵守を要求する包括的で詳細な会社方針および手続きを維持する。

保管受託銀行は、利益相反の管理を統制する方針および手続きを整備している。これらの方針および手続きは、ファンドに対する業務の提供の中で発生し得る利益相反に対処するものである。

保管受託銀行の方針は、社内または社外の当事者が関与するすべての重要な利益相反が、速やかに開示され、上級管理職に提示され、登録され、緩和され、および／または適切に防止されることを要求している。利益相反が回避できない場合、保管受託銀行は、（i）ファンドおよび受益者への利益相反の開示および（ii）当該利益相反の管理および監視を適切に行うためのあらゆる合理的な措置を講じるために、実効性のある組織上および管理上の体制を維持し、運営するものとする。

保管受託銀行は、従業員が利益相反方針および手続きについての説明、それに関するトレーニングおよびアドバイスを受けていること、また利益相反問題を防止するために義務および責任の適切な分離が行われていることを確保する。

利益相反方針および手続きの遵守は、保管受託銀行のジェネラル・パートナーである取締役会および保管受託銀行の授權された経営陣ならびに保管受託銀行のコンプライアンス、社内監査およびリスク管理の機能によって監督および監視される。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を特定および緩和するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。これには、保管受託銀行の事業の規模、複雑さおよび性質に対して適切な保管受託銀行の利益相反方針を実施することが含まれる。この方針は、利益相反を生じさせる、または生じさせる可能性のある状況を特定するものであり、利益相反の管理のために従うべき手続きおよび講じるべき措置を含むものとする。利益相反の登録簿が保管受託銀行によって維持および監視される。

上記にかかわらず、保管受託銀行および／またはその関連会社がファンド、管理会社および／またはその他当事者に対してその他の業務を提供する際に随時潜在的な利益相反が発生する場合がある。保管受託銀行の関連会社は、保管受託銀行の第三者受任者として任命される可能性がある。保管受託銀行およびその関連会社との間で特定された利益相反には、主に、不正（悪評回避のために不正行為が監督官庁に報告されない。）、法的手段リスク（保管受託銀行に対して法的措置を取ることを控えたり回避する。）、不公平な選定（保管受託銀行が質と価格に基づかない選択を行う。）、倒産リスク（資産分離レベルや保管受託銀行の倒産に関する注意度が低い。）または単一グループエクスポージャーリスク（グループ内投資）が含まれる。

保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）は、その事業の過程において、ファンドおよび／または他のファンド（保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）がそのために行う。）との間で利益相反が生じるか潜在的利益相反がある場合がある。例えば、保管受託銀行および／またはその関連会社は、その他のファンドの保管受託銀行、保管会社および／または管理事務代行会社として行為することがある。

また保管受託銀行は、保管受託銀行と管理会社との間の約款の規定に基づき、管理事務代行会社として行為する。保管受託銀行は、保管業務と管理事務代行業務の間に適切な業務分離（エスカレーションプロセスおよびガバナンスを含む。）を行っている。加えて、保管機能は、階層上および機能上、管理事務代行業務部門から分離されている。

コルレス先金融機関が、保管業務の受任関係と並行して、保管受託銀行との間に別の商業上および／または事業上の関係に入るかまたはかかる関係を有している状況において、利益相反の潜在的リスクが生じる可能性がある。その業務の遂行において、保管受託銀行とコルレス先金融機関の間で利益相反が生じる可能性がある。コルレス先金融機関が保管受託銀行と同じグループに属している場合、保管受託

銀行は、当該関係から生じる潜在的利益相反（もしあれば）を特定し、かかる利益相反を緩和するためあらゆる合理的な措置を講じることを引受ける。

保管受託銀行は、コルレス先金融機関への委託の結果として生じる特定の利益相反はないと予想している。かかる利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に当該利益相反を通知するものとする。

保管受託銀行に係るその他の潜在的利益相反が存在する範囲で、当該利益相反は、保管受託銀行の方針および手続きに従って特定され、緩和され、対処されている。

利益相反または潜在的利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドに対する義務を考慮し、ファンドとその他のファンド（そのために保管受託銀行が行為する。）を公平に扱うものとし、実務上可能な限り、すべての取引が、事前に定義された客観的基準に基づきかつファンドおよびファンドの受益者の唯一の利益に合致する条件で実行されるようにする。

情報

委託される保管機能についての情報およびコルレス先金融機関のリストは、<https://www.bbh.com/en-us/investor-services/custody-and-fund-services/depository-and-trustee>にアクセスすることにより入手できる。当該リストは随時更新される場合があり、書面で請求することにより保管受託銀行から入手できる。

保管受託銀行の義務、起り得る利益相反ならびに保管受託銀行により委託された保管機能および当該委託から生じ得る利益相反の記載に関する最新の情報は、書面での請求により保管受託銀行から無料で入手できる。

(3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員業務および日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

管理会社の株式の79.75%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドが所有しており、20.25%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドが所有している。

第3【投資信託制度の概要】

（2019年5月付）

I. 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け	
パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド
パートIファンド	（特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け	
パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS V指令または指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU

UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則またはEU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS 管理会社または第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパートIIファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS I指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS I指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC（以下「UCITS III指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS IV指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、(i) 完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、(ii) AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDひいては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートIIファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートIIファンドが(i)登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ(ii)その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートIIファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度）の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644が発行された。

CSSF告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パートIに服さないファンドの預託機関およびその支店（該当する場合）に適用される組織的な取決めにに関するCSSF告示18/697により改正された。さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パートI	UCITS（以下「パートI」という。）
パートII	その他のUCI（以下「パートII」という。）
パートIII	外国のUCI
パートIV	管理会社
パートV	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パートI	専門投資信託に適用される一般規定
パートII	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人（investment companies）
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パートIファンドおよびパートIIファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパートIIファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改訂済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買い戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買い戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

－ FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

－ 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。

－ 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。

－ 約款には以下の事項が記載される。

- (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
- (c) 分配方針
- (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注） 緊急を要する場合、すなわち、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受

託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートIFCPおよび個人向けパートII FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa)FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 - ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

— 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

— パートII SICAVは、株式資本を維持しなければならなく、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。

— SIFについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

— 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。

— 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。

- － 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- － UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- － UCITSおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。）。
- － 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- － SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

- A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パートI SICAVおよび個人向けパートII SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。

- － SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。

- － 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。

- － SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- － SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa)SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託

銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
 - ii) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたSICAVの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAVの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するSICAVに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) SICAVが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAVに返還しなければならない。保管受託銀行

は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAVを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パートIIファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。

- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規

則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券／受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定してい

る。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。い

かなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、

当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
- 告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければなら

ない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造（B）の設定可能性だけでなくUCITS（A）の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
 - 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集散的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1 (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - － (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するように、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めにに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高

額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i)投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii)取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

— ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。

— EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014 に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、(i)PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii)PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

－ 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）

－ 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4

－ ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5（改正済）

－ 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509

－ 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540

－ 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644

－ SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）

－ ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他

の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管

理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a)ないしg)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- （UCIが任意清算される場合）清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合

- e) 下記(4) b)を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしp)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合

- h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めに遵守しなかった場合
 - j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
 - o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
 - q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125-1条第(5)項第b)号に違反した場合

- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125-1条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うSICAVが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAVが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b) 項に違反した場合
 - h) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf)の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
 - c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続

- b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) UCITS IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
 - e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに
関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125-1条および第125-2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社—第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

- (注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

- (注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレ

バレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート I I ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされたとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および／または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートIIファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS

- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i)パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii)ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i)AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii)2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章という管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章という管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章という管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID/PRIIP KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）

監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

前記II.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 総則および範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309（以下に詳述する。）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

- (1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。
 - (1)の制限は、以下の証券に適用されない。
 - (i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券
 - (ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI
- (2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。
- (3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行し、したがって、前記IV.4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

UCITS およびパートIIファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めに記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパートIIに服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、上記V.1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのSICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのRAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「RAIF」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF（またはSICAR）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始する

ことができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。

SIFおよびSICAR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならない、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

2.5 規制を受けないビークル

AIFとしての資格を有するルクセンブルグの投資ビークルは、規制を受けないAIFとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年2月28日提出	有価証券報告書（第9期）（みなし有価証券届出書）
2019年5月31日提出	半期報告書（第10期中）（みなし有価証券届出書の訂正届出書）

第5【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙等に、管理会社、投資顧問会社、販売会社のロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書には以下の文章および事項を記載することがある。
 - (イ) ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
 - (ロ) この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
 - (ハ) ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされておりますのでご注意ください。
 - (ニ) ファンドは預貯金と異なります。
 - (ホ) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (3) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (5) 請求目論見書には以下の文章および事項を記載することがある。
 - (イ) 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされておりますので、ご注意ください。
 - (ロ) ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されている商品ではありません。
 - (ハ) 投資信託は預貯金とは異なります。
- (6) 外国投資信託受益証券の様式
ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 1. 表 面
 - a. ファンドの名称
 - b. 表 示 口 数
 - c. 管理会社および保管受託銀行の署名
 - d. 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
 - e. 約款のRESAへの掲載に関する情報
 2. 裏 面
記載なし

ただし、原則として、管理会社は券面を発行しない。ファンドの発行済受益証券は、受益者名簿に登録される。

【別 紙 A】

定 義

「A Bファンド」	「A B」のサービス・マークの下で販売され、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよび／またはその傘下の関連会社がスポンサーとなっている投資信託（当ファンドを含む。）および投資法人をいう。
「A Bファンド口座」	各受益者／株主のために管理会社または名義書換代理人が設定する名目上の口座で、受益者／株主が所有するA Bファンドの全受益証券／株式が含まれる。
「管理契約」	管理会社と管理事務代行会社との間の契約をいう。
「管理事務代行会社」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「ADR」	米国預託証券をいう。
「A B」	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社をいう。
「ファンド営業日」	ニューヨーク証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいう。
「基準通貨」	会計記録が維持されるファンドの基準通貨、すなわちアメリカ合衆国ドルをいう。
「保管受託銀行」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「保管契約」	管理会社および保管受託銀行との間の契約をいう。
「ディーラー」	文脈により、海外における販売会社と契約を締結しているブローカー・ディーラー、銀行、登録投資顧問会社、独立金融アドバイザーおよびその他の金融仲介会社をいう。
「海外における販売会社」	管理会社の一部門である、アライアンス・バーンスタイン・インベストメンツをいう。
「EDR」	ヨーロッパ預託証券をいう。

「適格国」	EU加盟国、経済開発協力機構（OECD）加盟国および各ポートフォリオの投資目的に鑑み管理会社の取締役会が適切と判断したその他の国をいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「トラスト」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された契約型投資信託であるアライアンス・バーンスタイン（英文名称：AB FCP I）をいう。
「GDR」	グローバル預託証券をいう。
「利害関係者」	投資顧問会社またはその関係会社（管理会社を含む。）をいう。
「投資顧問契約」	管理会社と投資顧問会社との間のファンドに関する契約をいう。
「投資顧問会社」	デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをいう。
「IRC」	1986年米国内国歳入法（改正済）をいう。
「IRS」	米国内国歳入庁をいう。
「IRS0」	国際的な公認統計格付機関をいう。
「2010年法」	ルクセンブルグの2010年12月17日付投資信託／投資法人に関する法律（改正済）をいう。
「2013年法」	ルクセンブルグの2013年7月13日付オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）をいう。
「管理会社」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された有限責任会社であるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルをいう。
「約款」	トラストの最新版の約款をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「純資産」「純資産総額」	ファンドの総資産からファンドの負債総額を差し引いた額をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。

「取引通貨」	ファンド証券の申込みが可能な通貨をいう。
「カットオフ時間」	各ファンド営業日において買付注文または買戻請求または転換請求の受付を締め切る時間。ファンドのクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル）とも、各ファンド営業日の中央ヨーロッパ時間午後6時をいう。
「OTC」	店頭販売をいう。
「ファンド」	トラストのポートフォリオの一つである、アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（愛称：日興ABアジア・バリューファンド）をいう。
「ポートフォリオ」	ファンドを含む、トラストの一または複数のポートフォリオをいう。
「英文目論見書」	日本以外で使用される、ルクセンブルグ法に基づくトラストのその時々における最新の英語版目論見書をいう。
「規制された市場」	金融商品の市場に関する欧州議会および欧州委員会の2014年5月15日付指令2014/65/EUの第4条第21項の定義に該当する市場ならびに適格国のその他の市場（ただし、規制され、定期的に取りが行われ、公認かつ公開のものとする。）
「RESA」	Recueil életronique des sociétés et associations
「S&P」	S & Pグローバル・インクの一部門であるS & Pグローバル・レーティングをいう。
「SFT規則」	証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No.2015/2365ならびに規則（EU）No.648/2012改正規則をいう。
「受益者」	トラストのファンドに関する受益者名簿に登録されているファンド証券の所有者をいう。 （注）販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の実質受益者は、ファンドの受益者名簿上の受益者ではない。
「ファンド証券」 「受益証券」	文脈により、ファンドの全クラスの受益証券またはファンドの該当クラスの受益証券をいう。
「総資産」 「資産総額」	文脈によりファンドの純資産総額をいう場合がある。
「取引日」	ファンド証券の取引（販売、買戻しまたは転換）が受諾された旨、トラストの受益者名簿に記録されるファンド営業日をいう。

「名義書換代理人」	トラストの登録・名義書換代理人である、管理会社または管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズをいう。
「UCI」	投資信託／投資法人をいう。
「UCITS」	譲渡性のある有価証券に投資する投資信託／投資法人としての資格を有するオープン・エンド型の投資信託／投資法人をいう。
「UCITS指令」	UCITSにかかる法律、規制および行政規定に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会の指令2009/65/EC（改正済）をいう。
「米国／アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国またはその領土もしくは属領もしくはその管轄に属する地域（プエルト・リコ連邦を含む。）をいう。
「米国人」	（1）1933年米国証券法（改正済）の下で公布されたレギュレーションSに基づく米国人である個人または事業体をいう。 （2）個人について言う場合、その時々効力のある米国所得税法の意味における米国市民または「居住者外国人」をいう。 （3）個人以外について言う場合、（A）米国において、または米国もしくはその州の法律に準拠して設立されもしくは組織された法人またはパートナーシップ、（B）（i）米国の裁判所がその管理に対して主たる監督権を行使することができ、かつ、（ii）一もしくは複数の米国人がそのすべての実質的決定を支配する権限を有する信託、ならびに（C）すべての源泉からの全世界的収益について米国の税金が課される財産
「評価基準時点」	各取引日についての1口当たり純資産価格が計算される時点、すなわち、各ファンド営業日における米国東部時間午後4時をいう。

【別紙B】**金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報**

以下の規定は、金融デリバティブ商品に投資し、ならびに／または下記の金融手法および金融商品取引を実行するトラストの各ファンドにそれぞれ適用される。

金融デリバティブ商品**一般**

投資方針に定めのある場合には、ファンドは、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」および「(5) 投資制限」の該当箇所に規定される制限の範囲内で、金融デリバティブ商品に投資することができる。

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的、およびその投資方針で認められている場合は投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができる。いかなる場合においても、かかる金融デリバティブ商品の利用がファンドをその投資方針または投資目的から逸脱させることがないようにするものとする。

ファンドが適格指数を原資産とする金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5) 投資制限」に規定される集中限度および投資制限の適用を判断するにあたって考慮されない。

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が原資産の構成について裁量権を有することのできる金融デリバティブ商品の取引を行ってはならない。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品に金融デリバティブ商品が組み込まれている場合、かかる金融デリバティブ商品は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」および「(5) 投資制限」に規定される制限を遵守するにあたり考慮しなければならない。

ファンドは、金融デリバティブ商品の取引を行う場合は常に、当該金融デリバティブ商品から生じる当該ファンドの債務をいつでもカバーするのに十分な流動資産を保有していることを確保するものとする。

店頭デリバティブ取引

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属する金融機関または投資会社に該当する機関である場合は、店頭デリバティブ取引を行うことができる。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

取引相手方の詳細情報は、トラストの年次報告書で開示される。

最後に、店頭金融デリバティブ商品および効率的なポートフォリオ運用手法を通じて発生する単一の取引相手方に対するリスク相当額は、当該取引相手方が2010年法第41（1）（f）条に記載される金融機関である場合にはファンドの資産の10%、それ以外の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

トータル・リターン・スワップその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品

トータル・リターン・スワップとは、一方当事者（トータル・リターン支払者）が参照債務の経済的成果の総額を他方当事者（トータル・リターン受領者）に移転する契約をいう。経済的成果の総額には、インカム・ゲインおよび手数料収入、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスならびに信用損失が含まれる。かかる取引の取引相手方は、共同体法に規定される慎重な監督規則と同等であるとCSSFが判断する慎重な監督規則に服する。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは、ファンデッド・スワップおよび／またはアンファンデッド・スワップの形態をとる場合がある。トータル・リターン・スワップは、原則として、アンファンデッド・スワップである。ただし、投資顧問会社は、ファンデッド・スワップを締結する権利を留保する。アンファンデッ

ド・スワップとは、トータル・リターン受領者が取引開始時にアップフロントの支払いを行わないスワップをいう。ファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が参照資産のトータル・リターンと引き換えにアップフロント金額を支払うスワップをいい、従って、アップフロントの支払いを行う必要があることからコストが高くなる可能性がある。

特定のファンドがトータル・リターン・スワップおよび／またはその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の取引を行う場合、かかるTRSを通じてエクスポージャーを獲得する原資産の種類は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」に記載の投資方針に従わなければならない。

特定のファンドがTRSの取引を行う場合、TRSの対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」にて開示されている。

TRSから発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分され、投資顧問会社および管理会社はいずれも、当該収益から報酬を受け取らない。

グローバル・エクスポージャー

2010年法第42(3)条の規定に従い、ファンドは、「デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーがポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。当該エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場変動およびポジションの清算に利用可能な時間を考慮した上で算出される。」

管理会社は、金融デリバティブ商品に関する各ファンドのグローバル・エクスポージャーが当該ファンドの純資産総額を超えないことを確保するものとする。従って、当該ファンド全体のリスク相当額は、その純資産総額の200%を超えないものとする。かかる全体的なリスク制限は、一時的な借入れにより10%増加させることがある。

ファンドの金融デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーは、「バリュー・アット・リスク」アプローチまたは「コミットメント」アプローチのいずれかにより算出することができる。

「バリュー・アット・リスク」アプローチ

「バリュー・アット・リスク（VaR）」アプローチとは、通常の市況下で特定の期間に任意の信頼水準で生じる可能性のある最大予想損失額に基づきグローバル・エクスポージャーを測定するアプローチをいう。

VaR報告書が作成され、以下の基準に基づき、日次ベースで監視される。

- － 保有期間1か月
- － 信頼水準99%
- － 必要に応じてストレステストも適用

VaRは、絶対ベースで表す（以下「絶対的VaR」という。）か、またはファンドのVaRと当該ファンドのベンチマークのVaRとの比較による相対ベースで表す（以下「相対的VaR」という。）ことができる。

絶対的VaR — 絶対的VaR手法は、一般に、特定可能な参照ファンドまたはベンチマークがない場合に用いられる。絶対的VaRアプローチにおける限度額は、ファンドの純資産総額に対する割合として設定される。絶対的VaR手法を用いたファンドの限度額は、ファンドの純資産総額の20%に設定される。

相対的VaR — 相対的VaR手法は、ファンドについて、当該ファンドの投資戦略を反映するベンチマークが特定可能かつ利用可能な場合に用いられる。相対的VaR手法における限度額は、ベンチマークまたは参照ファンドのVaRに対する割合として設定される。相対的VaR手法を用いたファンドの最大VaR限度額は、当該ファンドのベンチマーク（本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」の該当箇所で開示される。）の200%に設定される。

コミットメント・アプローチ

コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品をその原資産における同等のポジションに転換するものであり、原証券ポジションの市場価値を、当該原資産ポジションに関連する他のコミットメントで相殺可能なネットティングおよびヘッジすることにより行われる。コミットメント・アプローチにおいて、金融デリバティブ商品のみに関連するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額の100%を超えてはならない。

ファンドの効率的な運用手法

2010年法およびCSSFにより随時発行される告示（特に、監督機関およびUCITS管理会社向けESMAガイドライン（ESMA/2014/937） - ETFおよびその他UCITSの発行に関するガイドライン（以下、「ESMAガイドライン」という。）を置き換えるCSSF告示14/592）に規定された条件に従い、かつそれらに規定される範囲内で、ファンドは、証券貸付および現先売買契約取引など譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、ファンドの効率的な運用を目的とする場合に限り利用される。ファンドは、いかなる状況でも、その運用によって本書に規定されるその投資目的から逸脱するものではなく、また、多大な追加リスクを伴わない。

ファンドの効率的な運用手法から生じる収益（直接的および間接的な運用費および手数料の控除後）はすべて、ファンドに返還される。かかる費用および手数料は隠れた収益に含まれない。

トラストの年次報告書には、（i）全報告期間において効率的なポートフォリオ運用手法から発生する収益、ならびに（ii）この点において各ファンドが負担する直接的および間接的な運営費用および報酬と、かかる費用および報酬の支払先である事業体の詳細情報のほか、当該事業体が預託機関、投資顧問会社または管理会社との間で有する提携関係（該当する場合）の詳細が記載されるものとする。

管理会社は、常に償還請求に応じることができる水準に当該取引量を維持する。

証券貸借取引 ファンドは、他の当事者を借り手として有価証券を貸し付け、当該借り手が合意された期間の末日に同等の有価証券を返還する契約上の義務を負う有価証券貸借取引を行うことができる。有価証券の貸借期間中、借り手は、当該ファンドに対し、（i）借入手数料および（ii）当該有価証券から発生する収益を支払う。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、証券貸借取引を実行することができる：

（i）ファンドは借主に対して、直接的にまたは認可決済機関により構築された標準システムもしくは金融機関により構築された貸付システムを通じて、CSSFが共同体法により規定されかつこのタイプの取引に特化する規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従い、証券の貸付を行うことができる。

（ii）証券貸借契約の相手方当事者は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。有価証券貸借取引の取引相手方は、OECD加盟国に本拠を置き、貸借代理人の信用審査に従い貸借代理人により選定されたものでなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

（iii）証券貸借取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた単一の取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（1）（f）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10%を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

管理会社は、有価証券貸付プログラムに参加している各ファンドにつき、少なくとも貸付証券の価額の105%相当の担保物を受領するものとする。

ファンドは、（i）貸し付けられた証券の返還をいつでも請求する権利または証券貸借取引をいつでも終了する権利を有すること、また（ii）かかる取引がファンドの投資方針に従うファンドの資産の運用を妨げないことを条件とする場合に限り、証券貸借取引を行うことができる。

特定のファンドが有価証券貸付取引を行う場合、有価証券貸付取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」の該当箇所で開示される。

トラストを代理する管理会社は、有価証券貸付取引を実行するため（特に、管理会社の事前承認を条件とする取引相手方の選定および担保物の運用に関し）マサチューセッツ州ボストンに事務所を有するニューヨーク州のリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「貸借代理人」という。）を任命している。ファンドが有価証券貸借取引を行う場合、当該ファンドは、発生する関連収益の80%を受領する。残りの20%は、貸借代理人に対し、そのサービスおよび保証の提供に対する対価として配分される。有

価証券貸付取引による収益の分配によりファンドの運営コストが増加することはないので、貸借代理人に配分される金額は、継続手数料から控除されている。

現先売買契約および逆現先売買契約 投資方針で認められている場合には、ファンドは、逆現先売買契約または現先売買契約を締結することができる。現先売買契約は、ファンドが取引相手方に有価証券を売却し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方から買い戻すことを約束する取引である。逆現先売買契約は、ファンドが取引相手方から有価証券を購入し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方に再度売却することを約束する取引である。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、現先売買契約および逆現先売買契約を締結することができる。

（i）当該契約の相手方は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

（ii）買戻しオプションによってまたは逆現先売買契約取引を通じて購入された証券は、関連するCSSF告示およびファンドの投資方針に準拠しなければならないものとし、また、ファンドが保有する他の証券と共に、ファンドの投資制限に従わなければならない。

（iii）当該取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（1）（f）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10%を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

ファンドは、（i）いつでもすべての証券を回収することができるかまたは取引を終了することができることを条件として現先売買契約を、また（ii）いつでも現金全額を回収できることまたは発生主義ベースもしくは時価評価ベースで契約を終了することができる（現金がいずれかの時点で時価評価ベースで回収可能である場合、逆現先売買契約の時価評価額が純資産価格の算定のために利用されることが了解されている。）ことを条件とする場合に限り、逆現先売買契約を締結することができる。

7日以内の短期現先売買取引および逆現先売買取引は、資産がいつでもファンドによって回収されうることを条件とする仕組みとみなされる。

現先売買契約および逆現先売買契約から発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分される。

ファンドが現先売買契約および／または逆現先売買契約を締結する場合、当該取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」にて開示されている。

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して受領する担保の管理

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法から生じる取引の相手方のリスクは、ESMAガイドラインに従い、2010年法第43条において言及される取引相手方リスクの上限を算定する場合に統合されるべきである。

店頭デリバティブ取引またはファンドの効率的な運用手法に関してファンドが受領する資産はすべて、担保とみなされ、下記に定められるすべての基準を満たさなければならない。

ファンドが店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法を実行する場合、かかるファンドの取引相手方リスクを減じるために用いられるすべての担保は、常に、以下の基準を満たさなければならない：

a) **流動性**—現金以外で受領した担保について、事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを確保するために、その流動性は極めて高く、規制市場または透明性の高い値付を行う多国間取引ファシリティで取引されなければならない。また、受領した担保は、2010年法第43条の規定に従わなければならない。

b) **評価**—受領した担保は、少なくとも毎日評価されるべきであり、また、適当に保守的な超過担保が準備されない限り、高い価格変動性を示す資産は、担保として受領してはならない。

c) **発行体の信用の質**—受領した担保の質は高くななければならない。

d) **相関関係**—ファンドが受領した担保は、取引の相手方から独立する事業体により発行されるべきであり、かかる取引の相手方の業績と高度に相関することは予想されていない。

e) 担保の分散（資産集中）－受領した担保は、国、市場および発行体の点で、十分に分散されなければならない。ESMAガイドラインに従って、ファンドがファンドの効率的な運用および店頭デリバティブ取引の相手方から、ある発行体のリスク上限を純資産価格の20%として担保のバスケットを受領した場合、発行体の集中に関する十分な分散基準が尊重されるものとみなされる。また、ファンドが他の取引の相手方にさらされる場合、担保の他のバスケットが、単一発行体のリスク上限20%を算定するために合計される。

上記の規定にかかわらず、ファンドは、少なくとも1つの主要な公認格付機関によってA-1+以上の短期信用格付を有するソブリン発行体またはその他政府機関発行体によって発行または保証された譲渡性のある有価証券および金融市場商品をもって担保の100%を構成することができるが、その場合、ファンドは少なくとも6銘柄の証券を受領しなければならない。また各銘柄の証券は、ファンドの総資産の30%を超えてはならない。

f) 担保管理に関連するリスク－オペレーショナル・リスクおよび法務リスク等担保管理に関連するリスクは、リスク管理プロセスによって、特定され、管理されかつ軽減されるべきである。

g) 担保物に係る権原の譲渡－権原の譲渡が行われる場合、受領した担保は、ファンドの預託機関により保有されるべきである。他のタイプの担保取引に関して、担保は、良識的な監督下にある、かつ担保提供者と無関係の第三者保管者によって保有される。

h) 受領した担保は、取引の相手方に関係なくまたは取引の相手方の承認を得ることなく、いつでもファンドによって完全に執行可能であるべきである。

i) 受領した現金以外の担保について、売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。

j) 受領した現金担保は、以下のとおりとする。

- ・ 2010年法第41（f）条に規定される事業体に預託される。
- ・ 質の高い国債に投資される。
- ・ リバースレポ取引の目的で利用される。ただし、当該取引が良識的な監督下にある信用機関と行われ、ファンドがいつでも発生主義で現金全額を回収できる場合に限られる。また、
- ・ 欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10-049に定められる短期金融商品に投資される。

上記の条件を遵守している限りにおいて、担保物は、(i) 現金、(ii) 社債および／または (iii) 債券（詳細は下記の表に記載）で構成することができる。

管理会社は、証券貸借事業に関与する各ファンドに関して、貸付証券価格の105%以上の担保を受領する。相対店頭金融デリバティブ商品に関して、当該商品は、毎日の時価で評価されなければならない。かかる評価の結果、取引の相手方は、最低譲渡額を条件として、その債務の時価が値上がりした場合には追加の担保を提供するか、または値下がりした場合には担保を解除しなければならない。

再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される分散要件に従い、分散されなければならない。英文目論見書の日付において、トラストは、現金担保の再投資を行っていない。トラストが今後特定のファンドの現金担保を再投資することを決めた場合、再投資方針は、英文目論見書の次期改訂版に記載される。

ファンドがその資産の30%以上に関して担保を受領した場合、管理会社は、管理会社が担保に付着するファンドの流動性リスクを評価することができるよう通常のストレステストが正常なおよび例外的な流動性状況において確実に行われるよう適切なストレステスト方針を定める。

最後に、管理会社は、店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して、担保として受領した各クラスの資産に合わせられた超過担保方針を適用している。超過担保は、資産の保有に伴う知覚リスクを反映するため、担保として受領した資産の時価から控除した割合である。超過担保方針は、担保として受領した関連する証券の特徴（当該証券の満期および発行体の信用格付、証券の歴史的な値動きならびにESMAガイドラインに規定される規則に従って随時行われるストレステストの結果等）を考慮する。

下記の店頭デリバティブ取引における担保物に対するヘアカットは、管理会社が取引相手方と交渉を開始する際に利用するものである。原則として、それぞれのデリバティブ取引文書で定められる取引相手方との最終的な取決めは、これらのヘアカットの範囲に準拠するものとする（管理会社は、かかる方針をいつでも変更する権利を留保し、変更する場合は、実務上可能な限り速やかに英文目論見書を更新するものとする。）。

担保物	ヘアカット		
1. 現金	0 %から1 %まで		
2. 外部信用格付がA 格以上の短期金融商品	0 %から2 %まで		
3. 対象法域の中央、地域もしくは地方の当局もしくは中央銀行（および連邦国家の場合は連邦の構成体の一つ）、または一もしくは複数の対象法域が属する公的国際機関により発行または保証される債券	残存満期		
	1 年から5 年まで	5 年から10 年まで	10 年超
	2 %から5 %まで	2 %から10 %まで	3 %から25 %まで
4. 社債（米ドル建て）	信用格付		
	AA 格またはAA 格相当以上	A 格またはA 格相当以上	BBB 格またはBBB 格相当以上
	6 %から10 %まで	10 %から15 %まで	20 %から25 %まで
5. 主要市場指数の株式銘柄部分	10 %から30 %まで		

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に係るリスクおよび利益相反の可能性

店頭デリバティブ取引、ファンドの効率的な運用手法および当該活動に関する担保管理には、一定のリスクが伴う。かかるタイプの取引に該当するリスクに関する詳細な情報について、投資者は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の「(1) リスク要因—金融商品リスク—デリバティブ・リスク」および「(3) 利益相反」の規定を参照すべきである。

独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2018年8月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記からなる本財務書類について監査を実施した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、2018年8月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の規定に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の規定の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報から構成されているが、財務書類およびそれに対する公認監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

本財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、独立監査人報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

K. ニコル
ルクセンブルグ、2018年11月30日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of AB FCP I

Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the “Fund”) and of each of its portfolios (the “Portfolios”), which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolio of investments as of August 31, 2018, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at August 31, 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the “Law of July 23, 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those law and standards are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company and of those charged with governance for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our independent auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

K. Nichol
Luxembourg, November 30, 2018

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2019年8月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記からなる本財務書類について監査を実施した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、2019年8月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の規定に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の規定の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報から構成されているが、財務書類およびそれに対する公認監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

本財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、「公認監査人」の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、我々が独立性に関する倫理要件を遵守している旨を表明し、かつ独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、関連する安全策について統治責任者に提出する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)

ケリー ニコル
ルクセンブルグ、2019年11月30日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of AB FCP I

Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the “Fund”) and of each of its portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolio of investments as at August 31, 2019, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its portfolios as at August 31, 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the “Law of July 23, 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of

“réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its portfolios to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol
Luxembourg, November 30, 2019

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
のパートナー各位

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「当社」という。）の2018年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運営実績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査

当社の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2018年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグについてC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って当社から独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

取締役会は、その他の情報に責任を負う。その他の情報は、経営報告書に記載される情報で構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれていない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグについてC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致し、かつ適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年3月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ジョン・ミシェル・デラノ

[次へ](#)

Audit report

To the Partners of

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the “Company”) as at 31 December 2018, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company’s annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2018;
 - the profit and loss account for the year then ended; and
 - the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Managers is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers and those charged with governance for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Managers determines is

necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Managers is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

John Michael Delano

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。